国補道路改築事業 一般国道152号 伊那市高遠バイパス関連

県宝旧馬島家住宅跡庭園整備関連

埋蔵文化財発掘調査報告書

―伊那市内―

東高遠若宮武家屋敷遺跡
（ひがしたかとおわかみやぶけやしき）

２００８.３

長野県伊那建設事務所
伊那市教育委員会
長野県埋蔵文化財センター

高遠城跡遠景（東方より）

若宮武家屋敷区画（西方より）

1号建物跡

2号建物跡と3号建物跡

2号建物跡

3号建物跡

4 号建物跡

5 号建物跡

1号建物跡　出土遺物①

1号建物跡　出土遺物②

1号建物跡　出土遺物③

1号建物跡庭　出土遺物①

1号建物跡庭　出土遺物②

1号建物跡庭　出土遺物③

2号建物跡　出土遺物

戦前を中心としたガラス製品

高遠城跡周辺のようす　平成３年 11 月撮影（一部加筆）

『諸国城郭絵図　冊次 19　信州高遠城之絵図』正保年間（1644 － 1647）　独立行政法人国立公文書館所蔵
高遠絵図等資料一覧番号 34（一部加筆）

『高遠城下明細絵図』文化 10（1813）年頃　　資料提供　株式会社　人文社
高遠絵図等資料一覧番号 28（一部加筆）

『高遠城図』万延元年（1860）以降
高遠絵図等資料一覧番号 24（一部加筆）

はじめに

信州伊那地方の山あいに位置する高遠は、四季折々に表情を変える自然と、江戸時代の風情を残す高遠城址公園や城下町によって、美しい景観を描き出しています。特に、春「タカトウコヒガンザクラ」の咲き乱れる時期には、多くの観光客でにぎわいを見せています。また、秋の紅葉を楽しみながら城跡や城下町を探索し、戦国乱世や江戸時代に思いを馳せるのも一興かと思われます。

この城址公園の桜は、明治時代初期の廃藩置県にともない、城が破毀されたのを機に、旧藩士らが桜馬場から移植したのがはじまりと言われています。旧藩士らの意志が、現代にまで引き継がれた一例と見ることもできましょう。このように、城の内外には旧跡や記録類だけでなく多くの言い伝えも残されており、幕末・明治という時代が人々の実感としてごく身近にあることを示しています。

一方、高遠には江戸時代を通して、多くの絵図や文書が残されており、文献史学の立場から分析が進められてきました。さらに、建築学の立場からは、現存する武家住宅の検討によって成果が蓄積されています。このように、高遠の歴史は、絵図・古文書・建物、さらには伝承などによって復元されてきました。

今回、一般国道 152 号高遠バイパス建設と、旧馬島家住宅跡庭園整備に伴い若宮地区を対象に発掘調査を行いました。その結果、幕末に近い 19 世紀前半代に、武家屋敷地の大規模な再整備が実施されていたこと、その礎石列が天保年間（1830－1843）の『御家中屋舗絵図』に描かれた屋敷間取図とほぼ一致したこと、等々が明らかになりました。このことは、高遠の歴史解明にあたり、考古学的な知見を加えた点で、新たな一歩を踏み出したと自負しております。

現在、高遠城跡では史跡整備に伴う発掘調査が継続的に行われ、成果が蓄積されつつあります。今回の調査を契機に、武家屋敷区画や城下町の発掘調査が並行して進めば、より詳細な高遠の江戸時代像も描けるのではないかと期待されます。

最後になりましたが、発掘調査から本報告書刊行に至るまで深いご理解とご協力をいただいた長野県伊那建設事務所、伊那市の関係諸機関、地元の地権者や関係者の方々に深甚なる謝意を申し上げます。

例　言

1　本報告書は、伊那建設事務所による国補道路改築事業　一般国道 152 号　伊那市高遠バイパス建設、および旧高遠町教育委員会（現伊那市教育委員会）による県宝旧馬島家住宅跡庭園整備に先立って行われた、伊那市高遠町に所在する東高遠若宮武家屋敷遺跡の発掘調査報告書である。

2　発掘調査は、以下の 3 次にわたって実施された。平成 16 年度は旧高遠町教育委員会（以下旧高遠町教委) が長野県伊那建設事務所（以下伊那建設事務所）からの委託を受けて実施した。平成 17・18 年度は（財）長野県文化振興事業団長野県埋蔵文化財センター（以下県埋文センター）が伊那建設事務所、旧高遠町教委からの委託を受けて実施した。

3　本遺跡の調査概要については、平成 16 年度分を旧高遠町教委による『高遠城若宮武家屋敷遺跡Ⅰ』、平成 17 年度分を『長野県埋蔵文化財センター年報 22』、平成 18 年度分を『長野県埋蔵文化財センター年報 23』において紹介しているが、本書の記述をもって本報告とする。

4　本書で掲載した地図は、国土交通省国土地理院発行の地形図（1：50,000）、史跡高遠城跡航空写真測量図（1：1000）旧高遠町都市計画図（1：2,500）、をもとに作成した。

5　測量基準点設置及び単点測量等の測量について次の機関に業務委託した。
平成 16 年度：（株）峰コンサル（旧高遠町教委分）
平成 17 年度：（株）峰コンサル（旧高遠町教委分）・（株）地図測量（県埋文センター調査分）
平成 18 年度：（株）地図測量（県埋文センター調査分）

6　本書に掲載した遺物写真の撮影は、（有）アルケーリサーチに委託した。

7　本書の編集はデジタル編集で行い、（有）アルケーリサーチに委託した。

8　本遺跡における文字資料の判読には長野県立歴史館の福島正樹・前澤　健専門主事にご協力いただいた。

9　本書の執筆は第Ⅱ章 1 節を大澤佳寿子、同 2 節を吉澤政己、それ以外を廣田和穂調査研究員が行い、平林　彰調査部長・寺内隆夫調査第 2 課長が校閲した。

10　本調査にかかわる記録および出土遺物は、報告書刊行後に伊那市教育委員会に移管する予定である。

11　発掘調査・報告書作成にあたり、下記の諸氏・諸機関のご指導・ご支援を得た（敬称略、五十音順）。
伊藤利道・追川吉生・太田典考・小田中一男・柿木邦夫・唐木米之助・北垣聰一郎・北原紀孝
櫻井準也・佐々木邦博・笹本正治・三溝恵子・竹内靖長・栩木　真・仲野泰裕・成瀬晃司・西村　博
原　明徳・福島正樹・堀内秀樹・前澤　健・前林政行・馬島昭子・丸山敞一郎・吉澤政己
伊那広域シルバー人材センター・伊那市高遠町総合支所・伊那市立高遠町図書館
伊那市立高遠町民俗資料館・伊那市立高遠町歴史博物館・新宿区教育委員会
東京大学埋蔵文化財調査室・内陸土器研究会・長野県立歴史館

凡　例

1　本書に掲載した実測図の縮尺は原則として以下のとおりである。
遺構図については、礎石建物跡を 1:100、その他遺構を 1:80 とする。
遺物実測図については、土器実測図を 1:3、石器・金属器他実測図を 1:2 と 1: 1 とする。
遺物写真については、おおむね 1:3 を基本とする。

2　遺跡の位置や各種平面図の座標は世界測地系に則っている。

3　土層の色調は農林水産省農林水産技術会議事務局監修『新版 標準土色帖』を基準とした。

本　文　目　次

巻頭図版
はじめに
例言・凡例
本文目次
第Ⅰ章　調査の経過と方法…… 1
第１節　調査に至る経過 …… 1
1　発掘調査委託契約 …… 1
2　発掘届と発掘の指示 …… 2
3　受委託契約 …… 3
第２節　調査および報告書刊行までの経過 …… 3
1　体制と経過 …… 3
2　発掘調査および整理作業参加者 …… 4
3　調査日誌抄 …… 5
第３節　発掘調査・整理作業の方法 …… 7
1　発掘調査の方法 …… 7
（１）遺跡記号と遺構記号　（２）調査区の設定　（３）検出面の設定と各地区の調査法
（４）測量について
2　整理作業と報告書作成の方法 …… 9
（１）遺構などの整理　（２）遺物の整理　（３）整理収納
第Ⅱ章　歴史的環境…… 10
第１節　高遠城周辺の歴史的環境 …… 10
1　高遠における城下町の誕生と構造 …… 10
2　若宮武家屋敷区画の変遷と特徴 …… 11
3　周辺遺跡の調査 …… 15
第２節　武士住宅遺構 …… 17
1　旧馬島家住宅 …… 17
（１）馬島家の歴史　（２）屋敷の概要　（３）主屋の概要　（４）『御家中屋舗絵図』
（５）主屋の特徴　（６）曳き移転の状況　（７）主屋の復元　（８）結
2　西村家住宅・瀬田家住宅 …… 29
（１）屋敷絵図と居住者の変遷　（２）西村博家住宅　（３）瀬田熙子家住宅　（４）結
第Ⅲ章　調査の成果…… 36
第１節　基本層序 …… 36
1　基本層序 …… 36
2　各地区の層序、および江戸時代の整地層・整地面について …… 36
（１）各地区の状況　（２）出土遺物からみた整地層・整地面の造作時期
第２節　遺構・遺物 …… 38
1　Ⅰ区の調査 …… 38
（１）概要　（２）検出された遺構　（３）Ⅰ区出土の遺物
2　Ⅱ・Ⅲ区の調査 …… 40
（１）概要　（２）１号建物跡と敷地の調査
3　Ⅳ区の調査 …… 59
（１）概要　（２）２号建物跡と敷地の調査　（３）４号建物跡と敷地の調査
（４）３号建物跡と敷地の調査　（５）５号建物跡
4　Ⅴ区の調査 …… 80

（1）概要　（2）検出された遺構と遺物
5　18 世紀以前の遺物…… 81
（1）19 世紀前半をさかのぼる資料（2）17・18 世紀代の遺物
6　19 世紀後半以降の遺物…… 81
（1）日常生活用具（2）整地用具および生産用具
第 3 節　若宮武家屋敷区画の考古学的な検討 …… 83
1　調査区全域に共通する考古学的な成果 …… 83
2　19 世紀前半代における若宮武家屋敷について…… 83
（1）19 世紀前半代の屋敷地区画　（2）敷地・建物等にあらわれた差異について
（3）改装・改築・増築の痕跡　（4）建物床下で発見された儀礼的痕跡について
第Ⅳ章　成果と課題…… 89
第 1 節　若宮武家屋敷地の成立と変遷 …… 89
1　若宮武家屋敷地全体について …… 89
2　Ⅲ区における建物跡と庭の変遷 …… 90
（1）検討資料（2）2 号土坑　（3）1 号建物跡　（4）1 号建物跡の庭と敷地
3　Ⅳ区における建物跡と庭の変遷 …… 95
（1）検討資料（2）Ⅳ区東部の敷地について（3）Ⅳ区中央部の敷地について
第 2 節　各建物・屋敷地間にみられる差異 …… 98
第 3 節　儀礼的行為の解明について …… 99
第 4 節　今後の展望 …… 100

関連文献
抄録
奥付

挿　図　目　次

第 1 図　東高遠若宮武家屋敷遺跡の位置…… 1
第 2 図　東高遠若宮武家屋敷遺跡調査地区区分図 …… 2
第 3 図　東高遠若宮武家屋敷遺跡調査分担図… 2
第 4 図　高遠城下町　町割復元図…… 10
第 5 図　絵図にみる若宮武家屋敷区画の変遷… 12
第 6 図「殿坂夕照」『高藩探勝』 …… 13
第 7 図　現代に残る「自分坂」 …… 14
第 8 図　若宮に残る武家屋敷の門…… 14
第 9 図　高遠城跡周辺の調査箇所…… 16
第 10 図『馬嶋家由緒書』 柳軒の項…… 17
第 11 図　旧馬島家住宅外観（修理前） …… 17
第 12 図　高遠城と旧馬島家　位置図…… 17
第 13 図　旧馬島家住宅　配置図（移転前）…… 18
第 14 図　旧馬島家住宅　平面図（移転前）…… 20
第 15 図『御家中屋敷絵図』にある若宮の馬島家住宅 …… 20
第 16 図　新町の馬島家住宅…… 20
第 17 図　旧馬島家住宅　痕跡図…… 22
第 18 図　土間後方の壁の痕跡…… 22
第 19 図　チャノマ後方の梁の痕跡…… 22
第 20 図　旧馬島家住宅　復元平面図…… 23
第 21 図『馬嶋家由緒書』の図 …… 23
第 22 図　土間の大黒柱とヨリツキ（修理前）… 23
第 23 図　ヨリツキ奥の槍之間（修理前） …… 23
第 24 図　ナカザシキ・カミザシキ（修理前）… 23
第 25 図　移転後の旧馬島家住宅…… 24
第 26 図　同　土間大戸と式台玄関…… 24
第 27 図『馬嶋家由緒書』にある屋敷図 …… 24
第 28 図　旧馬島家住宅　配置図 (移転後) …… 25

第 29 図　旧馬島家住宅　平面図 (移転後) …… 26
第 30 図　明治 6 年当時の若宮宅地割り図…… 29
第 31 図　明和以前の若宮町…… 29
第 32 図　明治 6 年の若宮町…… 29
第 33 図　西村家住宅　外観…… 30
第 34 図　西村家住宅　座敷…… 30
第 35 図　『御家中屋舗絵図』の小松純八家住宅… 30
第 36 図　西村家住宅　平面図…… 31
第 37 図　西村家住宅　痕跡図…… 32
第 38 図　西村家住宅　復元平面図…… 32
第 39 図　瀬田家住宅　正面外観…… 33
第 40 図　瀬田家住宅　茶の間…… 33
第 41 図　瀬田家住宅　座敷…… 33
第 42 図　瀬田家住宅　平面図…… 34
第 43 図　『御家中屋舗絵図』の根本伝左衛門家住宅
…… 34
第 44 図　瀬田家住宅　痕跡図…… 35
第 45 図　瀬田家住宅　復元平面図…… 35
第 46 図　Ⅳ区基本土層平面図…… 37
第 47 図　遺構配置図…… 39
第 48 図　Ⅰ区土蔵跡…… 40
第 49 図　馬島家敷地全体図…… 41
第 50 図　1 号建物跡第 1 整地面（上部硬化面）
……42・43
第 51 図　1 号建物跡曳移転前床下調査…… 45
第 52 図　1 号建物跡第 2 整地面 (下部硬化面)… 46
第 53 図　2 ・ 3 号埋設容器出土状況…… 47
第 54 図　2 号土坑…… 49
第 55 図　1 号建物跡と『馬嶋家由緒書』の「馬嶋柳軒」
宅間取図との比較 …… 50
第 56 図　1 号建物跡　庭…… 52
第 57 図　馬島家庭の茶室に入る門の看板…… 53
第 58 図　1 号土坑・蔵跡・溝状遺構…… 54
第 59 図　1 号建物跡　庭の現在と過去の対比… 57
第 60 図　2 号建物跡…… 60
第 61 図　2 号建物跡　解体前の「コタツ」残存状況
…… 62
第 62 図　2 号建物跡と解体前建物との対比…… 65
第 63 図　2 号建物跡と『御家中屋舗絵図』の
「小松純八」宅間取図との対比 …… 65
第 64 図　2 号建物跡　庭…… 66
第 65 図　Ⅳ区東部第 2 整地面 …… 68
第 66 図　4 号建物跡・石列・井戸跡…… 69
第 67 図　4 号建物跡の推定復元…… 71
第 68 図　3 号建物跡…… 73
第 69 図　3 号建物跡と解体前建物との対比…… 77
第 70 図　3 号建物跡と『御家中屋舗絵図』の
「根本伝左衛門」宅間取図との対比 … 77
第 71 図　5 号建物跡 …… 79
第 72 図　旧高遠町の商店名が入ったやきもの… 80
第 73 図　高遠焼製糸鍋を重ねた石垣…… 80
第 74 図　Ⅰ区遺物…… 104
第 75 図　1 号建物跡遺物①…… 105
第 76 図　1 号建物跡遺物②…… 106
第 77 図　1 号建物跡遺物③…… 107
第 78 図　1 号建物跡庭遺物①…… 108
第 79 図　1 号建物跡庭遺物②…… 109
第 80 図　1 号建物跡庭遺物③…… 110
第 81 図　1 号建物跡庭遺物④…… 111
第 82 図　1 号建物跡庭遺物⑤…… 112
第 83 図　1 号建物跡庭遺物⑥…… 113
第 84 図　1 号土坑・蔵跡・Ⅱ区遺物…… 114
第 85 図　2 号建物跡遺物①…… 115
第 86 図　2 号建物跡遺物②…… 116
第 87 図　2 号建物跡遺物③…… 117
第 88 図　2 号建物跡遺物④…… 118
第 89 図　2 号建物跡遺物⑤・ 4 号建物跡遺物… 119
第 90 図　3 号建物跡遺物…… 120
第 91 図　5 号建物跡周辺遺物・18 世紀以前の遺物①
…… 121
第 92 図　18 世紀以前の遺物② …… 122
第 93 図　19 世紀後半以降の遺物① …… 123
第 94 図　19 世紀後半以降の遺物② …… 124
第 95 図　19 世紀後半以降の遺物③ …… 125

挿　表　目　次

第 1 表　高遠城跡周辺の遺跡調査状況…… 16
第 2 表　若宮屋敷（該当番地）の居住者の変遷…… 29
第 3 表　若宮武家屋敷区画内にみられる差異一覧表…… 85
第 4 表　Ⅲ区における検出遺構・遺物と文献資料との対比…… 91
第 5 表　Ⅳ区東部における検出遺構・遺物と文献資料との対比…… 96
第 6 表　Ⅳ区中央部における検出遺構・遺物と文献資料との対比…… 96

写　真　目　次

ＰＬ１　Ⅰ区・Ⅲ区１号建物跡①
ＰＬ２　Ⅲ区１号建物跡②
ＰＬ３　Ⅲ区１号建物跡③・Ⅱ区
ＰＬ４　Ⅳ区２号建物跡①
ＰＬ５　Ⅳ区２号建物跡②
ＰＬ６　Ⅳ区４号建物跡
ＰＬ７　Ⅳ区３号建物跡
ＰＬ８　Ⅳ区５号建物跡・Ⅴ区
ＰＬ９　１号建物跡庭遺物
ＰＬ 10　２号建物跡遺物①
ＰＬ 11　２号建物跡遺物②・４号建物跡遺物
ＰＬ 12　３号建物跡遺物

添付ＣＤ内容一覧

１：本文ＰＤＦ（カラー版）
２：「礎石」フォルダ
　＊「１～４号建物の礎石一覧表」
　＊「１号建物跡礎石」フォルダ（個別礎石写真と柱痕等の図面）
　＊「２号建物跡礎石」フォルダ（個別礎石写真）
　＊「３号建物跡礎石」フォルダ（個別礎石写真）
　＊「４号建物跡礎石」フォルダ（個別礎石写真）
３：「遺物」フォルダ
　＊「報告書掲載遺物一覧表」
　＊「墨書土器」フォルダ（墨書部分の拡大写真）
４：「参考資料」フォルダ
　＊『高遠藩諸士席順』ＰＤＦ……天保８（1837）年における高遠藩の役職と席順
　＊『御家中屋舗絵図』フォルダ……天保年間（1830 － 1843）の若宮武家屋敷区画に存在した
　　９軒の屋敷間取図（１/100）

第Ⅰ章　調査の経過と方法

第１節　調査に至る経過

１　発掘調査委託契約

東高遠若宮武家屋敷遺跡は、伊那市高遠町東高遠若宮に所在する。高遠城跡の西北部、藤沢川の左岸低位段丘上に位置する（第１図）。

高遠町内の主要路線である国道 152 号線では、昭和 54 年度より「国庫補助道路改良一般国道 152 号上伊那郡高遠町高遠バイパス」の建設事業が推進されていた。当初計画段階より、昭和 48（1973）年に史跡指定された高遠城跡と近接した設計となること、武家屋敷である旧馬島家住宅（平成 15 年に県宝指定）が計画路線上にあたることなどが予想されており、旧高遠町教育委員会（現伊那市教育委員会）、事業者である伊那建設事務所（以下伊那建）、長野県教育委員会（以下長野県教委）の三者で協議を続けてきていた。平成 14（2002）年７月、東高遠工区のうち高砂橋から高遠大橋までの具体的なプランが提示された。そのルートは、昭和 48（1973）年に史跡指定された城郭の範囲を避ける形で設定され、高遠城跡の北側を流れる藤沢川に沿う若宮地区を通過することが確定した。

しかし、江戸後期の絵図『高遠城図』（巻頭 PL12：高遠絵図等資料一覧番号 24）には若宮に武家屋敷の屋敷割が記載され、天保年間（1830 ～ 1843）の『御家中屋舗絵図』にはこれらの屋敷の間取図も記載されており、さらには旧馬島家住宅が現存することから、近世武家屋敷遺跡の存在が確実視された。

江戸時代の高遠藩武家屋敷を考える上で重要な地区であることから、平成 14（2002）年 10 月に伊那建、旧高遠町教育委員会（以下旧高遠町教委）、長野県教委の３者による保護協議、平成 15（2003）年９月に伊那建、旧高遠町教委、同建設課、同産業課、同高遠町振興公社の５者による保護協議、11 月には長野県教委、伊那建、旧高遠町教委の３者による保護協議が行われ記録作成目的の発掘調査を行うこととなった。

第１図　東高遠若宮武家屋敷遺跡の位置（1/50,000）

これを受けて平成 16（2004）年度に、旧高遠町教委がⅠ区（柿木家周辺）・Ⅱ区（旧馬島家畑）の調査を実施した。Ⅲ区（旧馬島家住宅と庭園）・Ⅳ区（西村家・瀬田家）・Ⅴ区（若宮小路周辺道路）については、事業が大規模化することが予想されたため、平成 17（2005）年 9 月に長野県教委、伊那建、旧高遠町教委、長野県埋蔵文化財センター（以下県埋文センター）の 4 者による保護協議が行われ、県埋文センターへ調査が委託されることとなった(第 2 図)。また、同協議ではⅢ・Ⅳ区の建物跡（1・2・3 号建物跡）がバイパス用地の境界線上に位置することが問題となった。バイパス用地内だけで建物調査を行うと、建物跡全体の構造が把握できなくなること、また、バイパス用地外の残地についても駐車場の整備計画が生じたため、建物全体を調査する方針が決定された。上記の協議を受けてバイパス用地内の調査は伊那建から、バイパス用地外にある残地部分の調査は旧高遠町教委から、それぞれ県埋文センターに委託する形となった（第 3 図）。

上記の協議を受けて、平成 17（2005）年 9 ～ 12 月にⅢ区、平成 18（2006）年 8 月～ 12 月にⅣ・Ⅴ区を県埋文センターが発掘調査した。

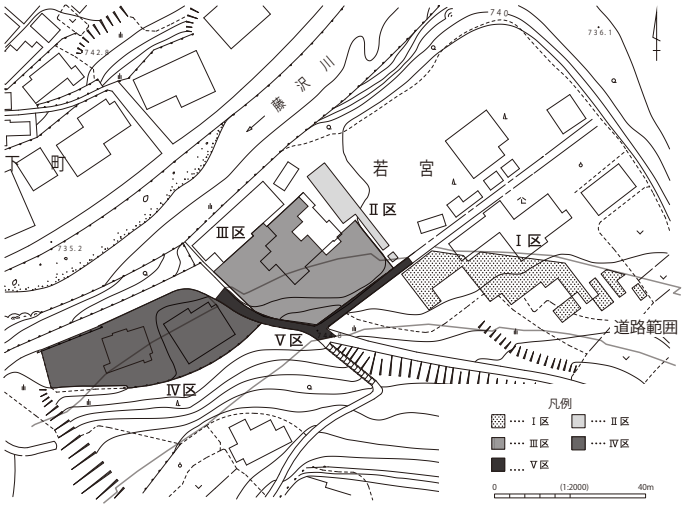

第 2 図　東高遠若宮武家屋敷遺跡調査地区区分図（1/2,000）

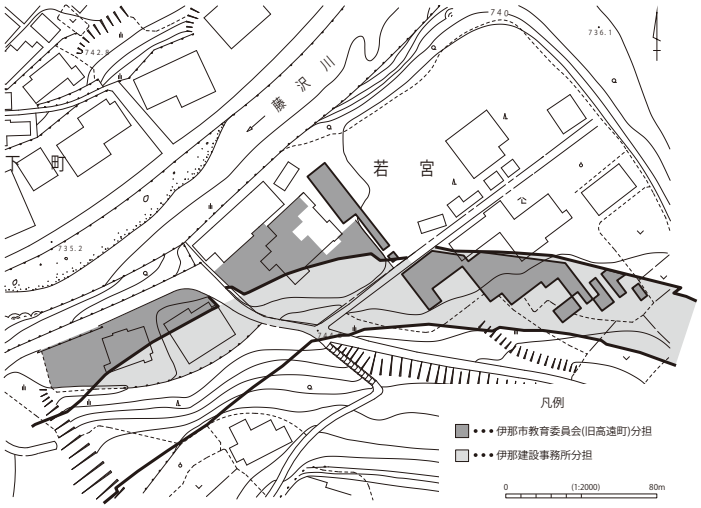

第 3 図　東高遠若宮武家屋敷遺跡調査分担図（1/2,000）

2　発掘届と発掘の指示

伊那建は平成 16（2004）年 10 月 5 日付 16 伊建第 250 号で県教育委員会あてに文化財保護法第 57 条の 2 に基づく土木工事のための埋蔵文化財発掘通知書を提出し、同年 10 月 26 日付 16 教文第 18-25 号により、県教育委員会教育長から発掘調査実施の通知を受けた。翌年度も平成 17（2005）年 9 月 28 日付 17 伊建第 237 号で県教育委員会あてに土木工事のための埋蔵文化財発掘通知書を提出し、同年 10 月 14 日付 17 教文第 18-141 号により、県教育委員会教育長職務代理者から発掘調査実施の通知を受けた。

また、旧高遠町教委も平成 17（2005）年 9 月 20 日付 17 教 748 号で長野県教委あてに文化財保護法第 94 条に基づく土木工事等のための埋蔵文化財発掘の通知書を提出し、同年 9 月 30 日付 17 教文第 18-129 号により、県教育委員会教育長職務代理者から発掘調査実施の通知を受けた。翌年度も平成 18（2006）年 6 月 16 日付 18 伊高教第 30 号で長野県教委あてに土木工事のための埋蔵文化財発掘通知書を提出し、同年 7 月 5 日付 18 教文第 18-44 号により、県教育委員会教育長から発掘調査実施の通知を受けた。

一方、県埋文センターでは、平成 17（2005）年 8 月 15 日付け 17 埋第 12-16 号で長野県教委あてに文化財保護法第 92 条に基づく発掘届を提出し、同年県教育委員会教育長から発掘調査実施の通知を受けた。翌年度も、平成 18（2006）年 5 月 15 日付け 18 長埋第 1-2 号で長野県教委会あてに発掘届を提出し、同年 5 月 1 日付 18 教文第 4-14 号により発掘調査実施の通知を受けた。

3　受委託契約

平成 16 年度　伊那建設事務所と旧高遠町教育委員会との契約内容は下表のとおりである。

内　容	発掘作業・概報作成作業	
期　間	H16．7．30～H17．3.15	
委託料	当初契約額	変更契約額
	16,563,500 円	4,103,000 円

平成 17･18･19 年度伊那建設事務所と長野県埋蔵文化財センターとの契約内容は下表のとおりである。

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
内　容	発掘作業、基礎整理作業		発掘作業、基礎・本格整理作業		本格整理作業・報告書刊行	
期　間	H17.9.1 ～ H18.3.20.		H18.7.13 ～H 19.3.20		H19.6.1 ～ H20.3.20	
受託料	当初契約額	変更契約額	当初契約額	変更契約額	当初契約額	変更契約額
	14,954,000 円	5,974,000 円	8,445,000 円	7,927,000 円	6,004,000 円	5,419,000 円

平成 17･18･19 年度伊那市教育委員会（旧高遠町）と長野県埋蔵文化財センターとの契約内容は下表のとおりである。

	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
内　容	発掘作業・基礎整理作業		発掘作業・基礎・本格整理作業		本格整理作業・報告書刊行	
期　間	H17.10.17 ～ H18.2.28		H18.8.2 ～H 19.3.31		H19.6.1 ～ H20.3.20	
受託料	当初契約額	変更契約額	当初契約額	変更契約額	当初契約額	変更契約額
	1,997,000 円	3,705,000 円	9,711,000 円	9,146,000 円	3,033,000 円	2,737,000 円

第 2 節　調査および報告書刊行までの経過

1　体制と経過

発掘作業の体制と期間、面積は次の通りである。

平成 16（2004）年度

旧高遠町教育委員会

教育委員長：阪下哲彦　教　育　長：中原長昭　教育次長：伊藤順一

生涯学習係長：丸山　敦　生涯学習係：伊藤　透・北原善昭・嶋田佳寿子

発掘調査団長：丸山敞一郎（上伊那考古学会会長）

発 掘 期 間：平成 16 年 10 月 25 日～ 12 月 13 日

整 理 期 間：平成 16 年 12 月 14 日～平成 17 年 3 月

面　　積：700 ㎡

業 務 内 容：Ⅰ・Ⅱ区の発掘調査と図面整理・遺物整理、原稿執筆を行い、概報を刊行。

平成 17（2005）年度

長野県埋蔵文化財センター

所　　長：仁科松男　副　所　長：根岸誠司　管理部長補佐：上原　貞

調 査 部 長：市澤英利　調査第２課長：平林　彰　調査研究員：廣田和穂

旧高遠町教育委員会

教育委員長：阪下哲彦　教　育　長：中原長昭　教育次長：伊藤順一

生涯学習係長：伊藤隆博　生涯学習係：伊藤　透・北原善昭・嶋田佳寿子・伊藤泰史

発 掘 期 間：平成 17 年９月 20 日～ 12 月７日

基礎整理期間：平成 17 年 12 月８日～平成 18 年３月 20 日

面　　積：650 ㎡

業 務 内 容：Ⅲ区の発掘調査と土器洗い・図面整理等の基礎整理作業を行う。

平成 18（2006）年度

長野県埋蔵文化財センター

所　　長：仁科松男　副　所　長：根岸誠司　管理係長：山崎勇治

調　査　部　長：市澤英利　調査第１課長：上田典男　調査研究員：廣田和穂

伊那市教育委員会　高遠教育振興課

教 育 委 員 長：原　太郎　教育長：北原　明　教育次長：池上　謙

高遠教育振興課長：丸山　敦（平成 18 年９月 30 日まで文化財係長兼務）

文 化 財 係 長：春日博実（平成 18 年 10 月１日より）

文　化　財　係：伊藤　透（平成 18 年 12 月 31 日まで）・伊澤まゆみ（平成 19 年１月１日より）
嶋田佳寿子・伊藤泰史

発 掘 期 間：平成 18 年８月１日～ 11 月９日

本格整理期間：平成 18 年 12 月 11 日～平成 19 年３月 20 日

面　　積：1,060 ㎡

業 務 内 容：Ⅳ・Ⅴ区の発掘調査と土器接合・遺物実測・遺物トレースを行う。

平成 19（2007）年度

長野県埋蔵文化財センター

所　　長：仁科松男　副　所　長：根岸誠司　管理係長：山崎勇治

調　査　部　長：平林　彰　調査第２課長：寺内隆夫　調査研究員：廣田和穂

伊那市教育委員会

教 育 委 員 長：松田泰俊　教　育　長：北原　明

教　育　次　長：伊藤　健（平成 19 年 12 月 31 日まで）　竹松武登（平成 20 年１月１日より）

高遠教育振興課長：丸山　敦　文化財係長：春日博実

文　化　財　係：伊澤まゆみ・大澤佳寿子・伊藤泰史

本格整理期間：平成 18 年６月１日～３月 20 日

業 務 内 容：遺構図面の作成と原稿執筆を行い、報告書を刊行した。

２　発掘調査および整理作業参加者

発掘補助員

平成 16 年度：伊藤定雄　伊藤節子　伊藤妙子　倉沢成子　多田羅弥和　筒井直江　西村清昭　平沢恒夫
広瀬建史　広瀬雪枝　藤田　明　水山志津江

平成 17 年度：浅見米子　有賀一弘　有賀房江　太田　綾　北原章子　沢　謙司　中山純恵　広瀬建史
広瀬雪枝　藤田　明　山浦和加子　矢島鐵男

平成18年度：有賀房江　池上忠人　伊藤定雄　伊藤　貞　伊藤節子　伊藤妙子　伊藤敏子　春日幸一
北原智恵子　倉田　保　後藤祐春　高見偉夫　中山純恵　橋爪角男　矢島鐵男
山浦和加子

整理補助員

平成17年度：小林奈美江　松林貴子

平成18年度：阿部高子　石田多美子　市川ちず子　井原真弓　臼田知子　大井晴美　大林久美子
荻原勝子　窪田　順　小池美香　小林英子　近藤朋子　塩野入奈菜美　清水栄子
高橋康子　武井洋子　鳥羽仁美　中沢ヒデ子　長沢雄一郎　中村智恵子　西澤京子
日向冨美子　松本真行　緑川うめ子　南澤憲吾　矢島美雪　柳原澄子

平成19年度：小林知子　坂口信子　日向冨美子　柳原澄子　山下千幸

３　調査日誌抄

平成15（2003）年度

９月26日　国道152号高遠バイパス建設の見通しについて伊那建設事務所（以下伊那建）、旧高遠町教育委員会（以下旧高遠教委）、旧高遠町役場建設課、旧高遠町役場産業課、旧高遠町振興公社の５者協議。

11月20日　平成16年度以降実施予定の道路改良国道152号高遠バイパスについて長野県教育委員会（以下長野県教委）、伊那建、旧高遠町教委の３者協議。

平成16（2004）年度

５月27日　国道152号高遠バイパス建設計画について長野県教委、伊那建、旧高遠町役場建設課、旧高遠町教委の４者協議。

７月30日　伊那建と発掘調査委託契約締結。

10月４日　国道152号高遠バイパス建設に係る埋蔵文化財の保護について長野県教委、伊那建、旧高遠町教委協議。

10月５日　伊那建が土木工事等のための埋蔵文化財発掘の通知を提出。

10月21日　委託測量開始。グリッドの設定。

10月25日　Ⅱ区（馬島家北部）の調査開始。

10月28日　集石遺構を検出。

11月８日　Ⅰ区（柿木家）の調査開始。

12月７日　蔵の基礎部を検出。

12月13日　発掘調査終了。

12月14日　整理作業開始。

３月　概報刊行。

平成16年度　Ⅰ・Ⅱ区調査開始式

平成17（2005）年度

６月13日　文化庁文化財部記念物課、長野県教委、伊那健、旧高遠町役場建設課、旧高遠町教委の５者協議において、国道152号バイパスの最終ルート及び工法を確認。

７月22日　前回協議の追加資料の送付を行い、詳細工法が確定する。

９月６日　国道152号バイパス建設に伴う埋蔵文化財の保護について伊那建、旧高遠町教委、高遠城跡発掘調査団長、長野県埋蔵文化財センター（以下県埋文センター）による４者協議。

平成17年度　Ⅲ区県宝「旧馬島家住宅」曳移転工事

9月８日　国道152号バイパス建設に伴う県埋文センター受託事業の内容について長野県教委、伊那建、旧高遠町教委、高遠城跡発掘調査団長、県埋文センターによる５者協議。
9月20日　発掘開始式。Ⅲ区庭部（バイパス部分）調査開始。
9月26日　Ⅲ区（旧馬島家住宅庭園）の保護措置について長野県教委、伊那建、旧高遠町教委、県埋文センターによる４者協議。
10月17日　Ⅲ区調査開始。
10月20日　委託測量開始。
10月23日　１号建物跡完掘。
11月16日　１号建物跡庭部の調査開始。
11月28日　庭部でスロープ状の遺構を検出。
12月７日　発掘調査終了式。
12月８日　冬期基礎整理作業開始。
１月31日　委託測量成果品納品。
３月20日　基礎整理作業終了。

平成18（2006）年度

４月19日　Ⅳ区（西村家・瀬田家）とⅤ区（若宮小路周辺道路）の保護措置について伊那建、伊那市教育委員会（以下伊那市教委）、県埋文センターによる三者協議。
５月８日　Ⅳ区に露出する礎石を養生するため保護シートで覆う。
８月７日　発掘開始式。Ⅳ区の調査開始。
８月10日　委託測量開始。
８月24日　現道の調査方法と上下水道の位置等について伊那建、伊那市総合支所建設課、同水道課、伊那市教委、県埋文センターによる５者協議。２号建物跡完掘。
９月３日　現地説明会、参加者84名。
９月７日　３号建物跡完掘。
９月11日　ラジコンヘリによるⅣ区１面目の空撮実施。
９月13日　調査区内防犯灯移設、仮設道路について伊那建、伊那市総合支所建設課、同総務課、伊那市教委、県埋文センターによる５者協議。
９月28日　５号建物跡完掘・２号建物跡の下部で新たな礎石列を確認（４号建物跡）。面的調査に入る。
10月２日Ⅴ区調査開始。
10月10日　調査の現状、通行止め措置の引継ぎ等について伊那建、伊那市教委、伊那市総合支所建設課、県埋文センターによる４者協議。
10月13日　Ⅴ区若宮小路で近代の石垣を検出。
10月16日　Ⅳ区第Ⅱ整地層４号建物跡完掘。
10月20日　ラジコンヘリによるⅣ区２面目とⅤ区の空撮実施（写真13・14）。

平成17年度　Ⅲ区作業風景

平成18年度　Ⅳ区作業風景

平成18年度　現地説明会

平成18年度　ラジコンヘリによる空撮

11月９日　発掘調査終了式。調査終了後の引渡しと廃材処分について伊那建、伊那市総合支所建設課、伊那市教委、県埋文センターによる４者協議。
12月11日　基礎整理作業（土器の注記・写真整理）開始。
12月25日　本格整理作業（土器の接合）開始。
１月９日　遺物実測・トレース開始。
２月27日　信濃建築史研究室の吉澤政己先生、伊那市教委、県埋文センターによる第１回遺跡検討会。
２月28日　委託測量成果品納品。
３月20日　18年度基礎整理作業終了。

平成19（2007）年度

４月２日　本格整理開始。
５月14日　原稿執筆開始。
５月23日　遺構図トレース開始。
６月28日　信濃建築史研究室の吉澤政己先生、埋文センターによる第２回遺跡検討会。
７月11日　編集委託業務開始。
１月25日　編集委託業務成果品納品。
３月７日　印刷製本業務開始。
３月20日　報告書刊行。

平成18年度　調査終了後の器材かたづけ

平成18年度　若宮武家屋敷遺跡検討会

第３節　発掘調査・整理作業の方法

１　発掘調査の方法

調査は、旧高遠町教委（平成16年度）と県埋文センター（平成17・18年度）の２者が実施した。そのため、両者間で調査・整理方法に若干の相違部分がある。県埋文センター分については、基本的には内部資料『遺跡調査の方針と手順』に則って実施した。整理作業は引き続き県埋文センターが担当したため、発掘調査の方法ならびに整理作業、報告書刊行の方法については、県埋文センターの方法を元に記述を進める。その中で、適宜、旧高遠町教委調査分との相違点について触れることとする。

（１）遺跡記号と遺構記号

遺跡名は、「東高遠若宮武家屋敷遺跡」とした。高遠城の周辺には江戸時代の武家屋敷区画が広く分布しており、遺跡名に地区名を入れることで今後の武家屋敷遺跡の調査と区別をするためである。

遺跡記号：発掘調査および整理作業の便宜上、遺跡名を示す記号を設定し、各種記録・遺物注記に用いた。

県埋文センター調査分の諸記録は、大文字アルファベット３文字で「ＨＨＴ」と表記している。１文字目は長野県内を９地区に分けた地区記号で上伊那郡が該当する「Ｈ」、２・３文字目は遺跡をローマ字表記した「ＨＩＧＡＳＨＩＴＡＫＡＴＯＵ」から「ＨＨＴ」を用いた。

旧高遠町教委調査分の諸記録には、「若宮武家屋敷」を示す「ワカ」、調査年月日、地区名、出土地点が記されている。これらの注記は、県埋文センターが整理を引き継いだ時点でも変更していない。

遺構記号：調査記録の便宜を図るため、遺跡で検出された遺構に平面形や分布の特徴を指標にして付けている。この記号は基本的に検出時に決定するため、必ずしも個々の遺構の性格を示すものではない。

旧高遠町教委調査分では、明確な遺構が検出されていないので遺構記号をつけていない。

県埋文センター調査分の諸記録・遺物の注記には、ＳＴ（建物跡）・ＳＫ（土坑）ＳＨ（集石）・ＳＥ（井戸）の記号を用いた。

（2）調査区の設定

県埋文センターの仮地区名を基本とし、本書では便宜上、調査区単位で東側から順にⅠ～Ⅴ区の地区を設定した（第3図）。よって、旧高遠町教委のＡ地区・Ｂ地区は本報告書のⅡ区・Ⅰ区にそれぞれ対応する。各地区の調査年度は、旧高遠町教委担当のⅠ・Ⅱ区が平成16年度、県埋文センターが担当したⅢ区が平成17年度、Ⅳ・Ⅴ区が平成18年度である（第2図）。

測量基準線は、旧高遠町教委担当分（Ⅰ・Ⅱ区）では、若宮小路の道路を軸に2ｍ四方のグリッドを設定した。また､旧高遠町教委はこのグリッドごとに遺物を採集している。一方､県埋文センター担当分（Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ区）ではグリッドを設定せず、国家座標数値Ⅷ系にあるＸ＝－18,000、Ｙ＝－39,500ラインを基に測量基準線を設定し各遺構平面図に使用した。本遺跡では建物跡出土遺物についてグリッド単位よりも部屋単位で取り上げたほうが、各部屋の性格を把握するのに適していると考えたためである。

（3）検出面の設定と各地区の調査法

本遺跡は保護協議を行う時点ですでに、江戸時代後期の絵図に描かれた武家屋敷区画や建物の間取り図と、現在の土地区画や家屋の間取りに類似性が確認されていた。また、現存する江戸時代の建物である旧馬島家住宅が存在する。このことから、現在の建物の基礎部分に、江戸時代の建物痕跡が残されている可能性が考えられた。そのため、発掘調査の対象は、現在の建物の上屋が除去された時点（現存する礎石やタタキ面）からとした。よって、基本的に第一次検出面は、現家屋下については表土である。ただし、家屋外や、発掘調査前に攪乱を受けていた地区については、表土や攪乱を除去した面を検出面とした。

その後の調査は、基本層序を確認し、順次上位の層から掘り下げを行い、層理面で遺構の検出をおこなった。屋敷地内であるため層・層理面ともに盛土、タタキなど人工的な層・面が主である。遺物の取り上げは、埋納の可能性があるもの、層理面上に集中的に分布するもの以外は、盛土層などに混在した例が多く、層一括で取り上げた。

各地区の状況と各々に対応した調査方法については以下の通りである。

Ⅰ・Ⅱ区　両地区とも調査前に整地されていたため、人力で表土からグリッド単位の掘り下げを行い、土層の堆積を確認したが、純粋な包含層や整地層は確認できなかった。江戸時代に遡る遺構は検出されていない。遺物は江戸時代と近現代が混在して出土したため、グリッド単位で取り上げた。

Ⅲ・Ⅳ区　比較的残存状況が良かったため、現在の建物の基礎部分から調査対象とした。まず調査対象地の表面精査を行い、礎石など地表面の遺構の記録を行った。その後、人力でトレンチ調査を行い整地層の状態や遺構の有無を確認した。整地層や遺構が存在する場合は人力による面的調査を継続した。また、検出されない場合は、地山までの土層確認調査を行った。遺物の取り上げは、現在の建物下については解体前の部屋単位で、層位ごとに行った。庭などの敷地部分は層位ごとに取り上げた。

調査の結果、Ⅲ区では現存建物の整地層より下は基盤層になることが判明した。基盤層中に江戸時代以前の遺構・遺物、あるいは旧地表面は検出されなかった。Ⅳ区では東端の建物（２号建物跡）の下で２面目の整地層を確認したため、人力による面的精査を行い、4号建物跡を検出した。下層の建物跡の精査後、地山までの土層確認調査を行った。

Ⅴ区　現存道路部の調査のため、アスファルトと下部の砂利層を除去した後に精査を行ったが、道路中

央部に水道管が敷設されており、面的な調査は実施していない。側壁で石垣を検出し、調査を行った。

（４）測量について

個別遺構の測量基準点や調査区の地形測量、庭石の現況については、トータルステーションと電子野帳を使用した単点測量を行った。測量と作図は委託し、調査担当者が校正した。各建物跡やそれに付随する遺構、調査区の土層断面図については、手取り測量を行った。

２　整理作業と報告書作成の方法

（１）遺構などの整理

遺構図は、基礎整理時に記載内容や図面相互の点検・修正を行い、図面台帳・写真台帳を作成した上で、所見のまとめを行った。本格整理時には委託図面と手描き図面の合成作業を行い、遺構単位にトレース図を作成した。

本報告書への掲載方法は、各屋敷区画（地区）別とし、現代に近い時期の遺構から時代を遡る形で編集した。また、ムロ跡やコタツ跡など現代まで使用された諸施設については事実記載中に明記した。

（２）遺物の整理

遺物は、発掘期間の雨天時に洗浄を行い、冬期の基礎整理時に注記と接合作業をおこなった。注記は遺跡記号である「ＨＨＴ」を先頭に、地区名、遺構名、取上 NO 等を記述した。

整理段階では、江戸時代の遺物を中心に残存状況の良い資料を抽出して図化した。遺物の写真撮影は委託し、デジタルカメラを用いて行った。画素数は 600 万画素を基本とした。

報告書への掲載にあたっては、仮組した状態までを行い、編集業務を委託し作業を進めた。

本報告書に掲載した遺物は江戸時代に関しては約 230 点で、出土量全体の約 50％を図示した。一方、明治時代以降の遺物は、ガラス製の容器などに焦点を絞った。江戸時代の建物跡の調査が主眼であるため、銅板摺絵の陶磁器は基本的に資料化していない。掲載順は遺構別・層位別とした。

（３）整理収納

報告書刊行後は、資料を地元教育委員会に移管することを前提とし、県埋文センターの移管資料一覧に則って、図面記録類、写真記録類、遺物、台帳などの整理、収納を行った。

第Ⅱ章　歴史的環境

第１節　高遠城周辺の歴史的環境

１　高遠における城下町の誕生と構造

「高遠」という地名が歴史上に初めて登場するのは 15 世紀のことで、『守矢満實書留』の文明 14（1482）年６月の記述に、「伊那保科子供連ニ就緩怠　信州背御意、大祝殿、千野入道、高遠御越有テ　彼面々訴訟御申候へ共不叶候間、保科千野同心候て被歸候」とある。高遠は諏訪氏の一族である高遠氏が領有しており、この頃には現在の高遠城の付近にすでに城が築かれていたと思われる。武田氏の侵攻に伴い、高遠も武田氏の領内に属することとなるが、武田信玄の側近である駒井高白斎が記した『高白斎記』の天文 16（1547）年３月の条には、「高遠山ノ城鍬立」とあり、武田氏によって高遠城の修築が行われたことがわかっている。

高遠城は月蔵山麓の段丘先端部、三峰川と藤沢川の合流点に位置している。合流点より藤沢川の東側を東高遠、西側を西高遠と称しており、近世以前は東高遠の段丘上に町が形成され、武家屋敷と町人の居住区があったといわれているが、どのような町割であったかは記録がないため不明である。一方、藤沢川の右岸には伊那谷と諏訪を結ぶ金沢街道があり、街道沿いには古くからの寺社があった。中世、的場の香福寺の門前には定期的に市が開かれ、参詣者とともに非常に賑わったという。また、天正６（1578）年７月、武田勝頼が乾福寺（現在の建福寺）に対して発給した朱印状には、「一、鉾持古町居住之人足等、向後寺家御用之時節者、如往歳、以当時納所下知可被召使、若於違背之族者、可者有追放門前事」とあり、戦国末期には西高遠の鉾持神社や建福寺の門前に、鉾持古町と言われる門前町が形成され、多くの人々が居住していたことがわかる。

高遠城を中心とし、西高遠の門前町を包括して城下町を再編成したのが近世初期であるとみられ、元々

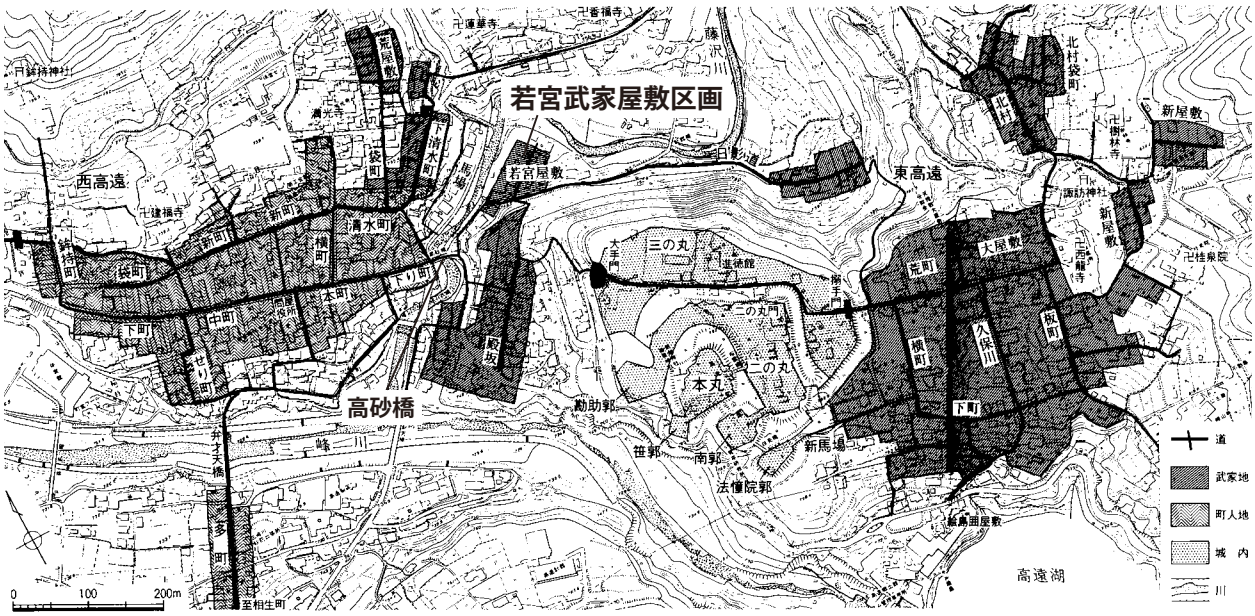

第４図　高遠城下町　町割復元図（『長野県史　美術建築資料編』1990 より引用一部改）

は東側にあった高遠城の大手口を西側に移し、東高遠を武家屋敷地、西高遠を町人地として城下町が建設された（第４図）。西高遠に建設された町は、鉾持町、下モ町、中町、本町、横町、下り町、清水町、新町、袋町、勢利町で、これらは町方十町と呼ばれ、古くから栄えた鉾持町や主な街道となった本町通りを中心とする位置関係により町名が付けられたと考えられる。職人を一定地域に集住させることはしておらず、同じ町内に町人と職人がともに住んでいたため、職人町は形成されていない。幕末の文久年間になると、城下町で大火が相次いだため、藩は疲弊した町を復興するための開放政策の一環として三峰川の左岸に新たな町を建設した。新たに建設された２つの町は多町、相生町と名付けられた。

江戸時代、高遠藩には保科氏（1600 ～ 1636）、鳥居氏（1636 ～ 1689）、内藤氏（1691 ～ 1869）の３家が藩主として入封しており、東高遠を中心とする武家屋敷地には、家老以下数百人の藩士たちが居住していた。現存する精度の高い絵図の中で、最も古い絵図は『正保城絵図』の内の１枚『信州高遠城之絵図』（巻頭 PL10：高遠城絵図等資料一覧表番号 34　以下絵図番号○と表示）であるが、これには寛永 13（1636）年より、27 年間藩主を務めた鳥居忠春の治世における城の様子が描かれている。この絵図に描かれた曲輪配置や町割は、ほぼ明治維新まで引き継がれていることから、鳥居氏時代には既に高遠藩の武家屋敷区画はできあがっていたと考えられる。城の本丸を囲む二ノ丸、三ノ丸、大手、搦手、荒町、板町、久保川、横町、下タ町、新馬場、大屋敷、殿坂、若宮に武家屋敷が配置され、日影や板町村、西高遠の下清水町などにも中間や足軽等の屋敷があった。鳥居氏時代（1636 ～ 1689）の『高遠城図』（絵図番号 19）によると、城内二ノ丸、三ノ丸、大手、搦手の武家屋敷には、家老職などの要職にある者や、旗奉行、鷹匠や馬廻といった藩主や重役に付随する職にある者が配されている。しかし、内藤氏時代幕末の様子を描いた『高遠城図』（巻頭 PL12　絵図番号 24）によると、鳥居氏の頃と比べ城内の武家屋敷は減っており、城内三ノ丸には学問所や藩主子息の御殿と、家老職を務める２家の屋敷のみとなる。安定した時代となった江戸中期以降は城内の警固も緩やかになり、城内の屋敷割や家臣の配置が変化していったものと思われる。また、天保年間（1830 ～ 1843）における藩士の居住地と住宅間取を書き上げた『御家中屋舗絵図』（高遠町歴史博物館寄託資料 761）によると、重職に就いた者たちは荒町や横町を中心に居住しており、城より一段低い位置にある下タ町や若宮の一部には、給人の中でも家格や禄高のやや低い者が居住している。しかし、必ずしも城から同心円状に役職や禄高の高いものが配置されていた訳ではなく、城に近接する新馬場周辺や大屋敷には、比較的小規模な住宅や長屋があり、御供番や御中小姓、御徒士などが居住していた。

藩士の住宅は、そのほとんどが藩普請の住宅を宛がわれたものであるが、家の格式や役付に応じた場所の家に住んでいたため、役付が変わったりすると、屋敷替え（引越し）が行われた。また、『御家中屋舗絵図』によると、藩普請の住宅以外にも東高遠の花畑、宮下、北村、新屋敷、西高遠の荒屋敷には自分建てといい、自ら材料を賄い普請した住宅もあった。また、藩より支給された材木を使って、藩士が建てる場合もあった。

廃藩後、高遠城内においては進徳館を除く全ての建物が取り壊され、民間へ払い下げられた。本丸・南曲輪・笹曲輪・勘助曲輪は国有の公園地となったが、城内の他の土地は建物と同様に民間へ払い下げられている。城外の武家屋敷地を含む東高遠一帯も現在は住宅地となっているが、江戸時代の屋敷割がそのまま現在の地割と一致する部分も少なくなく、現地にその痕跡を認めることができる場所も多数残っている。

２　若宮武家屋敷区画の変遷と特徴

若宮という地名は、この地に元暦年間（1184）に鉾持神社が遷座されたことに由来する。東高遠大北の地から初春に遷されたということから、新たに遷座された神社は若宮と呼ばれ、それ以後、島崎と呼ばれていたこの地域一体を若宮と称するようになった。以下若宮区画変遷を絵図から検討する（第５図）。

前節で述べたとおり、近世鳥居氏時代（1636 ～ 1689）には既に高遠城周辺の武家屋敷区画はできあがっ

a　『高遠城図』　寛永 13 ～元禄 2（1636 － 1689）年

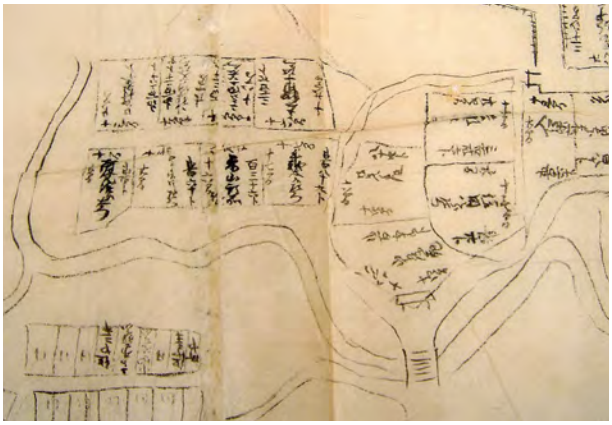

b　『高遠御城并御家中屋舗絵図』　享保 12（1727）年

c　『高遠家中屋敷絵図』　安永 3（1774）年

d　『高遠城下明細絵図』　文化 10（1813）年頃　巻頭 PL11　人文社提供

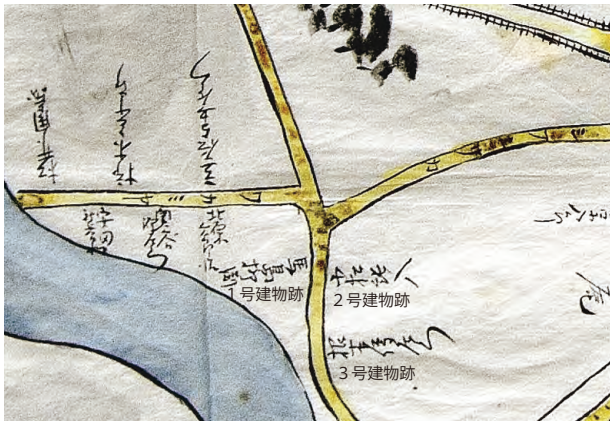

e　『高遠城図』　万延元年（1860）以降　巻頭 PL12　一部加筆

f　『高遠町実測区域図東高遠之部』　大正 7（1918）年　一部加筆

第 5 図　絵図にみる若宮武家屋敷区画の変遷（いずれも若宮地区を抜粋）

ており、『高遠城図』（第 5 図 a ：絵図番号 19）によれば、鳥居氏時代南北に通る若宮の小路の両側には、それぞれ 4 軒ずつの屋敷地があった。描かれた門の位置から、敷地内への入口は小路をはさんでそれぞれ東西に向いていたものと思われる。また、小路の西側区画においては、南から 4 軒目の屋敷地の北側に畑が存在している。東側区画の屋敷地の背後にも 1 区画の畑が描かれており、この頃より若宮には屋敷地に隣接して、畑があったことが見てとれる。

若宮の小路周辺の様子を、内藤氏時代の絵図から見てみたい。文化 10（1813）年頃の武家屋敷地を描いた『高遠城下明細絵図』（第 5 図 d: 絵図番号 28）によると、小路沿いには東側に 1 名、西側に 3 名の家臣

第６図　「殿坂夕照」『高藩探勝』　一部加筆

名が書かれている。１名を１区画として見た場合、鳥居氏時代と比較して変化が見られるが、これを区画の減少と捉えることはできない。享保年間（1716 ～ 1735）や安永３（1774）年の絵図を見ても、東西それぞれ４区画という屋敷地の区画数が変わっていないこと、同時代の史料『臣下代々録』に「北原六郎治向かい明屋敷」という記述があることなどから、家臣名のない区画は当時明屋敷（空き屋敷）であったと思われる。幕末の様子を描いた『高遠城図』（第５図ｅ：絵図番号 24）や、明治６（1873）年の土地区画を調べ上げた現地目調『東高遠町地図第壱号』（第 30 図：絵図番号 50）でも東西４区画は変わっておらず、鳥居氏時代に出来上がっていた若宮の区画は近代まで引き継がれたと考えられる。ただし、西側区画のうち一番南の区画（旧馬島家住宅の区画）においては、『高遠城図』（第５図ｅ）に書かれた文字方向から考えると、道から敷地内へ入る出入口の位置が変化し、元々東向きであったものが、南向きになった可能性がある。

次に、高砂橋から若宮へ向かう道沿いの様子を見てみたい。鳥居氏時代には高砂橋から若宮へ向かう道の東側には３つの区画が存在していた。『高遠城図』（第５図ａ）には自分坂に隣接する１区画を除き、それぞれ武家屋敷と寺院が描かれている。ここに描かれた相頓寺は、享保５（1720）年に、若宮から諸町へ移っており、移転後の寺の区画は武家屋敷地になっている。この３区画も前述の小路東西の区画と同様、江戸時代を通じて引き継がれ、明治６（1873）年まで変化はしていない。自分坂に隣接する１区画は様々な絵図を見ても空白であるか、「ウルシ畑」となっているため、江戸時代を通じて屋敷地ではなかったと思われる。『高遠御城并御家中屋鋪絵図』（第５図ｂ：絵図番号 92）によると、享保 12（1727）年には屋敷地であった２区画のうち、北側区画に「御先手組」という藩の機関が置かれていたようである（註１）。しかし、安永３（1774）年の『高遠家中屋敷絵図』（第５図ｃ：絵図番号 42）では再び武家屋敷となっており、それ以後幕末までは武家屋敷地として使われたようである。また、ここは城下町からの登城口にあたるため、江戸時代中期以降には番所が設けられた。３区画のうち、最南区画に隣接して番所が設けられていたことが絵図からも見て取れる。寛保３（1743）年に藩内の景勝地を描いた画巻『高藩探勝』（第６図：高遠町歴史博物館資料 779）には、殿坂の風景としてこの番所付近を行き交う人々の様子が描かれている。鑑賞要素の強い資料であるため、必ずしも絵をそのままの情景として受け取ることはできないが、番所の位置や藤沢川にせり出すように描かれた２軒の下屋造りの町屋は、明治６（1873）年の『東高遠町地図第壱号』（第 30 図：絵図番号 50）に描かれた区画と一致している。

さて、若宮にはどのような藩士たちが居住していたのだろうか。高遠藩の家臣について、個人ごとに禄高や役付の変遷を記した史料『高遠藩臣下代々録』を頼りに、若宮に住んでいる者が居住当時に就いてい

第７図　現代に残る「自分坂」

第８図　若宮に残る武家屋敷の門

た職を挙げると、御供番（藩主の参勤・帰国他所への出向等に常に供奉する）、御番方（城内広間に当直し、朱印や什物を守護する）、大納戸兼帯衣類方（藩主の理髪や食膳に奉仕し、衣服や進献品、調度品等を取り扱う）、外科医、鍼科医（座頭）等が挙げられる。以上は享保年間から文政年間頃までの記述によるものであるが、後年の様子を記した『御家中屋舗絵図』（高遠町歴史博物館寄託資料 761）と『高遠藩諸士席順「江戸、高遠」附　御坊主』（別添 CD：個人蔵）を合わせて見た場合は、９名居る天保年間の居住者のうち、「馬嶋柳軒」が眼科医、「小松純八」が御番方で、その他は御中小姓（藩主身辺や城内の雑務を担当）が１名、御供番が６名である。「小松純八」については、万延元（1860）年に藩校進徳館が創設された際には、師範方に名を連ねている。これら、江戸時代後期に若宮に居住した者の職務は、医師や御番方、御供番が中心であった可能性が高い。

また、『御家中屋舗絵図』によれば、若宮の中でも小路西側区画のうち最南区画と、道を挟んだ南側にある区画は「弐本建」と言われ、他と比較しても規模の大きな住宅である。天保年間の居住者である「馬嶋柳軒」や「小松純八」の就いている職も他の者と比較して、高い格にあることから、この２区画は若宮区画の中でも一段高い格の者が入れるところであったと考えられる。

近代以降、若宮の区画は江戸時代の区画の名残を留めながらも、変化していくことになる。廃藩後の明治６（1873）年の『東高遠町地図第壱号』（第 30 図：絵図番号 50）によると、それまで屋敷地であった若宮小路の東側１軒目の区画は畑となっており、東側の一番奥である４軒目の区画や、西側の４軒目の区画も畑となっている。廃藩後に空き屋敷となった場所は、元々畑と隣接していたこともあり、畑地として利用されることになったのであろう。大正７（1918）年の『高遠町実測区域図東高遠之部』（第５図ｆ：絵図番号 56）によると、大正時代には屋敷区画内もさらに細かく分筆されていることがわかる。特に高砂橋から若宮へ入る入口付近は明治６年までの３区画が細かく分筆されていることから、利用用途による分筆が行われ、近代以降大きく改変を受けていると思われる。しかし、若宮には藩士たちの登城道であった自分坂が現在も残っており（第７図）、鉄砲矢場跡も現地に平坦な区画としてそのまま残っている。また、江戸時代より代々若宮に住み続けているお宅では、当時の門が現在も大切に使われている（第８図）。近年、道路改良工事が行われるまでは、江戸時代の間取りを留める住宅が若宮にも数軒残り、容易に江戸時代の絵図を現在の風景に重ね合わせて思い起こすことができたが、現在はその風景も徐々に失われつつある。

註

註１：明和３年以前（～ 1766）の『高遠城周辺之武家屋敷』（絵図番号 26）に「内先手組」とあるのは筆写時の誤記と思われる。

３　周辺遺跡の調査

若宮武家屋敷遺跡周辺の遺跡について、中近世の遺跡を主に取り上げ、現在までに行われている調査の成果を概観する（第９図　第１表）。

中近世の高遠を語る上で、欠かすことのできない遺跡が高遠城跡である。高遠城跡は昭和 48（1973）年５月に「きわめて戦国的な城郭の構えをとどめている」として、ほぼ城郭の全域である 126,210.48 ㎡が国史跡として指定された。高遠城は自然地形を巧みに利用した城で、南側と西側は三峰川の断崖、北側は藤沢川に守られている。２つの川の侵食により形成された段丘上に本丸をおき、その周りに二ノ丸や三ノ丸等の曲輪を配している。曲輪の間には空堀がめぐらされており、約 40 度の傾斜に深く掘り下がり、薬研堀となっている。土砂により埋設してはいるものの、その末端はいずれも断崖に掘り抜きとなっており、これらの堀は戦国時代の様相をよく残していると言われている。

また、高遠城周辺には、複数の中世城館跡が存在する。高遠城より三峰川を挟んだ南の地域には山田城、丸山城、山田古城等があり、藤沢川を挟んだ北には的場の城山がある。中でも的場の城山は１の曲輪、２の曲輪、３の曲輪から成る連郭式の山城で、遺構の残存状態がいい。昭和 54（1979）年に行われた発掘調査では、建物の礎石が確認されており、特に三の曲輪からは曲輪全体から礎石を検出している。

高遠城跡の史跡指定地内では、昭和 60 年代から現在に至るまで、工事等に先立つ遺構確認調査や史跡整備に伴う試掘調査など、発掘調査が各所で行われてきた。二ノ丸門枡形の一部と思われる遺構（10）や江戸時代の土管（樋）等が確認されているが（10）、明確な建物遺構は確認されていない。出土遺物の大半を占めるのが近世陶磁器や瓦であるが、中には古瀬戸や 16 世紀前半の瀬戸美濃産の皿、中国より輸入された陶磁器片なども出土している。平成 18（2006）年度に調査を実施した本丸内東側土塁の裾に近い部分から検出した廃藩頃のものと見られる廃棄土坑からは大量の瓦、陶磁器が出土している（11）。

平成 13 年度には大手門石垣修理工事に伴う発掘調査が行われている（6）。対象となった石垣は城内大手に位置する石垣であるが、現存する石垣が大手門石垣のどの部分であるのかを断定することはできていない。石材の配置等から後世に何度も改修が行われたと見られるが、裏込石背面の裏盛土は、非常に硬く叩き締めた粘土層であることが確認されており、江戸時代に構築された基礎部を留めていることが明らかとなった。

第１節で述べたとおり、高遠城の東側には古い段階から続く城下町があり、武家屋敷が配置されている。一方、城の西側段丘下には新たに形成された城下町が広がり、城に近い方から殿坂、若宮の武家屋敷、藤沢川を挟んだ西側には主に町人屋敷が広がっている。この城の西側の武家屋敷地内では、番小屋遺跡（5）と武家屋敷遺跡の調査が平成６（1994）年度、７（1995）年度に実施されている。調査はいずれも国道改良事業に伴って行われたもので、番小屋遺跡は平成 18（2006）年度に調査が行われた西村邸跡と瀬田邸跡（11）の調査地区の隣接地にあたる。当該箇所には、江戸時代の絵図等により番小屋があったとされているが、藤沢川の水害の影響からか江戸時代の遺構は確認されなかった。武家屋敷遺跡では、時期等不明の集石遺構や江戸時代前半の焼土遺構を検出しているが、武家屋敷や寺院等に関わる建物遺構は見つかっていない。

以上、若宮武家屋敷遺跡周辺の中近世の遺跡と調査例を簡単に述べてきたが、江戸時代の遺跡調査については、高遠城以外では若宮・殿坂の一部を除きほとんど行われていない。高遠城下には現在も江戸時代の絵図と合致する地割が残っており、江戸時代の武家屋敷や町屋の建物が現在もそのまま利用されている例も少なくない。

第９図　高遠城跡周辺の調査箇所

第１表　高遠城跡周辺の遺跡調査状況

NO.	調　査　内　容	調　査　原　因	調査面積	調　査　年	調査報告書名	刊行年
1	二ノ丸門遺構確認調査	御門復元のための遺構確認調査	150 ㎡	昭和 62 年度	『高遠城跡二ノ丸門発掘調査報告書』	1987
2	二ノ丸内遺構確認調査	二ノ丸（北西部）便所建設工事に伴う事前調査	150 ㎡	平成 4 年度	『史跡高遠城跡二ノ丸Ⅱ埋蔵文化財緊急発掘調査報告書』	1992
3	二ノ丸内遺構確認調査	二ノ丸（東南部）便所建設工事に伴う事前調査	252 ㎡	平成 6 年度	『史跡高遠城跡二ノ丸Ⅲ埋蔵文化財緊急発掘調査報告書』	1996
4	城跡内試掘調査	下水道埋設に関わる事前試掘調査		平成 7 年度		
5	番小屋・武家屋敷遺跡発掘調査	国道改良工事に伴う事前調査	430 ㎡	平成 6･7 年度	『高遠城番小屋遺跡武家屋敷遺跡埋蔵文化財緊急発掘調査報告書』	1996
6	大手門石垣遺構確認調査	大手門石垣修理工事に伴う遺構確認調査	100 ㎡	平成 13 年度	『史跡高遠城跡大手門石垣埋蔵文化財緊急発掘調査報告書』	2002
7	二ノ丸三ノ丸堀・土塁、勘助曲輪遺構確認調査	史跡整備に向けた遺構確認調査	372 ㎡	平成 14 年度	『史跡高遠城跡二ノ丸・三ノ丸ほか埋蔵文化財発掘調査報告書』	2004
8	二ノ丸遺構確認調査	高遠閣耐震改修工事及び下水道管理設に伴う遺構確認調査		平成 15 年度		
9	本丸・二ノ丸・南曲輪・法幢院曲輪等遺構確認調査	史跡整備に向けた遺構確認調査（兼、桜樹勢回復措置検討のための確認調査）	125 ㎡	平成 18 年度	未　刊	
10	二ノ丸・南曲輪遺構確認調査	史跡整備に向けた遺構確認調査（兼、桜樹勢回復措置検討のための確認調査）	147 ㎡	平成 17 年度	『史跡高遠城跡二ノ丸・南曲輪埋蔵文化財発掘調査報告書』	2006
11	若宮武家屋敷遺跡発掘調査	国道 152 号バイパス建設工事に伴う事前調査	2410 ㎡	平成 16～18 年度	『東高遠若宮武家屋敷遺跡』	2008

第２節　武士住宅遺構

1　旧馬島家住宅

（1）馬島家の歴史

馬島家は享保年間から幕末まで高遠藩の眼科医師として代々奉職してきた家である。馬島家の歴史については、『馬嶋家由緒書』（馬島家所蔵、註２）にまとめられている。その内容を略記すると、次のとおりである。

馬島家の先祖は、眼病治療で名高い尾張国馬島村明眼院（現愛知県大治町）で医術を身に付け、その後、松本藩水野家に仕える眼科医であった。高遠の初代は馬嶋柳泉で、延宝元年（1673）松本に生まれ、藩の眼科医となり、高二百石を与えられていたが、享保 10 年（1725）水野忠恒が改易となったため、一時浪人となり諏訪に居住していた。享保 12 年に高遠藩主内藤頼郷に高拾五人扶持で抱えられ、眼科医師として勤仕することになった。

２代啜江（２代目柳泉・瑞碩）は、延享５年（1748）家督を継ぎ、勤仕 11 年 57 歳で没した。

３代柳淵は寛保３年（1743）に生まれ、25 歳のとき奉職、文政 11 年（1828）86 歳で没した。

４代柳軒は寛政９年（1797）に生まれ、諏訪藩の竹内新八について眼科を修業、文政４年家督を継いだ。文政９年飯田に呼ばれて飯田藩主次男の眼病治療に当たり、全快の謝礼として金十両を与えられた（註３）。天保５年（1834）４月の大火（伊勢屋火事）で類焼し、親戚の小野寺家や大屋敷へ仮寓し、同年９月には、殿坂西側南より２軒目を宛われ、さらに同７年に明屋敷であった現在の若宮屋敷を宛われた。柳軒は同 10 年に没した。

５代柳一郎（註４）は柳軒の嫡男で、文政８年高遠新町に生れ、諏訪藩の竹内新八持光について眼科を修業、父の跡を継いで眼科医として奉職した。明治４年（1871）廃藩となったので、自宅に眼科医院を開業し、明治 37 年 80 歳で没した。天保 15 年に若宮東方にあった表門を南側に移転新築する。万延２年（1861）に主屋を「新建」（註５）し、明治 10 年に土蔵を建て替えた。

以後、８代律司までここで眼科医院を営み、９代昭三は医院を駒ヶ根市に移した。

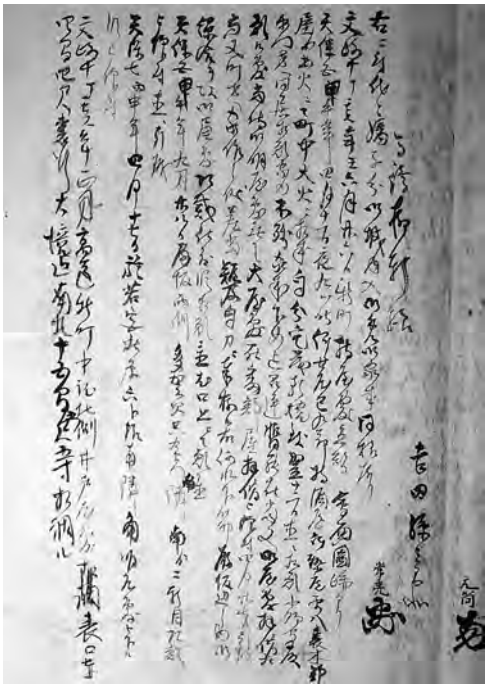

第 10 図　『馬嶋家由緒書』　柳軒の項

第 11 図　旧馬島家住宅外観（修理前）

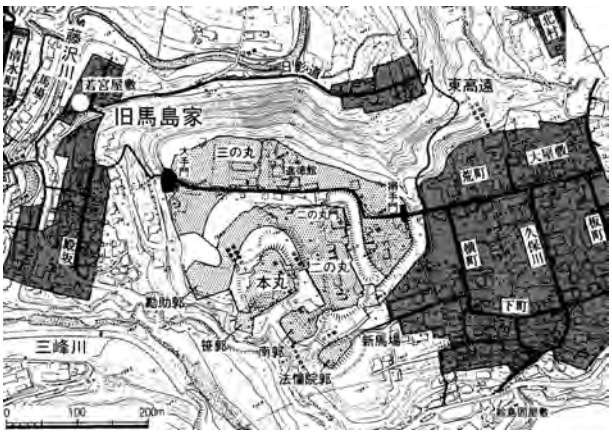

第 12 図　高遠城と旧馬島家　位置図
原図は『長野県史』美術建築資料編２建築所収

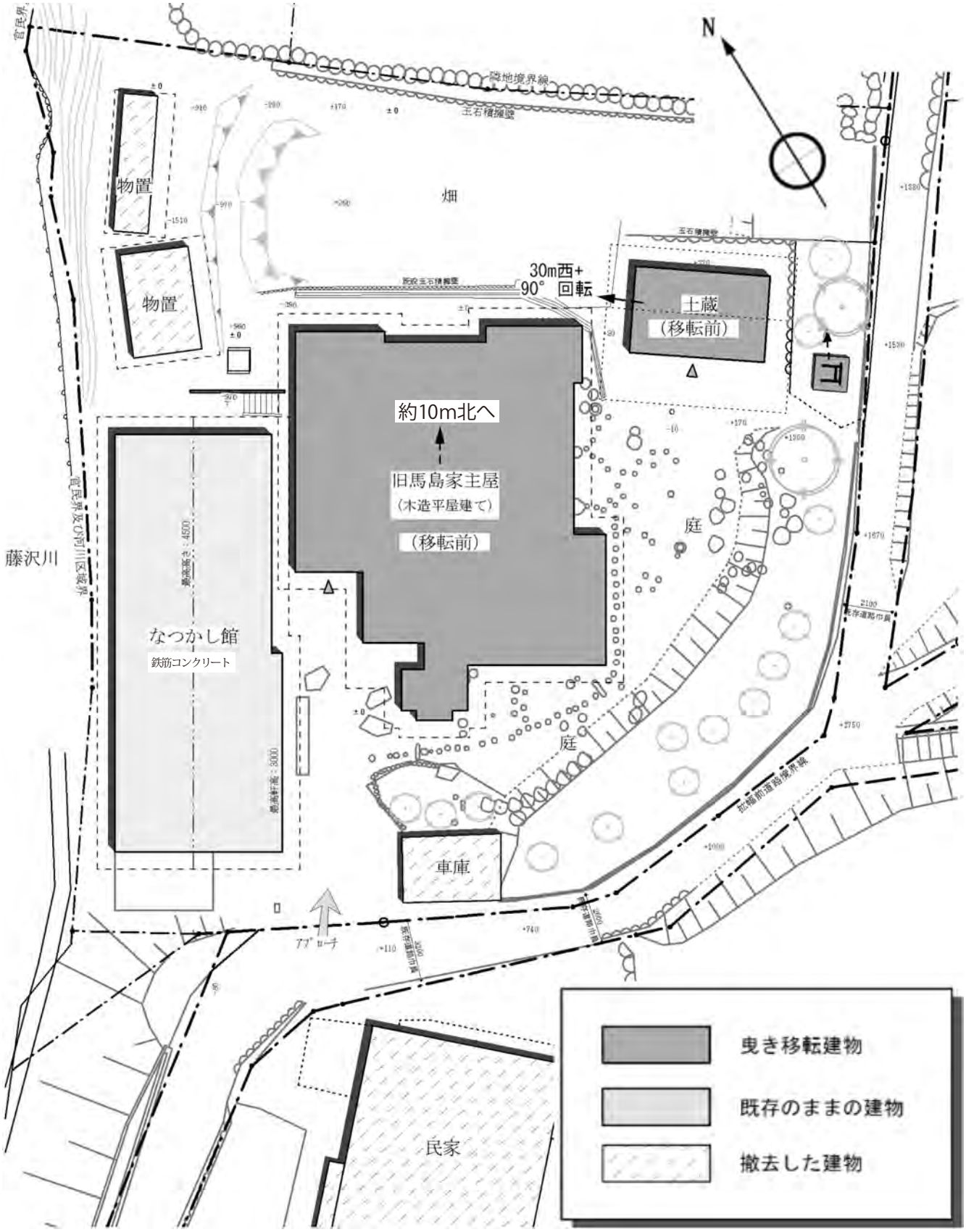

第 13 図　旧馬島家住宅　配置図（移転前）Ｓ＝１：300　（原図：匠建築事務所）

（２）屋敷の概要（修理前）

屋敷（東高遠 2074 番地）は、旧高遠城内から大手門を出て、自分坂を下った武家地（若宮屋敷）の北角にあり、敷地の側面は藤沢川に面している。建物は、敷地の中央に主屋があり、その左手前に診療棟、その背後に物置、主屋の斜め後方に土蔵・屋敷神が配置されている。主屋の南側から東側は庭園となっている。

（３）主屋の概要（修理前）

主屋は間口８間、奥行７間半、切妻造、妻入、鉄板葺（もと板葺）の本棟造りの建物である。この周囲に下屋（廊下）、便所などが付属している（註６）。

間取りは、表側にシモザシキ・ナカザシキ・カミザシキが並び、入口を入った土間から上手に、ヨリツキ・ヤリノマ・イマがあり、これらの奥にチャノマ・ニカイシタ・カミノマ・ヨジョウがある。

主屋は入口の土間を後退させて、式台のつくシモザシキを明るくしている点が特徴である。このシモザシキが眼科の診察室に使われた。式台の脇に３畳ほどの張り出し部分があり、シモザシキから入るようになっている。上雪隠の予定であったといわれるが、医療の準備・処置室・調合室として使われたのではないかと推定される。

カミザシキは、天井もなく未完成のまま長い間物置として使われてきて、昭和 37 年（1962）ころに座敷として整えられ、廊下も付けられた。また、イマ・カミノマの東側の廊下は、もとは濡れ縁で、雨戸もなかった。

（４）『御家中屋舗絵図』（別添ＣＤ参照）

馬島家住宅に関わる史料として、天保年間頃に、藩内の武家住宅の平面を記録した『御家中屋舗絵図』（個人蔵）がある。『御家中屋舗絵図』については、先行研究として北原通男『高遠藩の「家中屋敷絵図」について』（註７）と大河直躬・丸山純『高遠藩「御家中屋舗絵図」の検討（その１～４）』（註８）がある。

武士住宅の規模をみると、馬島家住宅は当初の建坪が約 65 坪ある。この規模は、大河・丸山「高遠藩「御家中屋舗絵図」の検討（１）」の集計によれば、『御家中屋舗絵図』に収録された 261 戸の住宅のうち、上位 27 戸以内に入る規模である。

『御家中屋舗絵図』の馬島家の間取りは、建物の西半分のみで、東半分は離れのような建物の図面となっている（第 15 図）。現在の主屋の間取り・痕跡をみると『御家中屋舗絵図』の西半分の間取りは、土間と寄附（ヨリツキ）の境が３尺ずれている以外はほぼ合致している。特に、式台の間口と玄関の間の間口が一致しないで脇に小部屋がつくような欠けがある点、土間に柱が独立して立つ点など、この住宅に特徴的な部分が一致している。後述する武士住宅や伊沢修二生家（伊那市指定文化財）の図面が『御家中屋舗絵図』にほぼ正確に描かれている点から判断して、馬島家の図面は特異である。おそらく、『御家中屋舗絵図』を作成している時点では建設中で、東半分の建物がそれまで建っていた武士住宅の一部と推定される（註９）。

なお、『御家中屋舗絵図』の制作年代は、現在地を宛がわれたのが天保７年（1836）４月（『馬嶋家由緒書』）であること、絵図で居住者とされている馬島柳軒が天保 10 年に没していること、などからみて天保７年から 10 年の間と推定される。

馬島家には、このほか、明治前期の作成と考えられる屋敷の絵図がある（第 21 図）。この図は、『御家中屋舗絵図』の西半分の図と同じ間取りで、土間とヨリツキの境は現在の建物と合致している。この図によって、現主屋の改造前の間取りが判明する。入口を入って土間があり、大黒柱を見ながら右に向きを変えるとヨリツキである。ヨリツキは『御家中屋舗絵図』では「寄付」・「寄附」の両方の文字が使われている。このヨリツキより手前側が格式的な接客空間である。馬島家では、カミザシキ・ナカザシキ・シモザシキと呼んでいるが、『御家中屋舗絵図』では、シモザシキの所に「玄関」と記されているので、大河・丸山「高

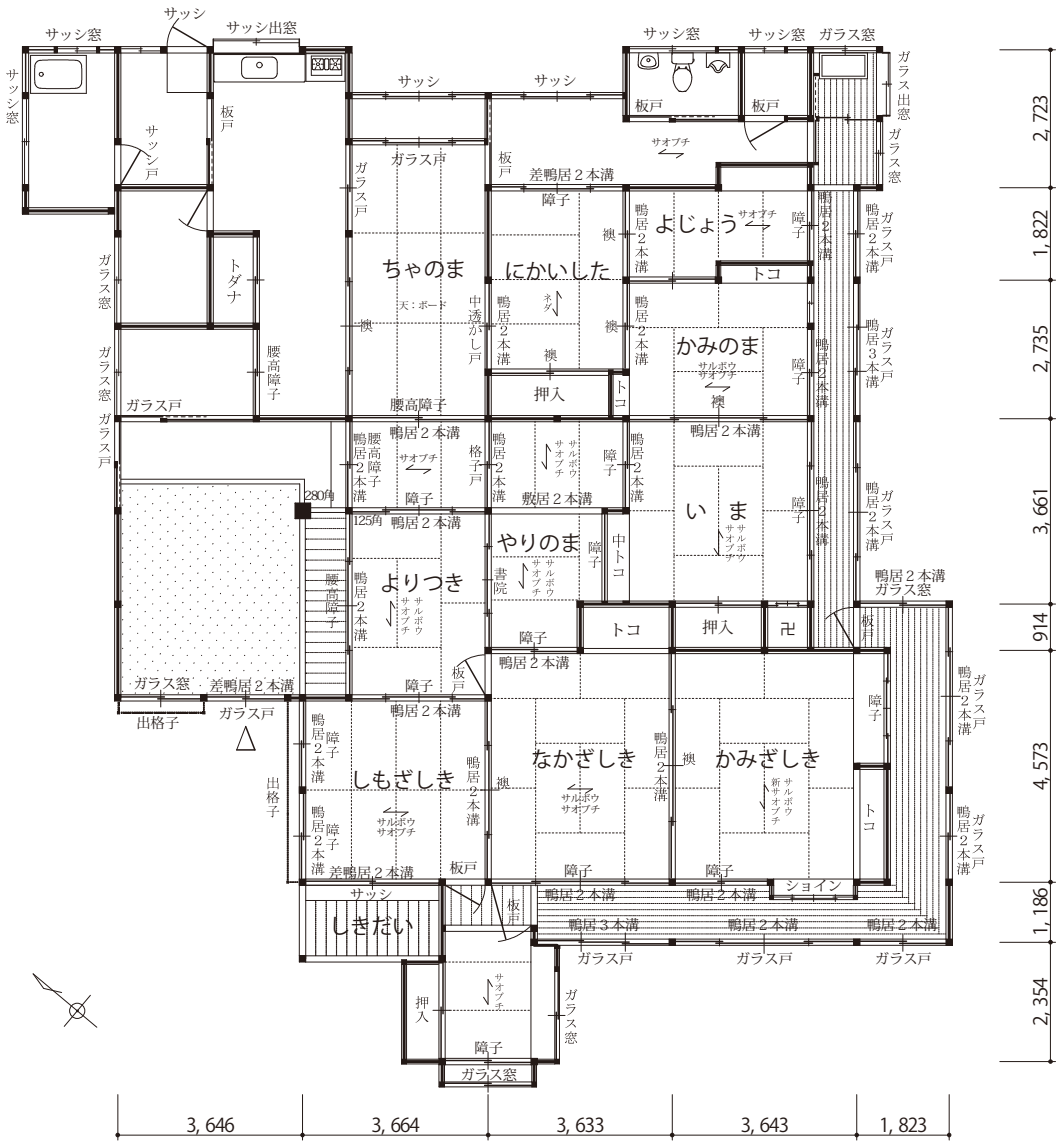

第 14 図　旧馬島家住宅　平面図（移転前）　S＝1：150

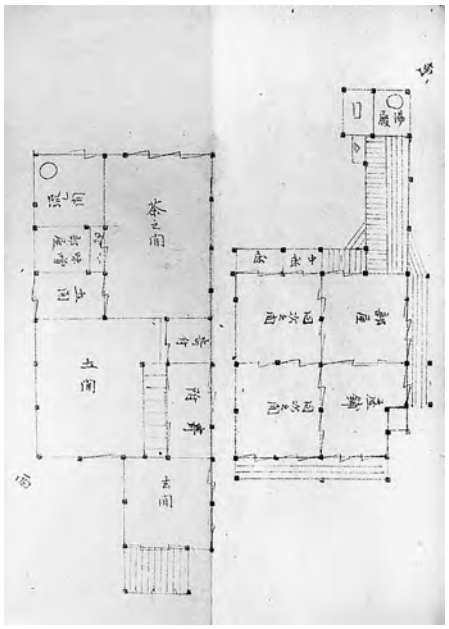

第 15 図　『御家中屋敷絵図』にある若宮の馬島家住宅
左半分と右半分の平面を離れて記す。

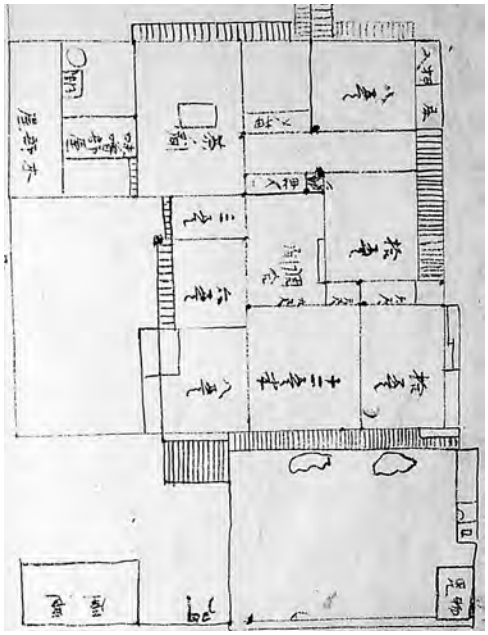

第 16 図　新町の馬島家住宅（文政 10 年建替、『馬嶋家由緒書』）
左半分は『御家中屋敷絵図』に似ている。

遠藩『御家中屋舗絵図』の検討（2)」の考察を参考にすると、座舗・同次之間・玄関という名称が当初であろう。『御家中屋舗絵図』では、土間・寄付の背後は広い「茶之間」で、茶の間の西側に「土間」・「味噌部屋」・「流し間」がある。明治の屋敷絵図には「茶之間」にイロリ、「流し間」にナガシが描かれている。この茶之間の部分は、昭和 61 年頃に二分して台所と居間に改造されている。

『御家中屋舗絵図』に表記されていない東側半分の室名は、現在の室名と同じ事例が、大河・丸山「高遠藩『御家中屋舗絵図』の検討（2)」にあるので、そのまま、「鑓之間」・「居間」・「上之間」という呼称であろう。ヨジョウ・ニカイシタの部分は、同論文の事例から「物置」・「納戸」・「小部屋」などの名称であったと推定される。

この『御家中屋舗絵図』に記された左半分は、『馬嶋家由緒書』にある新町居住時代の文政 10 年（1827）に建て替えた住宅の図（第 16 図）の左半分に似ている。式台の幅は現在と同じである。入口は新町住居では八畳（玄関）と並んでおり、ここは現在の住宅が玄関より後退して入口を設けている点と異なっている。八畳（玄関）から奥の六畳（ヨリツキ)、三畳、茶の間、味噌部屋の配置は、現在と同様である。新町住居ではこの脇に木部屋が付いていたので、間口も広く、土間も広かった。右半分は、表側に座敷が２室ある点は同じであるが、ナカザシキ（十畳）に相当する間が十二畳半と広い。これより奥は現在と間取りが異なっている。

（5）主屋の特徴

室内の意匠をみると、天井は、竿縁に丁寧に面取りをしたサルボウ（猿頬）天井がほとんどである。長押の付く部屋は、カミザシキ・ナカザシキのみであるが、カミザシキは天井も長押も新しい。ナカザシキの釘隠はコウモリの図柄（福を招くという）で珍しい。全体に質素な意匠であるが、イマ・カミノマまわりには意匠に気を配っている。イマでは地袋の板戸には紅白の牡丹が描かれ、カミノマではイチイの磨き丸太を床柱としている。

全体の間取りは、中規模の武士住宅にみられる間取りの類例の一つであるが、式台のある「玄関」の間の側面全体を窓とし、式台の脇に「玄関」から入る小部屋が張り出す間取りは、眼科の診療のための独自の工夫と考えられる。

馬島家住宅で特色あるのは、鴨居の多くが寄せ蟻釣木を使って柱に釘止めされている点である。これらは、藩の支給部材のため損傷を極力減らす工夫として取られたのであろうか。

もう一つの特徴は、敷居・鴨居の内法高が５尺６寸で、高遠の町家の５尺７寸（『高遠町誌』上巻）に比べて低い寸法になっている点である。下級武士の長坂家住宅（東高遠田中）も内法高５尺６寸であるから、高遠藩の武士住宅は内法高５尺６寸に定められていたとみられる。武家住宅に注目してみると、県内では、上田藩の中級武士住宅（大野木家ほか）でも同様に５尺６寸である。一方、松代藩の横田家住宅（重要文化財）では、５尺７寸であり、飯田藩の柳田家住宅（解体保存中）でも５尺７寸であった。信濃の各藩が一致していたわけではないようである。

（6）曳き移転の状況

馬島家住宅の敷地は、国道 152 号線バイパスの新設によって、３分の１が削られることになり、建物を移転せざるを得なくなった。主屋は北方に約 10 mほど曳屋し、土蔵は物置のあった主屋西側に曳屋された。

この移転にともなって、主屋は後半が一部復元された。

（7）主屋の復元

『馬嶋家由緒書』の万延２年（1861）新建の図、『御家中屋舗絵図』の図と、主屋の柱などに残る痕跡を照合した結果、次のようなことが判明した。

①　室内に風蝕が残っており、住宅が未完成の時期があったと判断される。『御家中屋舗絵図』の平面

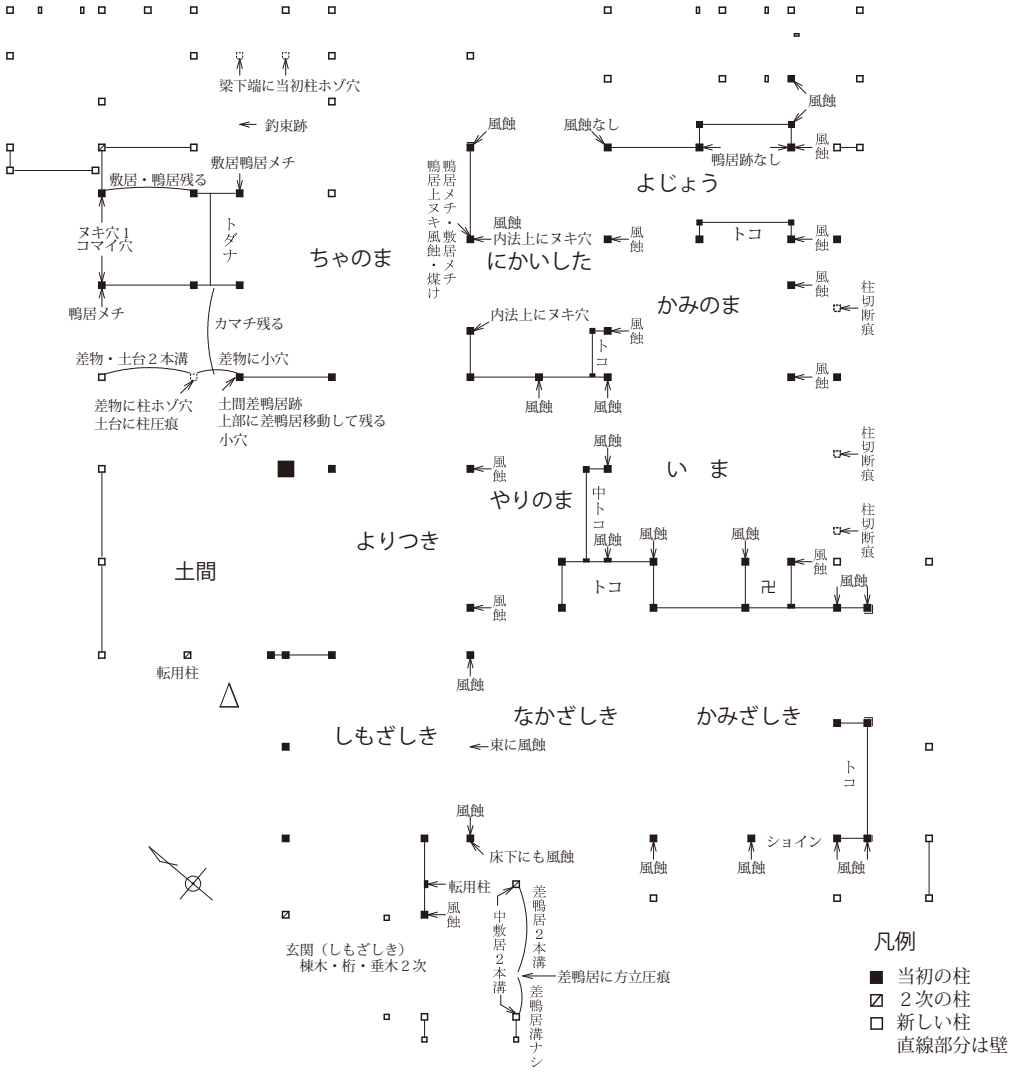

第 17 図　旧馬島家住宅　痕跡図　S＝1：150

第 18 図　土間後方の壁の痕跡
移動された差鴨居に２本溝と柱の痕跡がある。

第 19 図　チャノマ後方の梁の痕跡
当初柱が撤去されH鋼が入れられている。

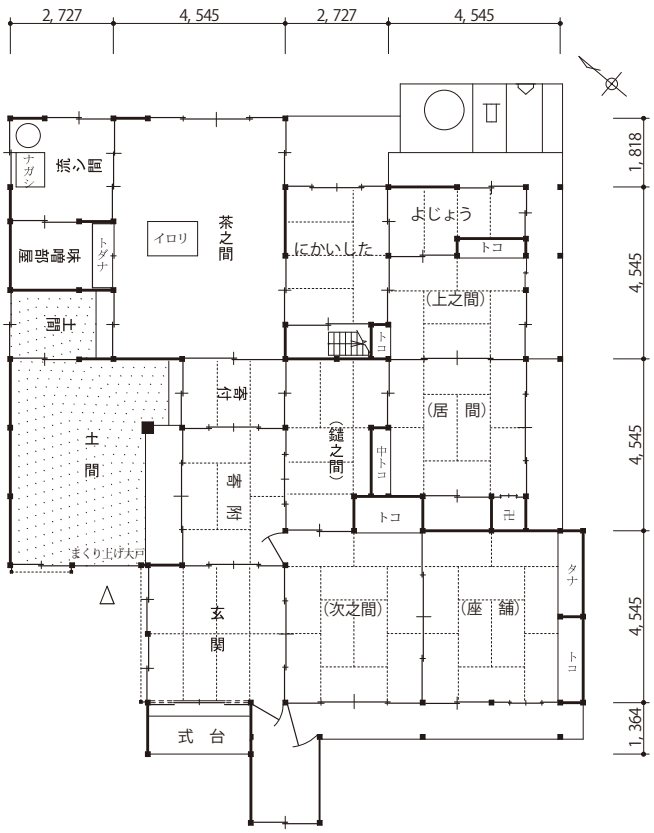

第 20 図　旧馬島家住宅　復元平面図　S＝1：200
痕跡と『馬嶋家由緒書』の図より作成

第 22 図　土間の大黒柱とヨリツキ（修理前）

第 23 図　ヨリツキ奥の槍之間（修理前）

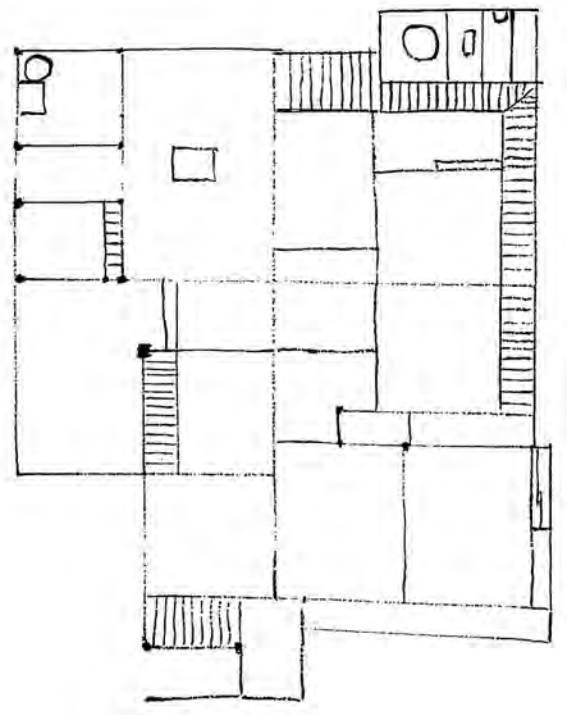

第 21 図　『馬嶋家由緒書』の図
（明治時代と推定される）

第 24 図　ナカザシキ・カミザシキ（修理前）

が現存建物の西半分と、離れのような東半分に描かれているのは、この未完成の状態を表したものと考えられる。前身建物のままでは診察に使い勝手が悪く、建物の西半分をまず改築し、前身建物の東半分と廊下などで接して当面の住宅として使用していたのではないだろうか。

②　式台脇の突出部は、柱の脚部に風蝕があり、当初は『御家中屋舗絵図』のように欠けていて、後に増築されたとみられる。この突出部は、はじめは、万延２年（1861）新建の図のように１間（1.82 m）ほど前に張り出していたが、後に、修理前のように１間半（2.73 m）の突出部となったことが、土台の痕跡などから判明した。

③　式台脇の扉位置の柱に、扉以外の痕跡がないので、式台脇に扉が付いていたのは当初からと推定される。なお、現在の扉には「辛卯孟秋写　北岳」の落款があり、明治 24 年（1891）と比定されるので、２次の扉となる。

④　茶の間まわりは、何回かの増改築が認められたが、当初の柱位置が、梁下端の痕跡から特定でき、万延２年新建の図の平面が当初平面と確認できた。

⑤　『馬嶋家由緒書』では、天保７年（1836）に「明屋敷」であった現在の若宮屋敷を宛われたとする。前述のように、『御家中屋舗絵図』は、現存建物の西半分と、前身建物の東半分を表現したと考えられるので、この「明屋敷」は、更地の意味ではなく、建物はあるが、無住という意味と考えられる。

以下、痕跡の詳細は図の通りである。

これらから、天保７年から万延２年までは、『御家中屋舗絵図』のような未完成時期があって、万延２年になって全体が完成したとみていいだろう。

第 25 図　移転後の旧馬島家住宅

第 26 図　同　土間大戸と式台玄関

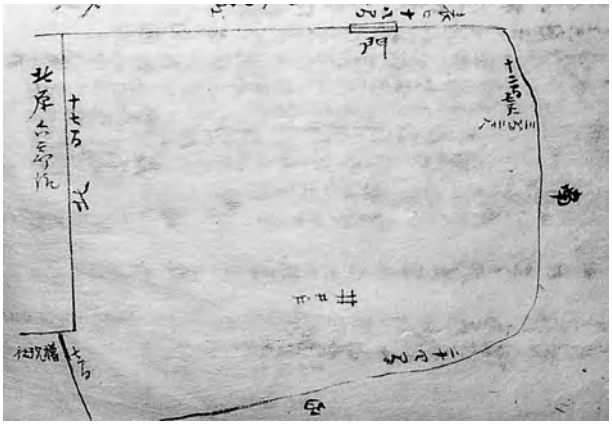

第 27 図　『馬嶋家由緒書』にある屋敷図

（８）結

馬島家は眼科の御殿医として高遠藩に享保年間から明治４年の廃藩まで５代にわたって奉職している。藩医の住宅が残っている事例は馬島家以外に長野県では例がなく、全国的にも珍しいと考えられる。

住宅は、高遠藩の規模の大きな住宅の間取りをよく示しており、改造が少なく、ヨリツキまわりに当初の建具が残っている点も貴重である。住宅のうち、玄関の間を診察室に使い、式台の脇に小部屋を付属している点が、一般の武士住宅と異なっている点である。

また、『御家中屋舗絵図』や『馬嶋家由緒書』から天保７年の建築で、万延２年に東半分が現在の形に完成したことが明確であり、逆に『御家中屋舗絵図』の記述の正確さを証明できる点で貴重である。

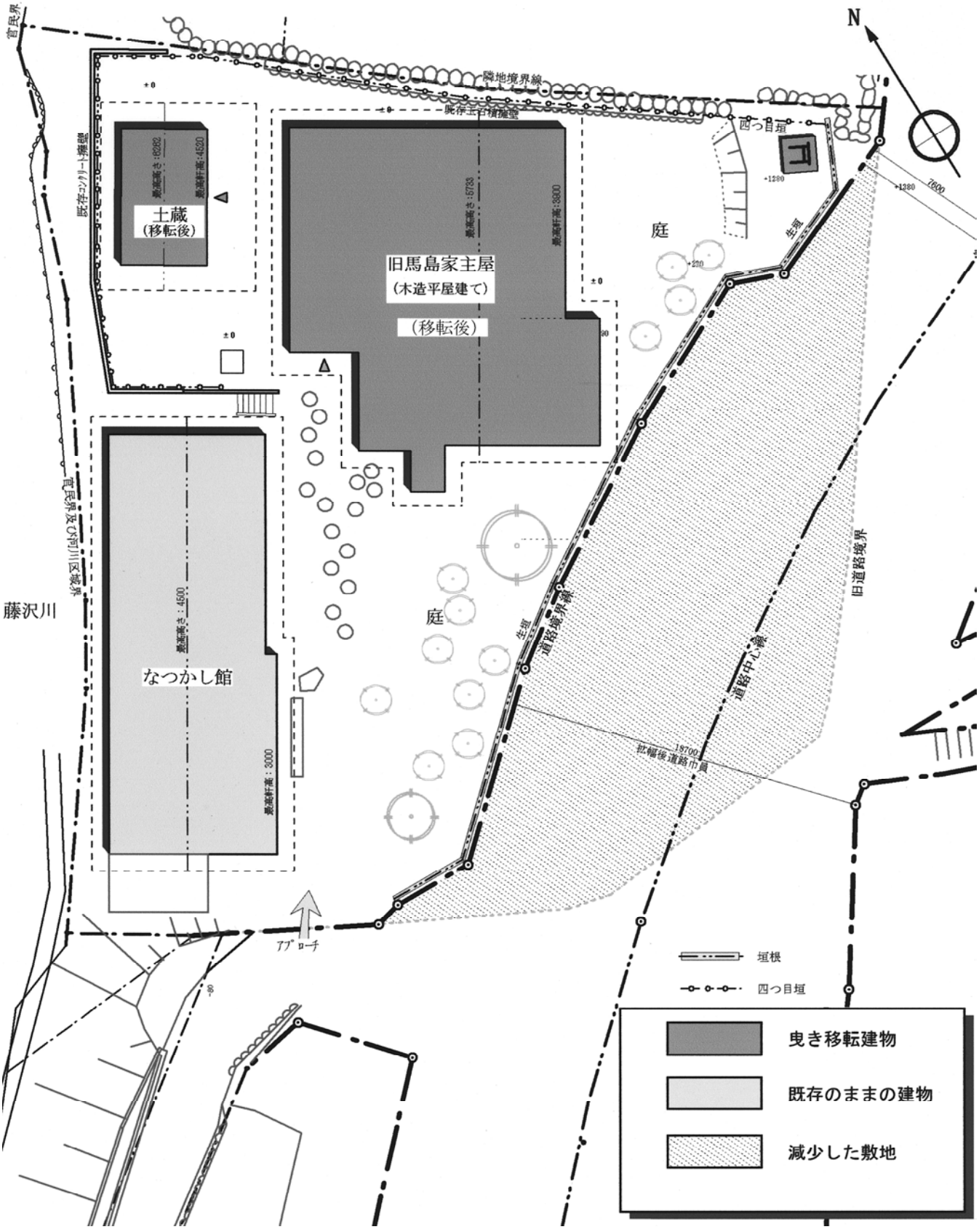

第 28 図　旧馬島家住宅　配置図（移転後）　S＝1：300（原図：匠建築事務所）

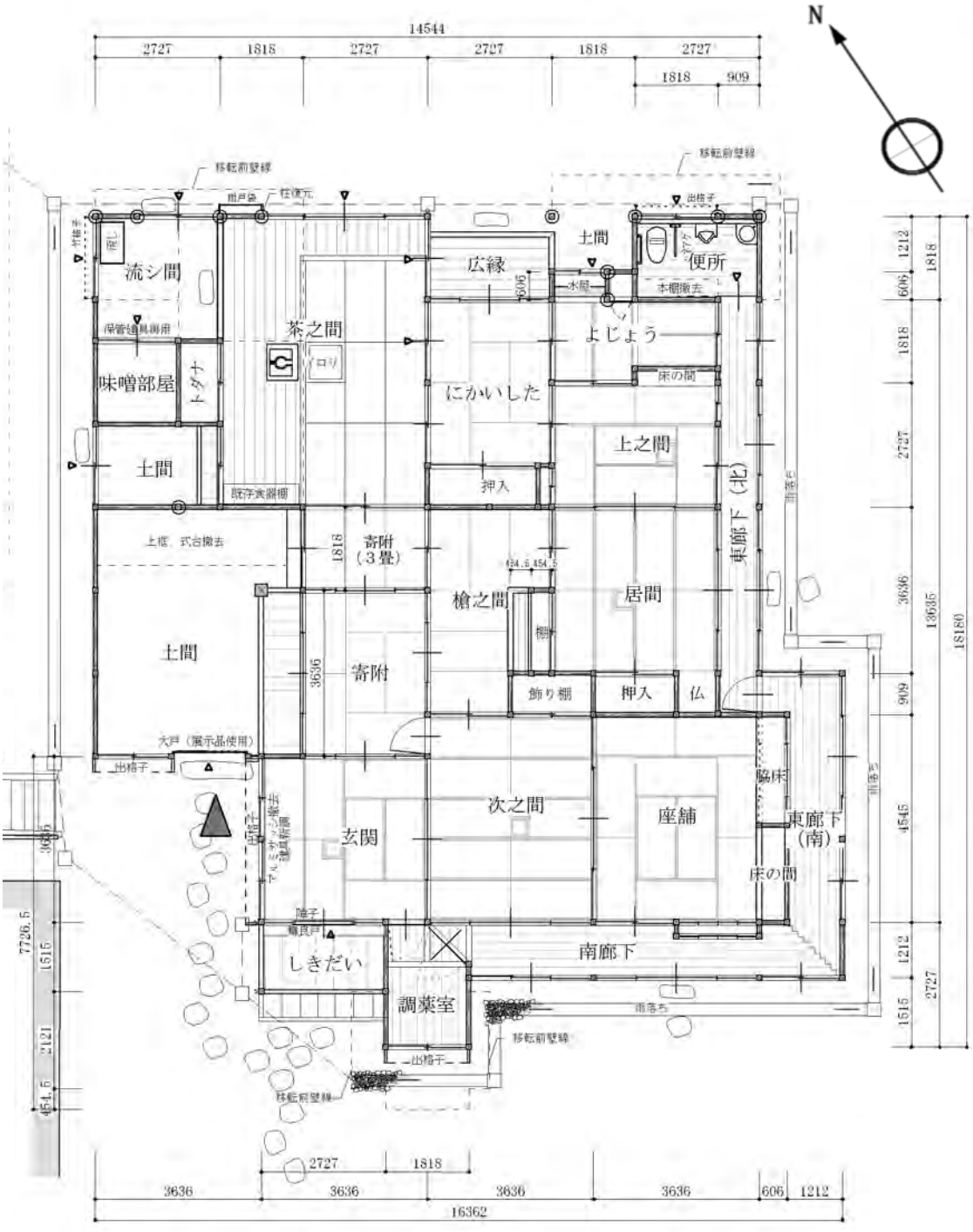

第 29 図　旧馬島家住宅　平面図（移転後）　S＝1：150　S＝1：150（原図：匠建築事務所）

発掘に期待されるのは、次の点である。

①　主屋の前身建物の遺構（礎石等の発見）。

②　『馬嶋家由緒書』には天保 15 年に屋敷東側にあった門（第 27 図）を現在の敷地入口方向に移転した記述がある。若宮通り側に門の礎石、スロープなどが残っているか。

註

註２：「由緒書」については明治 19 年に編纂された『馬嶋家由緒書』とそれを写した『馬嶋家由緒　乾』があり、本稿では前者を使用した。

註３：４代柳軒の項（抜粋）

文政四辛巳年屋敷相成、新町水道屋敷北側中程、間口九間半奥行大境迄十六間長屋門建　　同六未年正月長屋門建□戸致

文政四辛巳年十二月二十三日家督無相違高十五人扶持被下御届眼科ニも奉仕

文政九丙戌年十一月十三日飯田城守堀大和守様御御二男銕四郎様御眼病二付怪我、御役人中迄御使者参、十三日朝着直ニ被仰付候ニ付当日七ツ時高遠出立夜中参、翌十四日朝五ツ時過飯田表へ着、尤神谷駿□方へ着致、当日直ニ相窺近々御療治差上御全快ニ付、極月十三日帰宅、尚又近々御薬御使者ニテ差上帰宅之節御家老中手紙写

口上

厳寒御座候所弥以平安被成御□珍重存候□□此間者始而□□□度大慶候、不慮之儀ニ而遠方御呼立申掛御苦労候処、御治療相応ニ而近々被致□□□拙者共茂□致安堵候、御逗留中御尋茂不申御□□□□□□御容□可被下候、□明日者御帰発之由寒□之御難儀案入候、□□御自愛御□被成候様存候罷出御□□も可申之処却て御面倒与差控申候、乍略儀以□右之□□□□□、以上

十二月十一日

尚以此間も得御意候通貴様御越之砌□□□中御厚意御取斗之御礼呉々宜御伝□□頼入存候□□

右半紙半切上左之通り

安富主計

真嶋柳軒様　　赤川武兵衛

太田小左衛門

館野太郎兵衛

御礼　　金拾両　　被下候

金千匹

近々御使者ニ御薬差上申候

御休薬御使い御書面写

一筆致啓上候、□□の節候得共、弥御堅固被成候儀珍重奉存候，猶又□四郎方段々御世話罷成候処近々被致扶方□□□被存候、一先休薬被致度ニ付右為御挨拶□□□□候得共銀二枚並御薬礼金千匹被相贈候、御受納可被下候、右之段可致□□此如御座候、恐惶謹言

五月廿一日　　三浦官蔵元尚（花押）

吉田孫兵衛常亮（花押）

真嶋柳軒様

右ニ付代々嫡子分御城内入御免御家来同様なり

文政十丁亥年閏六月廿六日新町持屋敷立替　会面図跡あり

天保五甲午年四月十一日夜九ツ時伊せ屋巳九郎持酒屋伊勢屋□八表木屋より出火ニて町中大火ニ相成自分宅茂類焼致、翌十二日直ニ相願小野寺□衛門方へ同居相願家内不残家来下女迄召連暫罷在、尚又町屋敷拝借相願候処当時御明屋敷無之、大屋敷在□部屋拝借被仰付四月廿七日引越尚又町方へ家作之儀差当難及自力ニ奉存候故何れ下筋殿坂辺之内御繰合ヲ以御屋敷頂戴仕度段相願置、尤口上ニて願置

天保五甲午年九月廿八日殿坂西側多賀□只右衛門南隣、南より二軒目頂戴被仰付直ニ引越

天保七丙申年四月十七日於若宮北原六郎様南隣角明屋敷被下□□被仰付

註４：５代柳一郎の項（抜粋）

文政八乙酉年五月朔日高遠町新町にて出生　実四月晦日夜子刻出生

天保六乙未年六月廿八日御小間使被仰付　飯田御家中神谷駿□方逗留罷在候間急罷帰　　月　日ヨリ翌申年六月五日迄

天保八丁酉年十月廿二日是迄通御小間使被仰付、同廿三日ヨリ翌戌年　付　日迄相勤　御手当金頂戴

同九戊戌年正月廿五日武勝改　英橘様英之字御割字ニ相成ニ付相改
同十己亥年　月　日是迄通御小間使被仰付、同月　日ヨリ九月廿五日迄相勤
同年九月二十六日　実父永辰病死ニ付忌服ニ付引
同年十一月十八日□□□□同道ニ而登城、亡父跡式無相違高十五人扶持被下置候、三ケ日見習相勤、御番入被仰付候
同十一年庚子正月四日出立、諏訪御家中竹内新八五代目□□□方罷越眼科修業
同正月廿一日高遠御拝地被為及百五十年御祝儀被為請候ニ付諏訪表江立帰り同廿九日御祝儀ニ付御吸もの御酒一□へ被下候、相仕舞二月三日出立仕内へ罷越
天保十五甲辰年正月表門若宮東方ニ有候処、兼而願□ニ相成候ニ付、西向下り町橋方通りへ表門新規建開申候
弘化二乙巳年三月鈴木養悦名代ニシテ若宮権現祭礼なり、表門脇より道付□成仕度段願□、裏門開ケ通行致候

註５：「新建」とあるが、後述するように、それ以前の住宅を増改築して外観を一新したもの。

註６： 馬島家住宅については、『長野県史　美術建築資料編　全１巻 (2) 建築』（長野県史刊行会、平成２年）に収録されている。

註７： 北原通男 :「 高遠藩の「家中屋敷絵図」について 」（『伊那路』17 の 9）上伊那郷土研究会、昭和 48 年。

註８： 大河直躬・丸山純「 高遠藩「 御家中屋舗絵図 」の検討（その１～４）」 日本建築学会大会学術梗概集、昭和 58・59 年。

註９： 森井寛朗・後藤治・吉澤政己・二村悟「御家中屋敷絵図にみる高遠藩馬島家住宅について」（日本建築学会大会学術梗概集、平成 19 年）で検討している。

２　西村家住宅・瀬田家住宅

（１）屋敷絵図と居住者の変遷

藤沢川にかかる高砂橋を渡って北側奥に若宮町があり、この一角に前述の旧馬島家住宅（第 32 図中央の馬島柳一郎、第 31 図の牛越太郎左衛門）がある。旧馬島家住宅にいたる道路の東側に、ここに報告する西村家住宅と瀬田家住宅がある。この位置には、少なくとも鳥居氏の時代（江戸前期）から番所と２筆の宅地があった。（第５図ａ）

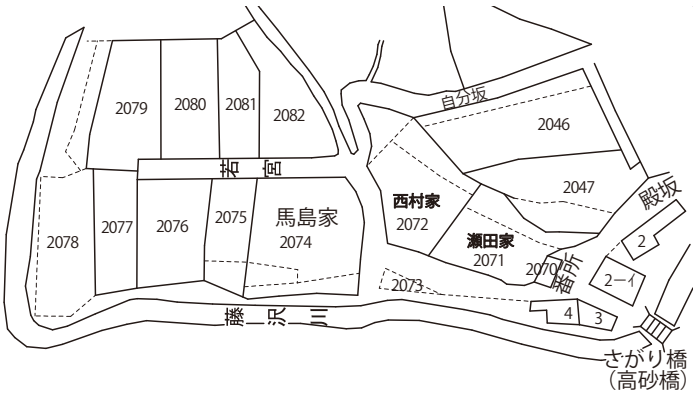

第 30 図　明治６年当時の若宮宅地割り図
（伊那市所蔵『東高遠町地図第壱号』による。一部加筆）

明和３年（1766）以前の屋敷割絵図と推定されている『高遠城周辺之武家屋敷』（第 31 図）をみると、旧馬島家住宅（絵図では牛越太郎左衛門屋敷）と西村家住宅（絵図では内先手組屋敷）の間の道に門扉が描かれており、当時はここに門（冠木門か）が設けられていたことがわかる。幕末・明治期の絵図（第 32 図）にはこの門は描かれていないので、幕末には撤去されていたものと考えられる。

若宮の屋敷は小路の両側に４筆づつ、その手前に２筆ある点は、明和以前の地割りと変わっていない。

絵図から所有者の変遷を見ると第２表のとおりである。なお、参考史料の絵図はいずれも伊那市が所蔵する以下の絵図である。

- 『高遠城図』：藩主鳥居期（1636 ～ 1689）（第５図ａ）高遠城絵図等資料一覧表番号（以下絵図番号）19
- 『高遠城周辺之武家屋敷』：明和３年（1766）以前（第 31 図）絵図番号 26
- 『高遠城図』：万延元年（1860）以降（巻頭 PL12 第５図ｅ）絵図番号 24
- 『高遠藩屋敷割第三図』：明治６年（1873）（第 32 図）絵図番号 45
- 『東高遠町地図第壱号』：明治６～９年（1873 ～ 76）（第 30 図）絵図番号 50

第２表　若宮屋敷（該当番地）の居住者の変遷

番地	鳥居期	明和以前	幕末頃	明治６年	現在
2071	相頓寺	山下称花	根本伝左衛門	田中七郎	瀬田熙子
2072	松岡孫市	内先手組（御先手組）	小松純八	深谷　麓	西村博
2074	北原道竜	牛越太郎左衛門	馬島柳淵	馬島柳一郎	伊那市（旧馬島家）

第 31 図　明和以前の若宮町
『高遠城周辺之武家屋敷』　一部抜粋

第 32 図　明治６年の若宮町
『高遠藩屋敷割第三図』　一部抜粋

（2）西村博家住宅

西村家住宅（東高遠 2072 番地 1）は、旧馬島家住宅と道を隔てた位置にある。

主屋は、間口６間、奥行４間、本棟造りの建物で、正面に１間半の下屋を付け、その一部は更に２階建にしている。

間取り（第 36 図）は、正面向かって、左側の列は表側から、玄関（６畳）、下座敷（次之間、８畳）、上座敷（８畳）と続き、中央の列は、入り口・土間、寄付（６畳）、階段・次の間（６畳）があり、右の列は、表側から納戸、茶の間（10 畳）、奥（８畳）となっている。茶の間の右側（西側）に流しが張り出している。

西村家の位置は、『御家中屋舗絵図』にある「若宮弐本建　同南角　小松純八」の位置に当たり、痕跡をもとに復元した間取り（第 35 図）も『御家中屋舗絵図』にある小松家とほとんど同一で寄付と茶之間まわり、便所位置などが異なる程度である。

しかし、主要な座敷（上座敷・下座敷・次の間・奥）には長押（上座敷は数寄屋風の面皮長押とする）が回っており、中級・下級武士住宅には長押が付かないという一般論に反している。内法高も５尺８寸あり、武士住宅の５尺６寸～７寸より高くなっている。また、内法高を変更した痕跡が柱にみられない。

一方、釘は和釘を用いているので、信濃で洋釘が普及する明治 20 年 (1887) 以前の建築であることが判明する。上座敷の天袋襖絵に「深谷貴兄応求　宮嶋雲石」との墨書があり、明治６年（1873）の絵図にある深谷氏の時代の住宅とみることができる。

以上の点から判断すると、明治時代になって、近世の住宅の間取りを踏襲して建て替えた建築と考えられる。建築としては、武士住宅ではないことになるが、『御家中屋舗絵図』にある間取りと同一であるので、当時の建築空間を知る上で、大変有益な建築である。

発掘によって、小松家以前の遺構が確かめられるか期待される。

第 33 図　西村家住宅　外観

第 34 図　西村家住宅　座敷
面皮の長押が回る

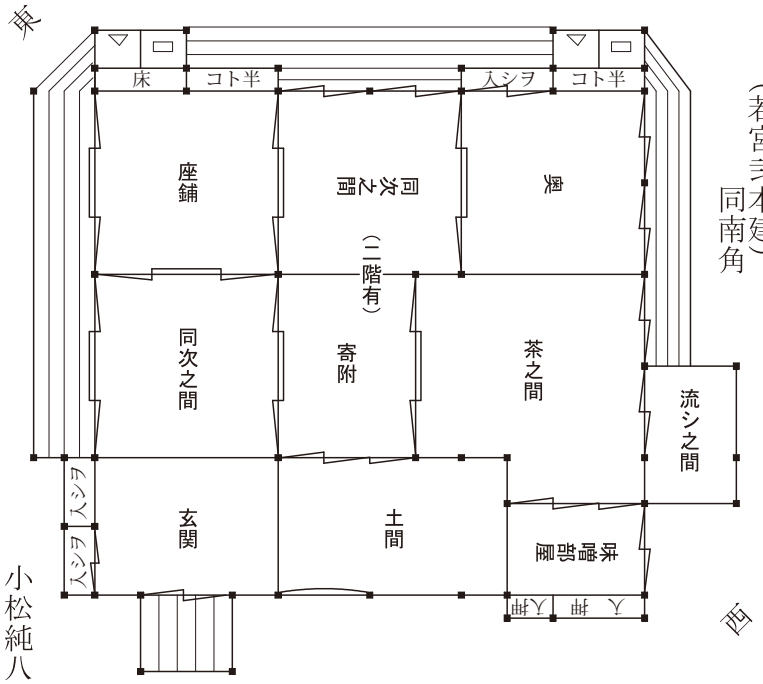

第 35 図　『御家中屋舗絵図』の小松純八家住宅
（別添ＣＤ参照）

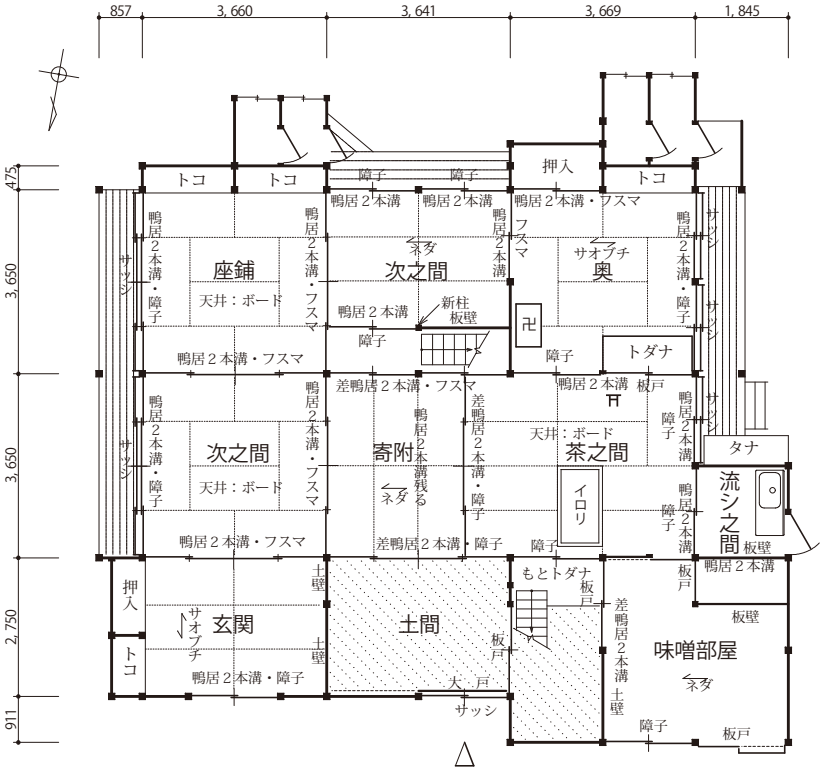

１階　平面図

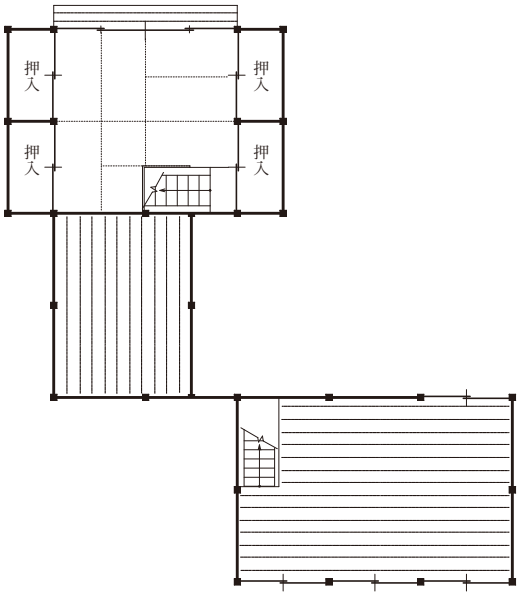

２階　平面図

第 36 図　西村家住宅　平面図　S＝1：150

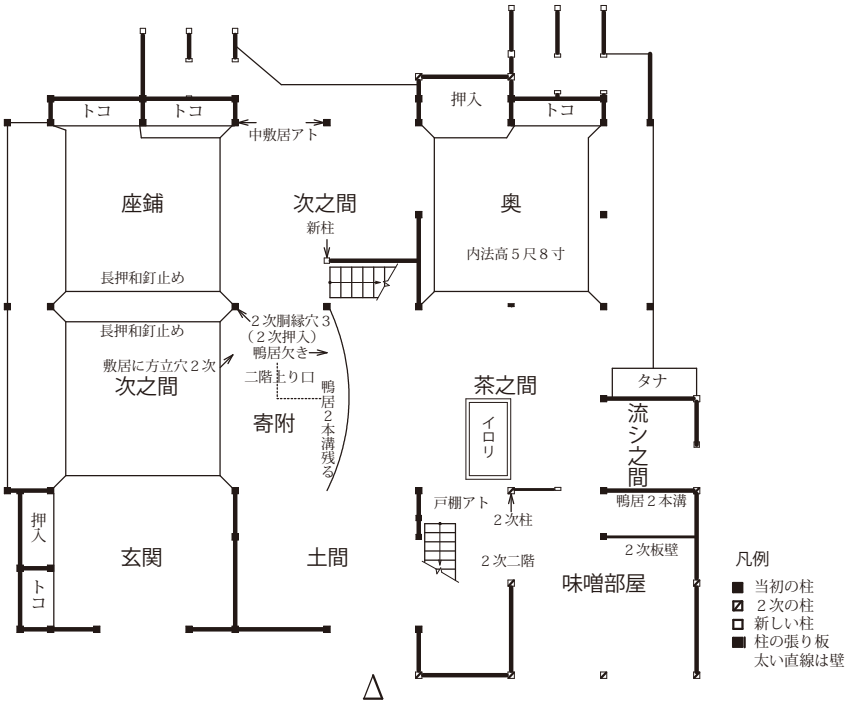

第 37 図　西村家住宅　痕跡図　S＝1：150

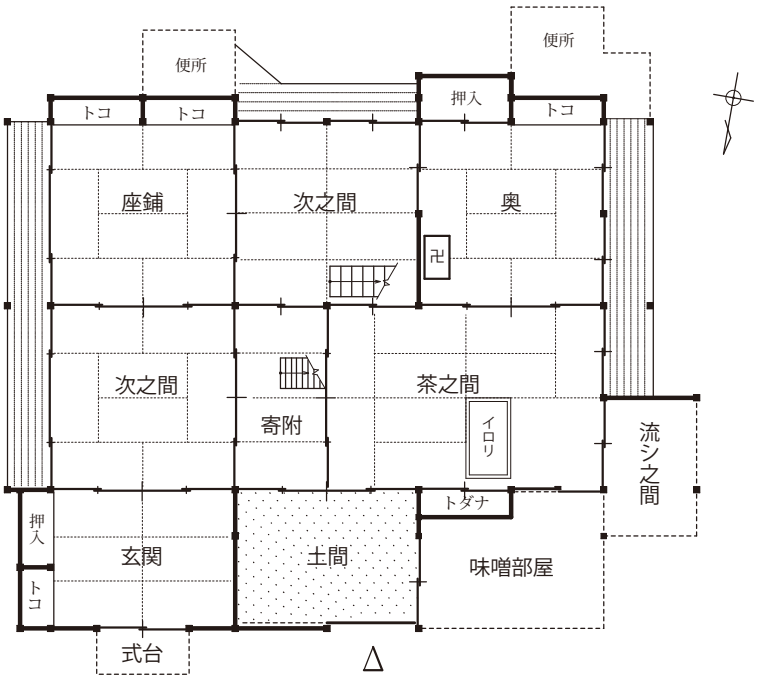

第 38 図　西村家住宅　復元平面図　S＝1：150

（３）瀬田熙子家住宅

瀬田家住宅（東高遠 2071 番地 1）は、間口５間半、奥行４間の切妻造、鉄板葺の建物で、北側の道路に面している。

間取り（第 42 図）は、食い違いの四間取りで、入り口を入った土間側に６坪の大きな居間（茶の間）、その奥には部屋（６畳間）があり、これらの上手に上座敷（座鋪）・下座敷（奥）を設けている。

瀬田家は、『御家中屋舗絵図』では、「若宮弐本建外根本伝左衛門」の屋敷が該当し、間取りもほぼ一致している。奥（下座敷）は、現在南側を４本引き違いの障子としているが、『御家中屋舗絵図』では、中央に柱が立ち、それぞれ障子２本引き違いとなっている。ここは、鴨居は新しいが、古い柱の一部が釣束として残っているので、『御家中屋舗絵図』の状態から、柱を撤去して現在の状態に変更したことが、痕跡からも確認できる（第 44 図）。同様に奥（下座敷）の押入北側の開口部は柱に中トコの痕跡が残り、絵図の「中棚」と一致する。なお、絵図の「床」は現在の押入であるが、ここにも中敷居を埋木した痕跡があるので、絵図の時点より以前には、「床」と「中棚」の位置が逆であった時期があったとみられる。

この住宅の特徴は、大黒柱のような太い柱がないこと、居間・上座敷・下座敷とも鴨居のみで長押は付かないなどの点である。また、差鴨居は上座敷・下座敷境に用いられているが、成は 140mm ほどしかない。内法高は、５尺６寸５分である。これらの特徴は、武士住宅に共通する特徴で、瀬田家住宅が武士住宅の遺構であることを示している。茶の間まわりの柱には、対応する柱で痕跡が突合しない箇所が数カ所あり、これらは古材を転用して現在の武士住宅を建てたことを示している。

発掘によって、根本家以前の遺構が確かめられるか期待される。

第 39 図　瀬田家住宅　正面外観

第 40 図　瀬田家住宅　茶の間

第 41 図　瀬田家住宅　座敷

（４）結

『御家中屋舗絵図』の間取りは、西村家住宅・瀬田家住宅の復元平面と一致している。その点では、ともに近世の武家住宅とみえる。しかし、武士住宅の多くに共通する「内法高が５尺６寸ほどで低い」・「長押がつかない」という観点からは、瀬田家住宅・伊沢修二生家は天保期以前の武家住宅であり、前述の馬島家住宅も天保期の武家住宅といえるが、「内法高が５尺８寸もある」・「長押がつく」西村家住宅は明治前期の住宅と判断せざるを得ない。

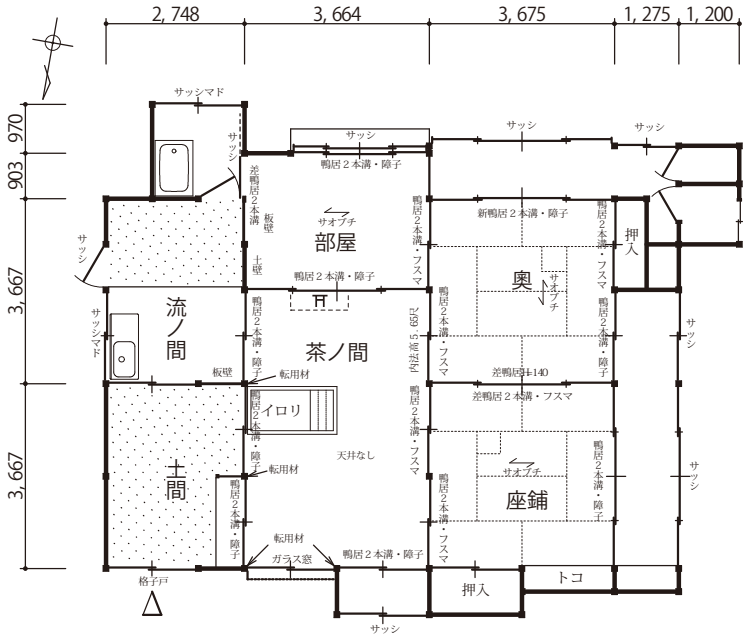

第 42 図　瀬田家住宅　平面図　S＝1：150

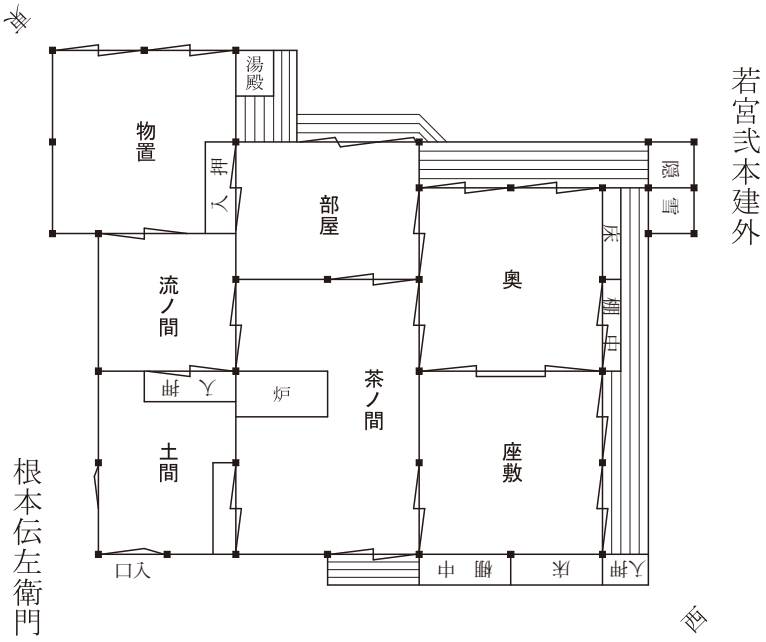

第 43 図　『御家中屋舗絵図』の根本伝左衛門家住宅
（別添ＣＤ参照）

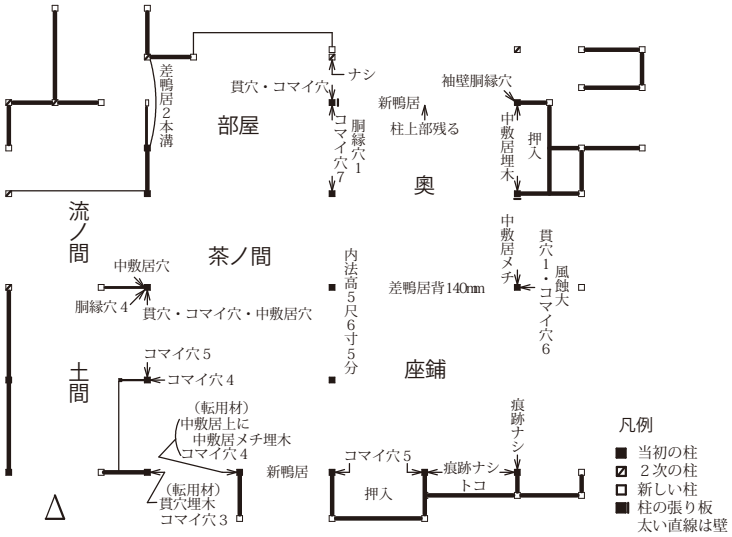

第 44 図　瀬田家住宅　痕跡図　S＝1：150

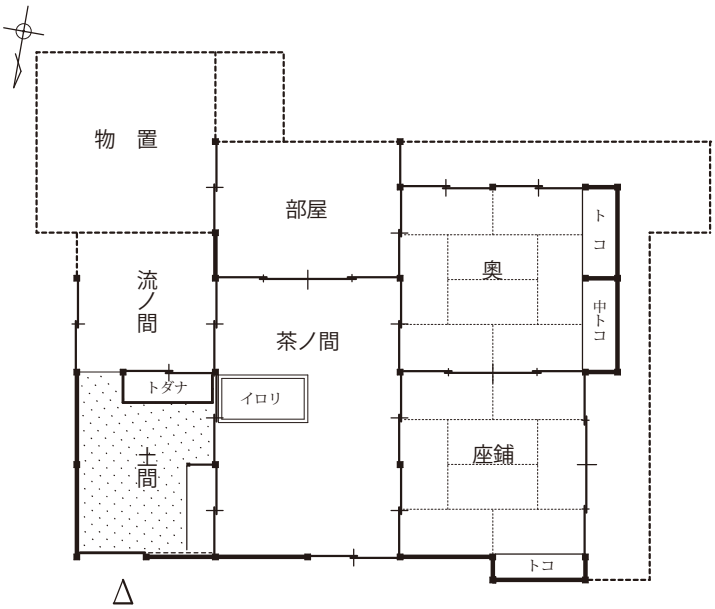

第 45 図　瀬田家住宅　復元平面図　S＝1：150

第Ⅲ章　調査の成果

第 1 節　基本層序

1　基本層序

基本層序は全地区で共通する大区分をローマ数字のⅠ～Ⅶ層とした。各地区で変化する層については算用数字で示し、地区間で対比できる場合は文章で記述した。

Ⅰ　層：表土
Ⅱ　層：第 1 整地層　上面に礎石建物が造られる。19 世紀代の遺物を主体に含む。
Ⅲ　層：第 2 整地層　上面に礎石建物が造られる。18 末～ 19 世紀代の遺物を主体に含む。
Ⅳ a 層：自然堆積層　暗褐色土 (7.5YR3/3) 直径 10 ㎝程の礫を含む。本層以下は遺物なし。
Ⅳ b 層：自然堆積層　暗褐色土 (7.5YR3/3) 礫をほとんど含まない。
Ⅴ　層：自然堆積層　黒褐色土 (7.5YR2/2) 直径 5 ㎝以下の小礫を含む。
Ⅵ　層：自然堆積層　黄色褐色土 (10YR5/6)
Ⅶ　層：自然堆積層　褐色砂礫 (7.5YR4/6) 部分的に 50 センチ以上の礫を多量に混入する。

2　各地区の層序、および江戸時代の整地層・整地面について

（1）各地区の状況

Ⅰ・Ⅴ区

近代以降の削平と造成が激しく、土層の堆積状況は不明であった。

Ⅱ・Ⅲ区

Ⅱ層（第 1 整地層）と、Ⅴ層～Ⅶ層が存在する（第 50･56 図）。本地区では、褐色～暗褐色を呈する土砂（Ⅱ層）によって、平坦面を意識した整地が行われ、その上面に 1 号建物跡（旧馬島家住宅）が作られていた。また、建物の南東面から南西面側にかけてⅡ層中に大規模な盛土を行い、築山の庭が造られていた。一方、Ⅴ層以下は遺物を含まず、整地前の地形に沿って堆積していることから、自然堆積層と判断した。Ⅱ層からは 19 世紀代の遺物が出土するため、 1 号建物の敷地は 19 世紀以降に平坦部を整地し、建物や庭を造作したと考えられる

Ⅳ区（第 46 図）

Ⅱ層（第 1 整地層）・Ⅲ層（第 2 整地層）とⅣ・Ⅴ・Ⅶ層が堆積する。本地区は褐色を呈するⅡ層が 2・3 号建物跡の整地層であり、やや暗い褐色を呈するⅢ層が 4 号建物跡の整地層である。この地区は地区全体が東から西にかけて下がる緩斜面にあたり、傾斜も西側に向かって次第に大きくなる。このため地区東部の 2 号建物跡の方が、中央部の 3 号建物跡より平坦面を作りやすく、庭まで含めた面積も 2 号建物跡のほうが広い。これに対して 3 号建物跡の西側敷地はすぐに傾斜部となる。さらに、南から北方向にも大きく傾斜しており、Ⅱ・Ⅲ層は、地区の南側に薄く、北側に厚く盛土して平坦面を造作している。2 号建物跡の南側ではⅣ層が露出する部分もあり、Ⅳ層の上部を削平して平坦面を形成した可能性がある。

一方、西側の 5 号建物跡については、畑の耕作による撹乱のため、明確な整地層を確認することができなかった。撹乱の下はⅢ層であった。

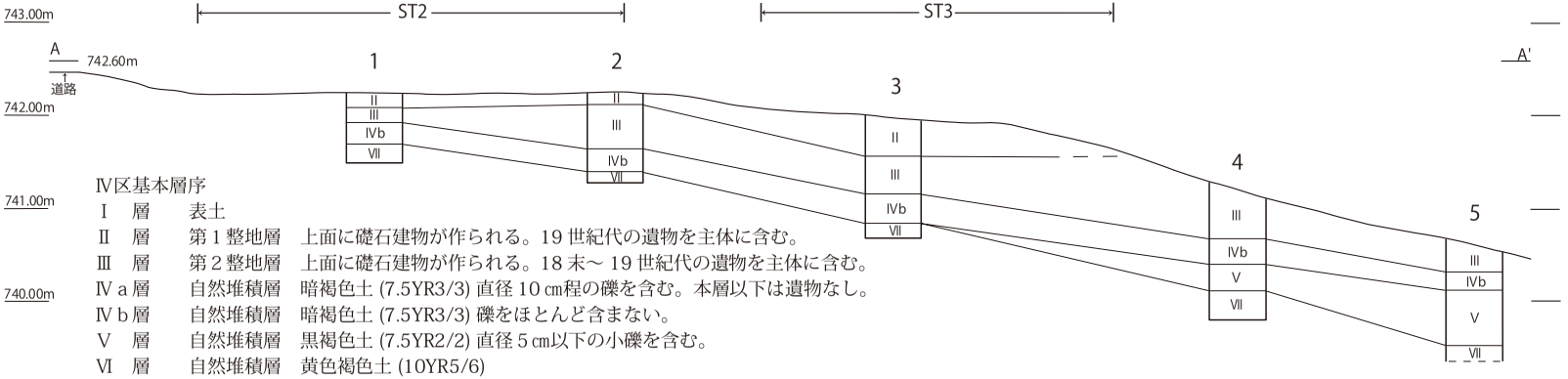

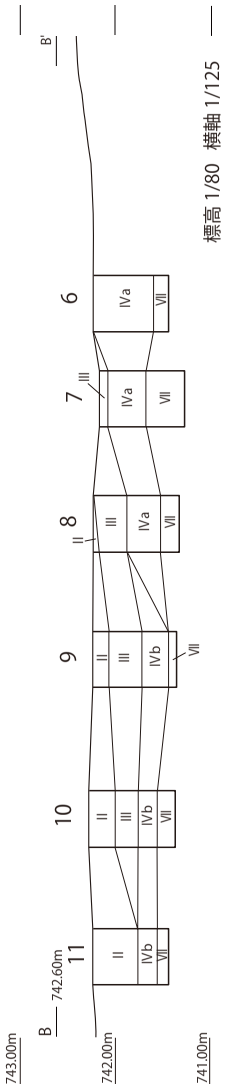

標高 1/80　横軸 1/250

Ⅳ区基本層序

Ⅰ　層	表土	
Ⅱ　層	第１整地層	上面に礎石建物が作られる。19 世紀代の遺物を主体に含む。
Ⅲ　層	第２整地層	上面に礎石建物が作られる。18 末～ 19 世紀代の遺物を主体に含む。
Ⅳａ層	自然堆積層	暗褐色土 (7.5YR3/3) 直径 10 ㎝程の礫を含む。本層以下は遺物なし。
Ⅳｂ層	自然堆積層	暗褐色土 (7.5YR3/3) 礫をほとんど含まない。
Ⅴ　層	自然堆積層	黒褐色土 (7.5YR2/2) 直径５㎝以下の小礫を含む。
Ⅵ　層	自然堆積層	黄色褐色土 (10YR5/6)
Ⅶ　層	自然堆積層	褐色砂礫 (7.5YR4/6) 部分的に 50 センチ以上の礫を多量に混入する。

第 46 図　Ⅳ区基本土層平面図（1/250）

（2）出土遺物からみた整地層・整地面の造作時期（第 91･92 図　一覧表は別添 CD）

Ⅰ層やⅡ層上面からは、19 世紀以降、現代に至る遺物が出土している。これに対し、Ⅱ・Ⅲ層から出土した遺物は 18 世紀末から 19 世紀代に収まる。このことから、若宮地区で遺構（整地層）として確認できた武家屋敷区画の整地時期は､19 世紀代と考えられる。Ⅳ層以下は自然堆積層であり遺物は出土しない。

一方、若宮地区全体からは 17 ～ 18 世紀中葉の遺物も出土している。いずれもⅠ～Ⅲ層中に破片の形で出土しており、混入品と判断した。量的には 17 世紀代が 20 点、18 世紀代が 9 点とわずかである。これらは、単に混入品である場合の他に、この時期に遡る遺構が 19 世紀代の整地によって消滅した可能性もある。

第 2 節　遺構・遺物

ここでは、各調査区順に発見された遺構・遺物を記述する。ただし、遺構が明確にならなかった 18 世紀以前の遺物については 5 にまとめた。また、19 世紀後半（ほぼ明治時代）以降の遺物については、6 にまとめた。

1　Ⅰ区の調査

（1）概　要（第 47 図）

Ⅰ区は藤沢川に張り出した低位段丘上の平坦部に立地している。若宮地区の中では東南隅に位置する。調査前まで、若宮小路を挟んだ両側には数軒の屋敷地が並んでおり、万延元年（1860）以降に描かれた絵図『高遠城図』では、高遠藩家臣「柿木三十郎」が居住した敷地の一部にあたる（第 5 図ｅ）。道路建設に先立ち、柿木家は調査区の北側に新築され、江戸時代より続いた柿木家の母家は取り壊された。この際に土蔵 2 棟を現在地に曳移転しているほか、住宅建設のための作業道造成や庭木の移植等のため、Ⅰ区一体はことごとく掘り返されている。

『御家中屋舗絵図』によると、調査区内には屋敷の入口（門）が北西側（若宮小路側）を向いて存在していたと見られる。しかし、発掘調査前すでに移転工事に伴う整地が行われていたため、この門をはじめとする江戸時代の建物基礎は検出できなかった。また、敷地内での諸施設の位置関係や範囲も明確にできなかった。武家屋敷に伴う整地層の有無についても不明である。

本区画では土蔵跡と石列が検出されているが、明確な構築時期は不明である。

（2）検出された遺構

①　土蔵跡（第 48 図　PL 1）

Ⅰ区の東部に位置する。移転工事に伴う整地層（攪乱層）を含め、平面的な掘り下げを行う過程で、曳移転した土蔵の基礎部分を検出した。長軸はＮ 126°Ｗで、規模は長軸約 7 ｍ、短軸約 5 ｍを測る。壁面に沿って部分的に残存した石の並びが確認でき、中央付近には集石が認められた。しかし、集石の掘方など下部構造の調査は行っていない。土蔵の入口前面にはコンクリートのムロも残されていた。遺構に伴う遺物も検出されていない。

②　石　列（第 47 図　PL 1）

Ⅰ区西端に位置し、Ｎ 37°Ｗ方向に延びる。調査前から部分的に地表に露出した状況で確認した。こ

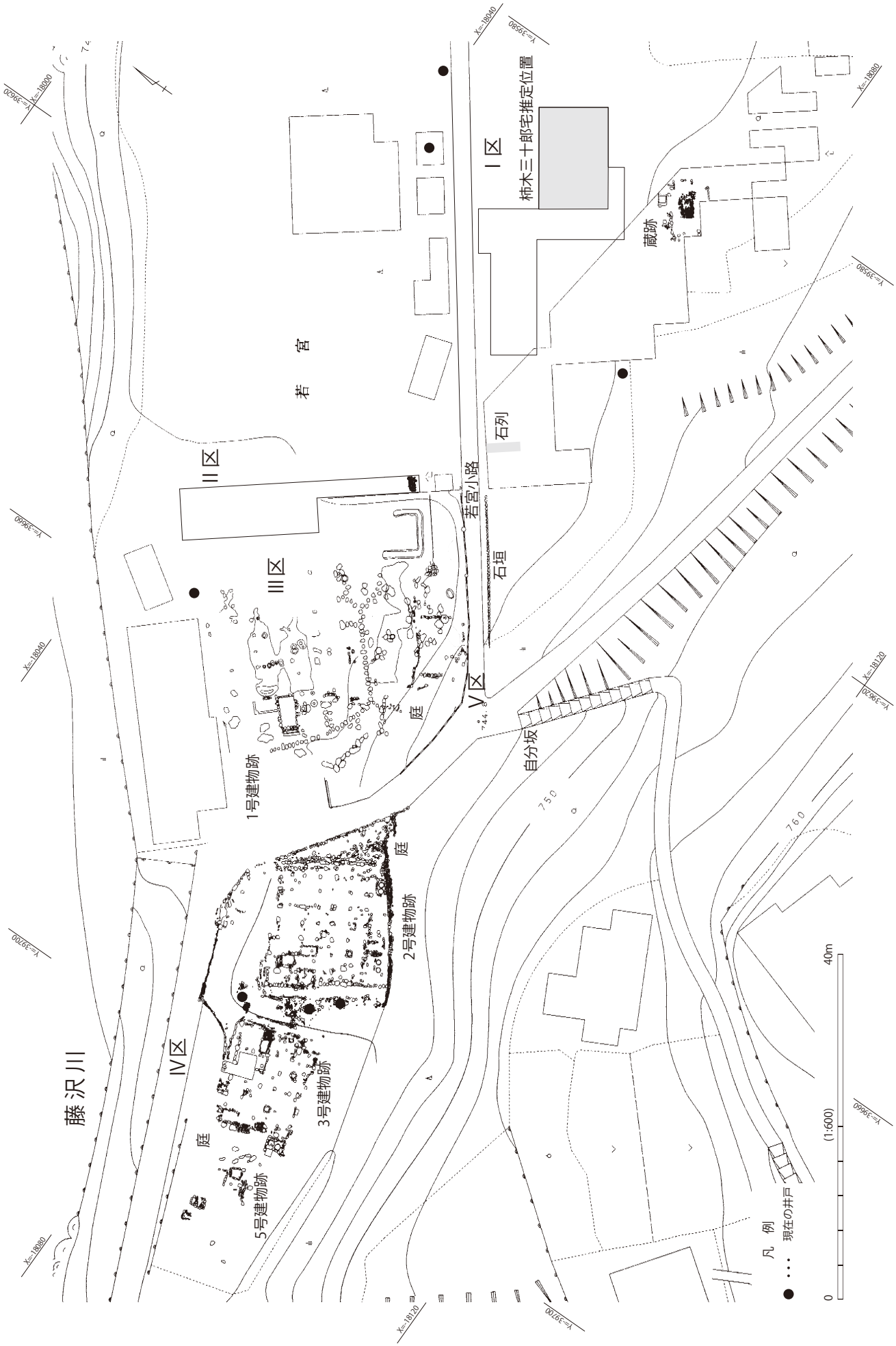

第 47 図　遺構配置図（1/600）

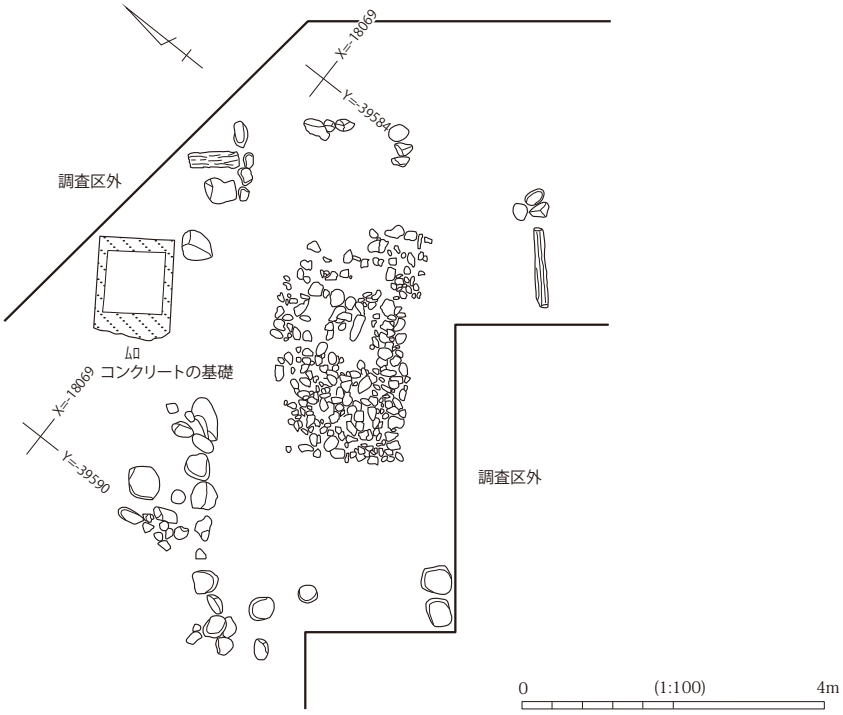

第 48 図　Ⅰ区土蔵跡

の部分を精査することにより、若宮小路（Ⅴ区）の道端から直交する石列を検出した。遺構に伴う遺物は検出されていない。

本遺構の構築時期は、近接するⅤ区で検出された若宮小路の石垣との関係から推測することができる。若宮小路の石垣は、出土遺物から明治時代以降に構築されたものである。また、昭和時代の舗装工事によって小路がかさあげされたことが確認できる（第 56 図）。本石列は、この石垣よりも上面に露出した状況で見つかっており、明治以降に構築された若宮小路の石垣よりも後に造作された可能性が高い。

（3）Ⅰ区出土の遺物（第 74 図　一覧表は別添 CD）

Ⅰ区における遺物はグリッド調査の段階で出土したもので、遺構に伴うものはない。18 世紀～現代のものが混在しており、地区一括の表採扱いとした。ただし、他地区の状況や絵図から建物跡が存在した可能性の高い 19 世紀以降とそれ以前の資料を別掲載した（第 91 図）。

やきもの：1 は伊万里の小碗、3 は伊万里の仏飯器で共に 18 世紀末～ 19 世紀中葉に比定される。4 は在地の灯明皿で 19 世紀代に比定される。

金属製品：刀装具では小柄が 3 点出土（1 ～ 3）した。特に 1 には篆書様の文字が刻まれていた。接合具では 4 の釘や 5 の扉金具がある。このほかに寛永通寶が 3 点（8 ～ 10）出土した。

骨製品：7 の櫛が出土。

2　Ⅱ・Ⅲ区の調査

（1）概　要（第 47 図）

Ⅱ・Ⅲ区は藤沢川に張り出した低位段丘上の平坦部に立地している。若宮地区の中では自分坂の北側、若宮小路の西側に位置する。本区画は若宮小路と高砂橋から城に至る道の合流点に接し、江戸後期の絵図『高遠城図』では高遠藩家臣「馬嶋柳淵」（註 10）が居住していた敷地にあたる（第 5 図ｅ）。敷地面積は現状で約 900 ㎡を測る。同『高遠城図』（第 5 図ｅ）によれば、若宮小路西北側の区画には 4 軒の武家屋敷が並んでいる。また、明治 6 ～ 9（1873 ～ 76）年の『東高遠町地図第壱号』（第 30 図　絵図番号 50）でも

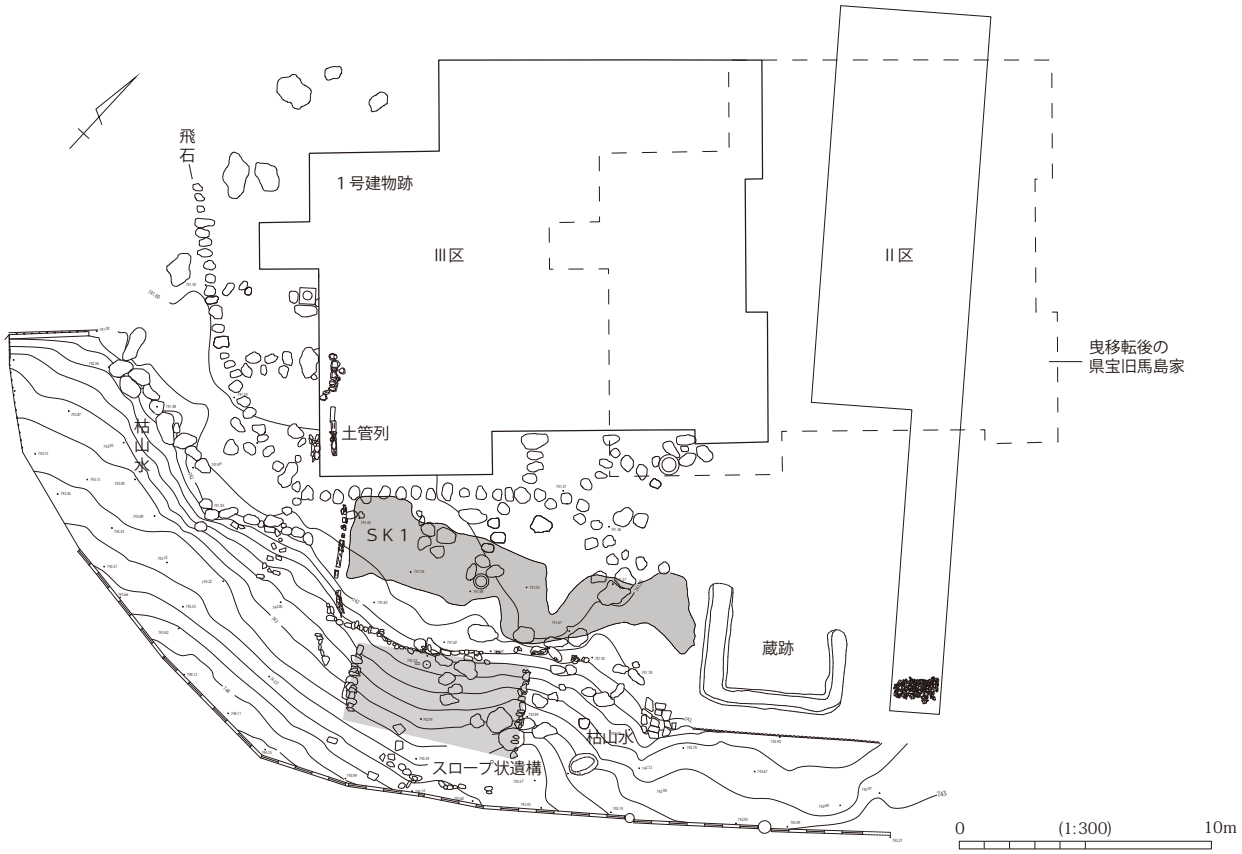

第 49 図　馬島家敷地全体図

４軒の屋敷区画が描かれており、現在の地割に踏襲されている。こうした点から、旧馬島家の武家屋敷区画の敷地面積は江戸時代以来ほとんど変化していないと考えられ、若宮地区の武家屋敷区画の中では比較的広い敷地面積を占めている。

建物は敷地北東部の藤沢川の崖寄りに位置し、面積は現存建物で約 250 ㎡を測る。建物の玄関口は南西部側にあり、高砂橋から自分坂に至る道沿いに設置されている。また、敷地南東部の若宮小路と接する側には庭が配置されていた。庭の面積は現状で約 350 ㎡を測る（第 49 図）。

旧馬島家住宅は曳移転工事工程の関係から、一つの敷地をⅡ・Ⅲ区に分けて調査している。Ⅱ区は敷地北東側にあたり、平成 16 年度の調査で溝状遺構を検出した。Ⅲ区は敷地南西側にあたり、平成 17 年度の調査で 1 号建物跡と庭の構造物（スロープ状遺構等）を検出した。

（２）１号建物跡と敷地の調査

①　１号建物跡（第 50 図　巻頭 PL2　PL1 ～ 3）

ａ　調査にいたる経過と調査の課題

１号建物跡はⅢ区北西部の第 1 整地面に構築されている。『高遠城図』で「馬嶋柳淵」が居住していた区画にあたり、一時期、第三者が住んだ時期があるものの、ご子孫が居住されていた建物が調査前まで存在していた。この建物が江戸時代までさかのぼる建築かどうかを確認する目的で、昭和 61（1986）年に建築学による調査が行われた。その結果、建物は天保年間（1830 ～ 1843）に作成された『御家中屋舗絵図』に掲載された「馬嶋柳軒」宅と間取がほぼ一致することが明らかになった。さらに、内部構造にも武家屋敷の特徴が残る点から、建物の大部分は江戸時代後期の建築と判明した。また、居住していた家臣は高遠藩に藩医として代々勤めた馬島氏であることも確認でき、藩医の屋敷としても貴重であるため、平成 15 年に長野県宝に指定された（吉澤・後藤 2003）。

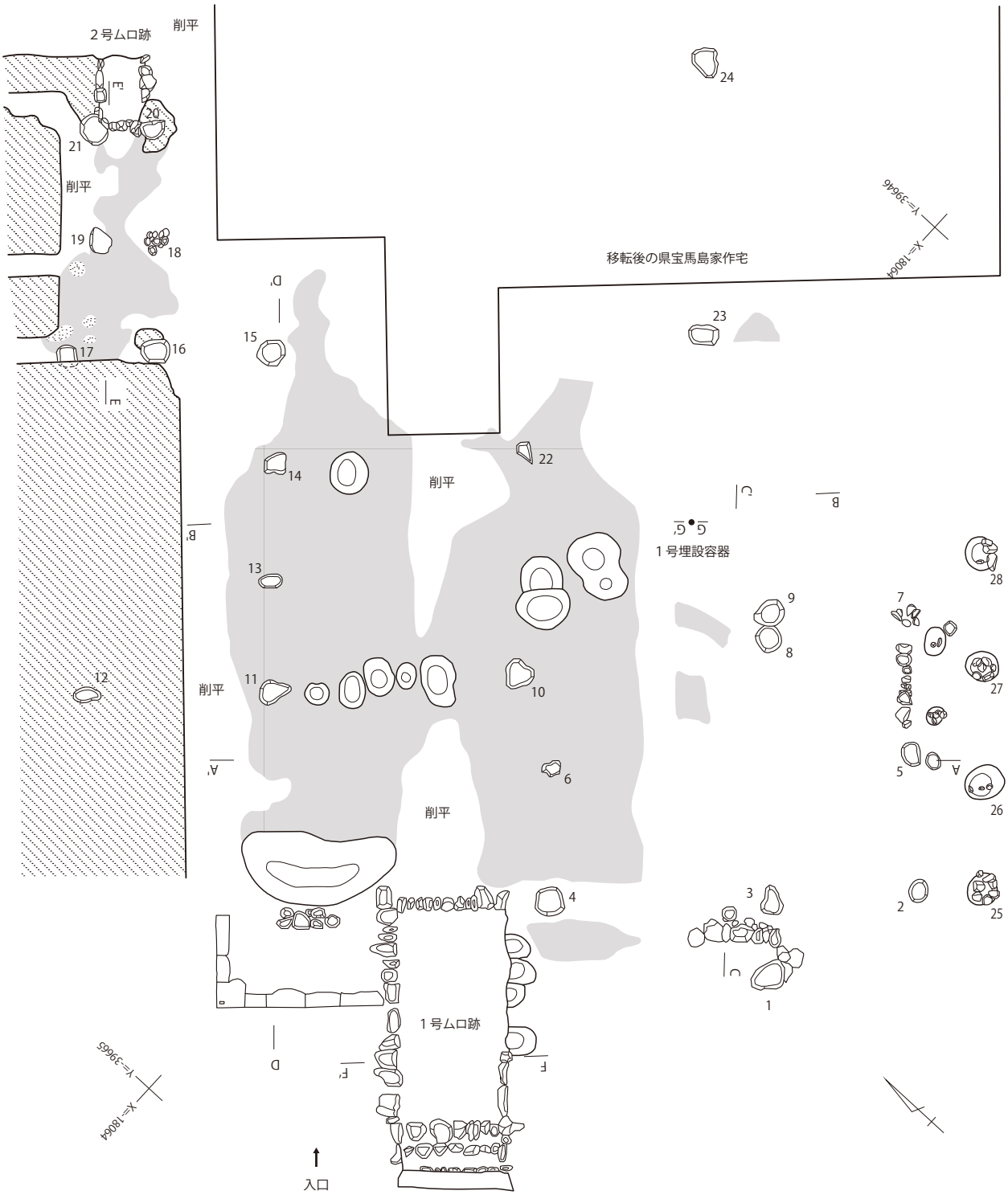

1号埋設容器

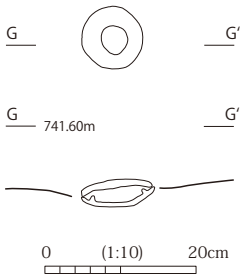

1号ムロ跡

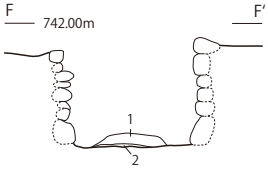

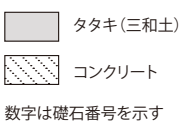

Ⅱ-1　10YR3/4　暗褐色土　　非常に硬く叩き締める。炭化物・白色粒を含む。
Ⅱ-2　10YR2/3　黒褐色土　　砂礫を少量含む

0　(1:100)　4m

第 50 図　1号建物跡第一整地面（上部硬化面）

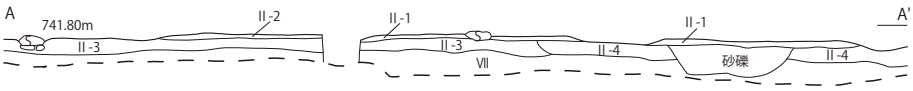

Ⅱ－1　三和土（タタキ）床面を形成。
Ⅱ－2　7.5YR3/3　暗褐色土　　硬く締まる。床面を形成。
Ⅱ－3　7.5YR2/3　極暗褐色土　　締まり弱い。径１㎝程の小石と炭化物を含む。19 世紀代の遺物を含む。
Ⅱ－4　10YR4/3　鈍い黄褐色土　締まり弱い。非常に乾燥している。炭化物を含む。19 世紀代の遺物を含む。
Ⅶ　　7.5YR4/6　褐色砂礫層　　部分的に径 50 ㎝以上の礫を多量に混入する。

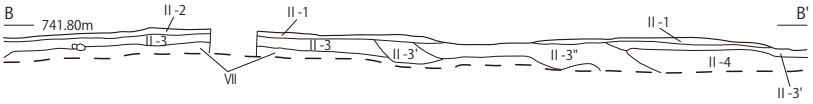

Ⅱ－1　三和土（タタキ）床面を形成。
Ⅱ－2　7.5YR3/3　暗褐色土　　硬く締まる。床面を形成。
Ⅱ－3a 7.5YR2/3　極暗褐色土　締まり弱い。径１㎝程の小石と炭化物を含む。19 世紀代の遺物を含む。
Ⅱ－3b 7.5YR2/3　極暗褐色土　締まり弱い。Ⅲａ層より黄褐色砂質土を多く含む。
Ⅱ－3c 7.5YR2/3　極暗褐色土　締まり弱い。Ⅲａ層より礫を多く含む。
Ⅱ－4　10YR4/3　鈍い黄褐色土締まり弱い。非常に乾燥している。炭化物を含む。19 世紀代の遺物を含む。
Ⅶ　　7.5YR4/6　褐色砂礫層　部分的に径 50 ㎝以上の礫を多量に混入する。

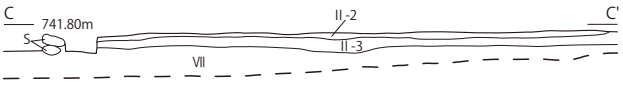

Ⅱ－2　7.5YR3/3　暗褐色土　　硬く締まる。床面を形成。
Ⅱ－3　7.5YR2/3　極暗褐色土　締まり弱い。径１㎝程の小石と炭化物を含む。19 世紀代の遺物を含む。
Ⅶ　　7.5YR4/6　褐色砂礫層　部分的に径 50 ㎝以上の礫を多量に混入する。

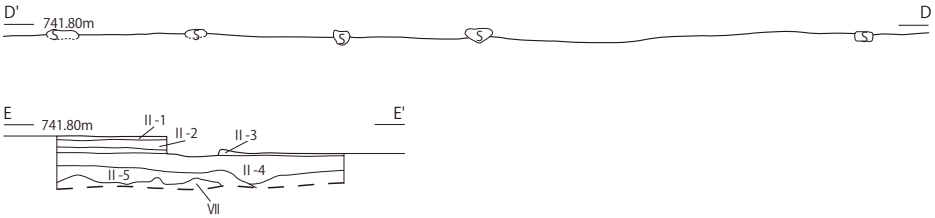

Ⅱ－1　三和土（タタキ）床面を形成。
Ⅱ－2　鈍い黄褐色土　非常に乾燥している。
Ⅱ－3　硬化面　　黄褐色土
Ⅱ－4　7.5YR2/3　極暗褐色土　締まり弱い。径１㎝程の小石と炭化物を含む。19 世紀代の遺物を含む。
Ⅱ－5　10YR2/2　黒褐色土　　径１㎝程の礫を礫と炭化物を含む。
Ⅶ　　7.5YR4/6　褐色砂礫層　部分的に径 50 ㎝以上の礫を多量に混入する。

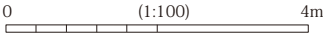

第 50 図　１号建物跡第一整地面（セクション図）

しかし、本建物が国道 152 号バイパス建設の予定地と重なることが判明したため、保護協議によって用地外に曳移転することが決定された。これにより平成 17 年８月、建物の長軸方向に北東方向へ 11.5m 曳移転が行われた。

同年９月以降実施した発掘調査では、①現存建物で利用されていた礎石配列をはじめとする建物基礎が江戸時代までさかのぼるのか、②発掘調査によって別の建物跡の礎石等がみつかるのか、③礎石列が江戸時代のものとすれば、「馬嶋柳軒」宅の間取図と対応するのか、④「馬嶋柳軒」宅の礎石であるならば、『御家中屋舗絵図』に描かれていたように、２棟に分離した構造が遺構として確認できるのか、の４点が課題となった。

ｂ　調査の過程

現存建物（註 11）は総床面積約 250 ㎡を有するが、発掘対象としたのは建物南西部を中心とした約 150 ㎡に過ぎない。これは、建物の長軸方向の全長が 20m なのに対し、曳移転で移動した距離が 11.5

mであったためで、移転前と移転後の床面が一部重なることによる。このため全面調査できたのは「しもざしき」「なかざしき」「かみざしき」の３部屋だけで、「よりつき」「やりのま」「いま」「土間」「味噌部屋」「流シ間」は部分調査にとどまり、「ちゃのま」「にかいした」「よじょう」「かみのま」等は移転後の建物と重なるため調査できなかった（註 12）。

発掘前に行われる現存建物の曳移転に伴い、礎石の多くを除去して床下にレールを敷設することがわかった。そのため、旧高遠町教委により曳移転前の事前調査が行われ、礎石の位置と床面における硬化範囲の広がりを記録した（第 51 図）。曳移転後の調査については、残存する礎石の測量を旧高遠町教委が行い、移転した建物下の整地面精査から県埋文センターが担当した。

整地面には約５cm の厚さでパウダー状の粒子が堆積していた。当初は整地面と誤認したが、整地層確認のためのトレンチ調査を行ったところ、粒子は床に積もった塵と判明し、その下で硬化面を確認した。塵は整地面全体に広がり、19 ～ 20 世紀までの遺物が出土した。また、塵は歩くだけで煙状に広がるため、安全のため防塵マスクを着用して除去作業を行った。

塵の除去後、現存建物に伴うと考えられる第１整地面（上部硬化面）の測量をおこなった。つぎに残存した礎石を取り外し、割栗石の残存状況を確認した。さらに、第１整地面下部の構造と造作された時期を特定することを目的に十字トレンチを設定し、基盤層まで掘り下げた。これにより現存建物がⅡ層（第１整地層）上面（第１整地面）に建てられていたことが判明した。また、１号建物跡の直下ではⅢ層（第２整地層）が検出されず、Ⅱ層の下は自然堆積層のⅦ層になることを確認した。トレンチ壁面の土層観察後、第１整地面からⅡ層の最下部までの面的な調査をおこなった。

第１整地層を掘り下げていく過程で、玄関の「土間」周辺部で硬化面を検出した。これを第２整地面（下部硬化面）と命名して調査をおこなった。さらに、第２整地面以下を掘り下げたところ、第１整地層の下面で土坑（２号土坑）を検出した。この土坑は現存建物の間取と重ならない場所で検出されており、第１整地層中における遺構の変遷が想定された。ただし、建物基礎の全域に広がる層理面は確認できず、部分的な改修の可能性が高い。第１整地層（Ⅱ層）からは 18 末～ 19 世紀代の遺物しか採集されていないので、遺構の変遷はほぼ 19 世紀代に収まると推測される。

全遺構の調査終了後に重機による最終確認を行ったが、下層からは遺構・遺物は検出されなかった。

ｃ　１号建物跡に関連する施設

＜**建物基礎**＞整地面と礎石を確認した。

第１整地面（上部硬化面）（第 50 図　PL1）：現存建物の塵堆積直下で確認した。建物の南西部「なかざしき」「しもざしき」「土間」周辺と南東部「かみざしき」の一部で、コンクリートのように硬い三和土（タタキ）を検出した。確認範囲は不整形であるが、これは曳移転時のレール敷設時に床面が部分的に削平されたことに起因する。三和土の広がりは、曳移転前の調査時にも、「にかいした」「よじょう」「かみのま」等の床下でも確認されており、本来は調査した建物の床下全面に広がっていたものと推測される（第 51 図）。三和土の表面には細かい凹凸も存在するが、全体を見ると平坦を意識して整えられていた。

整地面の造作（第１整地層）は、Ⅱ - １層（三和土）の下層にあたるⅡ - ３・４層中では貝殻片が多く出土し、灰や黄褐色のブロックが一定量含まれていた（註 13）。この点から基盤のⅦ層上面にⅡ - ３・４層による盛土整地を行い。その後、上面に三和土による仕上げが施されたと考えたい。

第２整地面（下部硬化面）（第 52 図）：本建物跡では土間周辺部において、上部硬化面（Ⅱ -1 層・三和土）の約 20 ㎝下に堆積するⅡ -3 層の上面で、古い硬化面を検出した。範囲は「土間」～「味噌部屋」、「流シ間」と「土間」の東側の部屋の一部である。特に、空間全体を調査できた「土間」部分は、全面硬化していた。本硬化面はひじょうに硬いものの、三和土ではなく、黄褐色系の土をタタキ締めたものと考えられ

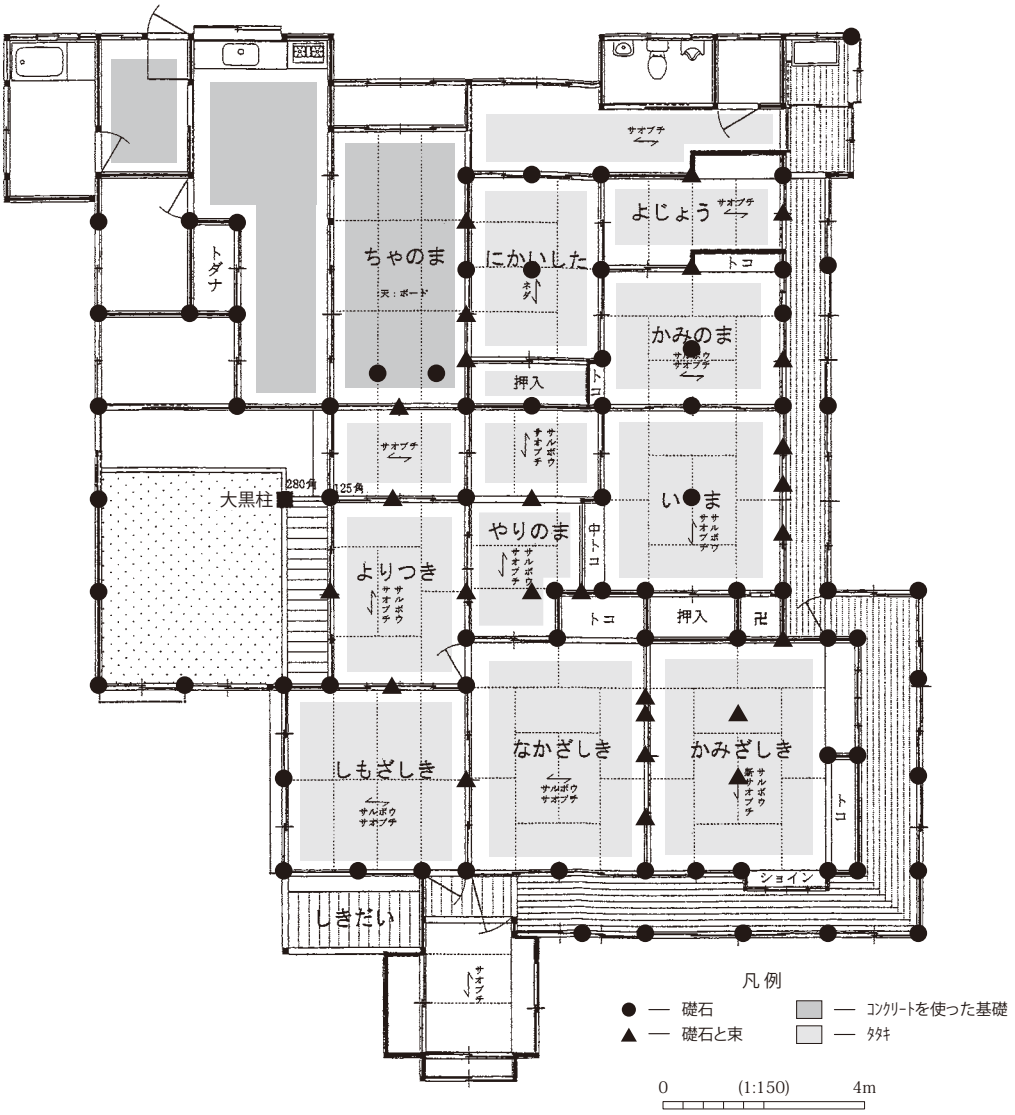

第 51 図　１号建物跡曳移転前床下調査

る。土間の北西部では直径 50 ㎝程の被熱面も検出された。

本整地面の下部では遺物は出土していない。

本建物跡では第１整地面（上部硬化面）の全面掘り下げを行っているが、第２整地面（下部硬化面）は「土間」付近しか確認できなかった。Ⅱ -3 層上面にはⅡ -2 層（鈍い黄褐色土）が盛土されており、この部分だけは、１号建物跡を建築後に何らかの改築が行われたと考えられる。

礎　石（第 50 図　ＰＬ１　一覧表と礎石写真は別添 CD）：１号建物跡に対応する礎石は、曳移転工事前の床下調査で、建物全体の柱に設置されていることが判明していたが（第 51 図）、移転後に残存した礎石は 22 点、割栗石のみ残存したものは６点にとどまる。このため建物全体における礎石の傾向を把握することはできなかった。また、旧高遠教委による床下調査時には、現建物と異なる配列の礎石は確認されていない。

礎石は欠落が多いものの碁盤目のように配置されており、いずれも 182 ㎝前後の等間隔で並ぶ。この間隔は建築時の単位に「尺」を用いたためと考えられ、柱と柱の芯心間の距離が１間（６尺）≒ 182 ㎝であることに起因する。

発掘調査で判明した礎石の配列から、建物跡の主軸はＮ 47° Ｅで、礎石に囲まれた面積は約 150 ㎡である。各礎石の特徴をみると、形状は様々で、大きは長軸 60 ～ 33 ㎝、平均 43.7 ㎝を測る。上部が平坦

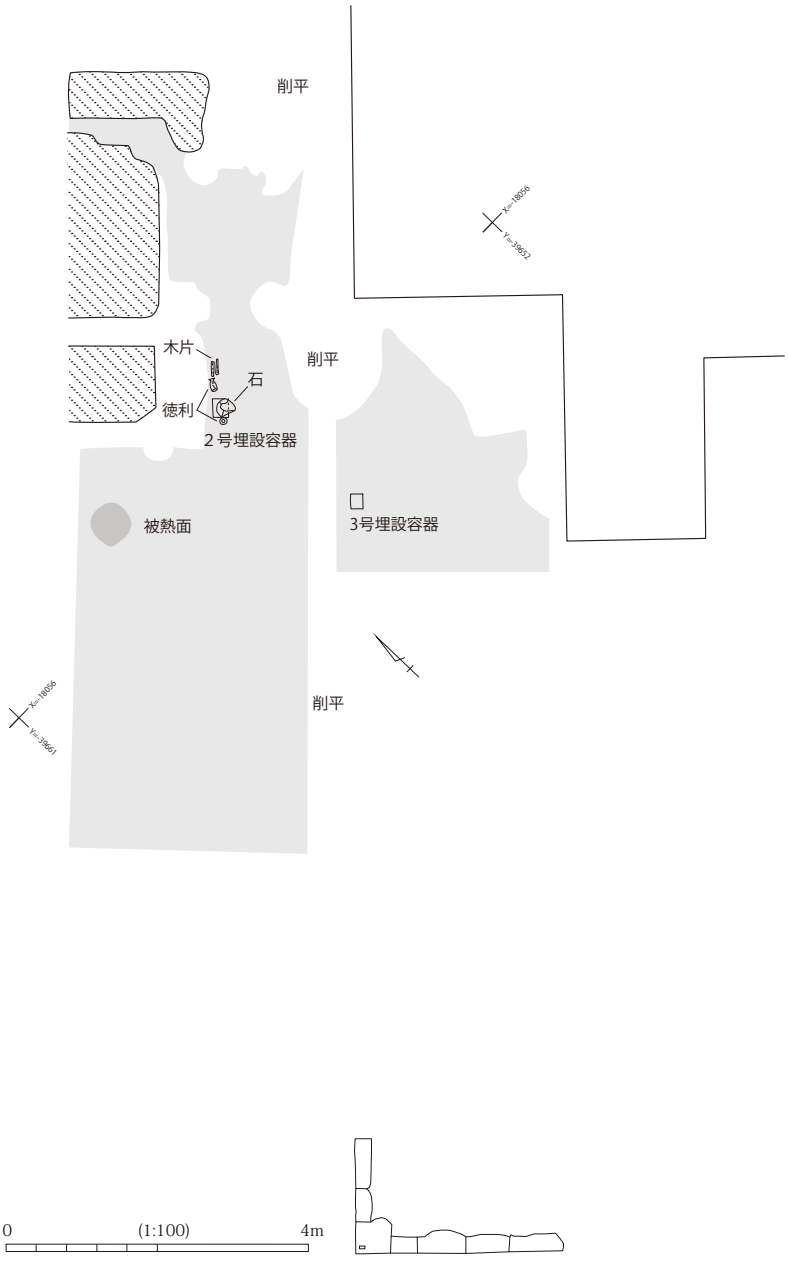

第 52 図　1 号建物跡第 2 整地面（下部硬化面）

面となるように設置されているが、柱を設置する部分にくぼみ等の加工は認められない。ただし 22 番の礎石だけは四角く面取りした石を利用している。

礎石 22 点の上部平坦面のレベルは平均で 741.73 m を測る。最高が 19 の 741.8 m、最低が 12 の 741.68 m で、その比高差は ± 12 ㎝である。この比高差は 1 ～ 3 号建物跡の中で最も少なく。建物を建てる整地面が極めて平坦であったことが推測される。

大半の礎石の表面には柱痕が残り、測量基準線の墨が残るものも認められる（8・10・14・16・20・23）、また、柱の配列を示したと思われる記号が残るものもある（8）。

掘方調査は 23 点の礎石で行った。いずれも礎石の大きさに合わせた程度の掘方を持ち、礎石下半分を整地面に埋めて固定していた。割栗石は 17 点の礎石の下から検出された。いずれも握りこぶし大程度の大きさのものを用い、礎石を囲むように円形に並んで設置する場合（11・14・ 8）と、数個だけ設置する場合（1・3・8・9・10・13・17）が確認される。また、割栗石が検出されない礎石（4・15・19・21・22・23）もある。本建物跡では残存する礎石の配列と割栗石の有無に規則性はなく、1 号建物跡の礎石設置法について工人差や時期差を求めることはできなかった。

一方、1 号建物跡の「かみざしき」を囲む縁側については、現存建物の元所有者からの聞き取り調査により昭和時代になって増築したことが判明している。当該地点で検出された礎石の掘方は下部に割栗石を並べ、その上面に玉砂利を敷き詰めて礎石を固定しており（5・7・25・26・27・28）、江戸後期の建築とされる部屋部分とは異なる礎石の設置方法が確認できた。

＜付属施設ほか＞

ムロ跡　2 箇所で検出した。

1 号ムロ跡（第 50 図　PL1）：建物玄関側、「しもざしき」と「なかざしき」の境から南西方向に突き出た場所に位置する。現存建物跡の曳移転時に石積みの上部が崩落したが、ほぼ完残する。長軸N 47° E で、平面は長方形で、内法は長軸 350m、短軸 150m、深さ 120m を測る。入口は建物の外側（南西側）にあ

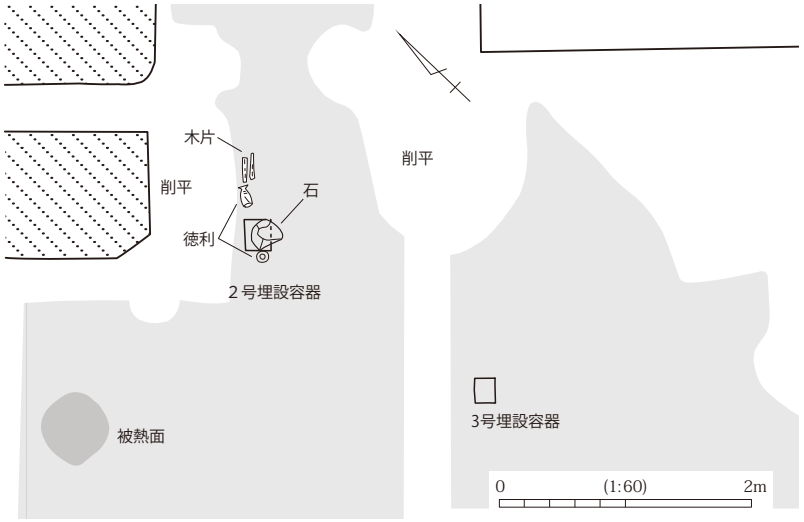

第 53 図　２・３号埋設容器出土状況

り、階段を設置している。床面には硬化面が広がり、現代のガラスやハサミなどが出土した。側壁は６段積みの石積みで構築され、石と石の間はコンクリートで固められていた。

１号ムロ跡は、馬島家に残る明治時代以降の間取図に記載されている点から、明治時代に作られた可能性がある。最終的には壁面にコンクリートが用いられている点から、改築が行われたと考えられる。家人からの聞き取り調査では、このムロを利用して近代のある時期に植物を栽培していたことが判明した。

２号ムロ跡（第 50 図　PL1）：「流シ間」に位置する。北東部は曳移転時に破壊され、床面部分だけが残存していた。長軸Ｎ 47°　Ｅで、平面形は長方形を呈する。内法は長軸 100 ㎝以上、短軸 50 ㎝、残存高は 10 ㎝を測る。壁面は石積みで構築されていたが、最下段の１列だけが残存する。

遺物が出土していないため構築時期は不明である。ただし本ムロ跡は１号建物跡の礎石（20・21）を基準に設置されており、本建物跡建築当初から存在した可能性もある。現状では、周囲をコンクリートで固められている。聞き取り調査では、このムロ跡は昭和時代にも使用されていたことが判明した。また、「流シ間」は昭和時代に改築されており、本遺構のコンクリートもこの改築に伴うものと考えられる。

２号土坑（第 54 図　PL3）：「ちゃのま」と「よりつき」と「土間」の３部屋が接する場所に位置する。第２整地面（下部硬化面）よりも下で検出した。長軸Ｎ 45°　Ｅで、平面形は不整形の隅丸長方形を呈する。長軸約 310cm、短軸約 190cm、深さ 55 ㎝を測る。底面は水平を意識し、断面形は逆台形状を呈する。ただし南東部壁面は他の面に比べ緩やかに立ち上がる。

遺物は覆土中より 19 世紀代の染付片が少量出土した。

本土坑は、１号建物跡（旧馬島家住宅）の間取からずれる場所に位置している。また、第２整地面の下で検出した点から、１号建物跡（旧馬島家住宅）以前の遺構と考えられる。

埋設容器　本建物跡では床下に意図的に埋納したと考えられる容器を３点検出した。

１号埋設容器（第 50 図　PL2）：「居間」の中央部南西寄りに位置する。第１整地面下を掘り下げ中に、第１整地面の数㎝下より直径７㎝程の灯明皿が口縁を合わせた状態で確認された。明確な掘方は確認できなかった。蓋に油皿（第 75 図 14）、身に受皿（第 75 図 15）を用い、受皿の中には、一つまみの籾が入っていた。灯明皿であるもののスス（使用）痕は確認できない。

皿の時期は受皿内面の凸帯が短い点から 19 世紀代の所産と考える。

２号埋設容器（第 52･53 図　PL2）：「味噌部屋」西側に接する「土間」から部屋へ上がる入口付近右端に位置する。第２整地面の上面で徳利２本（第 75 図 11・12）と石、木片を検出した。徳利はほぼ完形で、１本

（第 75 図 11）は横位で、1 本（第 75 図 12）は立位で出土した。この 2 本の徳利の間から直径約 20cm の石が見つかった。上面が平坦でないことや大きさから見ると、礎石とは異なるものと考えられる。徳利の脇にあった木片も風化が激しく形状は不明である。

この石を除去し、第 2 整地面下を掘り下げる過程で、整地面下数㎝のところから木製容器が出土した。平面形は長方形で、長軸約 25 ㎝、短軸約 20 ㎝を測り、高さは不明である。木質部は劣化し、輪郭がかすかに残る程度で、容器の底面も確認できなかった。容器を囲むように不整形なプランが確認され、硬化面よりやわらかい土が入っていた点から、掘方が存在したと考えられる。容器中から遺物は出土しなかった。

これらの徳利・木片・石、下部の木製容器は一連の埋設物と考えられる。時期は、徳利から 19 世紀代と考えられる。

3 号埋設容器（第 52･53 図　PL2）：入口部にある広い「土間」のうち、「よりつき」へ上がる場所付近に位置する。第 2 整地面を掘り下げる過程で、硬化面より数 cm 下で木製容器が出土した。形状は長方形で、長軸約 20 ㎝、短軸約 15 ㎝を測り、高さは不明である。劣化が進んでおり輪郭がかすかに残る程度で、容器の底面も確認できなかった。容器を囲むように不整形なプランが確認され、硬化面よりやわらかい土が埋設される点から掘方が存在したと考える。本容器中からは遺物は出土しない。

2・3 号埋設容器は、大きさや残存状況がほぼ同じである点、ともに「土間」から部屋に上がる場所に埋められている点、などの共通点がある。また、第 2 整地面（下部硬化面）から掘り込んでおり、1 号建物跡建築当時の古い「土間」に埋められていたものと考えられる。

d　出土遺物（第 75 ～ 77 図　巻頭 5･6 頁　一覧表は別添 CD）

1 号建物跡の遺物は第 1 整地面（上部硬化面）上に堆積したⅠ層（塵層）とⅡ層中より焼き物を主体に出土した。Ⅰ層からは、19 世紀～現代の遺物（やきもの・銭貨等）が出土している。Ⅱ層は、一部で整地面が 2 面に分離できたが、いずれも 19 世紀代の遺物が出土しており、明確な時期差が認められなかった。このほかⅠ層とⅡ層中からは木製品・金属製品も出土した。明確な使用時期を限定できないが当時の生活を示すものとして報告する。

やきもの：Ⅱ層から出土した主なものを紹介する。2 は瀬戸美濃の広東碗で 19 世紀前半、3 は在地の碗で 19 世紀、24 は瀬戸美濃の香炉で 18 世紀末～ 19 世紀前半、26 は瀬戸美濃の瓶掛で 19 世紀前半に比定される。1 号埋設容器として利用された 14･15 の灯明皿は 19 世紀代、2 号埋設容器の脇で出土した 11･12 の徳利は 19 世紀代に比定される。

金属製品：6 は耳かきである。14 は活字の 1 種で、表面と裏面に記号が彫られている。9 は鉄砲の弾で、重さ 10.96 g を測る。

木製品：16 は板材の一部と推測される。表裏は不明。両面に墨書があり、片面には「右之□」、反対側には「勝太□□」と記される。17・18・19 は容器の栓、20 は箸である。

e　所　見

1 号建物跡の調査から、以下の所見が得られた。

現存建物と 1 号建物跡の関係について

大調査課題の①は、現存建物に利用された礎石などの建物基礎が江戸時代までさかのぼるか否かという点であった。また、改築にともなう古い礎石列の有無が課題の②にあげられた。

調査の結果、①現存建物に利用されていた整地層（Ⅱ層）に含まれる遺物の時期が 18 世紀末～ 19 世紀前半を主体とし、後世に整地層の造作がなされていないこと。② 19 世紀に造作されたと見られる第 1 整地面（上部硬化面）のタタキが現存建物下の全体に広がり、改造を受けた痕跡がないこと。③現存建物に利用された礎石は、この第 1 整地面に掘られた堀方に設置されており、設置しなおした痕跡が認められ

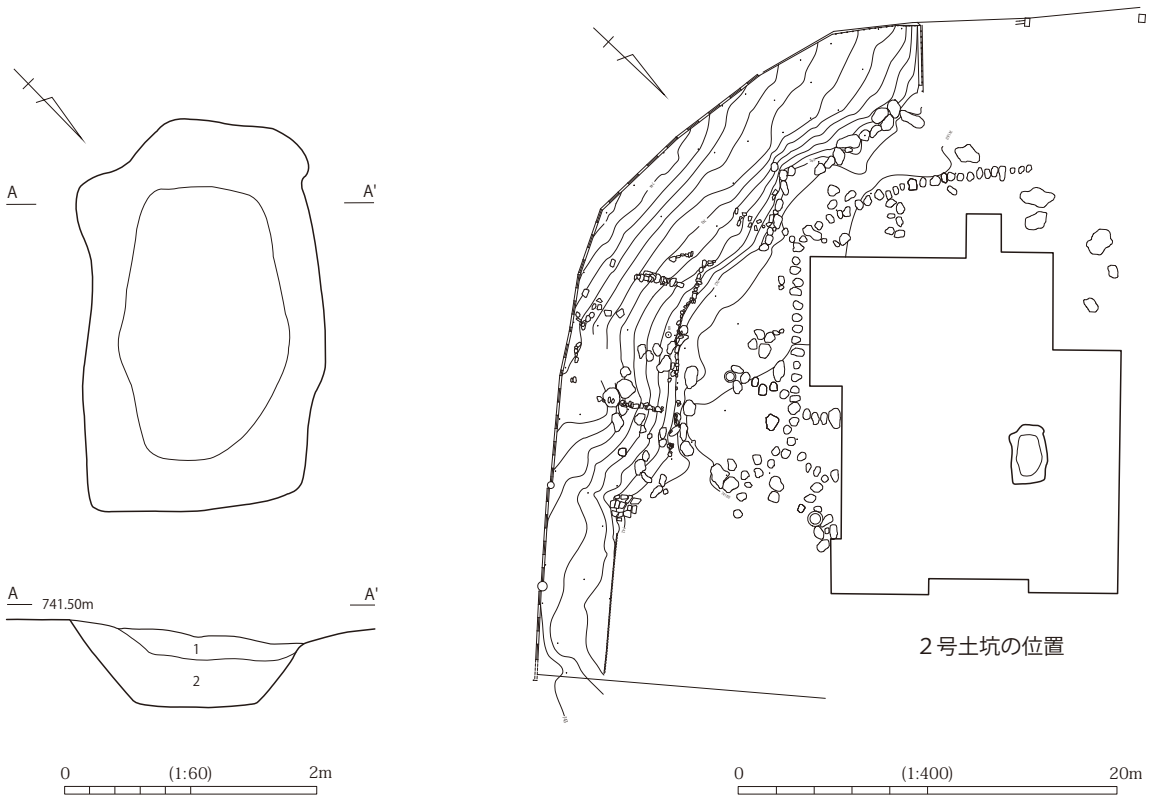

Ⅱ-1　10YR3/4　暗褐色土　しまりあり
Ⅱ-2　10YR2/3　黒褐色土　しまりなし

第 54 図　２号土坑

ないこと。さらに、④異なる軸の礎石列が検出できないこと、が判明した。これらの点から、1 号建物跡は 19 世紀前半以降に、第 1 整地面を造作して建てられたと考えられる。また、現存建物は、部分的な改築はあるものの 1 号建物跡と同一か、礎石などの建物基礎を再利用して建てられた可能性が考えられる。

第 1 整地面（上部硬化面）と第 2 整地面（下部硬化面）について

今回の調査では、「土間」部分で 2 枚の整地面が確認された。これらは、①両面とも第 1 整地層内で確認されたこと。② 1 号建物跡の第 1 整地面（上部硬化面）における「土間」と下部硬化面の広がりが一致することから下部硬化面は 1 号建物跡にともなう可能性が高いと考えられる。このことから、1 号建物跡では少なくとも 1 回「土間」の改築が行われたことが判明した。この第 2 整地面に伴う遺物としては 2 号埋設の上部に置かれた徳利（第 75 図 11･12）があるものの、生産時期が 19 世紀代としか判明せず、19 世紀前半以降のどの段階で改築されたのかを明らかにすることができなかった。

『御家中屋舗絵図』の「馬嶋柳軒」宅との関連について（第 55 図）

つぎに、調査課題③にあげた天保年間製作の『御家中屋舗絵図』に掲載された「馬嶋柳軒」宅絵図との関係をみていこう。『御家中屋舗絵図』による馬島家の居住者は「馬嶋柳軒」とある。「馬嶋柳軒」は『馬嶋家由緒書』によると天保 7（1836）年に若宮屋敷を宛がわれ、天保 10（1839）年に没したことが判明している。さらに、『御家中屋舗絵図』にある「馬嶋柳軒」宅は、2 棟に分離して描かれており、そのうち西半分は現在の主家の特徴と一致するものの、『御家中屋舗絵図』を作成している時点で東半分は建築中と推測されている。一方、『馬嶋家由緒書』には万延 2（1861）年に、新建したとの記述があり、この段階で東半分を含めて全体が完成したものと考えられている（第Ⅱ章第 2 節 1）。では、確認された礎石列は、それ以前にまでさかのぼるのであろうか。

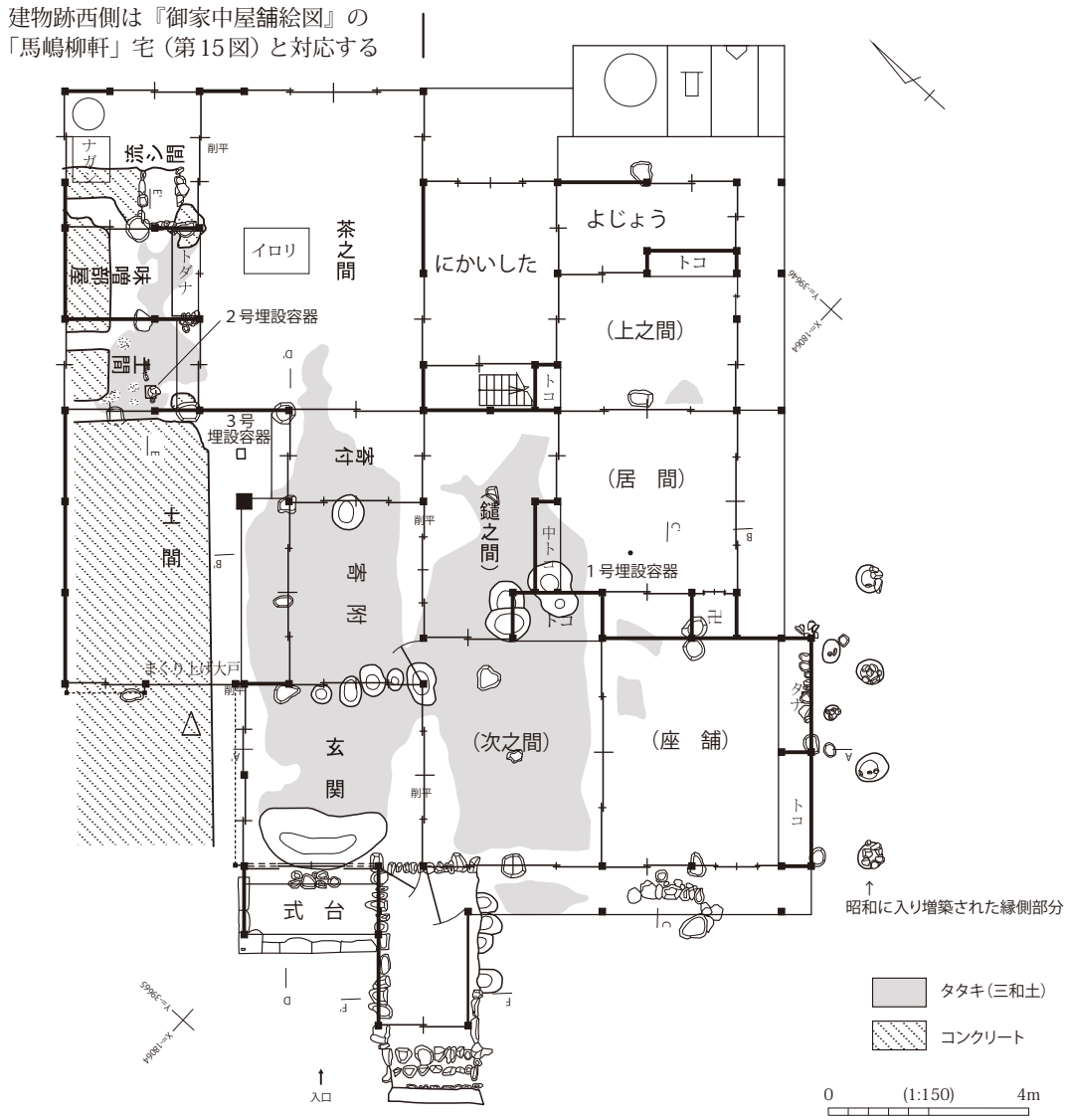

第 55 図　1 号建物跡と『馬嶋家由緒書』の「馬嶋柳軒」宅間取図との比較（第 20 図との合成）

第 1 整地層では、19 世紀前半の遺物が主体となっており、建物基礎の整地層が 19 世紀前半頃に、整っていたとしても矛盾はない。また、1 号建物跡・現存建物の礎石列は、『御家中屋舗絵図』に描かれた「土間」、「よりつき」等の各部屋の間取と対応関係が認められる。この点から、1 号建物跡の一部が天保年間に建てられた馬島家と同じ礎石を使用していたと考えられる。

一方、絵図で「馬嶋柳軒」宅が 2 棟に別れて描かれている点については、2 棟に分離できる根拠を遺構から把握することはできなかった。「馬嶋柳軒」宅が、まず建物の西半分を改築し、東半分は、当初前身の武士住宅の一部を利用したものの、万延 2（1861）に東半分の改築が完成したとすれば（第Ⅱ章 2 節 1）、旧棟の痕跡をきれいに消し去ってしまったか、あるいは柱より上部の構造だけを改変していたと考えられる。ただし曳移転工事の工程上、1 号建物跡で発掘できた面積は建物全体の 1/3 にすぎず、建物基礎全体を調査しての結論ではない。

埋設容器について

今回の発掘調査によって、付属施設の改装・改築が頻繁になされていることが判明した。また、第 1 整地面以下からは、江戸時代の習俗を知る上で貴重な資料が確認された。ここでは、後者の埋設容器について所見を加える。

１号埋設容器（第 75 図 14･15）は、直径の小さい灯明皿で、中に籾が入るため、エナ埋納儀礼とは異なる儀礼に伴うものと考えられる。出土状況からみると、建物の床下に位置し、埋められた直上に第１整地面があるため、建物に対する地鎮的な行為の可能性が想定されよう。しかし、埋設された地点は「いま」の中央部からずれた場所にあたり、建物の中心部にもならない。一方、屋敷地全体の中でみると、ほぼ敷地の中心に位置している。この点を重視すれば、屋敷地全体に関する地鎮的な行為の可能性も考えられよう（註 14）。

２号・３号埋設容器は、いずれも埋納場所が土間の中でも部屋への上がり口付近に位置している。また、容器も木製で類似する点から、共通の意図の下に埋納されたと考えられる。両容器の時期差については、ともに第２整地面の調査中に出土することから、前後関係を把握することはできていない。次に両容器の性格についてみると、２号埋設容器の上面で石と徳利が出土しており、この状況は、東京都の市ヶ谷仲之町遺跡 54 号遺構に類例がある。同様の事例は幾つかの遺跡で確認されており、エナ埋納遺構として紹介されている（追川 2002）。３号埋設容器の上面で遺物は検出されていないが、木箱が埋められている点では共通であり、両者ともエナを埋設した容器の可能性が極めて高いと思われる。

②　庭（第 56 図　PL2･3）

ａ　調査の課題

１号建物跡の南東側から南西側に位置する。現存建物（曳移転前）に伴う庭で、現状の面積は 350 ㎡程ある。庭の現況をみると、建物の周りを囲むように平坦部があり、さらに、平坦部の外周に斜面部が広がる。平坦部では建物に沿って「飛石」があり、建物南西の正面入口から南東部の建物隅まで延びている。斜面部には巨石を組み合わせた「枯山水」があり、「かみざしき」と「かみのま」の正面に設置される。また、庭全体に多様な樹木が植えられていた。

聞き取り調査によると、建物の南東面に面した斜面部に茶室が建てられており、庭の平坦部に池を造作しようとしたが途中で中止した、ということも判明した。この茶室の存在時期については確認できなかったが、庭の「飛石」部から茶室に登る入口の門にかけられた「柴戸」という看板は、「高遠なつかし館」に保存されている（第 57 図）。

今回の調査では、①馬島家の庭がいつ頃造成・改修されたのか、②第１号建物跡との並行関係はどうであるのか、などを考古学的に検証することが課題であった。しかし庭園整備事業の工程上、庭の全面調査は不可能であった。このため樹木を避ける形で６本のトレンチを設定し、土層の堆積状況を把握することで庭の造成過程を検討した。なお遺構の性格が多岐に渡るので、調査過程は遺構単位とし、遺構の重複関係の新しいものから記述し、最後にまとめをおこないたい。

ｂ　遺　構

現存建物に伴う庭の下層からは、以下の遺構が検出された。

１号土坑（ＳＫ１）（第 58 図　PL3）：１号建物跡南西側の平坦部に位置する。Ⅰ層（表土）除去後、Ⅱ-1 層の暗褐色土を掘り込む形で平面プランを検出した。断面観察によりⅦ層まで掘り込んだ土坑と判明した。しかし庭園整備事業の工程上、土坑の全面調査が困難であった。このため土坑の北西端のみ面的調査を行い、残りはトレンチにより土坑の範囲を確認し、図面上で復元した。

平面形状は不整形で、北西～南東方向に蛇行しながらのびる。13 m程検出したが、プランの南西端は庭園整備の工程上調査できず、全長は不明である。幅は 150 ～ 300cm を測る。断面形は不整形で、深さは 60 ～ 80cm を測る。土層の観察により、表土直下で掘り込まれ、覆土中に基盤層に由来する黄褐色系の土がブロック状に混ざることから、比較的短期間に埋め戻されたと考えられる。

遺構の重複関係は、本土坑の上面に、飛石と「かみのま」正面の枯山水が設置されていた。この枯山水は、

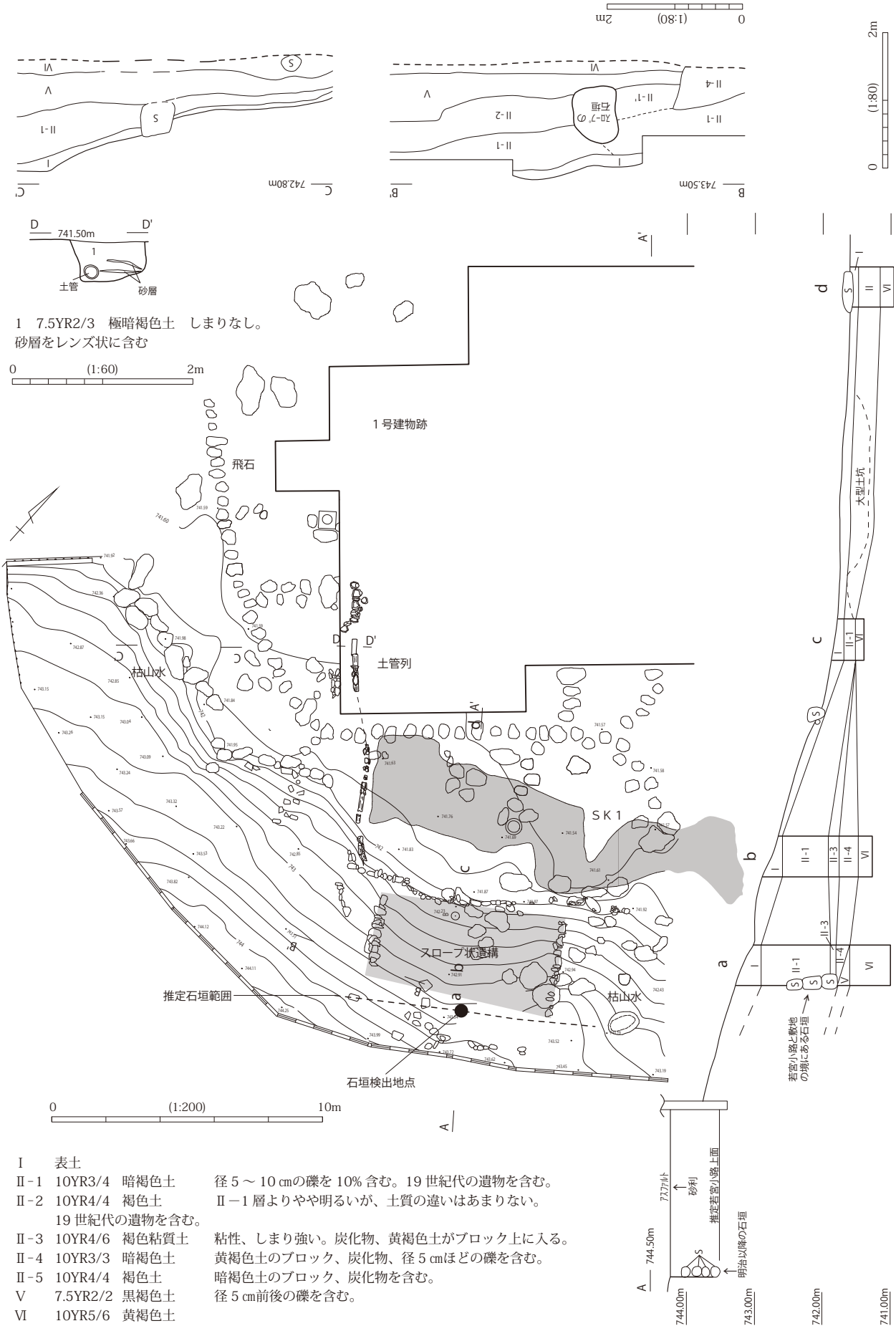

Ⅰ　　表土
Ⅱ-1　10YR3/4　暗褐色土　　径 5 ～ 10 ㎝の礫を 10% 含む。19 世紀代の遺物を含む。
Ⅱ-2　10YR4/4　褐色土　　Ⅱ－1 層よりやや明るいが、土質の違いはあまりない。
19 世紀代の遺物を含む。
Ⅱ-3　10YR4/6　褐色粘質土　　粘性、しまり強い。炭化物、黄褐色土がブロック上に入る。
Ⅱ-4　10YR3/3　暗褐色土　　黄褐色土のブロック、炭化物、径 5 ㎝ほどの礫を含む。
Ⅱ-5　10YR4/4　褐色土　　暗褐色土のブロック、炭化物を含む。
Ⅴ　　7.5YR2/2　黒褐色土　　径 5 ㎝前後の礫を含む。
Ⅵ　　10YR5/6　黄褐色土

第 56 図　1 号建物跡　庭

第 57 図　馬島家庭の茶室に入る門の看板

馬島家の所有する明治末期（1910 年代）頃の写真（第 59 図）に写っているため、本土坑はそれ以前に掘削・埋戻されたものと考えられる。

遺物は覆土中より出土した（第 84 図　一覧表は別添 CD）。１は植木鉢で 19 世紀後半。底面に「久蔵殿」と墨書がある（別添 CD）。

２は瀬戸美濃の瓶掛で 19 世紀代に比定される。このほか 19 世紀代の染付陶磁器片が出土した。

本土坑の性格については、建物と平行な場所に位置し、プランが不整形で平坦部全体に広がるなど、庭園の構造物の一部と推測される。聞き取り調査では、何世代か前に庭に池を作ろうとしたが完成せず、途中で埋めたとの話を得ており、これに該当する可能性がある。

スロープ状遺構（第 56 図　PL3）：1 号建物跡南東側に面した斜面部の中央に位置する。庭斜面部において等高線に直行するトレンチを４本入れた所、18 世紀末～ 19 世紀前半の遺物が一定量出土した。また、この過程で「かみざしき」に面する斜面部に設定したトレンチから、等高線に直行する石垣を検出した。これにより現在の斜面部が石垣を埋めて造成した部分（Ⅱ層対応）であることが判明した。特に検出された石垣の表面は南西側にあり、若宮小路から１号建物跡方向へ傾斜して石が積まれていることが判明した。このことから、若宮小路から屋敷に通じるスロープ状通路の南西壁の可能性を想定した。次に、これと対になる北西壁を求めてトレンチ調査をしたところ、新たな石垣を検出し、表面の向きと石の積み方が南西壁と対になることが判明した。このことにより、両石垣に挟まれた範囲をスロープ状遺構と考えた。本遺構も庭園整備事業の工程上、全面調査が困難であり、部分的な調査にとどまっている。

スロープの範囲は幅７m、長さは残存範囲で６m を測る。若宮小路側から１号建物跡に向かって傾斜しており、比高差は 60 ㎝を測る。軸方向は、N 145° E で、スロープと若宮小路の合流部については庭園整備の工程上調査不能であった。また、本スロープを構築する覆土を観察するため南西壁の石垣に直行する形でトレンチを入れたところ、スロープ内の覆土に版築などの痕跡は認められず、石垣の外側に堆積する覆土との違いも明瞭ではなかった。

遺構の重複関係は、スロープ上面全体に現在の庭に伴う石が点在することから、庭が現代の姿になる前の段階の遺構と考えられる。また、１号土坑との重複関係は直接認められないものの、１号土坑が存在すると、スロープ状遺構と１号建物跡の間が分断され通路として利用できなくなる。この点から、本遺構は１号土坑よりも古い時期に機能していたと考えられる。

遺物はスロープ覆土中より、若干の土器片と高遠焼の土管片が少量出土した。明治時代以降の遺物は出

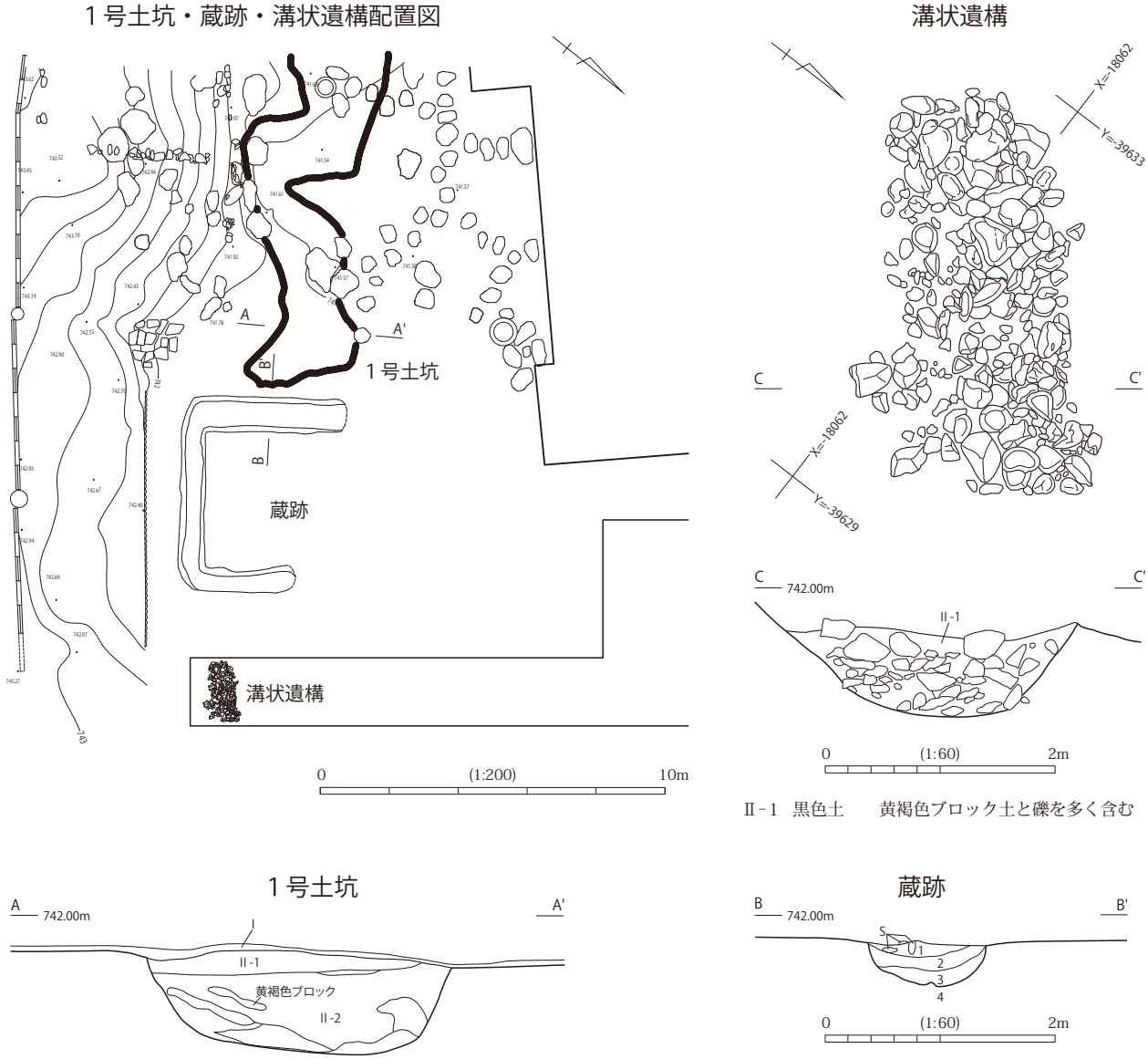

Ⅱ-1　黒色土　　黄褐色ブロック土と礫を多く含む

Ⅰ　　表土
Ⅱ-1　10YR3/4　暗褐色土　炭化物を含む
Ⅱ-2　10YR3/3　暗褐色土　1層よりやや明るい色調。
　　黄褐色ブロックやレンズ状の砂層を含む。

Ⅱ-1　10YR3/4　暗褐色シルト質土　径 10 ㎝前後の礫（割栗石）が充填される。
Ⅱ-2　10YR3/4　暗褐色シルト質土　黄褐色ブロック土を 20% 含む。非常に硬く締まる。
Ⅱ-3　10YR4/4　褐色土　基礎部の掘り方。しまり悪い。

第 58 図　1号土坑・蔵跡・溝状遺構

土していない。また、スロープの両側に堆積するⅡ層で出土する遺物との明確な時期差も認められない。

本遺構の性格は、敷地の中央部で若宮小路と直行する方向に構築されている点、石垣・スロープの傾斜が若宮小路側から敷地平坦部に傾斜する点など、若宮小路より敷地へ向かう入口施設と考えられる。

土管列（第 56 図　PL3）：1 号建物跡南端から庭にかけての平坦部で土管列の一部が出土した。1 号建物跡における南北方向のトレンチ調査で、Ⅱ層中より掘り込む形で土管が敷設されているのを確認した。埋設状況を記録後、出土地点から土管列の延長を求める形で検出を進めた。その結果、1 号建物跡の「かみざしき」南東面の縁側下から庭の平坦部と斜面部の境付近にかけて、約 8 m の間で 1 列につながる土管の敷設を確認した。列の方位はＮ 136° Ｅである。

土管の敷設状況をみると、Ⅱ層中から幅約 70cm、深さ約 20cm 溝を掘り、埋設していた。覆土下層には砂が凹レンズ状に含まれるものの、その色調と土質はⅡ層（第 1 整地層）とほとんど区別がつかない。

土管同士の接合部は凹部と凸部が整然と連結せず、凸部が欠損部に結合する部分や、土管列が一直線に並ばず軸方向が若干ずれる部分もあり、造作の荒さが目立つ。また、後世の撹乱などで列の途中には破片しか残らない部分や、未発見の部分も存在する。砂の堆積から流水用として機能した時期が存在していたと見られ、流水方向は、傾斜からみて庭（南東）から建物（北西）方面へ流れたと考えられる。

遺構の重複関係をみると、土管列の北端では、近接する沓脱石の下部やその延長上で土管および掘方が検出されず、付属施設も確認できない点から、発見された部分が土管列の終端にあたる可能性がある。しかし土管列の北西端で水をためる施設等は検出されていない。一方、南端については、庭の平坦部と斜面部の境にある石列を境に、斜面部で検出できなくなる。しかし、斜面部の覆土からは土管の破片が一定量出土する点から、本来埋設されていた土管列が庭の斜面部を造成する際に取り壊された可能性がある。また、本土管列とスロープ状遺構の関係については、土管列の延長線上からスロープ状遺構がずれるため、重複関係を検討することができなかった。ただし、スロープ状遺構の中からは土管の破片が出土している。

高遠焼の土管片は庭部全体に広がらず、現在残存する土管列に近接した部分から出土することを考慮すると、スロープ状遺構は土管列を廃棄した後に構築された可能性がある。

本遺構は土管自体が遺物となる（第 82･83 図　PL9　一覧表は別添 CD）。復元できたのは９本で、いずれも端部に連結構造が認められ、土管同士を接合してもずれないようにしてある。全体が確認できる個体はない。全長がほぼ判明するのが 1 で、83 ㎝を測る。凸側の連結部が一部欠損するものの、完残した場合の土管の長さもほぼ同じであると考える。土管の直径は凹側で 16 ～ 20 ㎝、凸側で 12 ㎝前後を測る。土管の外面には製作時の痕跡も確認される。特に連結部の凹部端から 20 ㎝程の幅には布圧痕が付くが、残りの外面には簾状の圧痕が付いている。類似した土管は高遠城内の試掘調査でも出土している（旧高遠町教委 2006）。高遠藩では文化 11（1814）年以降、城域内に水を引く目的で高遠焼の土管を製作したことが記録に残り、城域内で出土した土管はこれに相当するものとされている。城域内で出土した土管と本遺跡出土土管では、直径や外面の技法には類似点が認められ、同一技術の系譜上で製作されたものと考えられる。また、先学の調査により、高遠焼の初期の土管の形状が単純な円筒状を呈するのに対し、本遺跡出土の土管は、両端に凹部と凸部の連結構造があり、発達した形態をなしている。このことから本遺跡出土土管の生産時期が文化 11 年より新しくなる可能性、もしくは、複数の窯で生産することによる工人差の可能性が考えられる。

本遺構の性格としては、土管列が庭から建物方向に延びており、傾斜も同方向に傾く点、土管列の北端が 1 号建物跡と近接して平行に敷設されている点から、土管列は建物に関連する導水を意識したものと考えられる。しかし土管列の北端で貯水・配水などの施設は検出されておらず、詳細は不明である。

石垣跡（第 56 図　PL3）：1 号建物南東側に面した斜面部の中央、若宮小路と敷地境に位置する。

スロープ状遺構の調査後、中央部から若宮小路方向へトレンチを伸ばした際に検出した。付近は急傾斜で、上部斜面が崩壊する危険があったのでトレンチ調査にとどめて埋め戻しを行った。本石垣は若宮小路と平行に敷設されており、確認範囲は幅約 100 ㎝、高さ約 50cm である。石垣下端の設置面から 1 号建物跡の第 1 整地面までは、ほぼ同じ高さである。また、設置面付近では硬く締まった褐色の粘質土が広がっていた。Ⅱ層とは異なる土質ではあるが、 1 号建物下の整地面にあるタタキに伴う土質とも異なる。

遺構の重複関係をみると、この石垣跡を覆う形でスロープ状遺構が造成される点から、石垣跡が庭において確認できる最古の遺構と考えられる。

安全上、石垣跡を崩す調査が困難であったため、石垣跡にともなう遺物は採集していない。

石垣跡の性格については、①若宮小路と平行に設置される点、②庭にスロープ状遺構が作られる前の遺構である点、③石垣が機能した段階は庭に盛土造成がなく、 1 号建物跡付近まで平坦部が広がる点、の３

点から若宮小路との敷地境と考えたい。また、本敷地の平坦部と若宮小路の比高差は約 150 ㎝を測るため、この石垣は若宮小路との境の土留めの役割も果たしていたと思われる。

c　遺　物（第 78 ～ 83 図　巻頭 6･7 頁　PL9　一覧表は別添 CD）

庭斜面部では現況の枯山水が設置される（Ⅰ層）、造作された盛土中（Ⅱ層）から出土している。Ⅱ層は 4 層に細分されているが、主に遺物が出土したⅡ -1・2 層は土質の違いがあまりなく、出土遺物の時期も層位ごとに明確にできないため、一括で紹介する。また、やきもの以外の木製品・金属製品は明確な使用時期を限定できないが、当時の生活を示すものとして報告する。庭平坦部についてはトレンチ調査を行うものの遺物はほとんど出土しなかった。

やきもの：18 世紀末～ 19 世紀前葉の遺物が主体的で、明らかに明治時代以降と確認できるやきものは少量にすぎない。また、18 世紀以前の遺物もごく少量である。2 は伊万里の碗で 18 世紀末～ 19 世紀中葉、6 は瀬戸美濃の碗で 18 世紀末～ 19 世紀前葉、11 は在地の徳利で 18 世紀末～ 19 世紀前葉、24 ～ 26 は在地の行平鍋で 18 世紀末以降、33 は瀬戸美濃の捏鉢で 18 世紀末以降に比定される。

鉄製品ほか：1 は鉄砲の部品、5 は将棋の駒、6 は石墨である。

d　所　見

庭の変遷過程

庭では、重複関係や層位的に前後関係が捉えられる複数の遺構が見つかり、約 200 年の間に絶えず改変を受けたことが明らかになった。これら諸施設の前後関係を元に庭の変遷過程を示すと以下の通りになる。

第 1 段階：確認できる最古の整地段階で、スロープ状遺構造作前にあたる。庭部は平坦で、若宮小路との境に石垣が並ぶ。石垣との重複関係は不明であるが、土管列の敷設は本段階に遡る可能性がある。高遠焼の土管は 1814 年以降の製作と考えられるため、土管設置以前に平坦部が造成されていたとすれば、遺構として確認できた庭の最古段階（第 1 段階）は、19 世紀前半を遡る可能性がある。

第 2 段階：若宮小路境の石垣が埋められ、南側から敷地へ入るための施設と見られるスロープ状の構造物が作られる。スロープ状遺構からは、高遠焼の土管片が出土している。これは第 1 段階の土管列に伴う破片の可能性が高く、スロープ状遺構が機能する段階には土管列は廃棄されていたと考えられる。

第 3 段階：スロープ状遺構が埋められ、庭に盛土による斜面部が造作される。これにより、敷地への入口（門）の位置が変化したことをうかがわせる。盛土中に混入していた陶磁器類の製作年代は、18 世紀末～ 19 世紀前半が中心になることから、少なくとも 19 世紀前半以降に盛土工事が行われたとみられる。

第 4 段階：1 号建物跡南西側の平坦部に、池と見られる 1 号土坑が掘られるが、短期間で埋められる。1 号土坑の埋土からは 19 世紀代の陶磁器片が出土しており、当該期以降に埋められたと見られる。

第 5 段階：埋められた大型土坑上に飛び石が設置され、斜面部と平地部の境に石が並べられる。斜面部に「枯山水」が構築され、現況の庭がほぼできあがる。

庭の変遷上で大きな画期は 2 段階から 3 段階の間にある。それは、若宮小路（南）からのスロープ状遺構（入口施設）が埋められ、「築山」に変化したことによる。これにより、敷地入口（門）の位置が大きく改変したことが推測される。また、現在の庭園が 3 段階以降に造成された「築山」であり、それ以前は平坦であったことも判明した。

絵図・文献資料などとの照合

庭に「築山」が造作されてスロープ状遺構が廃止された点に注目し、3 段階の開始時期と入口位置の変

更について絵図等を参考にすると、以下のことが推測される。

文化 10（1813）年頃とされる『高遠城下明細絵図』（第５図ｄ）では居住者の名前が、いずれも南東側（若宮小路）を向いて記されており、入口が若宮小路（南）側に存在したと推測される。一方、江戸後期の『高遠城図』（第５図ｅ）では馬島家（1 号建物跡）の名前は南西側の道路を向いており、入口が変更された可能性がある。さらに、『馬嶋家由緒書』によれば、天保 15（1844）年に入口を南から東へ移したことが記されている（第２章第２節１　第 27 図）。この記述に誤りがないとすれば、遺構の変遷から確認できた２段階と３段階の境は天保 15 年であり、「築山」盛土中に混入した遺物の製作年代が 19 世紀前半中心（廃棄はそれ以降）であることとも大きな矛盾はない。

一方、馬島家の庭園が現在の形となる５段階の終了時期については検討できる資料が存在する。馬島家には明治末期（1910 年代頃）に撮影された庭の写真が残されていたため、現存する庭で同じ構図の写真を撮影し比較を試みた（第 59 図）。これにより大きい庭石は現況と一致することが判明し、明治末期には庭がほぼ完成していることが明らかになった。また、当時の庭には樹木が少ないため、現在の樹木が撮影時より後に植えられたことが考えられる。この点について、本庭園内の樹木は樹齢 100 ～ 150 年程度との所見が庭園整備事業に伴う調査で報告されている（翠水園 2004）。築山の初期段階は石を主体とした景観があり、その後に樹木が成長して現在の景観になったと考えられる。このほか古い庭の写真では、若宮中央通路との敷地境に「柴垣」も確認できる。明治時代の状況であるが、境界線の構造物として興味深い。

上記の所見に加え、古い写真と同じ構図としたことで、撮影ポイントが「かみのま」付近であることも判明した。付近は「枯山水」の配置が最も立体的に見える場所である。「かみのま」は馬島家当主の書斎と考えられ、ここを視点に庭石の配置が検討されたことになる。とすれば、「枯山水」は「かみのま」が完成後＝建物が建てられた後の造作（３段階以降）と推測でき、遺構の切合関係とも矛盾しない。

③　蔵跡（第 58 図　PL3）

ａ　調査過程

建物の東側に位置する。本蔵跡は調査以前に曳移転工事が完了しており、撹乱が激しいため重機による客土の除去後に調査を行った。撹乱は表土下におよんでおり、Ⅵ層の黄褐色土面で集石が「コ」の字状に

明治末期（1910 年代頃）　　平成 17（2005）年

馬島家の庭園今昔（約 110 年前から大きな庭石が動いていないことがわかる）

第 59 図　１号建物跡　庭の現在と過去の対比

広がるプランを検出した。これに直行する形でトレンチを設定。集石部の堆積状況を確認した後に面的な掘り下げを行った。

b　規模・形状

長軸はＮ 53°Ｗである。平面プランの確認範囲は長軸約510cm、短軸約450cmで、「コ」の字状を呈する。ただし西北面は曳移転時に削平されたもので、本来は建物の四面に対応した「ロ」の字状のプランと考えられる。集石部分は溝状に掘り込まれ、幅約 100cm、深さ約 40cm を測る。断面形状は半球形状を示す。土層の堆積状況をみると、1 層には 10 ～ 15cm 程の石が充填されており、蔵の壁部に沿って広がる。また、２層がひじょうに締まるのも特徴である。遺構の重複関係は認められない。

c　出土遺物（第 84 図　一覧表は別添 CD）

遺物は撹乱除去後の精査時に採集した。形状の判別できるものを報告する。

やきもの：3 は在地の土瓶で 19 世紀代に比定される。

金属製品ほか：1 は火箸、2 は石製の蓋である。いずれも時期は不明である。

d　所　見

出土状況からみて、本遺構は現存していた蔵の基礎最下部にある割栗石の一部と推測される。

④　溝状遺構（第 58 図　PL3）

a　調査過程

Ⅱ区（建物の北東部）に位置する。Ⅱ区では地区全体に 4 m グリッドを設定し、面的な堀下げを行った。その過程で黒褐色土層上面において集石を検出した。断面観察により覆土に多量の石が入った溝状遺構を確認し、また掘り下げを行った。本地区では、この他に遺構は確認できなかった。

b　規模・形状

長軸をＮ 50°Ｅ。平面形は長方形で、断面は半球形を呈する。規模は長軸 350 ㎝、短軸 150 ㎝、深さ 70cm を測る。本遺構は調査区外に延びると考えられるが、南西方向の延長上にあるⅢ区では確認できなかった。覆土は黒色土で、検出面から底部まで直径 30 ㎝前後の石を大量に含んでいた。

本遺構の性格は、集石を伴う溝であり暗渠排水溝の可能性もあるが、部分調査のため詳細は不明である。

c　遺　物（第 84 図　一覧表は別添 CD）

本遺構に直接伴うものはない。Ⅱ区全体の調査時に 19 世紀～明治時代以降の遺物が混在して出土した。溝状遺構周辺出土遺物として紹介する。

やきもの：1 は瀬戸美濃の碗で 18 世紀末～ 19 世紀前葉に比定される。

ガラス製品：1 はトンボ玉である。

註

註 10：『馬嶋家由緒書』によれば 3 代「馬嶋柳淵」は文政 11（1828）年に死亡している。しかし、それ以降作られた文書『高遠藩諸士席順』1837 年や、『高遠城図』1860 年など「柳淵」の名前が記されているものがある。これについて、馬島家に伝わった文書の分析から 4 代目「柳軒」、5 代目「柳一郎」も「柳淵」を名乗る場合があったことを、伊那市教委の大澤佳寿子氏から御教示いただいた。これを根拠として、『高遠藩諸士席順』にある「馬嶋柳淵」は 4 代目柳軒、『高遠城図』にある「馬嶋柳淵」は 5 代目柳一郎と考えたい。

註 11：以下、1 号建物跡については曳き移転直前、2 号建物跡などについては解体直前の建物を現存建物として表記する

註 12：以下「　」内は現存建物の記載に基づく部屋名である（第 14 図）。ただし、「土間」「味噌部屋」「流シ間」は該当図に部屋名がないため「旧馬島家住宅復元平面図」（第 20 図）に基づいた（第Ⅱ章第 2 節 1 ）。

註 13：類例は、美麻村の中村家住宅で確認できる。中村家の床下調査でも土層中に貝殻片が含まれることが報告されており、三和土の材料として貝のカルシウムが利用されたものと考えられる（美麻村教委 1997）。

註 14：東京大学埋蔵文化財研究室の追川氏よりご教示を頂いた。

３　Ⅳ区の調査

（１）概　要（第 47 図）

本区画は若宮地区の中でも西方に位置する。Ⅰ～Ⅲ区でみられた藤沢川への張り出し地形がなくなり、南側の急斜面と藤沢川に挟まれた東西に細長い平坦部に立地している。本地区では層位の異なる２つの整地層を確認した。第１整地層では東部に２号建物跡、中央に３号建物跡、西部に５号建物跡を確認した。

一方、第２整地層では２号建物跡直下から４号建物跡を検出したが、中央から西部にかけては建物跡（礎石）を確認できなかった。

（２）２号建物跡と敷地の調査

①　２号建物跡（第 60 ～ 64 図　巻頭 PL2・3　PL4・5）

ａ　調査の課題

２号建物跡はⅣ区東部の第１整地面上に構築されている。『高遠城図』（第５図ｅ）で高遠藩家臣「小松純八」が居住していた区画にあたる。敷地面積は現状で約 360 ㎡ある。江戸時代後期の絵図（第５図）によれば、Ⅳ区には２軒の武家屋敷が描かれている。また、明治６～９（1873 ～ 76）年の『東高遠町地図第１号』（第 30 図）にも２つの屋敷区画が描かれている。これら２枚の図の間では区画の形状や広狭の差がほとんど認められず、「小松純八」宅の位置する区画の敷地面積は江戸時代以来ほとんど変化していないと考えられる。現存建物は敷地の中央やや南寄りに位置し、面積は約 140 ㎡を測る。入口は建物の北側で、高砂橋から自分坂に至る道沿いに位置する。敷地東部の道側には庭が配置されており、面積は現状で約 30 ㎡である（第 15 図）。

ここには調査前まで住宅が存在しており、江戸時代までさかのぼる建築かどうかを確認することを目的として、平成 16（2004）年に建築学による検討が行われた（吉澤 2004）。その結果、現存する建物の間取りは天保年間（1830 ～ 1843）作の『御家中屋舗絵図』にある「小松純八」宅の間取りとほぼ一致することが確認された。ただし建築時期については、和釘を用いる点から明治 20（1887）年以前にさかのぼるとしたが、江戸時代までさかのぼるかどうかは結論を留保された。武家屋敷と断定されなかったため、史跡等の指定は行われず平成 17 年に礎石を残して解体された。その後の研究により、本建物跡の座敷には長押が回る点、内法高が５尺８寸あり、武士住宅の５尺６～７寸より高い点、内法高を変更した痕跡が柱にみられない点を根拠に、江戸時代までは遡らないとの結論を示している（第Ⅱ章第２節２）。

平成 18 年に実施した発掘調査では①現存建物で利用されていた礎石配列が江戸時代までさかのぼるのか、②礎石列が江戸時代のものとすれば「小松純八」宅の間取図と対応するのか、③さらに別の建物跡の礎石等が検出されるのか、が課題となった。本建物跡は全面調査を行った。

ｂ　調査の過程

調査開始時、現存建物は礎石を残して解体されていたため、まず地表面の雑木や浮石の除去を行い、礎石の残存状況を確認した。その結果、大半の礎石が整地された現地表面に設置された状態でみつかり、これを現存建物≒２号建物跡にともなう第１整地面とした。この整地面を精査して空撮と測量を行った。その後に礎石を取り外し、割栗石の残存状況を確認した。さらに、第１整地面下部の構造と造作された時期を特定することを目的に十字トレンチを設定した。これにより現存建物がⅡ層（第１整地層）上面に建てられたことが判明した。また、２号建物跡の直下ではⅢ層（第２整地層）が検出され、礎石列も確認された。このためⅡ層の上面からⅢ層上面まで人力による掘り下げを行った（第２整地面以下については本項（３）を参照）。

ｃ　遺　構（第 60 図　巻頭 PL2・3　PL4・5）

＜建物基礎＞

第１整地面：礎石の設置された面は、細かい凹凸があるものの、平坦を意識した整地が行われている。整

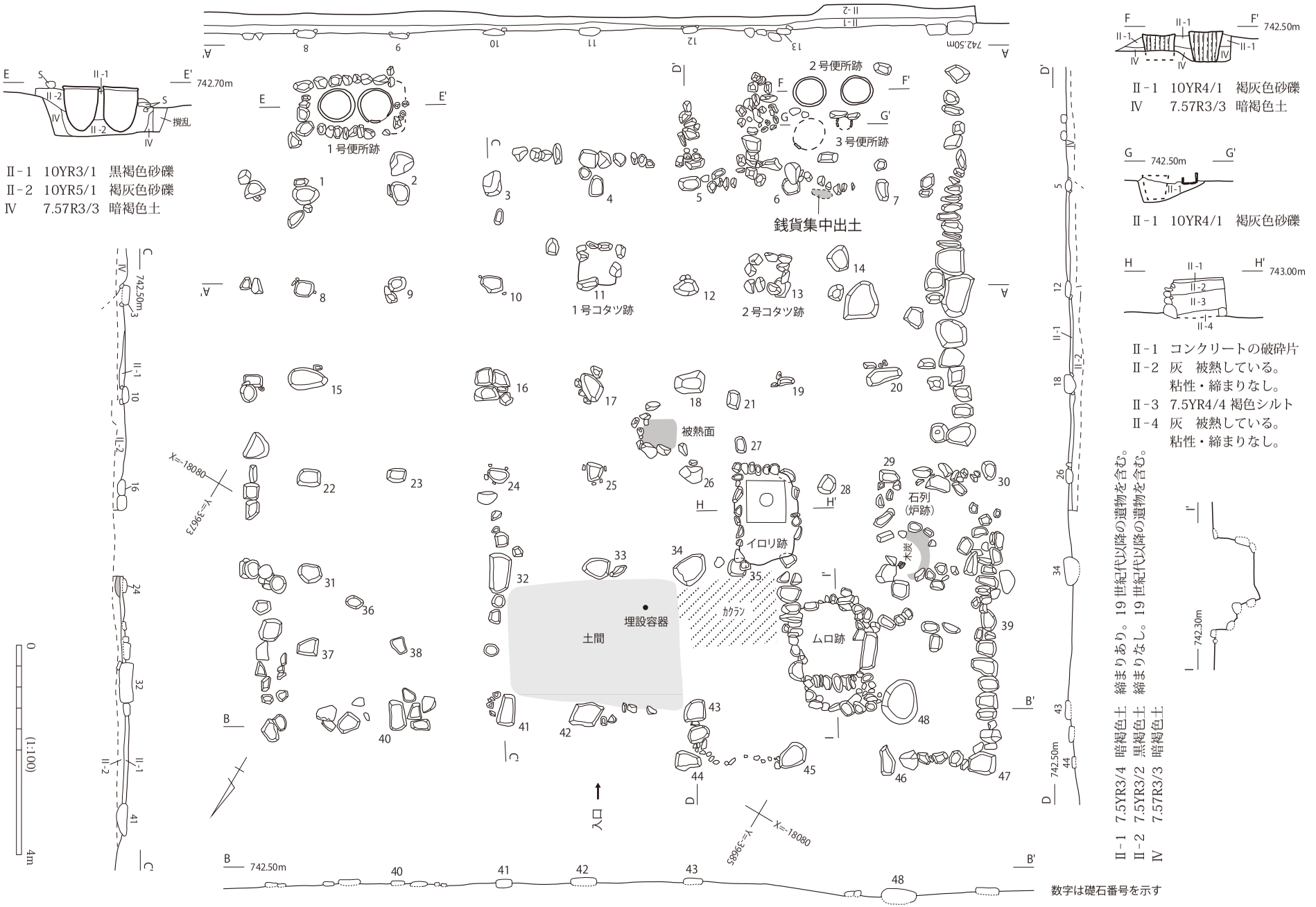
Ⅱ-1　10YR3/1　黒褐色砂礫
Ⅱ-2　10YR5/1　褐灰色砂礫
Ⅳ　7.57R3/3　暗褐色土
1号便所跡
2号便所跡
3号便所跡
銭貨集中出土
1号コタツ跡
2号コタツ跡
被熱面
イロリ跡
石列
(炉跡)
木炭
カクラン
埋設容器
土間
ムロ跡
入口
撹乱
742.70m
742.50m
743.00m
742.30m
X=-18080
Y=-39673
X=-18080
Y=-39685
0
(1:100)
4m
Ⅱ-1　10YR4/1　褐灰色砂礫
Ⅳ　7.57R3/3　暗褐色土
Ⅱ-1　10YR4/1　褐灰色砂礫
Ⅱ-1　コンクリートの破砕片
Ⅱ-2　灰　被熱している。
粘性・締まりなし。
Ⅱ-3　7.5YR4/4 褐色シルト
Ⅱ-4　灰　被熱している。
粘性・締まりなし。
Ⅱ-1　7.5YR3/4　暗褐色土　締まりあり。19 世紀代以降の遺物を含む。
Ⅱ-2　7.5YR3/2　黒褐色土　締まりなし。19 世紀代以降の遺物を含む。
Ⅳ　7.57R3/3　暗褐色土
数字は礎石番号を示す

第 60 図　2号建物跡

地面の硬さは普通の地面と同じ程度であった。唯一「土間」（註 15）だけは硬化していた。「土間」は地面を叩き締めただけのものであり、１号建物跡に見られるタタキ（三和土）は、検出されなかった。

本建物跡の第１整地層は２層に分かれるが、締まりもあまりなく、土質的な違いはほとんどみられない。

遺物は 18 世紀末～ 19 世紀前半を主体とした焼き物が出土し、本整地層の形成時期を示すものと考える。

礎　石（第 60 図　PL5　一覧表と礎石写真は別添 CD）：48 点を確認した。建物全体の礎石がほとんど残存しており、解体に伴って欠落した部分はわずかであったと見られる。礎石は碁盤目のように配置されており、いずれも 182 ㎝前後の等間隔で並ぶ。この間隔は建築時の単位に「尺」を用いるためで、柱と柱の芯心間の距離が１間（６尺）≒ 182 ㎝であることに起因する。発掘で判明した礎石の配列から、建物の主軸方位はＮ 58° Ｅである。礎石の大きさは長軸 86 ～ 32 ㎝で、平均は 45.5 ㎝を測る。重さは計測していない。形状は楕円形～不整形までさまざまで、規格性は認められない。ただし、各礎石とも柱の設置面には平坦な面が用いられている。柱の設置部に凹み等の加工は認められない。

礎石 47 点の上部平坦面のレベルは平均で 742.23 ｍを測る。最高が 38 の 742.39 ｍ、最低が 48 の 742.04 ｍで、その比高差は± 35 ㎝である。特徴としては平坦面の標高が高い礎石５点（38・15・8・9・1）が建物東側に集中し、標高が最も低い礎石５点（48・44・29・30・20）建物西側に集中する点である。本建物跡の整地面が西側に若干傾斜することが礎石の設置レベルからも推測できる。

礎石の表面には測量基準線の墨が残るもの（11・12・13・18・19・21・23・26・32・33・38）がある。特にこの中には一つの礎石に基準線が２重に描かれるものも存在した（11・13・19・21・33・38）。しかし本建物跡の礎石に伴う掘方を掘り直した痕跡は認められず、礎石を入れ替えた可能性は考えにくい。こうした痕跡は６点に過ぎないため、現存建物の建て替え時に引き直したものとは考えにくい。これらの点から、他の建物で用いた礎石を転用した可能性を考えたい。このほか配列を示したと思われる記号が残るものもある（10・17・19・26）。しかし現存建物の柱順に対応した記号順にはなっていない。掘方調査は 41 点の礎石で行った。このうち堀方を有するのは 34 点で、いずれも礎石の大きさに合わせた程度の堀方を持ち、礎石下半部分を整地面に埋めて固定していた。割栗石は 27 点の礎石の下から検出された。

いずれも握りこぶし大程度の大きさのものを用い、礎石を囲むように円形に並んで設置する場合 15 点（1 ～ 4・8・9・10・12・13・14・17・18・29・32・43）と部分的に用いる場合 12 点（5・6・15・19・21・23・25・33・37・38・40・42）でみつかっている。一方、掘方を有するものの割栗石を持たない礎石は７点（16・22・26・27・30・31・41）で、本建物跡の礎石は基本的に掘方と割栗石を有するものが多いことが判明した。一方、掘方を持たず地面に設置する礎石は７点（7・11・28・35・45・46・47）で、特に 45・46・47 の３点は味噌部屋の北西壁に集中した。「味噌部屋」は『御家中屋舗絵図』にある「小松純八」宅の間取図より現存建物の方が一回り大きくなっている。このことから明治以降に部屋を拡張した際は、掘方や割栗石を用いずに礎石を設置した可能性が高い。

このほか同一整地面上で規則的な礎石配列から外れる礎石（14・21・27・36）も存在する。これらの礎石の設置状況は他の礎石と同じであるが、現存建物と「小松純八」宅のいずれの間取図にも対応する場所に柱はない。そのため本建物に伴うかどうかは不明である。

＜付属施設ほか＞

イロリ跡（第 60 図　PL4）：「茶之間」の中央部に位置する。本イロリ跡は現存建物に伴う構造物である。整地面における位置を測量した後、長軸に直行する形で半載して土層の堆積状況を記録した。その後、覆土中の遺物を採集するために人力による解体を行った。長軸 200㎝、短軸 120 ㎝、床面からの高さは 70 ㎝を測り、長方形状を呈する。基壇部は、整地面から床面の高さまで土を盛り上げ、周囲を石垣で囲って塔状に作り、その上に火受けを載せている。火受けはコンクリートで固定されていた。このため上部構

造は近代の所産と断定できる。しかし基壇部の四隅にある礎石は建物跡全体の礎石列の配列に組み込まれ、長軸方位も２号建物跡と同一である。この点から基壇部は建築当時の２号建物跡にともなう可能性がある。しかし基壇部覆土から遺物が出土しないため、構築時期がどこまでさかのぼるかは不明である。

コタツ跡（第 60 図　PL4）：２箇所で検出した。１号コタツ跡は「次之間」、２号コタツ跡は「奥」に位置する。本遺構は現存建物に伴う遺構である。いずれも検出時には周囲に石が散乱していたが、浮石を取り除いたところ、整地面に石が正方形に並ぶのを確認した。さらに、掘方を調べるために、石列に直行する形でトレンチを設定したが、両遺構とも掘方をほとんど持たず、地面に設置しただけであることが判明した。大きさは両者ともに内法で 90cm 四方を測る。いずれも石列の隅に当たる石のうち１箇所は建物跡の礎石を利用し、これを基準に建物の軸方向と平行になるように石を四角く配置している。石列の内側には被熱面も認められない。基壇の土台だけが残存したと考えられる。

本遺構の性格としては、解体時に両部屋の床下でケルン状の石積みが確認され、床板に掘り込みの痕跡が認められる点（第 61 図）、いずれも部屋の中央部で確認されている点から、コタツの基壇部と考えたい。

便所跡（第 60 図　PL4）：３箇所で検出した。いずれも便槽を埋設し、柄杓等で汲み取る方式である。３箇所とも面的な精査と測量を行った後に半裁し、埋設状況を記録した。

１号便所跡：建物の南東隅に位置する。第１整地面に素焼の大甕を２基（第 86 図 14･15）並べて埋設し、周囲を 30 ㎝程の大きさの石で方形に囲む。囲いの規模は長軸 200 ㎝、短軸 120 ㎝を測る。大甕は２基とも直径 60 ㎝、高さ 80cm を越える大きさである。Ⅳ層下の岩盤を割って大甕を埋設する空間を確保し、口縁部が第１整地面と同レベルになるようにしていた。また、大甕内の土と表土の間に明確な土質の差は認められない。伴出遺物はほとんど認められなかった。このことから、廃棄後は一端便漕を空にした上で埋められたと思われる。唯一、右側に設置された大甕（15）の中から陶器製大便器が割れた状態で出土し、接合により完形となった（第Ⅲ章第Ⅱ節６　第 94 図 20）。この便器は 19 世紀後半以降の所産であり、１号便所跡が明治時代以降も機能していたことをうかがわせる。また、便漕として使われた大甕は在地産の可能性が高いものの、時期を確認することはできない（註 16）。

２号便所跡：建物の南西隅に位置する。第１整地面に桶を並べて埋設している。桶の大きさは２基とも直径約 60 ㎝、高さ約 60 ㎝を測る。本便所跡では１号便所跡のような石囲は検出されていない。また、容器内の覆土は調査していない。

３号便所跡：２号便所跡の約 30 ㎝前方で検出された。本便所跡は２号便所跡の検出時には露出しておらず、２号便所跡手前の第１整地面を掘り下げる過程で、整地面直下から検出した。桶を並べて埋設するのは２

第 61 図　２号建物跡　解体前の「コタツ」残存状況

号と同じであるが、本便所跡の桶は右側が直径約 30 ㎝、左側が約 60 ㎝であり、大小の差が明確であった。いずれも腐蝕が激しく痕跡が残る程度である。検出された層位、および桶の腐植状況が激しい点から、本便所跡が廃棄された後に２号便所に作り変えた可能性が高い。容器内の覆土は調査していない。

特記事項として、３号便所跡から約 70 ㎝北西側、便所入口前の「トコ」付近で 10 枚の銭貨が第１整地面上に露出した状況で集中出土した（第 60･88 図　PL11）。内訳は「寛永通寶」（1636 年初鋳）７枚、「文久永寶」（1863 年初鋳）２枚、「一銭」（明治９（1876）年銘）１枚である。最も新しい「一銭」の年代からすると、明治９年以降に一括して置かれたと考えられる。これ等の銭貨は土中への埋納ではないが、便所に近接して、10 枚もの銭貨が集中出土した点から考えて、便所に関連した儀礼による奉納の可能性を考えたい。供献された時期は、出土層位から第３号便所跡が埋められた後である。

ムロ跡（第 60 図　PL4）：「味噌部屋」内に位置する。調査開始時、本遺構は整地面と同じ高さまで石が充填されており、単なる集石と想定した。半裁段階で石積みの側壁を検出し、「味噌部屋」に位置する点と一定規模の掘り込みを有する点からムロ跡と判断した。測量後に構築時期と状況を確認することを目的に石積みを解体した。主軸方位はＮ 36°Ｗで、幅 110 ㎝、奥行き 120 ㎝、深さ 70 ㎝を測る。平面形は長方形状を呈する。石積みは不規則な部分もあるが、平均四段で積まれている。北側に１段の階段が設置されている。床面に硬化面は認められない。

ムロの構築時期に関わる遺物は裏込石の中からは出土していない。ただしムロ跡に充填された石の間から明治以降の陶磁器片が出土するため、埋設時期は明治以降と推測される。

石列跡（第 60 図　PL4）：「流シ之間」内に位置する。「流シ之間」は調査開始時、他の区画に比べて浮石が多く、整地面が確認できなかった。このため地面に埋設して並ぶ石を残し、浮石を除去しながら第１整地面を検出した。その結果、第１整地面上に石が並んで設置されていることが判明した。精査の後、測量を行った。半裁はしていない。規模は内法で間口約 80 ㎝、奥行約 60 ㎝である。形状は半月形で、石列の北側が途切れて開口部となる。並んだ石の内側と整地面の一部は被熱し、灰や炭化材も若干残る。本遺構の性格については、石列の内側が被熱して炭化材が残る点から炉跡と考えたい。

遺物は出土していない。

被熱面（第 60 図　PL5）：「茶の間」の南東隅、「寄附」との境付近に位置する。整地面に石が「Ｌ」字状に並び、その内側に被熱面がある。大きさは、内法で 90 ㎝四方を測る。石は整地面に置くだけで、礎石のように掘り込んで固定されていない。本遺構は、現存建物の間取と重ねると２部屋の境に位置するので現存建物に伴うものとは考えにくい。しかし第１整地面で検出されていることから、「小松純八」宅あるいは、現存建物の建築中に何らかの理由で火が焚かれた可能性を考えたい。

埋設容器（第 60 図　PL5）：「土間」から「茶之間」へ上る入口付近に位置する。トレンチ調査の際に断面に露出して検出された。土間の硬化面（第１整地面）から約 10cm 下で、行平鍋が出土した（第 85 図 9）。鍋の下部に硬化面はなく、置かれたまま遺棄されたのではなく埋設されたものと見られる。ただし、断面観察では明確な掘方は確認できず、容器の大きさに合わせて穴が掘られた可能性がある。行平鍋は、把手を除く体部は形状をとどめていた。蓋は鍋の上につぶれた状態で出土した。鍋内部には蓋の破損に伴う流入土が認められる程度であり、本来は何らかの腐朽物を埋納していたと考えられる。また、鍋蓋のやや上からは 10 ㎝前後の石が出土した。この石は不整形であり自然礫と考えるが、埋設時に鍋の上部に意図的に置かれた可能性が高い。行平鍋は、略完形になるものの、把手は欠損していた。このため、埋設時にはすでに欠落していたか、埋設しやすくするため意図的に欠いた可能性がある。19 世紀中頃に属する。

ｄ　出土遺物（第 85 ～ 88 図　巻頭 PL8　PL10･11　一覧表は別添 CD）

第１整地面の上面では江戸後期～明治以降の遺物が出土するのに対し、整地層中からは 19 世紀前半の

遺物を中心に出土している。また、やきもの以外の木製品・金属製品は明確な使用時期を限定できないが当時の生活を示すものとして報告する。

やきもの：破片が多く、形状を留めていたのは土間下から出土した９の行平鍋だけである。１・２は伊万里の碗で 18 世紀末～ 19 世紀中葉。4 は瀬戸美濃の小碗で 18 世紀末～ 19 世紀前葉、8 は瀬戸美濃の仏花瓶で 18 末～ 19 世紀前葉に比定される。

金属製品：１は切羽、２・３は柄縁である。８・９はかすがい、13 はキセルの吸い口で、表面に鳥の象嵌が施されている。

ｅ　所　見

２号建物跡の調査からは、以下の所見が得られた。

現存建物と２号建物跡の関係について

調査課題の①は、現存建物（解体前）を支える礎石や整地面などの建物基礎部分が江戸時代までさかのぼるのか、という点にあった。これについては、①建物の整地層（Ⅱ層）中の出土遺物が 19 世紀前半を主体とする点、②第１整地面上で検出された礎石列に、異なる軸方向の礎石列が確認できない点、③礎石に移動の痕跡が認められない点から、２号建物跡は 19 世紀前半以降に第１整地面に作られたと考えられる。また、現存建物は、その整地面と礎石を踏襲していることが判明した。

２号建物跡と『御家中屋舗絵図』の「小松純八」宅との関連について（第 62･63 図）

調査課題の③は、２号建物跡と『御家中屋舗絵図』の「小松純八」宅との対応関係についてである。本建物跡検出の礎石列は「便所」と「味噌部屋」を除き、「小松純八」宅に描かれた部屋の間取と対応関係が認められた。現状では「小松純八」宅が新築・大幅な改築をした記録や証拠が発見されておらず、２号建物跡が「小松純八」宅に相当する可能性が高い。

建物跡に付属する部屋・諸施設について

発掘調査によって、建物には頻繁に改装の手が加わっていたことが明らかになった。改装の多くは、「味噌部屋」や「便所」といった消耗しやすい部分に多く認められた。また、床下からは儀礼行為に関わる埋設容器や銭貨が出土した。

「味噌部屋」は「小松純八」宅と現在の建物を比べると後者の空間の方が一回り大きく、後世に拡張されたと考えられる（第 62 図）。特に拡張された味噌部屋では「小松純八」宅の北西隅にあたる柱の礎石が検出され（礎石 48）、該当部分の拡張が基本的に「小松純八」宅の部分的改造にとどまったと考えられる。

ムロ跡については、「小松純八」宅の「味噌部屋」と重ねるとムロ跡の入口階段が北側の壁に接してしまうのに対し、現存建物の「味噌部屋」と重ねると階段の入口にも空間が確保されている。この点からムロ跡は現存建物に伴うもので、建築当時の建物には存在しないものと考えられる。

便所跡については、３号便所跡の位置が「小松純八」宅絵図の南西の便所と重なるため、天保年間に存在していた便所と考えられる。また、２号便所跡は３号便所跡から南東側に平行移動した位置にある点から、３号便所跡を後世に作り直したものと考えたい。一方、１号便所跡は「小松純八」宅絵図の南東隅便所の位置から南西側に約 60 ㎝ずれた位置で発見されている。こちらも作り直しの可能性を考えたが、１号便所跡周辺に古い便所の痕跡は確認できなかった。このため、１号便所跡が建築当時のものか、改築されたものかは不明である。

儀礼に関わる資料には埋設容器がある。①「土間」から部屋への入口付近で検出された点、②容器の上で石が発見された点など、１号建物跡で出土した２号埋設容器と類似性が認められ、エナ埋設遺構である可能性が高い。また、３号便所跡付近でまとまって出土した銭貨も、何らかの儀礼行為に伴うものとみられる。

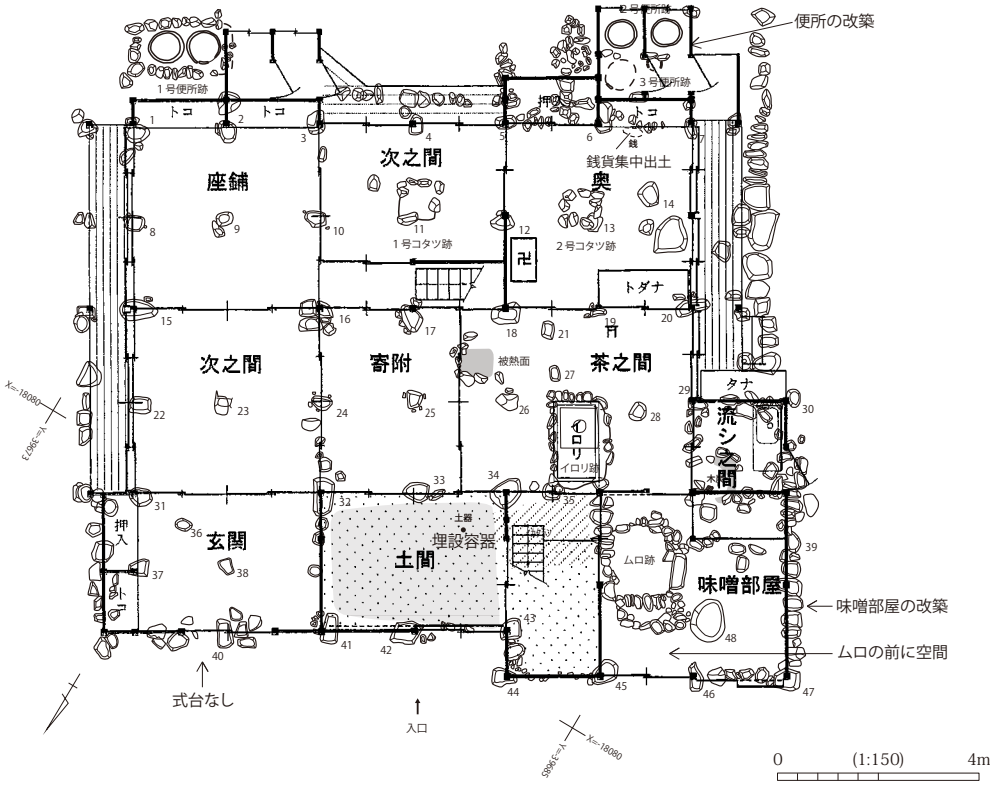

第 62 図　２号建物跡と解体前建物との対比

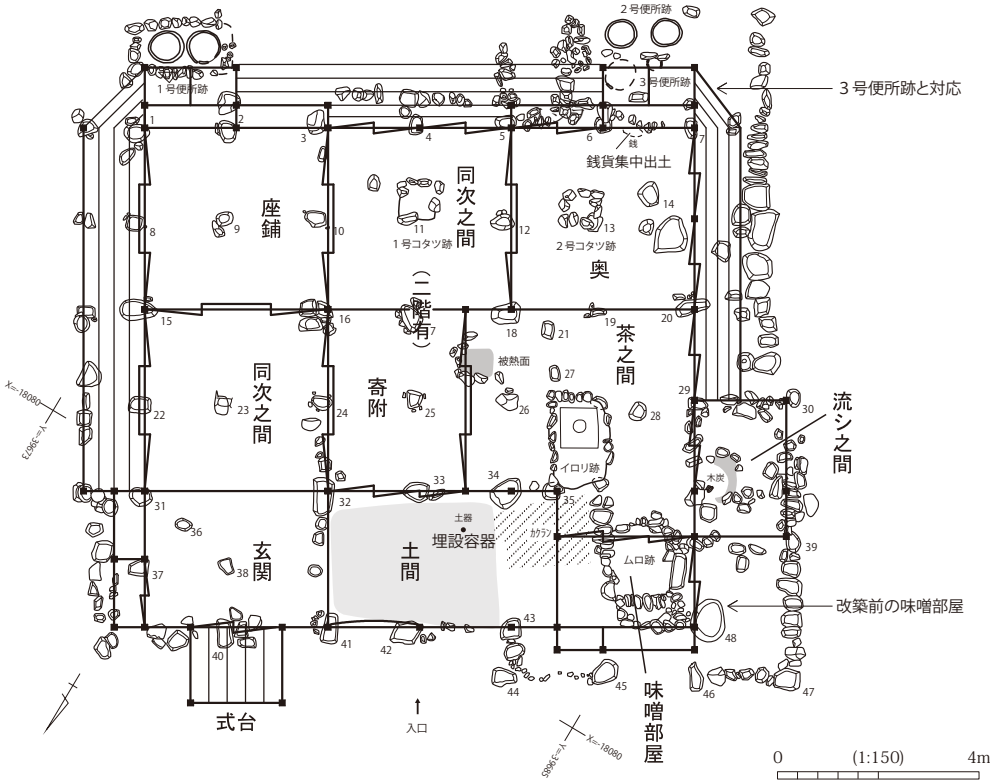

第 63 図　２号建物跡と『御家中屋舗絵図』の「小松純八」宅間取図との対比

②　庭

a　調査の課題

２号建物跡は敷地の中央部に位置しており、建物の東側と西側にわずかながら空間が存在する。この場

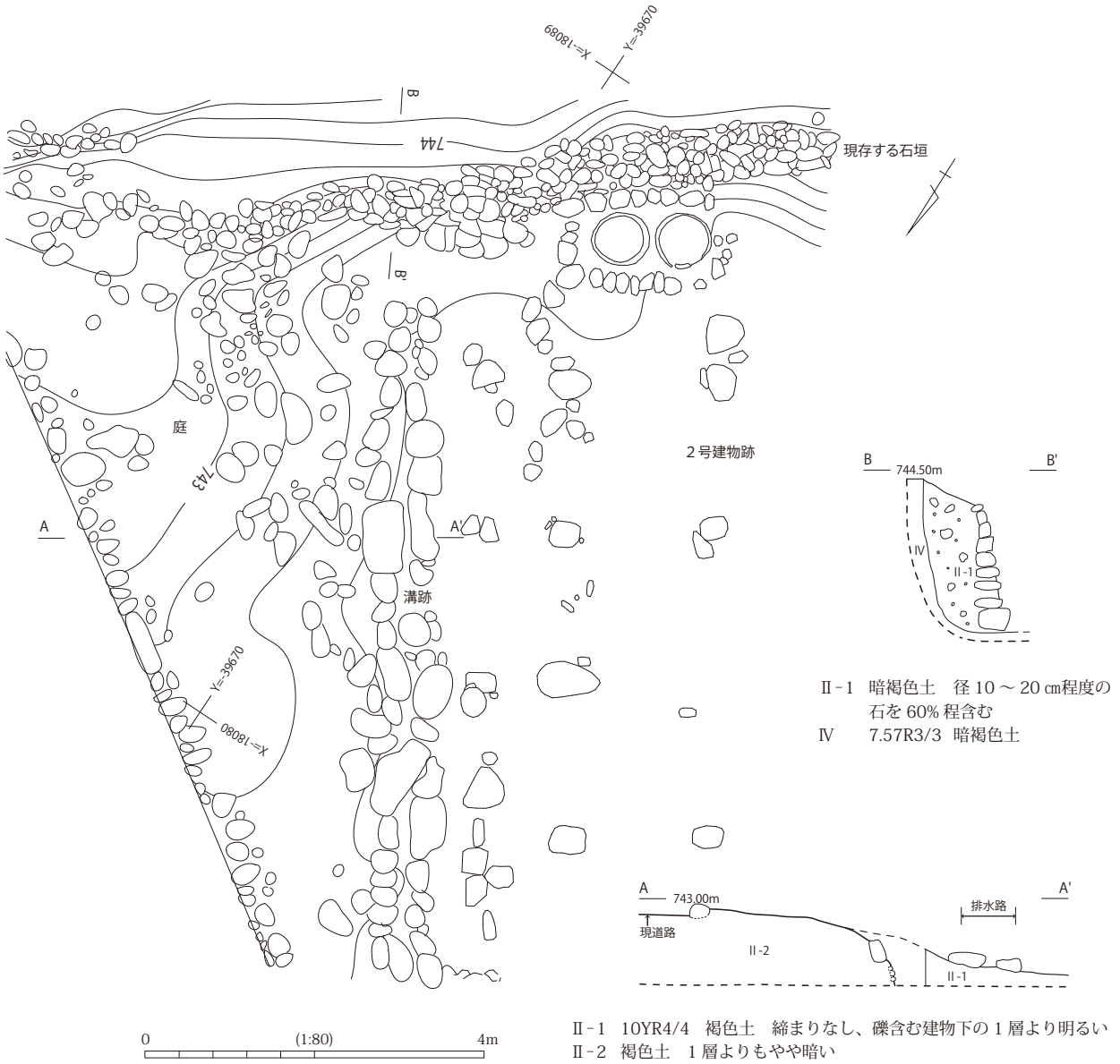

第 64 図　2 号建物跡　庭

所を利用して、建物の東側には庭と溝が作られ、西側には井戸が掘られていた。また、建物の南側には急斜面があり、石垣が積まれていた。しかしこれら構造物の造作時期は不明であり、発掘により時期が解明できるかが課題であった。

b　遺　構

庭（第 64 図　PL5）：2 号建物跡東側に位置する。建物と道路に挟まれた狭い範囲に斜面部があり、庭が作られていた。この斜面が自然地形なのか、造作によるものかを判断するため、等高線に直行するトレンチを設定した。その結果、斜面部は盛土によって形成されており、その下層から、道路と平行に並ぶ人工的な石列（PL6）が検出された。庭の規模は約 30 ㎡あり、庭石と木が配置されている。盛土からは 19 世紀～明治時代の遺物が少量出土しており、庭の造作が当該時期に行われたと考えられる。この庭は、「小松純八」宅の間取り図の「座舗」からみたときに最も立体的にみえる。「座舗」は現存建物においても「座敷」として利用されており、「座舗」を意識して作られた庭と考えたい。ただし、庭が現状の形に造作、あるいは改修された時期は明確にできなかった。

溝　跡（第 64 図　PL5）：２号建物跡の東面の縁側から約 80 ㎝離れた場所に、縁側と平行に位置する（N 32° W）。検出面は第１整地面上で、第１整地層を若干掘り込んでいる。裏込石は確認できない。規模は建物東面とほぼ同じ長さで、約８ｍが残存する。溝の両側縁には石が並べられており、長軸 40 ～ 80 ㎝前後の細長い石を縦列に配置している。底面に石は敷かれていない。幅は内法で約 20 ㎝、深さは約 10 ㎝を測る。溝に伴う遺物は出土していない。

２号建物跡の東側は大雨の際に斜面部から水が流れ込みやすい地形になっている。本溝の性格は、その設置場所からみて、建物の床下に水が流れ込むのを防ぐ排水溝の役割を果たしていたと考えられる。

石垣跡（第 64 図　PL5）：２号建物跡の南側に位置する。N 125° W方向に、屋敷地南側の法面をほぼ全面カバーし、幅約 18m、高さ約 140 ㎝を測る。構造は、最下段に 40 ㎝以上ある「根石」を並べ、その上に 30 ～ 50 ㎝前後の石を積む形を採っている。積み方は部分ごとに異なり、明治 30 年代以降に考案された「鵜立返」に類似する石積みもあれば、不規則な箇所もある。また、土圧で崩れかけた箇所や、積み直し部分もあり、現代まで幾度となく補修を繰り返したものと推測される。また、構造と構築時期を調べるため、石垣に直交するトレンチを入れた所、全体に裏込石のあることが判明した。一方、「根石」の下に「胴木」や「木杭」などは確認できなかった。

遺物については、調査の最終段階で石垣を崩した際に採集した。時期は 19 世紀中葉の染付磁器も含まれるものの、明治以降の銅版染付磁器が圧倒的に多かった。そのため、石垣の大部分は明治時代以降に積まれたものと判断した。ただし２号建物跡の南側は急斜面であり、「小松純八」宅を建築した時にも何らかの土留め施設が存在しないと、土砂崩落で建物に被害が及ぶことが想定される。この点から、本石垣跡の祖形が江戸時代の敷地造成時に構築されていた可能性も残しておきたい。

井戸跡（第 47 図　巻頭 PL3）：第２号建物跡の西側では井戸が３基検出されているが、いずれも昭和時代まで使用されていたことが聞き取り調査で判明していたため、最下部までの確認調査は行わなかった。

ｃ　出土遺物（第 89 図　一覧表　墨書の写真は別添 CD）

庭斜面部で 19 世紀～明治時代の遺物が少量出土した。石垣の裏では明治時代以降の遺物が大半を占める。1 の捏鉢は 19 世紀前半の所産で、底面に墨書がある。部分的に「高遠　竹屋利（助）」と判読できる。

ｄ　所　見

建物東側の庭部斜面と溝、南側の石垣については、第１整地層造成後の盛土造作に関っていることが判明した。しかし出土遺物からみて「小松純八」宅の敷地に伴う明確な証拠は確認できなかった。また、建物跡西側の井戸については成立時期を明確にすることはできなかった。ただし上記遺構・施設については「小松純八」宅の間取りと対応関係にあり、建物の設計当初から、庭や溝、石垣、井戸の場所が考慮されて造作され、明治時代以降もこれらを手直ししながら利用して現在に至った可能性を考えたい。

（３）４号建物跡と敷地の調査

①　４号建物跡

ａ　調査の課題

４号建物跡はⅣ区東部の第２整地面上に位置し、第１整地面に建てられた２号建物跡の直下で検出した。伊那市内に残る絵図には、万延元年（1860）以降の屋敷割を示す『高遠城図』（巻頭 PL12）以外に、文化 10（1813）年頃の様子を示した『高遠城下明細絵図』（巻頭 PL11）が存在する。また、19 世紀以前の絵図にも屋敷割が描かれており（第５図）、第１整地層よりも古い整地層が存在するかどうかが課題の一つであった。本地区においては第２整地層を確認し（第 46 図）、４号建物跡を想定することができた。本遺構の調査では、礎石列からどんな間取りの建物が推測されるか、また、出土遺物から建物や整地面がいつ頃作られたかが課題となった。

第 65 図　Ⅳ区東部第２整地面

b　調査の過程

２号建物跡にともなう第１整地層を掘り下げた段階で、礎石らしき石が同一レベルで出土するのを確認し、第２整地面と判断した。しかし、上下層の明確な土質の違いや硬化面は認められなかった。敷地全面を掘り下げたところ、上記の石が一定間隔で並ぶことを確認し、礎石と判断した。ただし、第２整地面上面には礎石以外の礫も点在したため、①大きさが約 30 ㎝を超えるもの、②上面が平坦なもの、②人工的な配列が認められるもの、の３点を基準に石を残した。また、排除した石の中に一部平坦面が残るなど礎石の特徴を示すものは確認できない（第 65 図）。

抽出した礎石には、配列の軸方向が複数確認できた。また、列に伴わない礎石も点在した。そのため礎石が規則的に並ぶ範囲を仮に４号建物跡と命名して調査を行った。その後、整理段階で一部修正を加えている。調査は、まず礎石・石列に対する空撮と測量を行い、つぎに、個々の礎石とその堀方、割栗石の残存状況を確認した。最後に第２整地面下部の構造と造作された時期を特定することを目的に、トレンチ調査を行った。これにより４号建物跡がⅢ層（第２整地層）上面に建てられたことが判明し、Ⅳ層以下は自然堆積層であることが判明した。また、第２整地面で検出した建物跡と軸線がほぼ重なる石列Ａ・Ｂとムロ跡を本建物跡にともなうものとした。

第 66 図　４号建物跡・石列・井戸跡

c　遺　構

＜建物基礎＞

礎　石（第 66･67 図　PL6　一覧表と礎石写真は別添 CD）：第２整地面上では、182 ㎝間隔で並ぶ礎石列がいくつか確認できた。この間隔は、第２整地面と同じ単位（尺）である。この間隔で並ぶ礎石列の中から、同一軸線上に並ぶ列を基に建物跡を推測した。幅４間、奥行３間の空間に礎石や石列がある程度まとまる点から、これを４号建物跡とした。主軸方位は、N 59° E で、２号建物跡の主軸方向 58° とほぼ一致する。ただし２号建物跡の間取との対応関係はない。礎石は 14 点（16・17・18・19・21・23・24・25・26・27・28・30・31・32）である。大きさは長軸 52 ～ 30 ㎝前後で、平均は 41 ㎝を測る。重さは計測していない。形状は楕円形～不整形まで様々で、規格性は認められない。ただし柱の設置面には礎石の中でも平坦な面が用いられている。

４号建物跡と推測した礎石 14 点の上部平坦面のレベルは平均で 742.0 ｍを測る。最高が 23 の 742.21 ｍ、最低が 27 の 741.92 ｍで、その比高差は± 29 ㎝である。平坦面の標高が高い礎石と低い礎石に分布の特徴は認められない。一方、推定４号建物跡以外の礎石の平均標高は 742.12 ｍで、４号建物跡との差は± 12 ㎝となり、整地面全体の礎石がほとんど同じ高さに設置してあることが判明した。

柱の設置面に凹み等の加工は認められない。このように礎石の規模・形状については２号建物跡との間で明確な差異は認められない。礎石の表面に測量基準線の残るものや、柱の配列を記した痕跡は確認できなかった。掘方の確認は６点（17・18・21・23・28・30）の礎石で行った。いずれも掘方を有さず地面に設置しただけのものであり、割栗石が確認できたのは３点 (23・28・29) にとどまる。いずれの礎石も石が整地面からずれた痕跡はなく、182 ㎝の等間隔で並んでいる点から、４号建物跡とした部分の礎石については第１整地層造成時に攪乱を受けた可能性は低い。

このほか第２整地面の４号建物以外の礎石についても掘方確認を行っている。その結果、確認した 13 点のうち、掘方を有したのは５点（3・７・12・13・29）のみで、残りは地面に設置しただけである。この点から第２整地面で確認された礎石は地面に設置しただけのものが主体を占めることが判明した。

＜付属施設ほか＞

石列跡（第 66 図　PL6）：建物跡に伴うとみられるが石列２条が検出された。

石列Ａ：建物中央部南寄りに位置する。第２整地面上で石が正方形状に並ぶのを検出した。ただし、北側では一部の石が欠落していた。石列の下部構造を調べるためにトレンチを設置したが、下部構造は検出できなかった。軸線は４号建物跡と並行している。平面形は正方形で、規模は内法で１辺約 1.4 ｍを測る。設置された石は長軸 20 ～ 50 ㎝で、いずれも石の長軸と石列の軸を同一方向にしている。石は、各々の大きさに合わせて整地面をくぼめて設置している。正方形プランの内側には礎石状の石（15）も存在しているが、本石列との関係は不明である。また、遺構にともなう遺物は出土していない。

本石列について、検出当初、炉跡かコタツの基礎部あるいはムロ跡の上面部を想定した。しかし、半裁した結果、整地面下に石垣は確認できず、１辺が 140cm もあり、コタツとすれば大きすぎる点から、いずれの構造とも考えにくい。礎石列と同一軸線上にあることから４号建物跡にともなう可能性が高いが、性格を断定することはできなかった。

石列Ｂ：建物東端に位置する。長軸Ｎ 30° Ｗの方向に約３ｍの長さで２本の石列が平行に並ぶ。石列の間隔は 30 ㎝程度である。設置された石は長軸 20 ～ 50 ㎝を測り、いずれも石の長軸と石列の軸を同一方向にして並ぶ。各々の石に合わせて整地面をくぼめて設置している。また､石列の間には礎石状の石（19･28）も存在するが、本石列との関係は不明である。遺構にともなう遺物は出土していない。

本石列の性格については、不明である。

ムロ跡（第 66 図　PL6）：建物北西端に位置する。検出当時は内部に石が充填していたため集石を想定した。その後、下部構造を調べるためにトレンチを設定したところ、部分的に石積みを検出し、ムロ跡と判断した。壁面を探りながら面的に掘り下げ、記録を行った。主軸方位はＮ 32°Ｗ、平面形は長方形を呈する。規模は内法で、幅 110 ㎝、奥行 60 ㎝、深さ 50 ㎝を測る。石積みは４段であるが、西側は１段しか確認できなかった。階段を意識したのか、削平によるものかは不明である。遺物は覆土より 18 世紀末～ 19 世紀前葉の茶碗片（第 89 図 1）が出土した。

ｄ　出土遺物（第 89 図　PL11　一覧表は別添 CD）

４号建物跡に直接伴う遺物はムロ跡の茶碗片程度である。第２整地層全体から 18 世紀末～ 19 世紀前葉遺物が少量出土しているが、これは第１整地層とほとんど変わらない時期のものである。

ｅ　所　見

４号建物跡の調査からは、以下の所見が得られた。最も重要な点は、調査課題であった『御家中屋舗絵図』をさかのぼる建物遺構が認められた点である。

本建物跡は、第１整地層より下面（第２整地面）で検出されており、絵図中の「小松純八」宅に先行する建物跡が存在していたことが明確になった。整地層（Ⅲ層）中の出土遺物は 18 世紀末～ 19 世紀前半を主体としており、２号建物跡よりもわずかにさかのぼる時期の建物である。ただし、４号建物跡はあくまで第２整地面上の同一軸方向にある礎石列から抽出して想定したものであり、建物の規模・構造等を検討することはできなかった。

②　庭（第 65・66 図　PL6）

ａ　概　要

第２整地面上では井戸跡、被熱面、敷地境の石列などが確認された。庭検出の遺構として一括したが、石列などは、建物跡や付属施設の残存部分である可能性もある。いずれも、第１整地層の造成時かそれ以前に攪乱を受けており、本来の施設の形状を推定することができなかった。

ｂ　遺　構

＜建物跡あるいは庭に伴う施設＞

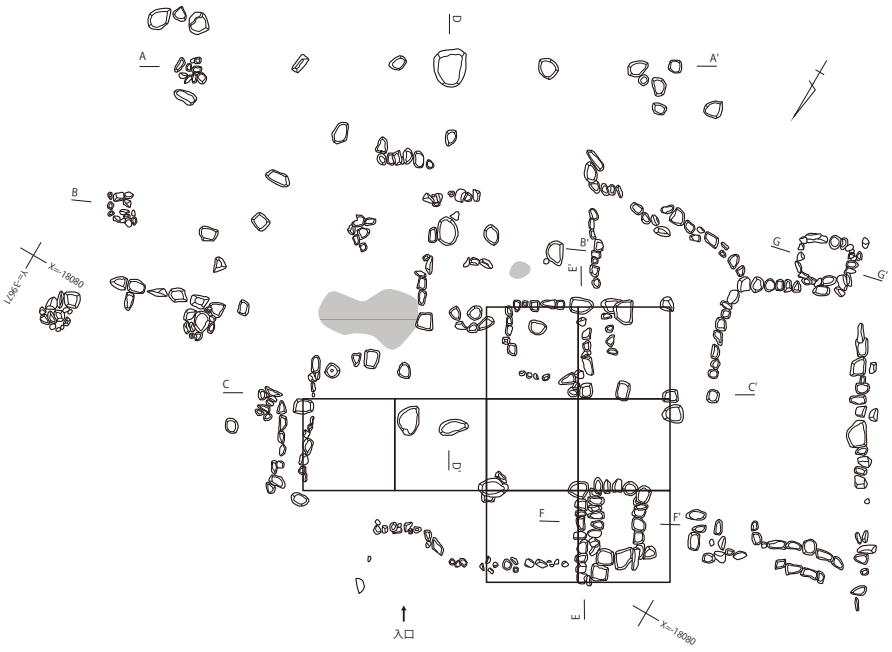

第 67 図　４号建物跡の推定復元

石列跡（第 66 図　PL6）：４箇所で検出した。いずれも４号建物跡の想定範囲よりも外周部に位置する。

石列Ｃ：４号建物跡から西側へ約 3.6m 離れた場所で、長さ 3.4m の石列を検出した。Ｎ 30°Ｗで、４号建物跡の西側辺とほぼ平行に並ぶ。石の大きさは礎石状の石から 20 ㎝程度のものまで様々である。石の設置法にも規則性がない。周囲に部屋を想定できる礎石もない。

石列Ｄ：４号建物跡から南側へ約 4.5m 離れた場所で、長さ 5.5m の石列を検出した。Ｎ 59°Ｅで、４号建物跡の南側辺と平行に並ぶ。５個の石が同一軸線上に不規則な間隔で並ぶ。石の大きさは礎石状の石（４・５）から 20 ㎝程度のものまで様々である。このため礎石列とは考えにくい。石列Ｄと４号建物跡の間には礎石（6・8・9・10・11・14・20）や石列が点在するが、礎石間の距離や軸方向がずれるため、４号建物跡に伴うかどうかは断定できない。

石列Ｅ：４号建物跡から南西側へやや離れた場所に位置し、建物跡付近から井戸跡まで 3m ほどの間に広がる。石列には直線部や曲線部があり、３方向に分岐する。直線部の軸線はＮ 60°Ｗで、４号建物跡とほぼ一致する。長さ約 30 ㎝の石が第２整地面をやや掘り込んで、長軸方向を地面に半分突き刺したように設置されている。このため石の上面は、平坦部の面積が小さく、礎石や「飛石」を想定することができない。

石列Ｆ：４号建物跡の東側で長さ 2.3m の石列を検出した。軸線はＮ 70°Ｗで、４号建物跡の軸とはずれる。長軸 30 ㎝前後の石が同一軸線上に並ぶ。いずれも石の長軸と石列の軸を同一方向にして設置している。石列の西端に接して礎石（13）が設置されており、礎石の周囲には割栗石が並んでいた。この点から石列と礎石は同時期の建築物に伴う可能性がある。

石列Ｇ：４号建物跡の想定範囲外の南東部で、３点（3・7・12）が同一軸線上の６ｍの間に並んで検出された。いずれも割栗石のみ残存する。しかし礎石の間隔が不規則であり、同一建物に伴う礎石かは不明である。また、その軸線はほぼ真北を向き、４号建物跡とは軸がずれる。そのため、同一建物とした場合でも、４号建物跡とは別建物にともなう礎石列と考えられる。

＜庭に伴う施設＞

井戸跡（第 66 図　PL6）：４号建物跡の西側に位置する。当初、第２整地面の検出時に集石として確認した。遺構の性格を把握するために、トレンチを掘り下げる過程で石積みの一部を検出した。石積みの上端から面的精査を行ったところ、井戸であることが判明した。井戸の上端から約 50 ㎝下までは石が充填していたが、その下は土石混合状態となった。安全管理上、深々部までの半裁調査、および石組みの解体調査は実施しなかった。平面形は不整方形で、内法は長軸 90 ㎝、短軸 70 ㎝を測る。上端は石で囲んでいる。調査のおよんだ範囲からは、時期の判明する遺物も出土していない。

被熱面（第 66 図　PL6）：第２整地面上面で、４号建物跡の南側に近接する２箇所で検出した。いずれも被熱面を囲む石列もなく、性格を特定することはできなかった。

１号被熱面：不規則なヒョウタン型を呈し、長軸約 200 ㎝、短軸約 110 ㎝を測る。

２号被熱面：不整円形で長軸約 40 ㎝、短軸約 30 ㎝を測る。

同様の被熱面はⅣ区中央部の第２整地面確認のためのトレンチ調査でも検出した。わずかに残存する程度だが、第２整地面の広がりを確認できる点で注目される。上記被熱面はいずれも焚火程度の被熱にとどまっており、第２整地面全体に点在するものではない。また、本地区に江戸時代に火災が起きたという記録は今のところ確認できない。

敷地境の石列跡（第 65 図）：第２整地面の東端と北端で２箇所の石列を検出した。いずれも江戸時代から現在まで残る道路に並行することから、道路と屋敷地の境界線に関する遺構と考えられる。

石列Ｈ：４号建物跡から北へ約３ｍ離れた道路近くに位置する。第２整地面の検出時に確認した。Ｎ 72°Ｅに延び、敷地前の東西方向の道路とほぼ並行する。確認できた範囲で全長約４ｍを測る。長軸 20 ～ 30

第 68 図　３号建物跡

Ⅱ－１　7.5YR4/4　褐色土　部分的に被熱する。
Ⅱ－２　7.5YR4/4　褐色土　炭化物を含む
Ⅱ－３　灰
Ⅱ－４　盛土　暗褐色土

Ⅱ－１　7.5YR5/3　鈍い褐色土　粘性、締まり弱い。乾燥が激しい。径５cm前後の礫を含む

㎝の石を直線的に並べるが、石の軸線は整然としていない。

石列Ⅰ：４号建物跡から東へ約３ｍ離れた道路近くに位置する。Ｎ 48°Ｗに延び、敷地前の南北方向の道路とほぼ並行する。確認できた範囲で全長約６ｍを測る。第１整地面の２号建物跡にともなう溝や築山が石列Ⅰを埋めて構築されている点、本石列の底面が第２整地面と同じレベルに位置する点から、第２整地面に伴う遺構と判断した。

ｃ　遺　物（第 89 図　PL11　一覧表は別添 CD）

第２整地層中より出土した遺物には、18 世紀末～ 19 世紀代前葉のものが多い。

やきもの：2 は瀬戸美濃の碗で 18 世紀末～ 19 世紀前葉。6 は瀬戸美濃の捏鉢で 19 世紀初頭。

金属製品：1 は箪笥金具で時期は不明である。

ｄ　所　見

４号建物跡とともに、『御家中屋舗絵図』をさかのぼる屋敷地が存在していたことを裏付ける遺構が検出された点は、重要である。

第２整地面で検出された礎石や石列は、配列方向が複数存在する点から、同一整地面上で建物が何度か建て直されたか、後世に攪乱されて礎石が原位置をとどめていない可能性がある。

また、庭については、本整地面に設置された石列Ｈを埋めて第１整地面に築山が築かれており、第２整地面の段階には築山がなく、平坦部が広がっていたものと考えられる。

また、第２整地層中からは 18 世紀末～ 19 世紀前半の遺物のみが出土している。伊那市内に残る絵図では 19 世紀代の屋敷割が『高遠城下明細絵図』（第５図ｄ）と『高遠城図』（第５図ｅ）の２種類存在する点を考慮すると、本地区における第２整地面から第１整地面への建物の建て替えは 19 世紀前半に収まる可能性がある。

（４）３号建物跡と敷地の調査

①　３号建物跡

ａ　調査の課題

３号建物跡はⅣ区中央部の第１整地面に構築されている。『高遠城図』（第５図ｅ）で高遠藩家臣「根本伝左衛門」が居住していた区画にあたる。ここには調査前まで住宅が存在しており、解体前の平成 16 年に建築学による検討が行われた。その結果、農家に見られる建築学的特徴を有することが確認された。さらに、その後の検討で、建設時期が天保年間（1830 ～ 1843）までさかのぼることが明らかになった（第Ⅱ章第２節 2)。一方、『御家中屋舗絵図』の中には「根本伝左衛門」宅の間取図も現存する。今回の調査では、現存建物で利用されていた礎石配列（３号建物跡）が、江戸時代の「根本伝左衛門」宅と対応するのか、発掘によって別の礎石等が検出されるのかが課題となった。

ｂ　調査の過程

現存建物下は全面調査をおこない、幅約 11.5 ｍ、奥行約 8.5 ｍ、総床面積は約 98 ㎡を測る。調査開始時、現存建物は礎石を残して解体されていたため、まず地表面の雑木や浮石の除去を行い、礎石の残存状況を確認した。その結果、大半の礎石が整地された現地表面に設置された状態でみつかり、これを現存建物にともなう第１整地面とした。この整地面を精査して空撮と測量を行った。測量終了後に礎石を取り外し、割り栗石の残存状況を確認した。さらに、第１整地面下部の構造と造作された時期を特定することを目的に十字トレンチを設定した。その後、第１整地層では上面からⅢ層上面まで人力による掘り下げを行った。

ｃ　遺　構（第 68 図　巻頭 PL2･3　PL7）

＜建物基礎＞

整地面（第 68 図　PL7）：礎石の設置された面は、細かい凹凸があるものの、平坦を意識した整地が行われ

ている。東側に存在した２号建物跡に比べると、敷地が北西側で緩やかに傾斜しており、平坦部が狭いのが特徴である。このため建物跡部分は平坦であるが、北～西側の庭では傾斜が目立つようになる。整地面の硬さは、建物外の地表面と同じ程度であったが、入口の「土間」（註 17）と台所南側の「土間」では硬化面を検出した。いずれも地面を叩き締めただけのものである。特に台所南側の「土間」は、コンクリート製の洗い場の周辺部のみが硬化していることから、明治以降の改築に伴うものと思われる。

礎　石（第 68 図　一覧表と礎石写真は別添 CD）：27 点確認した。建物全体の礎石がほとんど残存しており、解体工事に伴って欠落した部分はわずかであった。碁盤目のように整然と配置されている。182 ㎝前後の等間隔で並ぶものが多く、柱と柱の芯心間の距離が一間（6 尺）≒ 182 ㎝であることに起因するとみられる。発掘調査で判明した礎石の配列から、建物跡の主軸はＮ 72° Ｅである。各礎石の形状は様々で、大きさは長軸 70 ～ 26 ㎝、平均は 46 ㎝を測る。高さと重さは計測していない。平面形は楕円形～不整形まで様々で、規格性は認められない。ただし、柱の設置面には礎石の中でも平坦な面が用いられている。柱の設置面に凹み等の加工は認められない。

礎石 27 点の上部平坦面のレベルは平均で 741.875 ｍを測る。最高が 6 の 742.1 ｍ、最低が 27 の 741.46 ｍで、その比高差は± 64 ㎝である。特徴としては平坦面の標高が高い礎石 5 点（6・19・16・10・1）が建物東側に集中し、標高が最も低い礎石 5 点（27・28・15・26・18）建物西側に集中する点である。本建物跡の整地面が西側に傾斜することが礎石の設置レベルからも推測できる。また比高差が２号建物跡の２倍になるのは、２号建物跡の整地面よりも傾斜が大きいことを意味し、建物の建築条件が２号建物跡の敷地よりも不利な場所であったことが考えられる。

掘方調査は 16 点の礎石で行った。その結果、整地面に置いただけの礎石が 15 点（2・4・5・6・8 ～ 12 ～ 15・17 ～ 20・27・28）で、堀方を持ち整地面から下に半分埋められたものは１点（1）しかなかった。また、全体で割栗石を持つ例は３点（4・9・11）しか存在していない。このことから基本的には掘方を持たない簡易な設置方法が主であったことがわかる。礎石に動いた痕跡は認められず、礎石の表面に文字が記される例は、１点（13）しか出土していない。

＜付属施設など＞

イロリ跡（第 68 図　PL7）：「茶之間」の中央部東寄りに位置する。本イロリ跡は現存建物に伴う構造物である。検出時には上面と西側の基壇部が崩れていた。整地面における位置を測量した後、長軸に直行する形で半裁して土層の堆積状況を記録した。その後、覆土中の遺物を採集するために人力による解体を行った。平面形は長方形で、長軸方位はＮ 72° Ｅである。長軸 150cm、短軸約 70 ㎝、床面からの高さは 50 ㎝（残存高）を測る。基壇部は整地面から床面の高さまで土を塔状に盛り上げている。石積みは最下段にしか残存しない。しかし調査開始時にイロリの周囲に石が散乱した点から、本来は石積みが存在したと考えられる。上面の火受けは残存しない。しかし上面の中央部周辺には被熱痕が確認できる。基壇部の長軸と短軸はともに建物全体の礎石列の配列に組み込まれるように設置されていた。この点から基壇部は建築当時の３号建物跡に伴う可能性がある。しかし基壇部覆土から時期を示す遺物が出土しないため、構築時期がどこまでさかのぼるのかは不明である。

コタツ跡（第 68 図　PL7）：２箇所で検出した。いずれも検出時には周囲に石が散乱していたが、浮石を取り除いたところ、整地面に石が並ぶのを確認した。掘方を調べるために石列に直行する形でトレンチを設定した所、掘方をほとんど持たず、地面に設置しただけであることが判明した。

１号コタツ跡：「部屋」の中央部に位置する。平面形は正方形で、内法は約 40 ㎝である。石列の南西隅の石に建物跡の礎石を利用し、これを基準に建物の軸方向と並行になるように石を並べている。

２号コタツ跡：「次之間」の中央部に位置する。平面形は正方形で、内法は約 40 ㎝である。１号コタツと

異なり、石列の隅石に建物跡の礎石を利用していないが、建物の軸方向と平行になるように設置している。

両遺構については、石列の形状と規模が２号建物跡で検出されたコタツ跡と共通する。また、検出位置が部屋の中央部に位置する点も２号建物跡と共通する。これらの点からコタツ跡と考えた。いずれも遺物は出土していないため、いつの段階で設置されたかは確認できない。

集　石:「座敷」の中央やや南東寄りの位置で集石を検出した。現存建物ではコタツの存在した場所である。集石だけであるが、位置的に現存建物にともなうコタツの一部の可能性を考えたい。

便所跡（第 68 図　PL7）：建物の南西隅に位置する。本便所跡は現存建物に伴う構造物である。便槽は２基並べて埋設されていた。左側は素焼きの甕で直径は 70 ㎝、右側は桶で直径 60 ㎝を測る。大きさから見て、左が大用、右が小用と考えられる。特に本便所の右側便槽の外側には、汲取用のコンクリート便槽が設置され、古い桶の一部を切ってパイプが建物外の便槽へ続いていた。このことから便所の位置を変えずに改築していることが判明した。現存建物に伴うため、掘り下げ調査は行っていない。設置時期は不明である。

ムロ跡（第 68 図　PL7）：３箇所で検出した。いずれも現存建物に伴う構造物である。

１号ムロ跡：「土間」に位置する。検出段階では床面から半分ほど土や埃が堆積しており、これを除去して床面を検出した。精査し形状を記録したのち遺物の採集を目的に石積みを解体した。平面形は長方形で、長軸方位はＮ 72°Ｅである。規模は内法で長軸 140 ㎝、短軸 70 ㎝、深さ 50 ㎝を測る。石積みは４段を基本にするが、乱れた部分が多い。底面は石畳で階段はない。覆土中よりキセル（第 90 図 5）が出土したが、構築時期を示す遺物は出土していない。

２号ムロ跡：「茶之間」に位置し、検出段階から床面が露出していた。精査後に形状を記録したが、解体調査は行っていない。平面形は長方形で、長軸方位はＮ 20°Ｗである。北側に設置された階段部が張り出している。規模は内法で長軸 280 ㎝、短軸 200 ㎝。深さ 130 ㎝を測る。石積みは７段を基本とする。明治 30 年代以降に考案された「鵜立返」に類似する石積である。石と石の間にはコンクリートが充填され、第１整地面上では建物に伴う柱もコンクリートで固められていた。底面は石畳である。遺物は出土しない。構築時期は不明であるが、聞き取り調査では本建物跡では戦前肉屋が営まれ、ムロを作ったという伝承があり、本遺構はこれに伴う可能性がある。

３号ムロ跡：「座敷」西面の縁側下に位置する。検出段階は床面から半分ほど土や埃が堆積しており、これを除去して床面を検出した。精査して形状を記録したのち、石積みを解体した。平面形は長方形で、長軸方位はＮ 20°Ｗである。規模は内法で長軸 160 ㎝、短軸 100 ㎝、深さ 90 ㎝を測る。石積みは６段を基本とする。底面に石は敷かれず、硬化面もない。遺物は出土していない。３号ムロは、現存建物の間取り図と比較したところ、縁側の幅に合わせて作られたことが判明しており、構築時期も明治時代以降と考えられる。

埋設容器（第 68 図　PL7）：「土間」中央部やや南よりに位置する。「土間」硬化面を掘り下げる過程で、硬化面の約５㎝下で発見した。硬化面掘り下げ中に露出してしまったため、掘方は確認できなかった。埋設された容器は完形の鉢（第 90 図 6）で、蓋は存在しない。19 世紀前半の所産とみられる。容器内から遺物は出土していない。

被熱面（第 68 図　PL7）：２箇所で検出した。

１号被熱面：入口部の「土間」の中央部に位置する。不整円形で、直径約 50 ㎝の大きさである。現存建物に伴うものである。

２号被熱面：台所南側の「土間」に位置する。この部屋にあるコンクリートの洗い場周辺の硬化面を掘り下げる過程で検出した。不整円形で、直径は約 50 ㎝を測る。被熱面の中央部には細長い石が設置されていた。検出状況から現存建物よりも古い段階の構造物と考えられるが、時期は不明である。

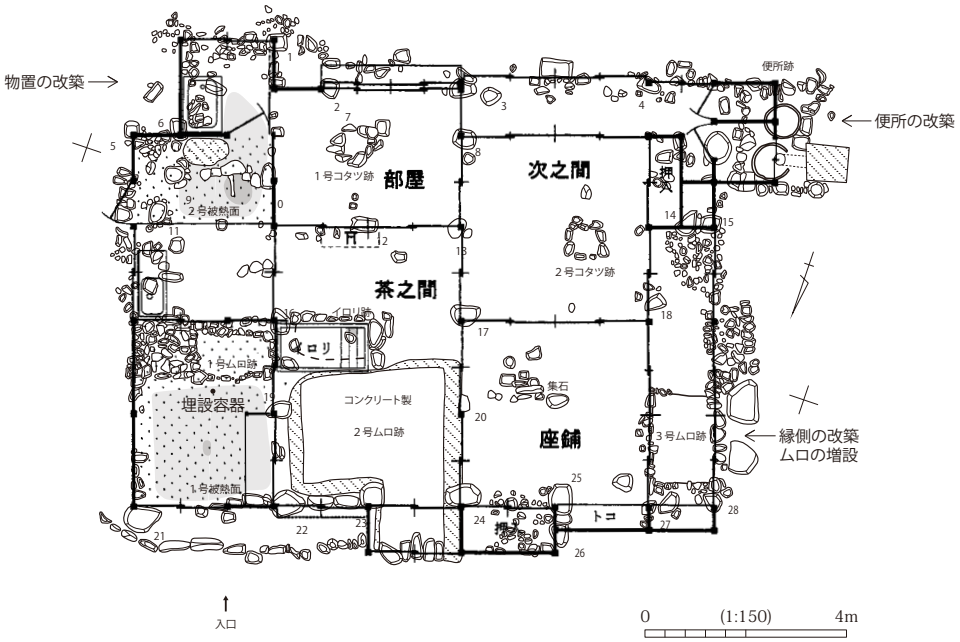

第 69 図　３号建物跡と解体前建物との対比

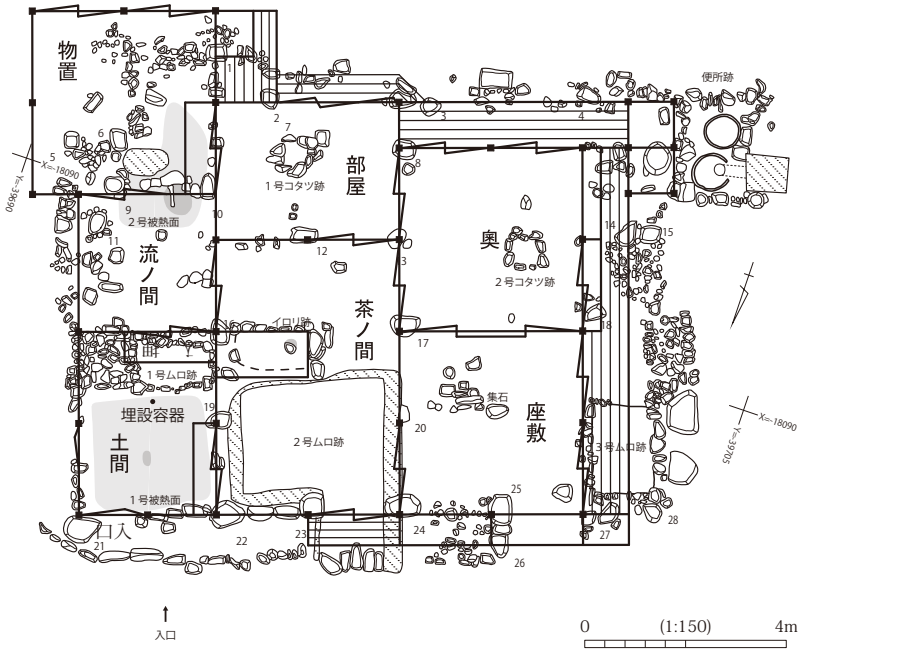

第 70 図　３号建物跡と『御家中屋舗絵図』の「根本伝左衛門」宅間取図との対比

ｄ　出土遺物（第 90 図　PL12　一覧表は別添 CD）

第 1 整地面の上面では明治時代以降の遺物が出土するのに対し、第 1 整地層中からは 18 世紀末～ 19 世紀前半までの遺物が少量出土している。また、やきもの以外の木製品・金属製品は明確な使用時期を限定できないが、当時の生活を示すものとして報告する。

やきもの:「土間」で出土した鉢以外は破片での出土である。1･2 は京焼系の碗で 18 世紀末～ 19 世紀前葉。3 は伊万里の蓋で 18 世紀末～ 19 世紀中葉に比定される。6 の鉢は 19 世紀前半に比定。底面に墨書がある。部分的に（四）（子）と判読できる（写真は添付 CD）。

金属器ほか：2 はナス形の容器、4 のキセル吸口には植物の彫刻が施されている。

e　所　見

３号建物跡の調査から、以下の所見が得られた。

現存建物と第３号建物跡の関係

調査課題の一つは、現存建物の建物基礎（３号建物跡）が、江戸時代にさかのぼるか否かであった。この点に関しては、建物の整地層である第１整地層（Ⅱ層）中の出土遺物が、19 世紀前半を主体とする点から、それ以後の改変がなされていないことが判明した。さらに、第１整地層上面（第１整地面）で検出された礎石列に異なる軸方向の礎石列が確認できない点や、礎石に移動の痕跡が認められない点から、礎石を含めた建物の改築（新築）は行われていないことが判明した。

これらの点から、３号建物跡は 19 世紀前半以降に第１整地面上に造作して作られた可能性が高く、現存建物と一致する可能性が高いことが判明した。

３号建物跡と『御家中屋敷絵図』の「根本伝左衛門」宅の間取り図との関連について（第 69･70 図）

調査課題は、上記の礎石等が、『御家中屋舗絵図』の「根本伝左衛門」宅に対応するかどうかであった。

本建物跡の礎石については、建物を支える柱部分の礎石列が、「物置」と西側の縁側を除き「根本伝左衛門」宅に描かれた間取りと対応することが判明した。しかし、「根本伝左衛門」宅と現存建物の間取りを比べると、①建物の南東隅が２部屋となり、コンクリートの洗い場が作られている点、②「茶之間」の床下にコンクリートのムロが作られている点、③建物西面の縁側の幅が拡張され、ムロがつくられている点、④トイレの位置が建物から離れる点、から改築部分が多いことも判明した。これらの点から考えると、現存建物は「根本伝左衛門」宅を利用して改築を加えていったものか、あるいは礎石を再利用して建てなおされた可能性がある。

埋設容器

儀礼行為を示す事例として、埋設容器が検出された。１・２号建物跡と共通し、土間に容器を埋設している点から、エナ埋設遺構である可能性が高い。ただし、本遺構における埋設場所は「土間」から部屋への入口地点からずれた場所にある。これについては現段階では明確な解釈を出すことができない。今後の類例の増加を待ちたい。

②　庭

a　遺　構（第 47 図　巻頭 PL3　PL7）

３号建物跡に伴う庭は、建物の東側と西側にある。東側には井戸、西側には庭石７点が確認できた。井戸は安全上の配慮から断ち割り調査を行っていない。このほか、建物の南側には山の斜面が迫っていたが、１号建物付近よりも緩斜面であり、石垣は積まれていなかった。

b　所　見

『御家中屋舗絵図』にある「根本伝左衛門」宅の間取り図と比較すると、「流シ之間」は東側に位置し、現存する井戸の側に設けられている。これに対し庭石のある西側には「座舗」が位置する。庭石は「座舗」から見ると最も立体的にみえることも判明した。しかし庭に伴う築山は存在しなかった。本敷地については２号建物跡との境に明確な境界線が確認できなかったが、井戸が両家の境に位置することは境界のあり方を考える上で注意したい。この位置は現存建物における敷地境とも一致している。

（５）５号建物跡

a　調査の課題

Ⅳ区西部に位置し、藩主が鳥居氏の時代（1636 ～ 1689）の『高遠城図』（第５図ａ）では相頓寺の敷地付近に相当する。寺に関連する遺構が存在するかどうかが課題となった。

b　調査の過程

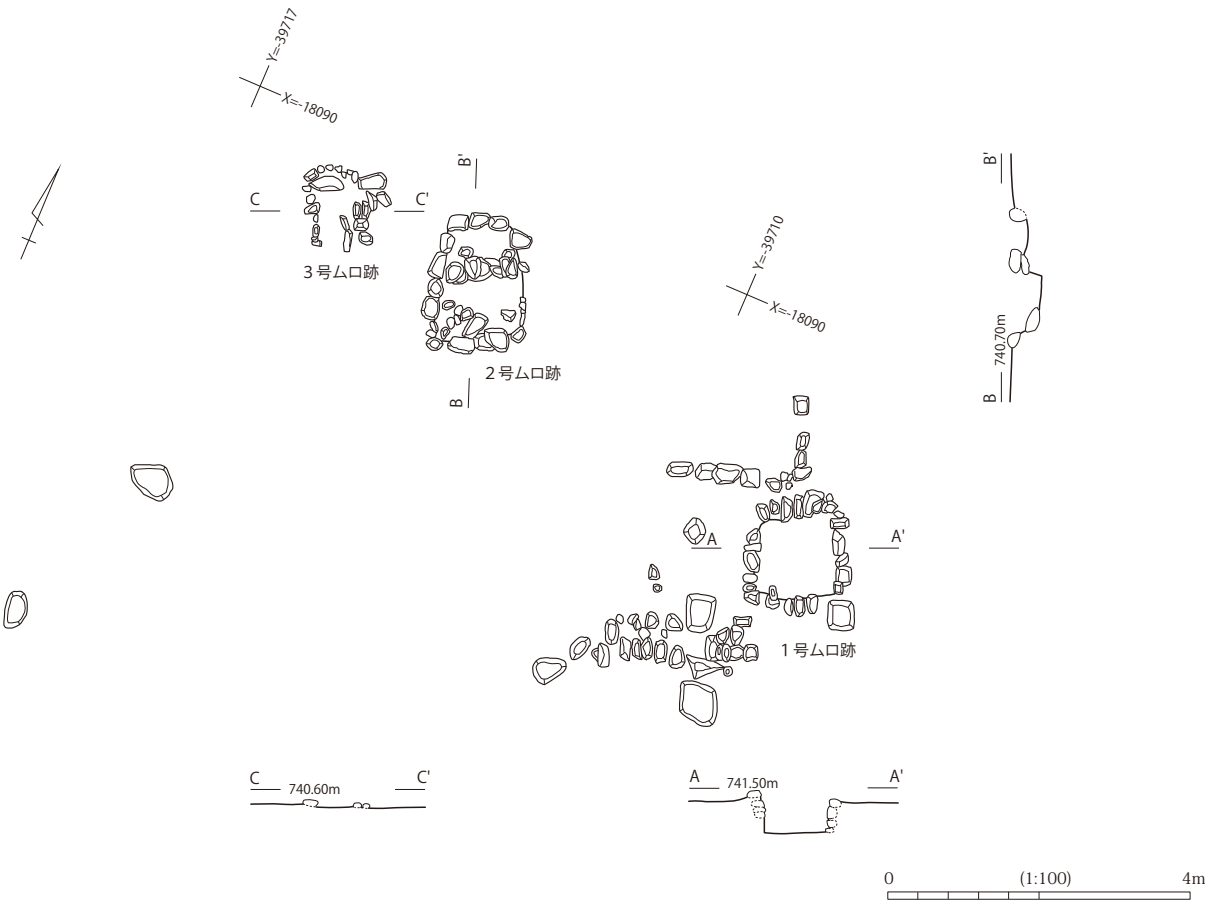

第 71 図　5 号建物跡

現況は畑であったため、土層確認のためのトレンチ調査を行った。その結果、耕土が約 20 ㎝堆積することや撹乱を受けて地形の改変が目立つことが判明した。こうした状況を受けて、重機で耕土や撹乱土の除去を行った。その過程で耕土直下から石列が部分的に検出され、人力による面調査に移行した。これにより方形に並ぶ石列を３箇所で確認した。いずれもⅡ層を掘り込んで構築する点からムロ跡と判断した。これらは近接した位置にあり、長軸が南北方向で一致する点から、同一の建物に伴うものと推定した。同時に１号ムロ跡に近接してムロ跡の軸方向に一致する礎石や石列が検出されたため、一括して５号建物跡として記録した。空撮･測量を行った後に、礎石状の石を１点ずつ取り外し、割栗石の残存状況を確認した。

c　遺　構（第 71 図　巻頭 PL4　PL8）

整地面の状況：本建物跡は耕土直下で検出したが、上部の撹乱が目立つため、整地面は確認できなかった。

礎　石：３点を検出した。いずれも長軸 40 ㎝程の大きさで堀方は認められない。周囲の土層は撹乱を受けていたものの、礎石１と２の間隔は約 182 ㎝で、柱の設置間隔（１間）に近い状況を示していた。このことから、建物跡が存在していた可能性が考えられる。

ムロ跡：３箇所で検出した（第 71 図　PL8）。

１号ムロ跡：平面形は長方形で、長軸方位はＮ 24°Ｗである。規模は内法で長軸 100 ㎝、短軸 90 ㎝、深さ 60 ㎝を測る。石積みは４段を基本にするが、乱れた部分が多い。底面に硬化面はない。

２号ムロ跡：平面形は長方形で、長軸方位はＮ 24°Ｗである。規模は内法で長軸 90 ㎝、短軸 70 ㎝、深さ 40 ㎝を測る。削平が激しく、石垣は２段しか残存しない。北側の石列が２列検出されており、階段が存在した可能性もある。

３号ムロ跡：平面形は長方形で、長軸方位はＮ 24°Ｗである。規模は内法で長軸 60 ㎝、短軸 50 ㎝、削

平が激しく底面部のみが残存する。

d　遺　物（第 91 図　一覧表は別添 CD）

上記遺構に直接伴う遺物は出土していない。周辺の検出中に出土した遺物の時期は明治時代以降を主体としており、現代のゴミも多く含まれていた。

やきもの：いずれも 19 世紀代の在地産と推測される。

e　所　見

本建物跡は部分的な調査にとどまり、遺構の規模・性格等を明らかにすることはできなかった。また、土層の堆積状況や出土遺物の時期から、本遺構が江戸時代までさかのぼるかどうかは判断できなかった。

註

註 15：以下「　」内は現存建物（第 36 図）の記載に基づく部屋名である。
註 16：高遠焼の研究家である前林政行氏からご教示を頂いた（前林 1994）。
註 17：以下「　」内は現存建物（第 42 図）の記載に基づく部屋名である。

4　Ⅴ区の調査

（1）概　要（第 47 図）

a　調査の課題

本区画は若宮地区の中でも東側の武家屋敷区画の中央部に立地している。現況は道路（通称若宮小路）である。江戸時代に記された多くの絵図では、一貫して若宮武家屋敷区画の中央道路として描かれ、その両側に武家屋敷区画が配置されていたことが判明している。このため、現道路下から江戸時代の道が検出されるかどうかが調査の課題となった。なおⅤ区では「若宮小路」から西側の高砂橋方面に続く道も調査対象となったが、ここには水道管の本管が埋設されているため、本体工事開始後に立会い調査を行う予定である。

b　調査過程

重機で「若宮小路」のアスファルトと砂利層を取り除き、人力による精査を行った。現道中央部は、水道管等の敷設で撹乱を受けており、面的調査は不能と判断した。一方で現道東側面は、砂利層を取り除いた所で石垣を検出し、面的精査を実施した。しかし現道西側面は、旧馬島家との敷地境にあたり、コンクリート塀や植樹による撹乱が激しく、遺構は検出されなかった。

第 72 図　旧高遠町の商店名が入ったやきもの

第 73 図　高遠焼製糸栗鍋を重ねた石垣

（２）検出された遺構と遺物

ａ　遺　構

石垣跡（第 47 図　PL8）：現道路の東側面で延長 18 ｍの範囲で確認した。石垣跡の両端は調査区外に延びており、実際の石垣の総延長は「若宮小路」の長さ（約 70 ｍ）になると推測される。石積みは高さ 40 ～ 50 ㎝程度残存しており、平均４段である。石垣の最下段には 30 ㎝程の大きさの「根石」が部分的に存在する。上部の石積みは不規則で、石積みの裏には割栗石が充填されていた。

ｄ　遺　物

割栗石の中から明治時代以降の焼き物片が一定量出土した。

ｅ　所　見

本石垣跡の構築時期は出土遺物の時期から明治時代以降と判明した。また、聞き取り調査により舗装時期は昭和 30 年代以降であり、それ以前には石垣が露出していたことも判明した。本地区では江戸時代の遺構は検出されなかったが、明治～昭和時代における「若宮小路」の変遷過程を明らかにすることができた。

５　18 世紀以前の遺物

（１）19 世紀前半をさかのぼる資料

今回の調査区内では 19 世紀前半代までさかのぼる整地面を２面検出したが、18 世紀以前にさかのぼる遺構や整地面を検出することができなかった。唯一、１号建物跡の庭で、若宮小路と平行に走る古い石垣を部分的に検出したが、解体調査が困難であったため、構築時期を解明できなかった。しかし 17 ～ 18 世紀代の遺物は地区全体の整地層内で混入品として含まれており、本地区において 18 世紀以前に屋敷区画が存在した可能性は十分ある。

（２）17・18 世紀代の遺物（第 91･92 図　一覧表は別添 CD）

出土遺物全体から抽出した資料は 32 点である。いずれも、第１･第２整地層中から破片で出土しており、混入品と考えられる。以下、主な資料を地区毎に紹介する。

Ⅰ　　区：1 は瀬戸美濃産の菊花皿で 18 世紀前半、2 は在地の灯明皿で 18 世紀代。

Ⅱ・Ⅲ区：1 は伊万里焼の碗で 17 世紀末～ 18 世紀末、2･3 は唐津の碗で 18 世紀代、12 は伊万里の鉢で、17 世紀末～ 18 世紀末。

Ⅳ区第１整地層：1 は伊万里焼の碗で 17 世紀前半、4 は伊万里焼の皿で 17 世紀前半。

Ⅳ区第２整地層：1 は唐津焼の碗で 17 世紀前半、2 は瀬戸美濃産の輪禿皿で 17 世紀前半。

６　19 世紀後半以降の遺物

今回の調査では、19 世紀前半代の遺構確認が主な調査課題となった。しかし、いずれの施設も何らかの形で現在まで使用され続けてきており、少しずつ手直しされた痕跡が確認できた。そのため、この時代に伴う遺物も多数出土している。明確な使用時期が不明なものが多いが、特に高遠町に由来する遺物と、戦前の工業製品や道具と考えられるものに絞り報告する。

（１）日常生活用具

商店名の入った陶磁器（第 72 図）：調査区全体で出土した。明治時代以降の所産である。町内の商店街では自分の店の名前を印刷したやきものを景品として配ることもあったようだ。高遠町歴史博物館には町の商店街をたどる古い双六も保管されている。交通網が整備されていない時代、日常の買い物は地元の商店街に依拠していたと考えられ、経済圏の中心が町内に存在していたことは想像にかたくない。高遠町における商業の歴史を知る資料といえる。

ガラス製品（第 93 図　巻頭 PL8）：調査区全体で出土している。明治時代以降の所産である。ガラスの透明度が悪いもの、気泡が多く入るもの、形にゆがみがあるもの、厚さが不均一なもの等、特徴的な資料を掲載する（註 18）。

4 は底に「丹平」と記されていた。丹平社は明治 27（1894）年に設立し、現在に至る製薬会社である。当資料の年代は不明である。6 ～ 9 は化粧ビンで、特に 6 は明治 42（1909）年発売の「レートクリーム」の瓶と類似する。11 は牛乳瓶である。1 号建物跡の庭部で表採した。栓の部分に金具が付くタイプで、胴部には東京の「芝区琴平町中村牛乳店」と記されている。日本で牛乳が飲まれ始めたのは明治時代で、最初は量り売りが行われていたが、明治中期頃から衛生的なガラス瓶が使用され始め、明治 33（1900）年『飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律・規則』により牛乳ガラス瓶が義務付けられ、栓の部分に金具の付くビンとなった。本遺跡出土のビンはこれに該当する。牛乳瓶の蓋が王冠になるのは大正末頃であり、本資料はそれ以前のものと考えられる。12 はインク瓶で底に「SIMCO」と記される。本資料は、胴部が丸く、器高が低く、口が広いのが特徴である。インク瓶は明治 31（1898）年から国産製品が登場し、公文書にはインク使用が認められたのは明治 41（1908）年とされている。

13 はビー玉である。球形でなく歪みが目立つ。熱した状態でカットした際の傷が残る。14 ～ 18 はオハジキで、いずれも歪みや厚さが不均一な部分がある。形状は 4 種類に分かれる。14 は、表面中央に熱した状態でカットしたときの傷が残るもの。15 は片面の中央にクボミがあるもの。16･17 はいわゆるジャンケンオハジキで、片面にグー・チョキ・パーがプレス加工で刻まれる。18 は片面が平らで、片面が盛り上がる。19 は石蹴りである。片面に模様がプレス加工で刻まれている。

染付草木花文角型便器（第 94 図）：2 号建物跡で検出した 1 号便所跡の右側大甕内（第 86 図 15）から割れた状態で出土。接合により完形品となった。19 世紀後半の所産で、瀬戸で生産され、広く流通したものである。粘土板を押し延ばした「タタラ」を組み合わせる技法で作られる。1 号便所跡を、明治時代以降に使用した際の遺物と考えられる。

（2）整地用具および生産用具

高遠焼の製糸鍋（第 94 図）：Ⅳ区の表採品である。形状からみて高遠焼の丸千組窯で焼成された可能性が高い。製糸鍋とⅣ区との関連については不明である。丸千組は明治後半から昭和の 30 年代頃まで操業した窯で、鉾持神社の近くに九連の登り窯を有し、主に製糸鍋を生産した。製糸業が盛んな頃は工員も 100 名を数えたと言われ、製品は杖突街道を越えて諏訪や茅野へ運ばれていった。しかし戦後の製糸業の衰退と連動して昭和 30 年代頃に操業を終了した。高遠焼の製糸鍋は、町の地場産業として窯業生産が存在した証拠であり、長野県における製糸産業の盛衰を物語る地域史の資料として貴重である。現在、窯の跡地は住宅地に変化しているが、近くの畑では、製糸鍋が石垣代わりに積まれており、往時をしのばせる（第 73 図）。

胴突石（第 95 図）：1 号建物跡にともなう庭の部斜面で、上半部を露出した状態でみつかった。整地作業の際、おもりの周囲にヒモを付け、数人で持ち上げて落下させて地固めをする道具である。本資料は石製で球状を呈し、最大径の部分に溝を掘って針金を巻き、さらに、ヒモを結び付ける針金を 4 箇所に付ける。

聞き取り調査によれば、戦前の整地作業はこのような道具を用いていたが、昭和 30 年代以降は機械のランマーに取って代わられたとのことであった。針金が巻いてあるため近代以降の所産と考えられるが、人力によって整地が行われたことを示す貴重な資料として報告する。

註

註 18：ガラス製品については尚美学園大学の櫻井準也氏から御教示をいただいたが、文責は編集担当にある。（櫻井 2006）

第３節　若宮武家屋敷区画の考古学的な検討

１　調査区全域に共通する考古学的な成果

前節では、各武家屋敷区画で検出された建物跡とその付属施設、庭跡について個別に報告を行ってきた。その中で、各区画に共通する発掘成果を要約すると、以下の通りである。

①　現存建物に利用されていた礎石や整地面の構築が、19 世紀前半にさかのぼる可能性が高い点。

②　その多くが、『御家中武家屋舗絵図』に描かれた各家の間取り図とほぼ一致した点。

③　各建物跡から現存建物へ礎石等が継承される間に、多くの改装・改築・増築痕跡が認められた点。

④　各家の儀礼・習俗に関する資料、特にエナ埋納に関わる資料を得ることができた点。

ここでは、これらの共通点を検討の切り口として、考古学の立場から調査区全域を俯瞰していくこととする。特に、①・②から、調査区全体の遺構群について、19 世紀前半代を定点として相互比較し、総合的に検討することが可能となった。そのため、この時期に焦点を絞って各区画間に認められた共通性と差異を最初にまとめておく。また、③については、考古学的に確認できた代表的な事例（第 1 号建物跡とその庭）を取り上げて、第Ⅳ章の成果と課題につなげたい。

最後に、絵図や公文書には記載されにくい④については、発見された遺構から各家の特徴と共通性を探っていく。

２　19 世紀前半代における若宮武家屋敷について

（1）19 世紀前半代の屋敷地区画

19 世紀前半代の屋敷地再整備

各地区とも、第 1 整地層から出土した遺物は 18 世紀末～ 19 世紀前半にほぼ限定できた。これらの遺物が古い時代の混入品である可能性も想定できる。しかし、第 1 整地面（第 1 整地層上面）の礎石配列が、『御家中屋舗絵図』（天保年間作図）にある各家の間取りとほぼ同じである点を考慮すると、各区画の整地は 19 世紀前半代に集中的に行われたと考えてよいであろう。

絵図によれば、この地区での武家屋敷区画の成立はさらに古くさかのぼる。また、出土遺物にも 17 ～ 18 世紀に比定される破片資料が認められる。しかし、これらの遺物は全て 19 世紀代以降の遺物と混在した状況を示しており、確実に 17 ～ 18 世紀にさかのぼると断定できた遺構は皆無であった。

このことは、19 世紀前半代に行われた整地が、地区の広範囲にわたって切り土・盛土して、それ以前の痕跡を消してしまうほど、大がかりな事業であったことを示しているのかも知れない。

屋敷地割の確定

一方、19 世紀半ば以降、現存建物に至るまでの 200 年弱の間、第 1 整地面と礎石は踏襲されていることが明らかとなった。このことは、19 世紀前半代の再整備事業が長期使用に耐えられる盤石な地業であったことを物語っている。そして、踏襲していることを裏返せば、現代に続く敷地の区割りや規模が、19 世紀前半代にほぼ確定したことを示している。このことは、検出された 1 ～ 5 号建物跡、および各建物に伴う敷地内の庭・井戸などの配置から検証することができた。

地形による制約

では、この区画や規模はどのような要因で確定したのであろうか。一つには地形による制約があったことがわかる。例えば、藤沢川に向かって低位段丘が張り出す 1 号建物跡側では、比較的広い平坦部の確保

が可能である。一方、これより西に向かうにしたがって、平坦部は狭くなり傾斜がかかってくる。地形による制約は、遺構が明確ではない 18 世紀以前にも共通する点であろうが、19 世紀代には、Ⅳ区でみられたように、比較的大規模な切り土・盛土地業がなされ平坦部が造成されている。それでもⅣ区の２号建物跡→３号建物跡へと順次、平坦部が確保できずに建物・敷地面積ともに狭くなっている。

道を基準にした区画

各区画の地割は、18 世紀以前から存在していたであろう道にも制約されていたとみられる。残念ながら、道の調査は若宮小路で明治時代にさかのぼる石垣を検出したにとどまり（PL8）、19 世紀前半代の道は確認できなかった。しかし、敷地の状況などから、Ⅰ～Ⅲ区は若宮小路を基準に、Ⅳ区は高砂橋から自分坂までの道を基準にして屋敷割が配置されたことが推定できる。

礎石配列から推定される各敷地の門（入口）は、１号建物跡、２号建物跡、３号建物跡が高砂橋から自分坂に通じる道に面していたと推測できる。これは現在の状況と一致するばかりでなく、万延元年（1860）以降の屋敷割を示す『高遠城図』とも一致する。これに対して１号建物跡庭部で検出されたスロープ状遺構の位置から推測すると、１号建物跡以前の入口は若宮小路側を向いていたと考えられる。これは『馬嶋家由緒書』に書かれた天保 15（1844）年の記述と一致しており興味深い（第２章第２節１）。

いずれにせよ、19 世紀前半代の再整備事業は、地形による制約と既存の道（あるいは既存の区画）にある程度の制約を受けながら、実施されたことがわかる。

（２）　敷地・建物等の遺構にあらわれた差異について（第３表）

ここでは、絵図や現存建物・敷地で確認できる情報以外に、発掘調査によって明らかになった部分を中心にみていきたい。

はじめに若宮地区全体について触れておく。この地区は、高遠城周辺に広がる武家屋敷区画の立地からみて、あまり良い立地条件とは言えない。泰平の世になっていたとは言え、若宮地区は城郭施設や他の武家屋敷区画よりも一段低い段丘上に位置している。また、町人区画に近接し、武家屋敷区画の中では最も端に位置するなど、城の東側に広がる武家屋敷区画に比べ立地条件は良くない場所といえる（第４図）。

以下、若宮武家屋敷区画内について、１・２・３・５号建物跡とその敷地を比較していくこととする。

各敷地の立地条件

この４軒を町人区画に近く、武家屋敷の端部にあたる方から並べると５→３→２→１号建物跡となる。また、周囲にも比較的広い平坦部のある１号建物跡側と比べて、２・３・５号は平坦部が徐々に少なくなり、３・５号建物跡では建物部も傾斜地になっている。また、２・３・５号の敷地では、南側に山が迫り日照時間が短く、精神的な圧迫感があるなど、宅地としての条件が劣っている。先述したように、地形的な制約から平坦部が最も多く、日当たりがよいのは１号建物跡である。

敷地面積の差

現況で各建物跡に伴う総敷地面積は、１号建物跡約 900 ㎡、２号建物跡約 360 ㎡、３号建物跡約 270 ㎡、５号建物跡は不明である。検出された遺構の配置などからみると、この敷地面積の比率は 19 世紀前半代も大きく変わっていないものと考えられる。

礎石を設置する整地面地業の差

建物跡により硬化面の種類と面積に差があることが判明した。

１号建物跡では、床面全体にタタキ（三和土）技法を用い、コンクリートのように硬化させている。この建物跡は他に比べて床面積が広く、上記の特殊な造作法が広範囲におよんでいる。これに対し、２号・３号建物跡では、「土間」だけを叩き締めて硬化面を造作しただけにとどまる。

このほか、礎石上面の標高を計測することで、各建物跡における整地面の高低差が判明した。

第３表　若宮武家屋敷区画内にみられる差異一覧表

調査建物	２号建物跡	１号建物跡			３号建物跡					５号建物跡
藩士名	小松純八	馬嶋柳軒	立石 與五右衛門	奥谷 源左衛門	根本 伝左衛門	松井周蔵	北原六郎治	安田新兵衛	柿木三十郎	
役職名	御番方	御医師	御中小性	御供番	御供番	御供番	御供番	御供番	御供番	
名簿順位	74	98	143	162	163	164	177	180	188	
立地場所	細長い段丘部	広い段丘部	広い段丘部	広い段丘部	細長い段丘部	広い段丘部	広い段丘部	広い段丘部	広い段丘部	細長い段丘部
自分坂から	１軒目	西列１軒目	東列１軒目	西列３軒目	２軒目	東列３軒目	西列２軒目	西列４軒目	東列２軒目	３軒目
日当たり	普通	良好	良好	良好	普通	良好	良好	良好	良好	普通
敷地平坦部	広い	広い			狭い					
敷地面積	360 ㎡	約 900 ㎡			約 270 ㎡					
建物床面積	約 140 ㎡	約 215 ㎡	約 102 ㎡	約 132 ㎡	約 98 ㎡	約 139 ㎡	約 132 ㎡	約 122 ㎡	約 99 ㎡	
庭面積	約 30 ㎡	約 350 ㎡			不明					
築山	小規模	大規模			なし					
整地面	土間硬化面	三和土タタキ			土間硬化面					
礎石設置	掘方・割栗石	掘方・割栗石			地面に直置					
式台	あり	あり	なし	なし	なし	なし	なし	なし	あり	

若宮における藩士の居住位置は、万延元年（1860 ～）以降の『高遠城図』（第５図ｅ）による。１～３号建物跡との間取図の比較は、天保年間（1830 ～ 1843）の『御家中屋舗絵図』による。役職名・名簿順位は天保８年（1837）の『高遠藩諸士席順』（別添 CD）による。一覧表中の建物床面積は『御家中屋舗絵図』を基にしている。

１号建物跡は、礎石上面の平均標高が 741.73m。最高は 741.8m、最低は 741.68m で、高低差は± 12 ㎝を測る。２号建物跡は、礎石上面の平均標高が 742.23m。最高は 742.39m、最低は 742.04m で、高低差は± 35 ㎝を測る。標高の高い礎石は建物の東側に、低い礎石は西側にまとまる傾向がある。３号建物跡は、礎石上面の平均標高が 741.875m。最高は 742.10m、最低は 741.46m で、高低差は± 64 ㎝。標高の高い礎石は建物の東側に、低い礎石は西側にまとまる傾向がある。

上記により各建物跡の整地面は、１→２→３号建物跡の順で傾斜が大きくなることが判明した。

礎石の規模と設置法の差

１～３号建物跡においては、礎石の規模と設置法にも差異が認められた。

まず本遺跡で認められた礎石の設置法を分類し、これに基づいて各建物跡を比較したい。

礎石設置法は以下の３種類とする。

Ⅰ：整地面を掘りくぼめて割栗石を並べ、その上に礎石を固定する。礎石の上半が整地面に露出する。

Ⅱ：整地面を掘りくぼめるが割栗石を入れない。礎石の上半分が整地面に露出する。

Ⅲ：整地面にそのまま設置する。

割栗石の敷設法は以下の３種類とする。

ａ：円形に並べる。ｂ：部分的に数箇所置く。ｃ：円形に並ぶ割栗石の上に玉砂利を敷く。

１号建物跡はⅠａが３点、Ⅰｂが７点、Ⅰｃが７点、Ⅱが６点、Ⅲが０点であった。この中でⅠｃは昭和 30 年代に「かみざしき」の南東面に廊下を追加した場所で集中して検出されており、昭和期の敷設方法と考えたい。これを除外すると、本建物跡の礎石は掘方に割栗石を置いて敷設したと考えられる。

２号建物跡はⅠａが 15 点、Ⅰｂが１２点、Ⅱが７点、Ⅲが７点であった。この中でⅢは掘りコタツの基礎（11）、イロリの基礎（35）、束柱？（28）、明治期の味噌部屋改築部分（45・46・47）で確認されており、建物の通し柱にはほとんど使用されていない。本建物の礎石は掘方に割栗石を置いて敷設したと考えられる。また割栗石の敷設法にⅠａが多いのも本建物跡の特徴である。

３号建物跡はⅠが０点、Ⅱが１点、Ⅲが 15 点となり、基本的に掘方も割栗石もほとんどなく礎石を設置しただけであったことが判明した。

４号建物跡は任意に設定した建物跡であるため傾向は出ないが、Ⅳ区第２整地面全体の礎石でみると、Ⅰａが５点、Ⅱが１点、Ⅲが 13 点であった。第２整地面では複数の建物跡の礎石が混在すると考えられるが、掘方も割栗石もほとんどなく礎石を設置しただけの例が多いことが判明した。

上記の傾向をまとめると、１・２号→３号の順で、礎石の設置法が単純化することが判明した。

一方、礎石の大きさの平均を比べると１号建物跡は 43.7 ㎝。２号建物跡は 45.5 ㎝。３号建物跡は 46 ㎝、Ⅳ区第２整地面は 44 ㎝と、礎石の大きさは各建物跡、整地面で大きな差がなく。今回の調査区では武家屋敷の建設に必要な礎石の大きさは、基本的に変化しないことも判明した。

庭にみられる差

１・２・３号建物跡では接客部屋から見える空間に庭が作られることが確認された。

１号建物跡は約 350 ㎡の空間に築山を造り、庭石を並べている（第 56 図）。庭石は「かみのま」からみた時に最も立体的にみえるように配置されている。盛土から出土する遺物の時期からみて、築山の造作は 19 世紀末までに完了していると思われる。

２号建物跡は約 30 ㎡の狭い空間に築山を造り庭石を並べている（第 64 図）。庭石は１号建物跡ほど視点を意識して配置されていないが、「座敷」から見える場所に配置している。盛土からほとんど遺物が出土しないが、明治期の遺物が出土しないので、幕末までには完了したと思われる。

３号建物跡は、敷地境が不明瞭で庭の面積は確認できない。庭石のみが確認されている（PL7）。「座敷」からみえる場所に配置する。築山は造られていない。庭部分の敷地は平坦でなく既に西側に向けて傾斜する場所となっている。時期の分かる遺物は出土していない。

上記の傾向をまとめると、庭の面積・立地条件は１号→２号→３号の順で低くなり、差異が認められる。これは３軒の敷地総面積とも比例しており、決して敷地面積が狭い場所に広い庭は作られていない。

以上、武家屋敷の宅地条件、敷地の面積、建物の構造、庭の規模等の差異は屋敷間で部分的に逆転することはなく、明確な差異として存在することが判明した。その要因については、第Ⅴ章において建築・文献などの成果と合わせて検討を加えていきたい。

（３）　改装・改築・増築の痕跡

19 世紀前半代に造作された建物基礎は、その後、現存建物にまで継続的に使用されてきた。一方、文献資料や伝承によると、各家々では時代に合わせた改装・改築・増築が重ねられてきたようである。これらの痕跡の一部は、整地面下に遺構として残存していた。

痕跡が多く認められたのは、第１号建物跡とその敷地である。この区画は絵図・文献資料、聞き取り調査、現存建物に対する建築学調査がなされている。ここでは発掘で確認できた増改築の痕跡についてあらためて報告し、各区画に対する変遷と考古学以外の資料・成果との照合については、第Ⅳ章で検討することとする。

１号建物跡

建物跡全体については、『御家中屋舗絵図』の「馬嶋柳軒」宅では２軒に分離したような特殊な描かれ方がされていたが、建物全体の整地面にタタキによる硬化面が広がっていた。また礎石の設置法も棟の東半分・西半分で差異はなく分離できる根拠はなかった。次に検出された施設・構造を古い方から並べると、まず１号埋設容器が建物の建築前に埋められる。その後、タタキによる硬化面が作られ、礎石が設置される。続いて建物建築時の古い「土間」部分の下に２・３号埋設容器が埋められる。その後「土間」部分は底上げされ、改築後の新しい「土間」となる。ここまでの改築・埋設は第一整地層の出土遺物より、19 世紀中頃までに行われたと考えられる。続いて１号ムロ跡が明治時代以降に設置される。最後に縁側・台所・風呂・トイレが昭和時代に改築される（礎石やコンクリートの敷設状況、聞き取り調査等による）。一方、「流シ間」で検出された２号ムロ跡は遺物が出土せず時期不明であるが、本建物の礎石を基準に作られており、建築当初から存在した可能性もある。

１号建物跡の庭

遺構として確認されたものを古い方から並べると、若宮小路との境の石垣→土管の敷設→スロープ状遺構→築山の造成→１号土坑（池）→築山手前の飛石となる。築山の盛土中から 18 世紀末～ 19 世紀前葉の遺物が主体的に出土することから、築山の造成は 19 世紀中葉までに完成したと考えられる。また、明治末期（1910 年代）頃の写真（第 59 図）の庭の様相から、明治期までは庭の築山は石を主体とした景観であったが、その後の植樹で、現在の植物を主体とした景観に変化したことが明らかとなった。

２号建物跡

建物全体については、『御家中屋舗絵図』の「小松純八」宅と基本的な礎石の配列はほぼ同じである。明確な改築は「便所跡」と「味噌部屋」とムロ跡に確認できた。まず３号便所跡は、現在の整地面下で検出され、建物跡の範囲内に位置するのに対し、２号便所跡は整地面上に露出し、建物跡の外側に張り出すように位置していた。このことから３号便所跡が２号建物跡建築時の便所と判断した。また、２号便所跡への改築の時期は、明治９年以降と考える。これは３号便所跡に近接して集中出土した銭貨が便所建て替え時の何らかの儀礼に伴う奉納と考えられる点、銭貨の中に明治９（1876）年の「一銭」が含まれる点から推測した。つぎに「味噌部屋」については、明治時代に部屋を拡張したことが判明した。これは発掘で味噌部屋内に現存建物と対応しない礎石（48）が検出されたこと。味噌部屋の北西面の礎石（45・46･47）が掘方を持たず、２号建物跡の他の礎石の設置状況と異なること。『御家中屋舗絵図』内にある「小松純八」宅の絵図と現存建物の間取を比較したところ、後者の間取のほうが大きいこと、などを根拠とした。また、「味噌部屋」内で検出されたムロ跡は、「 小松純八 」宅の間取図と照合すると出入口が部屋内に確保できない点から明治時代に部屋を拡張した時に作られたと考えた。

一方、イロリとコタツについては現存建物にともなう構造と判明したが、遺構内から構築時期を示すものが確認できない点から「小松純八」宅の建築時にさかのぼる構造かどうかは判断できなかった。

２号建物跡の庭

建物東側の庭部斜面と溝については、出土遺物から第一整地層造成後の構造とまでは判断できるが、２号建物跡と同時に造成されたかは確認できない。一方、建物跡南側石垣は、斜面の切り土造成後に土留めのために構築されたことが容易に推測できる。裏込石からの出土遺物は明治以降の染付磁器が圧倒的に多いが、当該斜面は江戸時代にも土留め施設が存在しないと、常に崩落の恐れがある場所である。この点から考えると石垣は江戸時代に造作され、明治期に積みなおした可能性もある。

３号建物跡

建物全体については、『御家中屋舗絵図』の「根本伝左衛門」宅と基本的な礎石配列がほぼ同じである。明確な改築は南東隅の「物置」と「茶之間」下の２号ムロ跡、「便所跡」と西側「縁側」、等に確認できた。いずれも、出土遺物やコンクリートの使用状況から、明治以降の改築によるものと考えられる。特に便所跡は木の桶の便槽の外側にコンクリートの便槽を構築しており、古い便所の外側に改築するという点では２号建物跡と同様の変遷が認められた。また、イロリとコタツも現存建物にともなう構造と判明したが、遺構内から構築時期を示すものが確認できない点から「根本伝左衛門」宅の建築時にさかのぼる構造かどうかは判断できなかった。

（４）　建物床下で発見された儀礼的痕跡について

今回の調査では建物跡において意図的に埋設された容器や、銭の集中出土など、興味深い遺構も検出されている。伴出遺物からいずれも 19 世紀以降の事例と考えられる。

「土間」下に埋設された容器

３軒のお宅から４例見つかった。いずれの容器も建物跡の「土間」下に埋設される点で共通するが、埋設地点と方法、使用する容器には相違点も認められた。

1号建物跡の２・３号埋設容器と、２号建物跡の埋設容器は、「土間」から部屋への上り口付近に位置するが、３号建物跡は土間の中央部やや右寄りに位置する。

1号建物跡の２号埋設容器では、容器の上面に石を置き、その両側に徳利が置かれていた。一方、２号建物跡の埋設容器上部には石だけが置かれていた。また、１号建物跡の３号埋設容器と、３号建物跡の埋設容器は、容器だけが埋設されていた。

1号建物跡の２・３号埋設容器では、共に木箱（風化が激しく材質は不明）が使われ、２号建物跡は蓋をした行平鍋（第85図9）、３号建物跡は鉢（第90図6）である。

容器の埋設行為については、東京における江戸時代の屋敷地などの調査において類似例が認められ、エナ埋納儀礼に伴う容器と考えられている。本遺跡の事例も類似した行為の所産である可能性が高い（追川2002）。一方、本遺跡における４例には多様性も認められる。各建物跡における埋設法のバラエティーが何に起因するのか、家ごとの伝承の違い、格式の違い、経済的な問題など、いくつかの要因が挙げられるものの、明確な答えを出すことができない。今後の資料蓄積を待って、埋納法の多様性について検討したい。

「いま」下に埋設された容器

1号建物跡の「いま」のタタキ下から、灯明皿に１ツマミのモミを入れ、口縁部を２枚合わせて埋納した事例が見つかった（第50図　PL2　第75図14･15）。土器を合わせ口にして埋納する例は全国でも知られており、地鎮行為との関連性が指摘されている（追川2002）。この埋設容器については、出土した位置から建物に対する地鎮ではなく、敷地全体に対する地鎮の可能性も指摘しておきたい。

便所前の第一整地面上における銭の集中出土

３号便所跡では、便所の約70㎝部屋寄りの整地面上で10枚の銭がまとまって発見された。これらの銭貨は埋納されず、地面にまとめて置かれたものと考えられる（第88図21～30　PL11）。

類例は整地層中の「撒銭」や（橋口2001）、便所神様の祭祀（新谷1999）などにみられる。また、地元の人から口頭で、伊那地域には便所を廃棄するときに便槽に銭を入れる習俗があることを御教示いただいた。２号建物跡では、３号便所跡から２号便所跡への作り替えが行われており、集中出土した銭貨は、３号便所の廃棄、もしくは２号便所跡への作り替えにともなう儀礼にともなう可能性を考えたい。時期は、銭貨の中に明治９年の「一銭」が含まれる点から、明治９（1876）年以降とみられる。

第Ⅳ章　成果と課題

－考古・建築・文献資料・伝承の相互比較より－

今回の発掘調査では、若宮武家屋敷区画の造成が 19 世紀前半代に行われたことが判明し、その間取りが、天保年間に記録された『御家中屋舗絵図』と類似することを確認した。さらに、現存建物と庭における増改築の歴史、文献記録には明記されにくいエナ埋納儀礼の痕跡などを確認した。

一方、伊那市には高遠藩に関する多くの絵図や文書が残されている。また、若宮地区では建築学による現存建物の調査が実施されている。さらに、今回現存建物に居住していた方や周辺の住民からいくつかの伝承を伺い、古い写真類も確認することができた。このように、本遺跡では考古学による調査所見以外に、建築学、文献史学、聞き取り調査などから豊富な情報を得ることができた。ここでは、これらの情報を遺構単位に、年代を追って相互比較できるように示し（第４～６表）、各分野の情報との一致点、相違点を検討し、まとめとしたい。

第１節　若宮武家屋敷地の成立と変遷

１　若宮武家屋敷地全体について

若宮武家屋敷区画の成立

高遠城周辺を描いた絵図をみると、若宮地区は正保年間（1644-47）の『信州高遠城之絵図』以降、19 世紀代に至るまで、一貫して武家屋敷区画が描かれている（第Ⅱ章第１節２　第５図）。今回の発掘調査では、各地区で 17 ～ 18 世紀の陶磁器片が出土している。ただし、これらはすべて 19 世紀以降の遺物と混在しており、18 世紀以前に限定できる包含層や整地層は存在しなかった。また、この時期に限定できる遺構も皆無であった。そのため、考古学の側から 18 世紀以前の若宮地区の土地利用について言及することはできない。

この時期の遺構・遺物が見つからない理由としては、19 世紀前半代の切り土・盛土事業が地山まで達しており、古い時期の遺構を壊してしまった可能性が指摘できる。また、屋敷地は藩からの支給品であり、家臣が入れ替わるにあたって敷地が清掃され、18 世紀以前の遺物がみつからないという可能性もある（註 19）。あるいは、絵図上に区画は記載されたとしても、建物等の施設が実際には存在しなかった場合も想定する必要があろう。

現道下の調査では、撹乱によって 19 世紀以前の道の痕跡を確認することはできなかった。しかし、各家の入口の位置から、19 世紀前半代の地割が若宮小路・高砂橋～自分坂の道を基準としていることを指摘した（第Ⅲ章第３節 2）。若宮小路は 17 世紀中葉の『信州高遠城之絵図』にも記載されており、18 世紀以前に建物の有無はともかくとして、地割が成立していたことは確かであろう。今後、あらゆる角度から若宮武家屋敷区画の成立を検討する必要がある。

19 世紀前半代の再整備事業

調査対象となった地区全ての屋敷区画で、その整地面・整地層から出土した遺物は 18 世紀末～ 19 世紀前半代を中心としていた。このことから、各区画の整地が行われ、建物が建てられた時期は、ほぼ 19 世紀前半代におさまると考えられる。さらに、この時期に行われた造成が基盤となって、現在まで区画や建物基礎が踏襲されてきたことも明らかになった。この点は、今回の発掘における大きな成果と言えよう。

19 世紀前半代に集中的に、広範囲にわたる（再）開発が行われたとした場合、高遠藩の御家事情が大きく係わっていたことが考えられる。さらには、この時代の全国的な政治・経済情勢なども考慮する必要があろう。なぜ、この地区の（再）開発が 19 世紀前半代に行われたのか、文献資料等へ問いかけを戻したい。

19 世紀前半代に頻繁に行われた整備事業

ただし、19 世紀前半代の整備事業が 1 度に集中的に行われたものでないことも判明した。例えば、1 号建物跡とその敷地では、庭における高遠焼土管の配管、スロープ状遺構（入口施設）の設置、さらに入口変更と築山の造成等への変遷が、すべて 19 世紀前半代におさまる。また、Ⅳ区では 2 号建物跡と 4 号建物跡に伴う 2 つの整地面が重なって検出され、いずれの整地層も 19 世紀前半代の造成であった。これに対し 19 世紀後半以降、現代に至るまで大規模な造成をともなう改変は行われていない。

このように、若宮武家屋敷地区において 19 世紀前半代は激動の時代であったと言えよう。ところで、伊那市高遠町には 19 世紀代の武家屋敷区画を示したと思われる絵図が 2 種類存在する。1 枚目は文化 10 年（1813）頃の『高遠城下明細絵図』（巻頭 PL11　第 5 図 d）、2 枚目は万延元年（1860）以降の『高遠城図』（巻頭 PL12　第 5 図 e）である。両絵図を比較すると、Ⅱ・Ⅲ区の居住者は、1 枚目では「亀井五郎兵衛」、2 枚目では「馬嶋柳淵」（註 20）となる。また、Ⅳ区の居住者は、1 枚目では東部に「中伊奈栄之都」、中部～西部に「島田小十郎」。2 枚目では東部に「小松純八」、中部に「根本伝左衛門」となる。これをみると 19 世紀代のⅡ～Ⅳ区では、最低 1 回は、居住者が入れ替わっていたとみられる。

一方、発掘調査ではⅡ区で 1 号建物跡の下から古い土坑が、Ⅳ区東部で 2 号建物跡の下から 4 号建物跡が検出されている。この点からみると遺構の重複関係が、絵図にある居住者の入れ替わりに対応する可能性も考えられる。

註

註 19：松本市教育委員会の竹内靖永氏より御教示いただいた。
註 20：註 10（58 頁）

2　Ⅲ区における建物跡と庭の変遷

（1）検討資料（第 4 表）

Ⅲ区は、若宮小路からみて南西隅の屋敷地に対応し、1 号建物跡とそれに伴う庭、2 号土坑等が検出された。本区画における遺構の変遷を検討する資料としては、発掘による調査成果（第Ⅲ章第 2 節 2）のほかに、現存建物の調査成果（第Ⅱ章第 2 節 1）、絵図（『高遠城図』万延元年（1860）以降：高遠城絵図等資料一覧表番号 24 －以下絵図番号○と表示－・『高遠城下明細絵図』文化 10 年 (1813) 頃：絵図番号 28・『高遠城周辺之武家屋敷』明和 3 年以前 (～ 1766)：絵図番号 26)、文書（『馬嶋家由緒書』明治 19 年（1886)・『御家中屋舗絵図』天保年間（1830-1843)・『高遠藩諸士席順』天保 8 年（1837))、家人の証言・伝承がある。本項では発掘調査成果を軸に、これらの資料を比較検討していきたい。

（2）2 号土坑

本敷地内で検出された最も古い遺構は、2 号土坑である。これは、1 号建物跡の下層で検出され、間取りにも合わないため、1 号建物跡よりも古い建物跡に伴う施設と考えられる。ただし、19 世紀代の遺物

第４表　Ⅲ区における検出遺構・遺物と文献資料との対比

基本層序	出土遺物	１号建物跡			庭部		絵図・文書・聞き取り調査等				調査所見	
		分層	硬化面	検出遺構	段階	検出遺構	年代	出　典	Ⅱ・Ⅲ区の居住者	記載事項	建築学と文献資料から	発掘所見から
Ⅰ層	19 世紀後半以降（明治期）の染付け中心			水周りにコンクリート・縁側部の礎石		↑ 樹木の生長	平成 17（2005）年			曳移転工事		
							昭和 30（1955 ～）年代頃	聞き取り調査	7 代馬島律司	水周りのリフォーム・縁側の設置		縁側部の礎石設置方法は建物部のものと異なる。
				↑	5 段階	↑ 庭石を中心とした庭園完成	明治末期（1910 ～）頃	馬島家に残る写真（聞き取り調査）	6 代馬島利夫	写真に枯山水写る		
				1 号ムロ跡			不明	聞き取り調査	不明	何世代か前に池を作ろうとしたが止めた。庭に茶室があった（時期不明）。		
		↑ 塵堆積	↑ 上部に塵堆積進行	↓		↓	明治 10（1877）年	『馬嶋家由緒書』	5 代馬島柳一郎	土蔵を建替える		
					4 段階	1 号土坑	明治 6（1873）年	『高遠藩屋敷割第三図』	5 代馬島柳一郎	名前は南西を向く		
Ⅱ層	18 世紀後葉～19 世紀前葉の遺物中心	1 層　三和土（タタキ） 2 層　整地層（貝殻・ブロックなど混入）	上部硬化面（全面） 下部硬化面（部分）	主家の礎石 埋設容器 2・3	3 段階	↑ スロープ埋め庭に築山造成	万延 2（1861）年	『馬嶋家由緒書』	5 代馬島柳一郎	母家を新建	この段階で馬島家完成	↑
							万延元（1860）年以降	『高遠城図』	馬島柳淵（柳一郎）註 10	名前は南西を向く	↑	
							天保 15（1844）年	『馬嶋家由緒書』	5 代馬島柳一郎	門を南西側に移す		
							天保 10（1839）年	『馬嶋家由緒書』	4 代馬島柳軒	馬島柳軒死去	『御家中屋舗絵図』の製作は天保 7 ～ 10（1836 ～ 1839）年頃。絵図は馬島家建築中の状況を示す	スロープ状遺構を埋設して築山を作り、門は南西を向く
			硬化面整地前	埋設容器 1		↓	天保 8（1837）年	『高遠藩諸士席順』	馬島柳淵（柳軒）註 10			
							天保年間（1830 ～ 1843）頃	『御家中屋舗絵図』	4 代馬島柳軒	建物が 2 棟に分断されて表現	↓	↓
					2 段階	スロープ構築（石垣埋没・土管破壊）	天保 7（1836）年	『馬嶋家由緒書』	4 代馬島柳軒	殿坂から若宮に移転	馬島家西半分建築　東半分は前居住者の建物	馬島家は 1 回で建築
			下部硬化面の下	2 号土坑	1 段階	土管敷設	文政 11（1828）年	『馬嶋家由緒書』		3 代柳淵死去		スロープ状遺構が入り口部
削平？	なし					平坦な庭・石垣構築 ↓	文化 11（1814）年			高遠焼土管の生産開始		平坦な庭と若宮小路境の石垣が、どこまでさかのぼるかは不明
Ⅴ・Ⅶ層	自然堆積						文化 10（1813）年頃	『高遠城下明細絵図』	亀井五郎兵衛	名前は南東側（若宮小路）を向く		
							明和 3（1766）年以前	『高遠城周辺之武家屋敷』	牛越太郎左衛門	名前は南東（若宮小路）側を向く		
							寛永 13 ～元禄 2（1636 ～ 1689）藩主　鳥居時代	『高遠城図』	北原道竜	名前は南東（若宮小路）側を向く		
							正保年間（1644-1647）	『信州高遠城之絵図』		町割図のみ。若宮小路が描かれている。	高遠藩の武家屋敷区画の完成	

を伴っていることから、1号建物跡よりさほどさかのぼらない時期の施設とみられる。

この時期に該当する絵図・文献の記載をみると、まず『馬嶋家由緒書』には天保7（1836）年に「馬嶋柳軒」が明屋敷となっていた本区画に転居したとある。一方、馬島氏が転居する直前の、文化10（1813）年頃とされる『高遠城下明細絵図』（第5図d）では、本敷地に「亀井五郎兵衛」の名前が記されている。後述するように、1号建物跡が馬島氏の屋敷にあたるとすると、2号土坑は亀井時代に遡る可能性が考えられる。しかし、亀井氏の屋敷に対応する間取り図などが存在しないため、文化年間まで遡るのかを確定することはできない。

（3）1号建物跡

1号建物跡の建築時期と居住者について（19世紀前半代）

今回の発掘調査で、検出された第一整地層・第一整地面は、整地面を形作っているタタキ（Ⅱ - 1層）に、土質の差異や重複関係が認められず、整地層中の出土遺物も19世紀前半代を中心としたものであった。礎石についても抜き取りや移動・再設置などの痕跡はなく、配列の異なる礎石も認められなかった。礎石上面の標高差も± 12㎝におさまり、数十㎝の差が存在する2号・3号建物跡と比較すると、同一レベルを意識していることが見受けられる。また、残存する礎石はすべて現存建物でも利用されており、1号建物跡から変化した痕跡は確認できなかった。このことから、現存建物にも利用された整地面・礎石は、19世紀前半代に、1度に造成・設置された可能性が高い。また、1号建物跡よりも古いと想定できる遺構には、庭から建物脇に続く高遠焼の土管列がある。高遠における土管の生産は文化11（1814）年以降とされており、1号建物跡の建築年代は、少なくとも1814年以降と考えられる。このように考古資料では、1号建物跡の建築時期を、1814年以降の19世紀前半代頃に絞り込むことができる。

つぎに、この時期幅を基点として、絵図の記載内容を検討し、建築時期と居住者の絞り込みを行ってみよう。考古資料によって限定できた年代に該当する絵図には、以下のものがある。一つめは、若干年代が古くなるが、『高遠城下明細絵図』（1813年頃作成）で、居住者は「亀井五郎兵衛」である。二つめは『御家中屋舗絵図』（1830 ～ 1843年頃作成）で、居住者は「馬嶋柳軒」である。若干新しくなるものには、『高遠城図』（1860年以降）があり、居住者は「馬嶋柳淵」である（前掲註20）。

このうち、1号建物跡の礎石配列と「馬嶋柳軒」宅の間取り（『御家中屋舗絵図』）を比較すると、「玄関」・「寄附」・2つの「土間」・「味噌部屋」など、建物跡の西半部は一致する。東半部は「馬嶋柳軒」宅の間取りを南西方向に移動することで、「座舗」と「同次之間」にほぼ対応する（建物北東半部については調査対象外）。このことから、少なくとも1号建物跡は、「馬嶋柳軒」宅であった可能性が高い。

「馬嶋柳軒」宅が「亀井五郎兵衛」宅（あるいは史料のない亀井時代前後）の建物を利用していたか否かについては、『馬嶋家由緒書』に手がかりがある。この文書は、後世における記録類の書き写しであるが、これによれば、天保7（1836）年に4代柳軒が若宮の明屋敷に移転し、万延2（1861）年に主屋を「新建」とある（第Ⅱ章第2節2）。「馬嶋柳軒」宅は1836年以降に明屋敷（建物が存在していると仮定）を取り壊し、1861年（既に「馬嶋柳一郎」に代替わり）までに建築された可能性が高く、考古資料とも矛盾はしない。

1号建物跡の建築過程について

一方、『御家中屋舗絵図』では、「馬嶋柳軒」宅の間取り図だけが中央で2分された描かれ方をしている。この点に関して、建築学の立場から現存建物の柱に残る風蝕痕などを分析した吉澤氏（第Ⅱ章2節1）は、1号建物跡は、天保7（1836）年、4代「馬嶋柳軒」が若宮に引っ越した段階は、建物の西半分が建築中であり、東半分は「馬嶋柳軒」宅以前の建物を利用していた。また、『馬嶋家由緒書』に万延2（1861）年の新建の図が確認できる点から、この段階で東半分も完成し、現存建物とほぼ同じ1号建物跡（旧馬島家）が完成したと考察した。

この点に関して、建物基礎部分のみを対象とした発掘調査では、東半分の古い建物痕跡を捉えることはできなかった。第 1 整地面と礎石は 1 棟の建物として完成された状態を示しており、その間取りは『御家中屋舗絵図』の東半部の図を若干移動すると、ほぼ対応する。このように、建物基礎部分を見ると、 1 号建物跡は『御家中屋舗絵図』とは異なり、当初から 1 棟として建築された可能性が考えられる。ただし、整地面などの地業にまったく差が現れないような方法がとられていたとすれば、建築が東半部と西半部で時間差があったとしても、発掘で確認することは不可能である。

一方、建物基礎部分に残された 19 世紀前半代の改築痕跡は、玄関付近の「土間」に認められた。ここでは、２面の硬化面が層位的に検出された。下部の第２硬化面が、「亀井五郎兵衛」宅である可能性をまったく否定することはできないが、硬化面の範囲が 1 号建物跡の間取りと重なっていることから、第２硬化面も「馬嶋柳軒」宅に伴う可能性が高い。こう考えると、少なくとも「馬嶋柳軒」宅では、19 世紀前半に土間周辺の改築がなされたとみられる。

上記のとおり、現状では 1 号建物跡の建築過程について考古学と建築学で若干の齟齬が認められる。

1 号建物跡の発掘調査は旧馬島家住宅の曳移転工事の後に行われ、建物基礎部分で発掘できたのは玄関側を中心とした南西側の 1/3 程度である。そのため、北東側（「ちゃのま」「流シ間」「便所」「風呂」等）の構造や建築時期を検討することはできなかった。また、整地面や礎石の一部が工事による攪乱を受けていた。よって考古学的な調査が行き届かなかった面もある。このため建築学側からの所見を考古学側から充分確認できなかった点も否めない。一方、幕末の武家屋敷において新築や建て替えが行われる場合、建物基礎部分にどの程度の改変がおよぶのか、整地面などにほとんど痕跡を残さない場合があり得るのか、類例を検討する必要があろう。さらには、絵図に記載された「馬嶋柳軒」宅に対する再検討も必要となってこよう。今後、各方面からの新たな成果を待って、再検討したい課題である。

改築・増築の歴史（19 世紀後半以降）

発掘では、縁側部分の礎石だけに玉砂利の割栗石が用いられていることが判明した。この点に関しては、聞き取り調査により、「かみざしき」周辺の縁側は戦後の増築とされたことが確認された。同様にコンクリートの基礎があった「流シ間」や「便所」「風呂」についても、戦後の改築であると判明した。また、 1 号ムロ跡の壁面もコンクリートで固めてあり、近代の遺物も出土する点から明治時代以降に作られたと考えたい。２号ムロ跡は「流シ間」で検出されており、聞き取り調査で現存建物でも存在が確認されていた。しかし、出土遺物もなく、構築年代が何処までさかのぼるかは確認できなかった。

このように、 1 号建物跡内では、主に 20 世紀後半以降の改築痕跡が確認された。19 世紀後半から 20 世紀前半については、不明な点が多かった。

（4） 1 号建物跡の庭と敷地

18 世紀以前の痕跡

庭では 18 世紀にさかのぼる遺構は検出されなかった。「若宮小路」境の切り土などの造成については、切り土＝削平であるため造作時期は不明である。ただし、盛土部分の整地層からは、17 世紀代の遺物も出土しており、18 世紀以前の遺跡が破壊されてしまった可能性も残っている。絵図によると、明和 3 年以前 (〜 1766）の『高遠城周辺之武家屋敷』には「牛越太郎左衛門」の名前があり、他の古い絵図でも藩士の名前が確認できる（第 5 図）。また、若宮小路は 17 世紀中葉の『信州高遠城之絵図』（巻頭 PL10）にも記載されており、若宮の区画自体は当該期までさかのぼる可能性がある（本章第 1 項）。

19 世紀前半代（第 1 段階：高遠焼土管列の時期）

1 段階に属する遺構としては、若宮小路との敷地境にある石垣と、庭で検出された高遠焼の土管列がある。土管列は次段階のスロープ状遺構（入口施設）に破壊されていることから、本段階まで 1 号建物跡の

東側には平坦部が広がっていたと考えられる。建物痕跡などは見つかっていない。また、土管列は 1 号建物跡まで延びているものの、建物部分で途切れており、 1 号建物跡に関連したとするよりは、それ以前の構造物に伴う可能性がある。高遠焼の土管は文化 11（1814）年に生産を開始したとされており、 1 段階の遺構は、少なくとも 1814 年以降、1 号建物跡建築以前の時期に限定されよう。

この時期に最も近い屋敷割には文化 10（1813）年頃の『高遠城下明細絵図』があり、「亀井五郎兵衛」が確認できる。「亀井五郎兵衛」宅の間取り図などは残っておらず、いつ転居して明屋敷になったかも不明である。亀井氏が 1814 年以降も居住したとすると 1 段階に属する遺構は亀井氏の敷地に伴う可能性がある。

19 世紀前半代（第 2 段階：スロープ状遺構の時期）

庭の中央部分に若宮小路から敷地に向かってスロープ状の遺構（入口施設）を検出した。本遺構は若宮小路から敷地平坦部に向けてのびており、屋敷の入口施設の一部と考えられる。時期的にはスロープの構築土から土管の破片が出土しており、土管列の機能停止後に構築されたと考えられる。

この遺構を入り口施設ととらえると、若宮小路南東側に門があったことになる。

『馬嶋家由緒書』には天保 15（1844）年、 5 代「馬嶋柳一郎」の代に屋敷入口を南東から南西に移したとある（第Ⅱ章第 2 節 1　第 27 図）。この記述が正しいとすれば、スロープ状遺構は 1844 年以前の馬島宅（馬島以前も含む）の入口施設と考えられる。また、万延元年（1860）以降の『高遠城図』では「馬嶋柳淵」（前掲註 20）の名前が南西を向いて記されており、入口は現代に至るまで南西側に定着したようである。

絵図における名前の書き出し方向が、屋敷地の入口を示していると仮定すると、『高遠城下明細絵図』（1813 年頃作成）「亀井五郎兵衛」の名前は、南東（若宮小路）側を向いており、亀井の時代には門が南東側にあった可能性が高い。このことから、スロープ状遺構は亀井宅の入口方向を踏襲し、少なくとも 1814 年以降（高遠焼土管を壊す）に造作されたとみられる。

考古資料からは、1814 年以降、「築山」が造られるまでの間としか言えない。今後、文献資料の検討を進めながら、馬島氏の時代に造られたのか、それ以前のものであるか、検討する必要があろう。

19 世紀前半代（第 3 段階：「築山」造成）

スロープ状遺構の上部には、19 世紀前半以降に盛土され「築山」（斜面部）が作られていた。この盛土からは 19 世紀前半代の遺物を含むものの、19 世紀後半の遺物がほとんど出土していない。そのため、19 世紀前半代に庭の造成がほぼ完了したと考えられる。時期的は 2 段階の評価が確定しないと断定できないが、馬島宅の屋敷入口が南西へ移ったと同時か、それほど時間が経過しない間に、敷地の南側が庭園に造成されたとみられる。

19 世紀後半以降（第 4 段階：池造成の試み）

庭の平坦部から 1 号土坑を検出した。プランは不整形で平坦部全体に広がっていた。この土坑の性格について、家人の聞き取り調査により、数世代前に池を作ろうとしたが埋め戻したとの話を得た。土坑の検出地点も一致しており、本土坑が庭園に伴う池の可能性が高いことが判明した。しかし古い伝聞の記憶であるため明確な時期は確認できない。時期的には築山造成以降で枯山水が完成するまでの間となる。

19 世紀後半以降（第 5 段階：「枯山水」の造成）

1 号土坑の埋め立て後に、庭の平坦部に「飛石」、築山部に枯山水が設置される。この枯山水は馬島家に残る明治時代末期頃の写真に記録されており、 6 代「馬島利夫」の時代（20 世紀初頭）には完成していたことがわかった。この写真と現況の庭とを対比すると、大きな庭石の位置はほとんど移動せずに現在に至ることが判明した。一方、樹木は明治末期の庭にはあまりなく。枯山水造成当時は石を主体とした庭であることが判明した。植樹は 5 段階以後に行われ、次第に樹木も生長し、現在のような緑に覆われた庭に変化していったと考えられる。

以上、１号建物跡の敷地に広がる庭部についても、19 世紀前半代に大きな動きが認められ、考古資料と絵図、文書、写真資料、伝承などとの対比が可能となった。今後、馬島家に関する文献資料の詳細な検討によって、細部について検討を重ねていきたい。

３　Ⅳ区における建物跡と庭の変遷

（１）検討資料（第５・６表）

Ⅳ区は、若宮区画の中でも西方に位置し、東端の屋敷地で２号建物跡と４号建物跡、中央の屋敷地で３号建物跡が検出された。本区画における遺構の変遷を検討する資料としては、発掘による調査成果（第Ⅲ章第２節３）のほかに、現存建物の調査成果（第Ⅱ章第２節２）、絵図（『高遠城図』万延元年（1860）以降：絵図番号 24・『高遠城下明細絵図』文化 10 年 (1813）頃：絵図番号 28・『高遠城周辺之武家屋敷』明和３年以前 (～ 1766）：絵図番号 26)、文書（『御家中屋舗絵図』天保年間（1830-1843）・『高遠藩諸士席順』天保８年（1837））がある。ここでも、発掘調査成果を軸に、各種資料を比較検討したい。

（２）Ⅳ区東部の敷地について

①　４号建物跡および周辺の礎石列について（第５表）

18 世紀以前の状況

第１・２整地面を検出し、出土遺物からいずれも 19 世紀前半以降の整地であることが判明した。しかし両整地層の中には 17 ～ 18 世紀の遺物も若干出土している。ここは、正保年間（1644 ～ 47）の『信州高遠城之絵図』でも武家屋敷区画として描かれており、18 世紀以前に屋敷が存在していたとみられる。特にⅣ区東端部には、明和３（1766）年以前の『高遠城周辺之武家屋敷』（第 31 図）に「御先手組」の組屋敷が描かれていた。しかし発掘調査では第２整地層より下に遺構を検出することはできなかった。

19 世紀前半代（第２整地面）

第２整地面では 30 点以上の礎石が確認されたが、本来どのような建物、施設が建っていたのは不明である。この中から比較的礎石列が整う部分を取り上げ、仮に４号建物跡とした。第２整地層中の出土遺物は 18 世紀末～ 19 世紀前半が中心であり、第１整地層中の遺物との時間差は認められない。しかし、４号建物跡は第１整地面で検出された２号建物跡の礎石列との関連性が認められず、19 世紀前半代の中でも２号建物跡より古い段階に建築されたと考えられる。よって４号建物跡の廃棄から２号建物跡が建造されるまでは比較的短期間であったことがわかる。

この時期に対応する絵図には、以下のものがある。一つめは『高遠城下明細絵図』（1813 年頃）で居住者は「中伊奈栄之都」である。二つめは『高遠城図』（1860 年以降）で居住者は「小松純八」である。しかし、後述するように２号建物跡の間取は『御家中屋舗絵図』（1830 ～ 1843）の「小松純八」宅とほぼ一致しており、下層で検出された４号建物跡の居住者は「中伊奈栄之都」の可能性が高くなる。しかし、４号建物跡と「中伊奈栄之都」を直接関連付ける史料は現状では存在しない。また、絵図の中で「中伊奈栄之都」の名前は西を向いているが、同方向に玄関を想定させる施設や門を検出することはできなかった。このほか本整地面では井戸を検出したが、その配置をみると、第一整地面の井戸と近接しており、隣家との境界は２号建物跡の時代と差がなく、敷地区画は継承されていたとみられる。

②　２号建物跡

19 世紀前半代（第１整地面）

第２整地面上に盛土され、第１整地面が造作されるのは、出土遺物からみて 19 世紀前半代である。また本建物跡は、第１整地面における礎石の設置状況からみて、１回の建築で建てられたとみられる。

上記の結果を踏まえた上で『御家中屋敷絵図』の「小松純八」宅と比較すると、1・2 号便所跡と「味噌部屋」

第５表　Ⅳ区東部における検出遺構・遺物と文献資料との対比

基本層序	出土遺物	検出遺構		絵図・文書・聞き取り調査等				調査所見	
		建物部	庭部	年代	出　典	Ⅳ区東端の居住者	記載事項	建築学と文献資料から	発掘所見から
Ⅰ層	19 世紀後半以降（明治期）の染付け中心		石垣	平成 17（2005）年			解体工事		
		２号便所跡・ムロ跡・味噌部屋の礎石	↓	明治６（1873）年	『高遠藩屋敷割第三図』	深谷　麓	名前は北西を向く	明治 20（1887）年以前に建て直し	全体の建て直しは確認できず部分的な改築は行っている。礎石に２重の基準線あり。建物南西部（味噌部屋周辺）の礎石は掘方なし。２号便所前に明治九（1876）年の銭。
		イロリ・コタツ・１号便所 ↓	築山　排水路	万延元（1860）年以降	『高遠城図』	小松純八	名前は北西を向く		
Ⅱ層（第一整地層）	18 世紀後葉～ 19 世紀前葉の遺物中心	２号建物跡（主屋の礎石・３号便所）	↓	天保８（1837）年	『高遠藩諸士席順』	小松純八			
			積みなおし？	天保年間（1830 ～ 1843）頃	『御家中屋舗絵図』	小松純八		建築	小松家と同じ間取りで建築
Ⅲ層（第二整地層）	18 世紀後葉～ 19 世紀前葉の遺物中心	４号建物跡・井戸	道境の石列	文化 10（1813）年頃	『高遠城下明細絵図』	中伊奈栄之都	名前は西を向く		19 世紀代前半の建物跡は検出するものの、居住者は特定できない
				明和３（1766）年以前	『高遠城周辺之武家屋敷』	御先手組	名前は北西を向く		
削平？	なし			寛永 13 ～元禄２（1636 ～ 1689）藩主　鳥居時代	『高遠城図』	松岡孫市	名前は北西を向く		
Ⅳ・Ⅴ・Ⅶ層	自然堆積			正保年間（1644 ～ 1647）	『信州高遠城之絵図』		町割図のみ。若宮小路が描かれている。	高遠藩の武家屋敷区画の完成	

第６表　Ⅳ区中央部における検出遺構・遺物と文献資料との対比

基本層序	出土遺物	検出遺構		絵図・文書・聞き取り調査等				調査所見	
		建物部	庭部	年代	出　典	Ⅳ区東端の居住者	記載事項	建築学と文献資料から	発掘所見から
Ⅰ層	19 世紀後半以降（明治期）の染付け中心	風呂場・便所・２・３号ムロ ↑ イロリ・コタツ	↑ 庭石	平成 16（2004）年			解体工事	建て直しはなし	建て直しは確認できず
				明治６（1873）年	『高遠藩屋敷割第三図』	田中七朗	名前は北西を向く		
				万延元（1860）年以降	『高遠城図』	根本伝左衛門	名前は北西を向く		
Ⅱ層（第一整地層）	18 世紀後葉～ 19 世紀前葉の遺物中心	３号建物跡（主屋の礎石・３号便所）	↓	天保８（1837）年	『高遠藩諸士席順』	根本伝左衛門			
				天保年間（1830 ～ 1843）頃	『御家中屋舗絵図』	根本伝左衛門		根本家と同じ間取りで建築	根本家と同じ間取りで建築
Ⅲ層（第二整地層）	なし	遺構検出できず		文化 10（1813）年頃	『高遠城下明細絵図』	島田小十郎	名前は北西を向く		遺構は確認できず
				明和３（1766）年以前	『高遠城周辺之武家屋敷』	山下称花	名前は北西を向く		
削平？	なし			寛永 13 ～元禄２（1636 ～ 1689）藩主　鳥居時代	『高遠城図』	相頓寺	名前は北西を向く		
Ⅳ・Ⅴ・Ⅶ層	自然堆積			正保年間（1644 ～ 1647）	『信州高遠城之絵図』		町割図のみ。若宮小路が描かれている。	高遠藩の武家屋敷区画の完成	

の拡張部は「小松純八」宅の間取り図と異なるものの、そのほかの礎石配列は間取図と一致した。この点から２号建物跡の礎石の大部分が「小松純八」宅で使用された可能性が高い。また、『高遠城図』における「小松純八」宅の名前は北西を向いており、発掘により検出された土間の位置もこちら側にある。門と建物入口が同一方向であったとすると、対応関係にあると言えよう。

ただし、考古資料からは 19 世紀前半代としか限定できないため、「中伊奈栄之都」が居住していた屋敷を「小松純八」が引き継いだ可能性も残っている。

19 世紀後半以降の増・改築

２号建物跡の礎石の設置状況から、本建物跡は 19 世紀前半代に建てられ、以後部分的な改築は認められるものの、大幅な建て替えは行われていないと考えている。ただし本建物跡の礎石の中に２重の基準線が引かれているものが６点含まれており、他の建物跡からの礎石の転用、もしくは建て直し時に引きなおした可能性がある。

発掘により改築が確認できたのは２号便所跡と味噌部屋の２箇所である。前者は２号便所跡前における銭貨の集中出土があげられる。これは、３号便所跡前の整地面上（埋め土より上部）にあり、この便所の廃棄に伴う儀礼に供えられた可能性が指摘できる。この銭貨の中に明治９（1876）年製の「一銭」が含まれる点から、３号便所から２号便所への改築は 1876 年以降と判断される。

味噌部屋については「小松純八」宅より現存建物の方が大きく、後世の拡張が想定された。特に味噌部屋の北西壁の礎石は地面に直接設置したものを３点検出した。これは建物跡の大部分の礎石が掘方を持つのとは異なるため、部分的な改築に伴うものと考えた。また、これに伴い味噌部屋内のムロ跡が作られている。ムロ跡は「小松純八」宅の味噌部屋に重ねると出入口が壁に接するのに対し、拡張された味噌部屋では空間が広がり出入口が確保される。この点からムロ跡は味噌部屋の拡張とともに造作されたと考えたい。しかし、その時期については、出土遺物がないため確定できなかった。このほかイロリ跡、コタツ跡、１号便所跡についても現存建物に伴うものの、19 世紀前半代の建築当初まで遡るかどうかの判断はできなかった。

一方、建築学による現存建物の調査では、主要な座敷に長押が回る点と、部屋の内法高が５尺８寸ある点から、江戸時代の中・下級武士住宅の建築とは異なると判断している。築造年代は建物に記された墨書や和釘を使用する点から明治６～ 20（1873 ～ 1887）年とした。また、『御家中屋舗絵図』にある「小松純八」宅の間取とほとんど変化しない点から、近世の住宅の間取を踏襲して建て替えたとした。

この点について、考古学の調査所見で、本建物跡の礎石の上に２重の基準線が残る例が認められる点は再度触れておきたい。これ等の痕跡は全体の礎石列の中で不規則に発見されるため、ただちに建て直しの証拠と断定できないが、このような痕跡は１・３・４号建物跡の礎石には認めらない。さらに建物全体の改築は確認できないが、便所が３号から２号に作り替えられた点と味噌部屋の拡張が 19 世紀前半以降に行われたことは間違いない。特に２号便所は、銭の年代から明治９（1876）年以降に改築された可能性があり、建築学的所見からみた築造年代が明治以降で、明治 20（1887）年頃までという所見と矛盾しない。

武家屋敷において、上屋の建て直しに際し、建物基礎（礎石や整地面）にほとんど手を加えない事例がどのくらいあるのか。あるいは、文書が残されているのか、今後の史料の増加を待って検討したい。

③　２号建物跡の庭と敷地

19 世紀前半代

建物東側の庭部斜面と溝、南側の石垣は、第１整地面造成後の盛土造作による。ただし、出土遺物が少なく、庭の造成が「小松純八」宅の建築時までさかのぼるかは明確にできない。

建物跡西側（隣の家との境）の井戸については成立時期を明確にすることはできなかった。ただし、上

記の庭・井戸については「小松純八」宅の間取りと対応関係にあり、建物の設計当初から、庭と井戸の場所が考慮されて造作され、明治時代以降も改修しながら利用して現在に至った可能性がある。

特に井戸は２・３号建物跡の中間に配置されており、Ⅳ区の敷地全体の配置と建物の間取が１軒ごとではなく、全体の屋敷割の中で計画され、その区画割が現在まで踏襲されたと考えられる（第Ⅲ章第２節３）。

（３）Ⅳ区中央部の敷地について（第６表）

①　３号建物跡

18 世紀以前の状況

『信州高遠城之絵図』（1644 ～ 47）で武家屋敷区画として描かれ、『高遠城周辺之武家屋敷』（1766 年以前）には「山下称花」の名前が記されており（第Ⅱ章第２節２）、18 世紀以前にも屋敷割が存在したと考えられる。しかしⅣ区中央部では、18 世紀以前の遺構・遺物は出土していない。

19 世紀前半代の建物跡

第１整地面で３号建物跡を検出した。建てられたのは出土遺物から 19 世紀前半代と考えられる。本建物跡は、第１整地面における礎石の設置状況からみて１回の建築で建てられた可能性が高い。

この時期に対応する絵図には、『高遠城下明細絵図』（1813 年頃）と『高遠城図』（1830 年頃）がある。居住者は前者が「島田小十郎」であり、後者は「根本伝左衛門」である。「島田小十郎」・「根本伝左衛門」宅の名前はともに北西（道）を向いている。

「根本伝左衛門」宅の間取り図は『御家中屋敷絵図』（1830 ～ 1843）に掲載されており、本建物跡検出の礎石列とは、「物置」と西側の縁側で異なるものの、そのほかは間取り図と一致した。この点から３号建物跡が「根本伝左衛門」宅である可能性が高い。ただし、「根本伝左衛門」宅が前の居住者の建物を引き継いでいたか、新築したかは不明である。

19 世紀後半以降の増改築

３号建物跡では、①建物の南東隅にコンクリートの洗い場があり、②「茶之間」の床下にコンクリートのムロ跡があった。③また「根本伝左衛門」宅と異なり、建物西面の縁側の幅が拡張されムロがつくられていた。④さらに便所の位置が建物から離れるなど、後世の改築が多いことも判明した。なおこれら施設の設置時期については、考古学的に確定することはできなかった。

②　３号建物跡の庭と敷地

３号建物跡の西側には庭石を検出した。しかし本建物跡の敷地には盛土造作が認められず、庭の造成が「根本伝左衛門」宅の建築時までさかのぼるかは、出土遺物が少なく明確にできない。また、建物跡東側（隣の家との境）の井戸については成立時期を明確にすることはできなかった。ただし上記の庭・井戸については「根本伝左衛門」宅の間取りと対応関係にあり、建物の設計当初から、庭と井戸の場所が考慮されて造作され、明治時代以降も手直ししながら利用して現在に至った可能性がある。建物跡と井戸の配置はⅣ区全体の屋敷割の中で計画された可能性が高い（第Ⅲ章第２節３）。

第２節　各建物・屋敷地間にみられる差異

若宮地区の調査では、考古学的に建物跡の礎石列を検出しただけでなく、その遺構を文献資料にある間取図（『御家中屋舗絵図』）との比較ができ、さらに居住した家臣の役職から席順（『高遠藩諸士席順』）ま

で含めて検討することができた。

ここでは、発掘調査された１～３号建物跡を対象に、各屋敷の差異についてみていきたい（第３表）。

遺構から見た屋敷間の差異

今回の調査では、１～３号建物跡において建物跡と屋敷地の調査を同時に行ったため、建物と屋敷地の関係を比較検討することができた。これにより３軒の建物跡は区画の立地条件に始まり、敷地の面積、建物の面積、基礎部の構造、庭の造作にいたるまで、１号→２号→３号の順に造作が簡素化することが判明した（第Ⅲ章第３節 2）。また、上記の建物跡は 19 世紀前半代の所産と判明しており、同時代における屋敷区画間にみられる差異が、細部の遺構でも考古学的に確認できた貴重な事例となった。

文献資料にみられる役職と席順

上記のような差異が生じる背景として、対象地が武家屋敷という事情を考慮すれば、家臣の身分の差に起因する可能性が想起される。この点について以下、文献史学と建築学の成果を基に若干触れたい。

３軒の建物跡は『御家中屋舗絵図』（天保年間 1830 ～ 1843）に残る間取り図との対応関係が認められ、１号建物跡は「馬嶋柳軒」、２号建物跡は「小松純八」、３号建物跡は「根本伝左衛門」の屋敷とほぼ断定できた。上記の３名は、天保８（1837）年の『高遠藩諸士席順』（別添ＣＤ）に記載されており、役職と藩内の席順も判明した。それによると、当時、高遠藩に勤めた家臣 317 名の内、２号建物跡の「小松純八」は「御番方」で席順 74 番、１号建物跡の「馬嶋柳淵」（前掲註 20）は「藩医」で 98 番、３号建物跡の「根本伝左衛門」は「御供番」で 163 番であった。席順からみると２号→１号→３号の順となる。これは発掘調査で１号→２号→３号の順に造作が簡素化する所見とは異なる順序となり、席順とは単純に一致しないことが判明した。

今後、各人がどのような事情で各々の屋敷地を宛がわれたのか、文献史料などを調査した上で、差異が生じた要因を明らかにする必要があろう。

第３節　儀礼的行為の解明について

今回の調査では、建物整地面下より複数の埋納遺構が検出された。これらは絵図・文献資料に残りにくい儀礼的な行為に伴うものであり、発掘により行為の具体的な一場面を確認できた事例といえる。特に注目されるのが、土間に容器を埋納する事例であり、３軒（１～３号建物跡）で確認された。これらは他地域での調査事例との比較から、エナ埋納遺構である可能性が高い（第Ⅲ章第３節 2）。

エナ埋納儀礼は、江戸時代以前には一般的に行われていたようである（追川 2002）。しかし、明治時代以降の近代化政策により、公衆衛生の観点から次第に埋納儀礼が単なる廃棄行為へ転換していく。その流れの中で、習俗も継承されなくなり、その後伝承も途絶えてしまう場合が多い。今回の調査事例は、上伊那地域における江戸時代の出産儀礼を具体的に示すものとして貴重な手がかりとなった。

エナ埋納については江戸時代の一般書に描かれており、行為自体は地域を越えた共通の習俗と考えられる。しかしその埋納事例は若宮地区だけでも多様性があった。埋納容器の種類は３軒で異なり（１号は木箱、２号は蓋をした行平鍋、３号は鉢）、埋納方法についても容器の上に石が置かれる事例（１号建物跡の２号埋設容器、２号建物跡）や、容器の横に徳利が置かれる事例（１号建物跡の２号埋設容器）などのちがいがある。埋設場所についても、「土間」で共通するものの、微妙に位置が異なっていた。

上伊那地域全体に対象を広げ民俗事例をみてみると、建物外、山中、墓などに埋める伝承があり（美篶村誌 1972）、さらに多様性が拡大する。また、江戸における調査事例を見ても埋納容器の差異や、容器を屋敷地の境に埋納する事例が報告されている。こういった多様性をみると、エナ埋納儀礼については容器を埋めるという基本的な部分以外には、様々なパターンが想定できそうである。しかしこの違いが地域差なのか、武家屋敷と農家・商家など身分による差なのか、各家のしきたりの差なのか、経済上の差なのか、考古学からは明確な解釈を与えることができない。今後も地道に調査例を増やすと同時に、儀礼の精神的背景を探るため民俗学や文献史学の成果を取り入れることが重要である。

第 4 節　今後の展望

発掘報告書である本書では、考古学からの視点や分析方法を軸として記述を進め、考察をおこなってきた。しかし一方で、高遠城とその城下町は、高遠藩の行財政の中心地として機能してきており、多数の古文書や絵図が残されている。若宮地区についても例外ではなく、発掘前から若宮の武家屋敷区画には誰が住んでいて、どのような建物が存在したかまで検討が行われていた。また、旧住人の持つ伝承も重要な情報源である。

今回の発掘調査では、こうした文献資料・建築学などから得られた情報を前提とする必要があった。一方で、これらの情報に引きずられて新事実を見誤らないようにする必要もあった。既存の情報を最大限に活かしつつも、これらを一端封印し真新な目線で遺構に向かわなければならず、両者が交錯しあって難しい側面もあった。こうした中で得られた成果は、第Ⅲ章や本章、および第 4 ～ 6 表に示したとおりである。

第 4 ～ 6 表は、今後の研究を展望する上で、基点になりうることを考えて作成した。一つには 19 世紀前半代に行われた広範囲にわたる整備事業のように、高遠藩全体の問題に発展する項目がある。この点については、若宮地区だけの調査では結論を得られないことは明白で、城内や城下、さらには江戸屋敷の調査、そして文献史学等の助けが必要となろう。

若宮地区に特化すれば、考古・文献・建築・伝聞などの間で、すっきりと対応しない点が多々残っている。その要因を考古学の側からあげると、①遺構として残っていないか、年代の決め手となる遺物がない、②文献等に記された内容が発掘調査の精度では検証できない、③発掘された事実が正しく、文献等に事実とは異なる記載がある。④表示（表現）方法が異なっているだけで各々が事実である、等々が想定される。このあたりを詰めて行くには、今後、分野毎での再検討はもとより、分野間を横断した協業がよりいっそう求められることになろう。

例えば、1 号建物跡についてみると、『御家中屋舗絵図』で 2 枚に分けられた間取図の問題、万延二（1861）年の改築問題がある。建築学からの見方、あるいは『馬嶋家由緒書』の内容が正しいとすれば、今回の発掘調査ではその痕跡を確認することができなかった。一つには、建築学との接点として最も注意を払う必要のあった第 1 整地面や礎石列が、現存建物の曳き移転・解体工事によって乱されており、惜しまれる点であった。ごく微妙な三和土（タタキ）の違いなどを把握仕切れなかった懸念が残るからである（①②に相当）。しかし、こうした条件の中で、今回の調査では、19 世紀前半代に造作された第 1 整地面と礎石配列が、その後大きな変更なく現存建物に継承されている、との見解を示した。この見解が正しいとすれば、建築学や文献資料で示された改築や増築が、建物基礎や地業の改変にまで及ばず、柱よりも上部の改変に

とどまっていた、との見方もできよう。この場合、④ということになる。

また、18 世紀以前の状況についても、遺構としての痕跡を認めることができなかった。この点についても、単に 19 世紀前半代の地業によって破壊されてしまったのか、あるいはその他の要因、例えば絵図に区画や人名は描かれているが、建物などの施設は存在しなかった可能性は考えられないのか、等々問題提起しておきたい。

このように、若宮地区、あるいは高遠藩の歴史を復元するにあたっては、考古学だけであるとか、文献だけであるとか、分野を限定するのは無意味であり、あらゆる資料を動員する必要があろう。ただし、疑わしい資料まで闇雲に使うわけにはいかない。まずは各分野内での批判的検討を行い、さらに、精度を高めるためには分野間でのクロスチェックが絶対に必要となってくる。この地域・この時代に関する考古学調査は、ようやく緒についたばかりである。絵図・文献・伝承のクロスチェックの中に、考古学を加えることで、より精度の高い歴史が描けるであろう。今後、ますます協業体制が確立し、高遠の歴史復元が進展することを願いまとめとしたい。

東高遠若宮武家屋敷遺跡関連文献

論文・報告書等

愛知県陶磁資料館　1997『長野のやきもの』
伊那毎日新聞社　1979『高遠焼』
江戸遺跡研究会　2001『図説　江戸考古学研究事典』柏書房
追川吉生　2002「江戸時代の胞衣埋納に関する一考察」『東京考古』20
大河直躬・丸山純　1983「高遠藩御家中屋舗絵図の検討その１・表示形式と階層的特長」『日本建築学会大会学術講演梗概集』
大河直躬・丸山純　1983「高遠藩御家中屋舗絵図の検討その２･中規模住宅の間取」『日本建築学会大会学術講演梗概集』
大河直躬・丸山純　1984「高遠藩御家中屋舗絵図の検討その３・玄関のある住宅の間取」『日本建築学会大会学術講演梗概集』
大河直躬・丸山純　1984「高遠藩御家中屋舗絵図の検討その４・玄関のある住宅の間取・続き」『日本建築学会大会学術講演梗概集』
大河直躬・丸山純　1985「鳥居氏時代高遠城図の検討その１・作成目的と武家屋敷町の配置および景観」『日本建築学会大会学術講演梗概集』
大河直躬・丸山純　1985「鳥居氏時代高遠城図の検討その２・武士住宅の建物その特徴」『日本建築学会大会学術講演梗概集』
大河直躬　1990「高遠城下町」『長野県史　美術建築資料編』（二）建築
大河直躬　1990「伊沢修二生家」『長野県史　美術建築資料編』（二）建築
上伊那誌刊行会　1965『上伊那誌　第二巻　歴史編』
北原通男　1984『信州高遠藩史の研究』ぎょうせい
櫻井準也　2006『ガラス瓶の考古学』六一書房
塩尻市教育委員会　1996『洗馬焼和兵衛窯跡』
新谷尚紀ほか　1999『民俗学がわかる事典』
翠水園造園土木設計事務所　2004『県宝馬島家庭園調査報告書』
瀬戸市文化振興財団埋蔵文化財センター　2006『江戸時代のやきもの　－生産と流通―』シンポジウム資料集
高遠町誌刊行会　1983『高遠町誌（上巻 歴史編歴史編一・二』
高遠町教育委員会　1987『高遠城跡二ノ丸門』
高遠町教育委員会　1992『史跡高遠城跡二ノ丸Ⅱ』
高遠町教育委員会　1996『史跡高遠城跡二ノ丸Ⅲ』
高遠町教育委員会　1996『高遠城番小屋遺跡　武家屋敷遺跡』
高遠町教育委員会　2002『史跡　高遠城跡大手門石垣』
高遠町教育委員会　2004『史跡　高遠城跡二ノ丸・三ノ丸ほか』
高遠町教育委員会　2005『高遠城若宮武家屋敷遺跡Ⅰ（概報）』
高遠町教育委員会　2006『史跡　高遠城跡二ノ丸・南曲輪』
高遠町教育委員会　2006『高遠城跡ガイドブック　―高遠城跡この城をもっと知ろう―』
長野県教育委員会　1983『長野県の中世城館跡―分布調査報告書―』
長野県美麻村　1997『長野県宝　中村家住宅修理工事報告書』
楢川村教育委員会　1999『萱ヶ平番所跡』
橋口定志　2001「地鎮２遺構と遺物」『図説江戸考古学研究事典』柏書房
長谷川正次　1985『高遠藩の基礎的研究』国書刊行会
藤田勝也・古賀秀策　編　1999『日本建築史』昭和堂
前林政行　1994『高遠焼集成』ほおずき書籍
馬島律司　1975『高遠焼』高遠焼研究保存会
美篶村誌編纂委員会　1972『みすゞ』
宮元健次　1998『図説　日本庭園のみかた』学芸出版社
山梨県埋蔵文化財センター　2006『鰍沢河岸跡Ⅲ』

吉澤政己・後藤　治　2003『長野県指定文化財候補物件調査票―旧馬島家住宅―』
吉澤政己　　2004『高遠町武士住宅遺構建築史資料調査報告書』

明治時代以前の文献

名　　称	制作年代	資料番号等
『御家中屋舗絵図』	天保年間（1830 ～ 1843）	高遠町歴史博物館寄託資料 761
『高遠藩諸士席順』	天保 8 年（1837）	個人蔵
『高遠藩臣下代々録』（四）	（不詳）	
『内藤家近世小史（二十）』〔巻ノ二〕	慶応 4 年（1868）	内藤家資料 1-86
『馬嶋家由緒書一、二』	明治 19 年（1886）	個人蔵
『馬嶋家由緒　乾、坤』	明治 19 年（1886）	個人蔵
『馬嶋家系図　全』	明治 19 年（1886）	個人蔵

絵図等資料

名　　称	描写年代	製作年代	資料番号等
『高遠城図』	藩主鳥居氏の時代（1636～1689）	不明	高遠城絵図等資料一覧表番号 19
『信州高遠城之絵図』	正保年間（1644 ～ 1647）	正保年間（1644～1647）	高遠城絵図等資料一覧表番号 34
『高遠御城并御家中屋舗絵図』	享保 12 年（1727）	安政 6 年（1859）	高遠城絵図等資料一覧表番号 92
『高遠屋敷図　享保十二年』	享保 12 年（1727）	明治 24 年（1891）	高遠城絵図等資料一覧表番号 18
『高藩探勝』	寛保 3 年 (1743)	寛保 3 年（1743）	高遠町歴史博物館資料 779
『高遠城周辺之武家屋敷』	明和 3 年以前（～ 1766）	大正 2 年（1913）	高遠城絵図等資料一覧表番号 26
『高遠家中屋敷絵図』	安永 3 年（1774）	不明	高遠城絵図等資料一覧表番号 42
『高遠城下明細絵図』	文化 10 年（1813）頃	不明	高遠城絵図等資料一覧表番号 28
『高遠城図』	万延元年（1860）以降	不明	高遠城絵図等資料一覧表番号 24
『高遠藩屋敷割第三図』	明治 6 年（1873）	明治 6 年（1873）	高遠城絵図等資料一覧表番号 45
『東高遠町地図第壱号』	明治 6 ～ 9 年（1873 ～ 76）	明治 21 年（1888）	高遠城絵図等資料一覧表番号 50
『高遠町実測区域図東高遠之部』	大正 7 年（1918）	大正 9 年（1920）	高遠城絵図等資料一覧表番号 56

※文献及び絵図について、高遠町歴史博物館所蔵・寄託資料及び個人蔵以外の各家資料は高遠町図書館古文書館の所蔵である。

やきもの

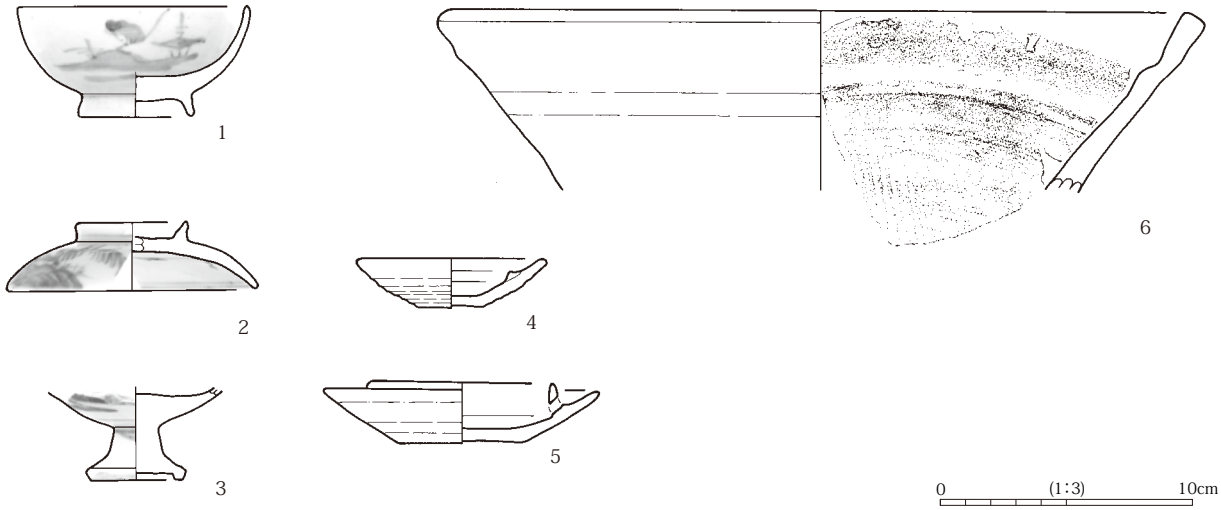

鉄製品他

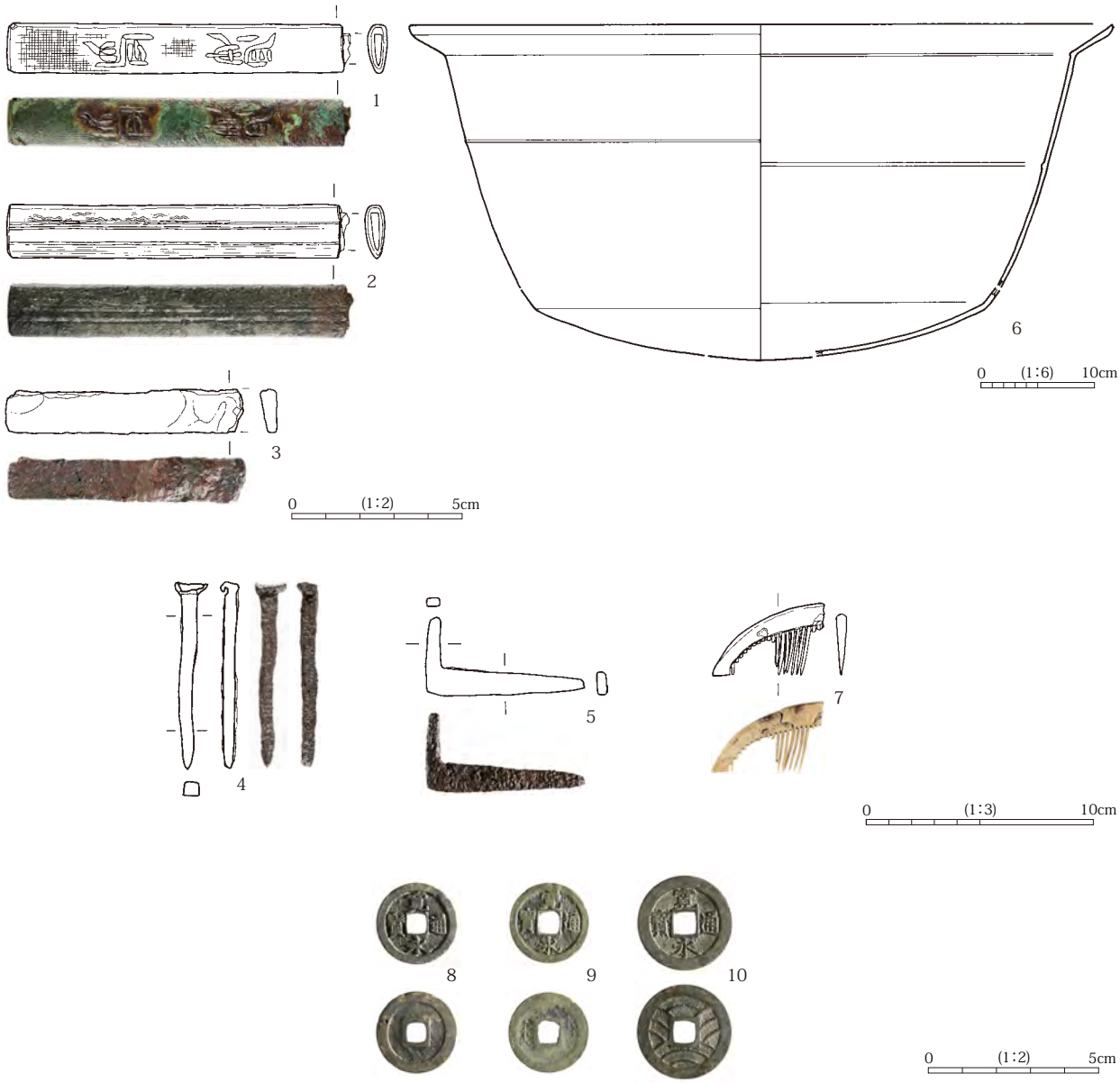

第 74 図　Ⅰ区遺物

やきもの①

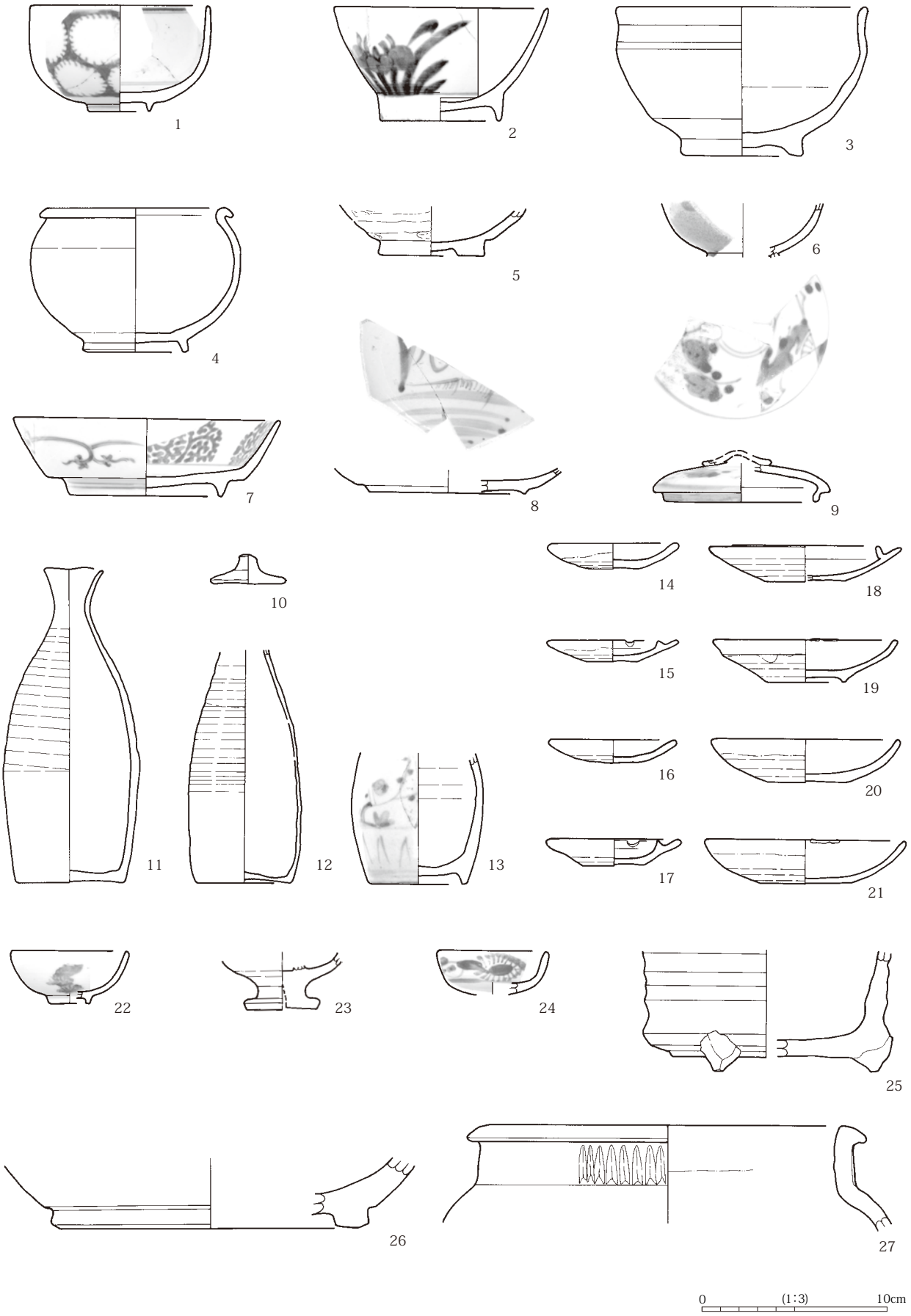

第 75 図　1 号建物跡遺物①

やきもの②

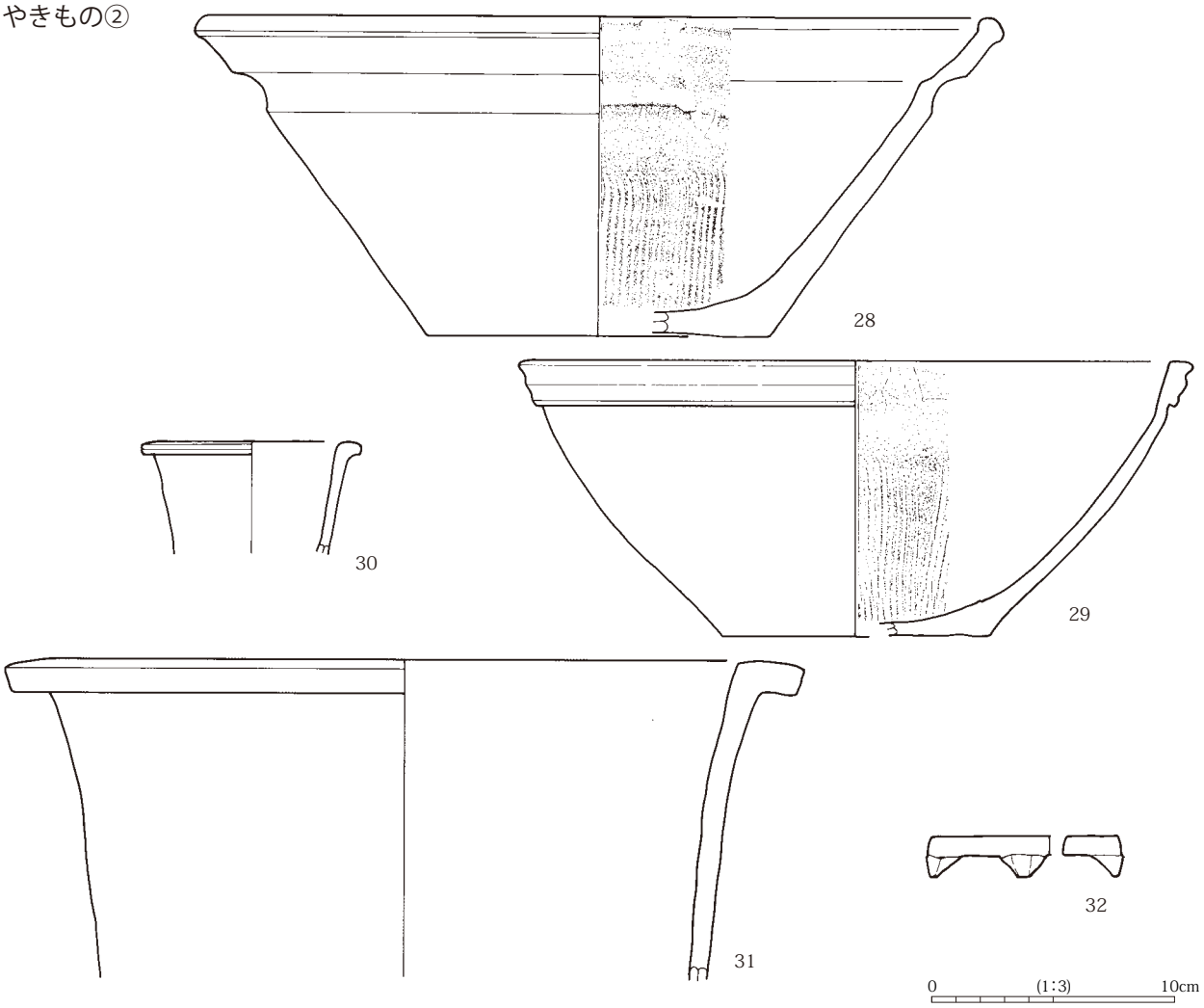

鉄製品他①

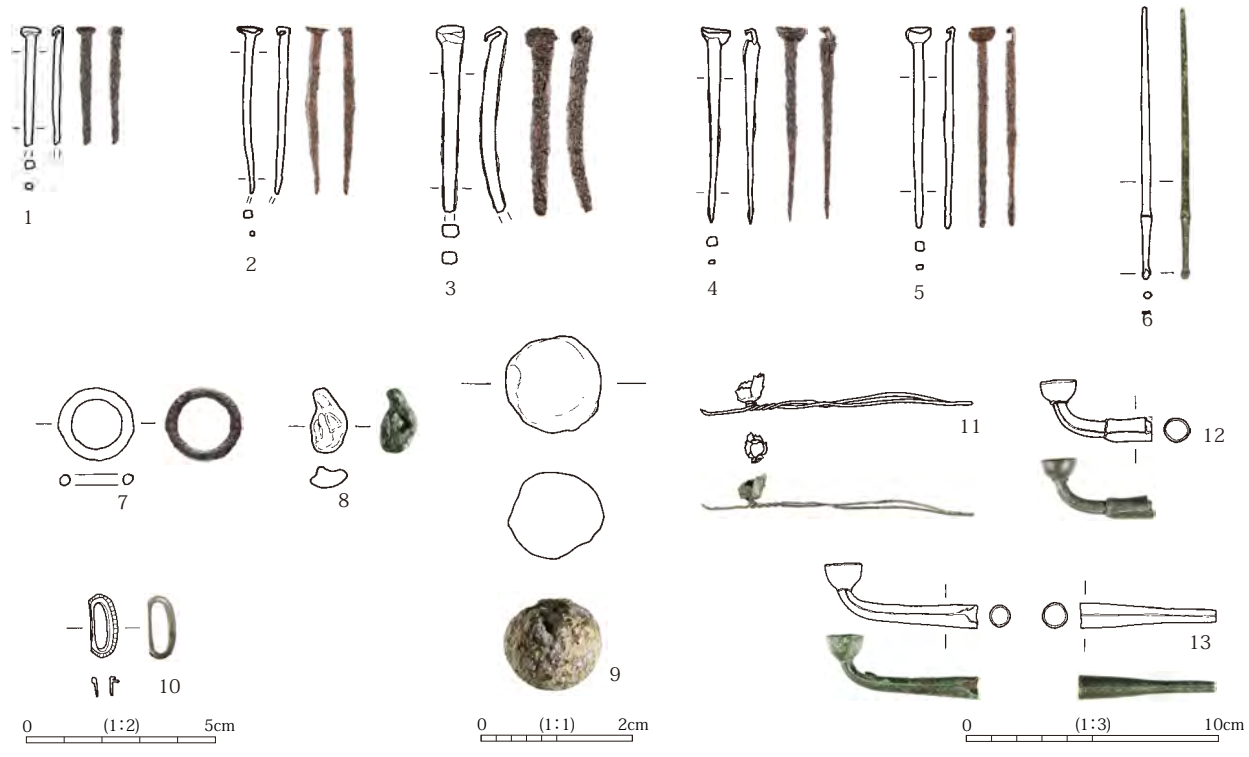

第 76 図　1 号建物跡遺物②

鉄製品他②

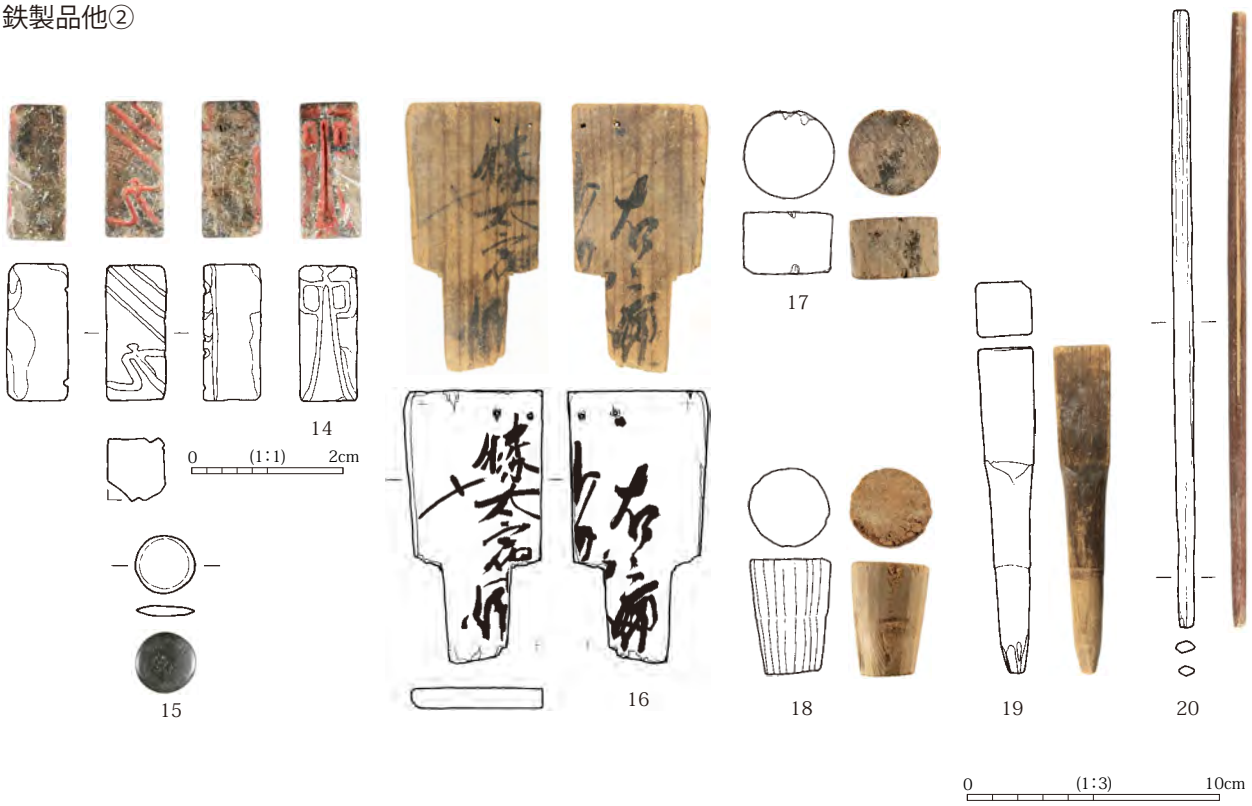

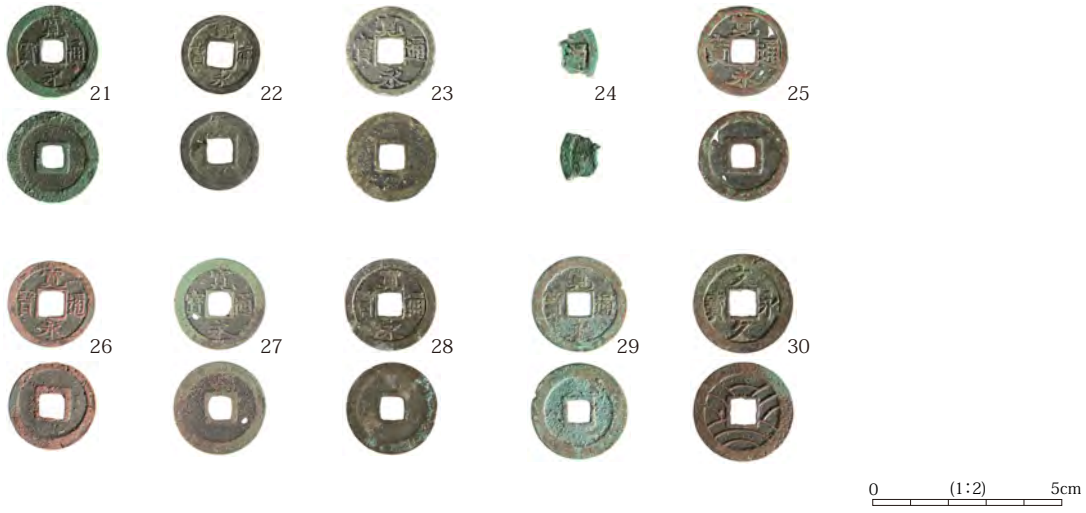

第 77 図　1 号建物跡遺物③

やきもの①

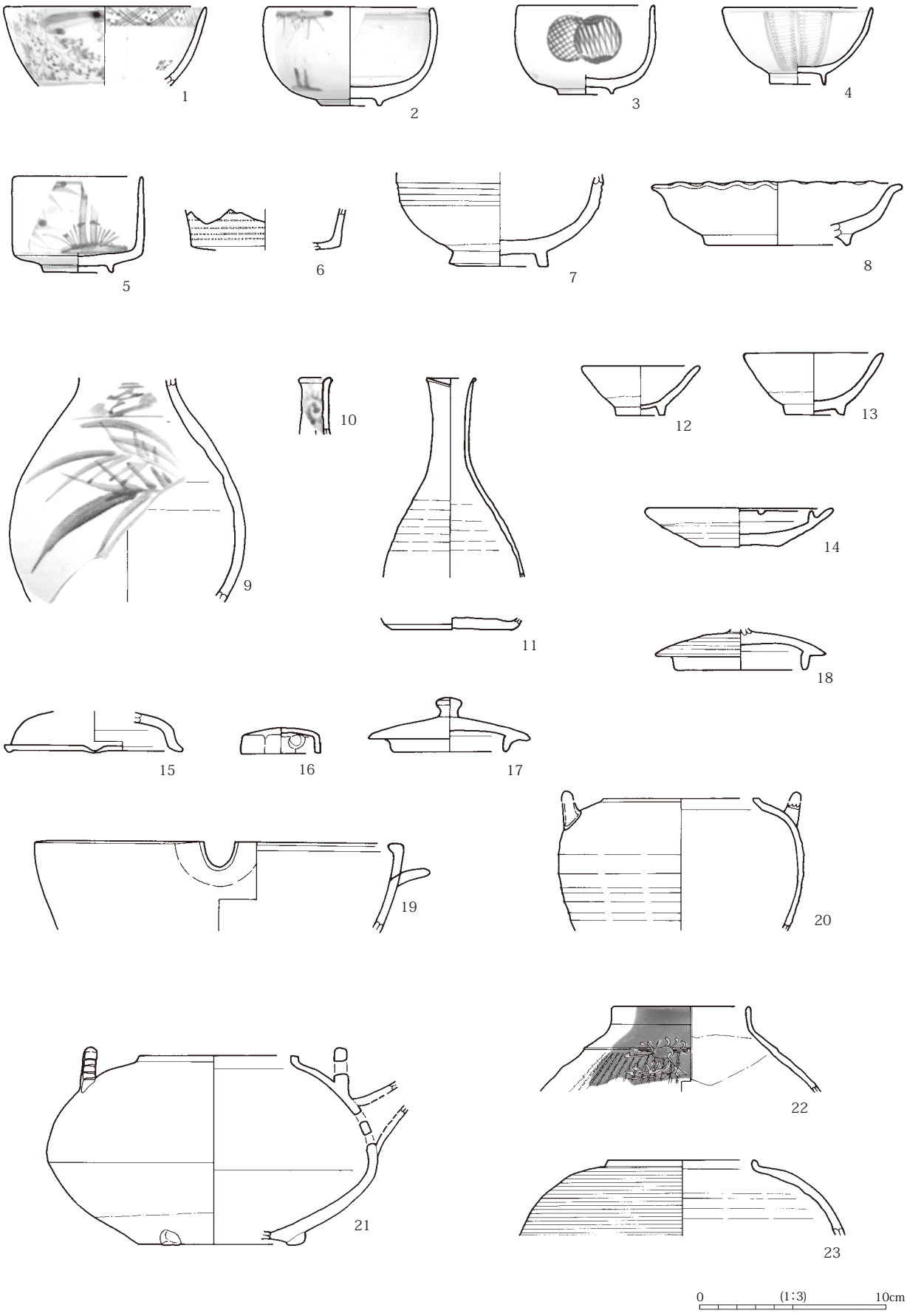

第 78 図　1 号建物跡庭遺物①

やきもの②

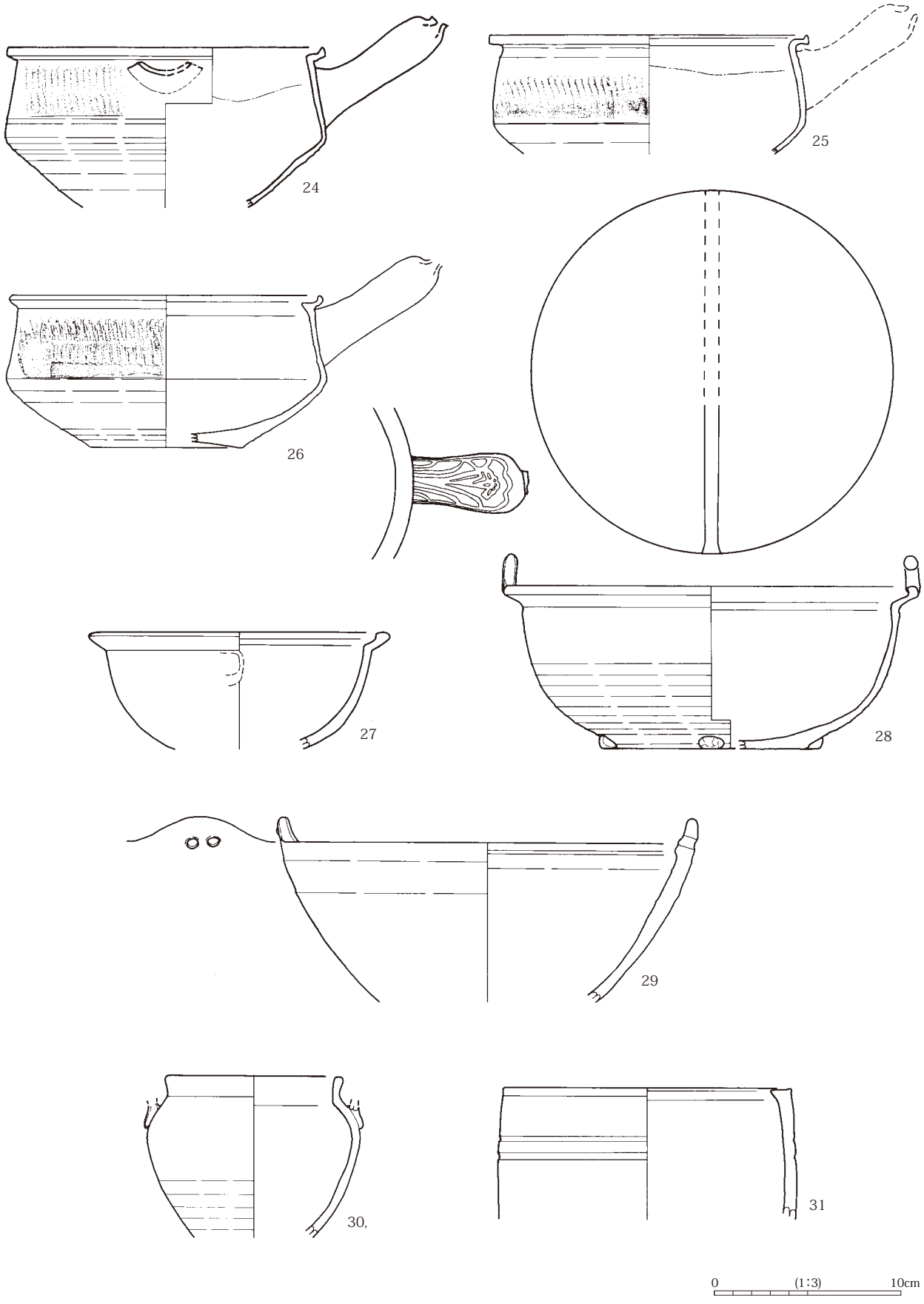

第 79 図　1 号建物跡庭遺物②

やきもの③

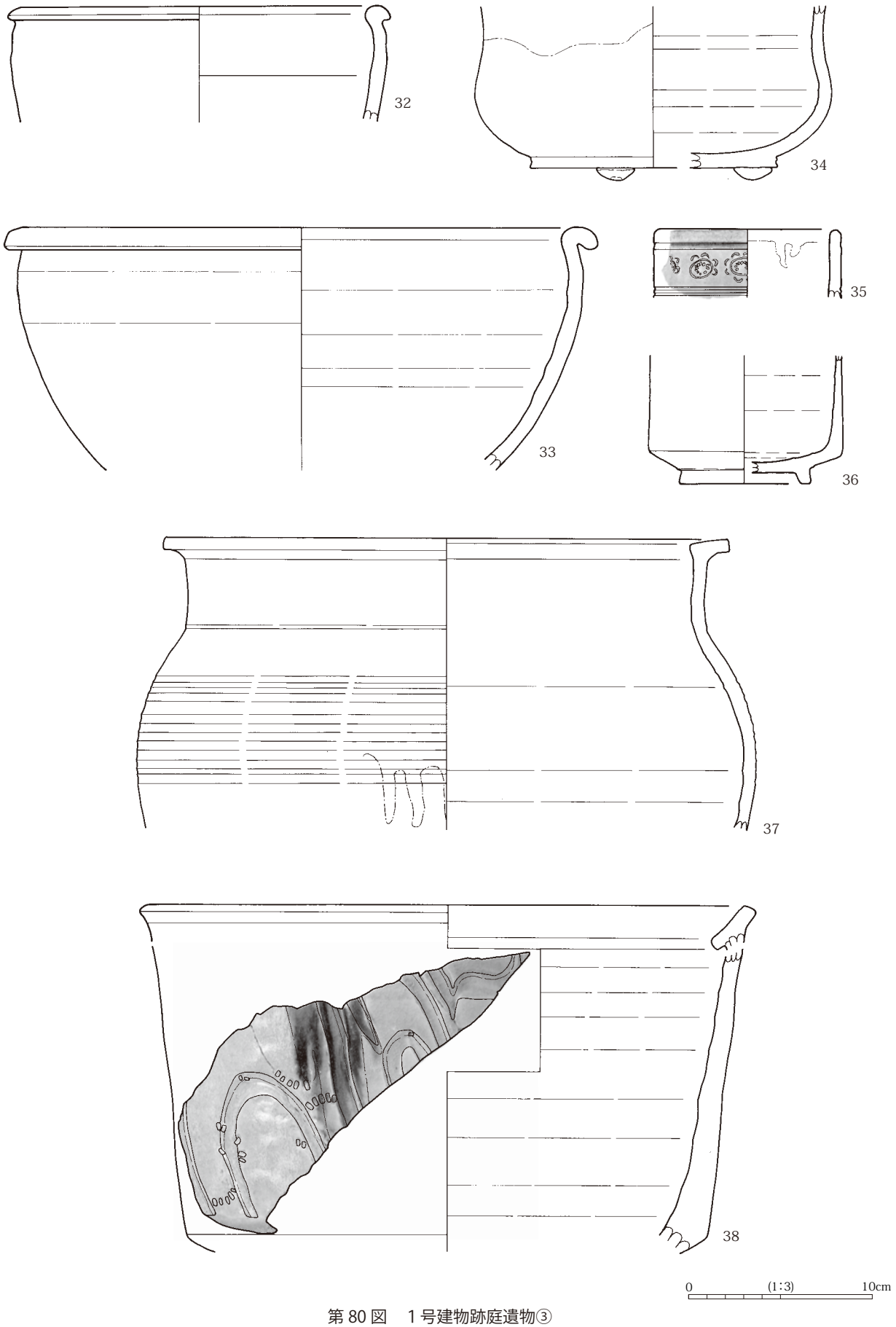

第 80 図　1 号建物跡庭遺物③

やきもの④

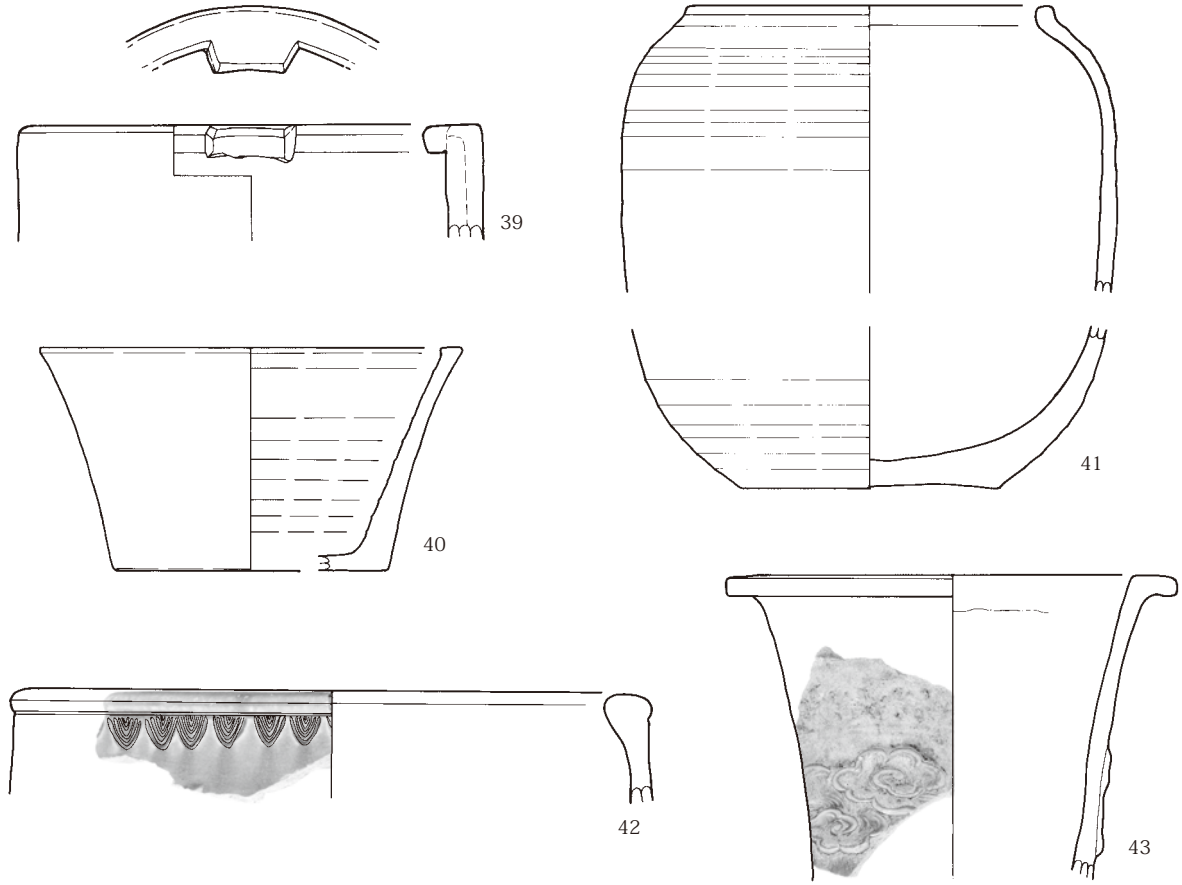

鉄製品他

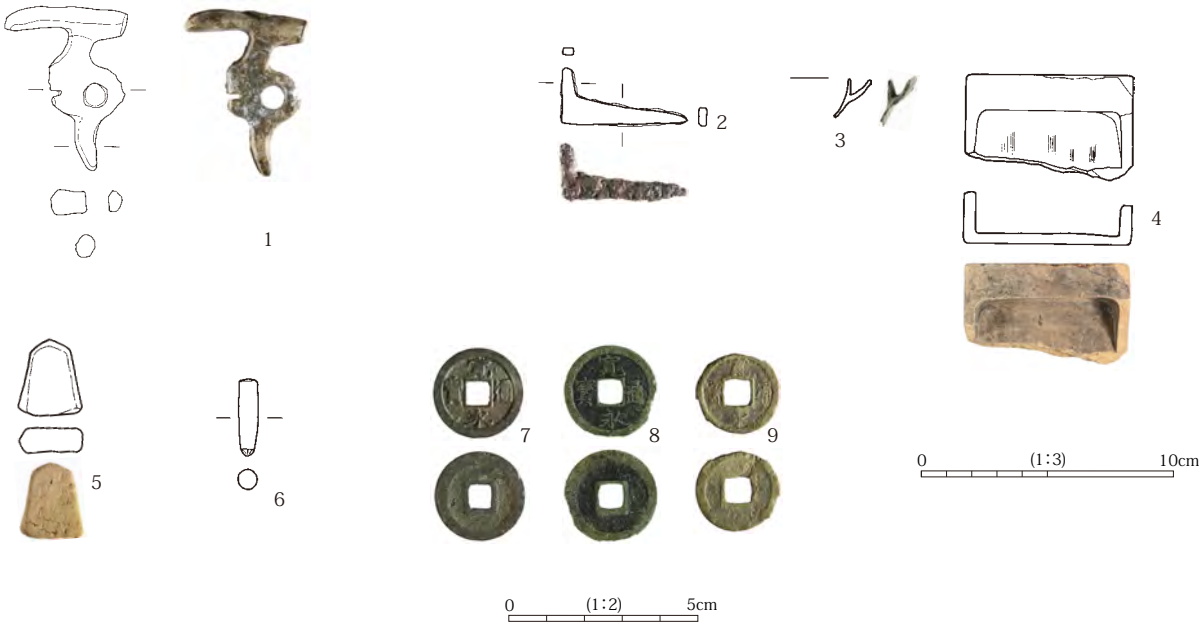

第 81 図　1 号建物跡庭遺物④

土管①

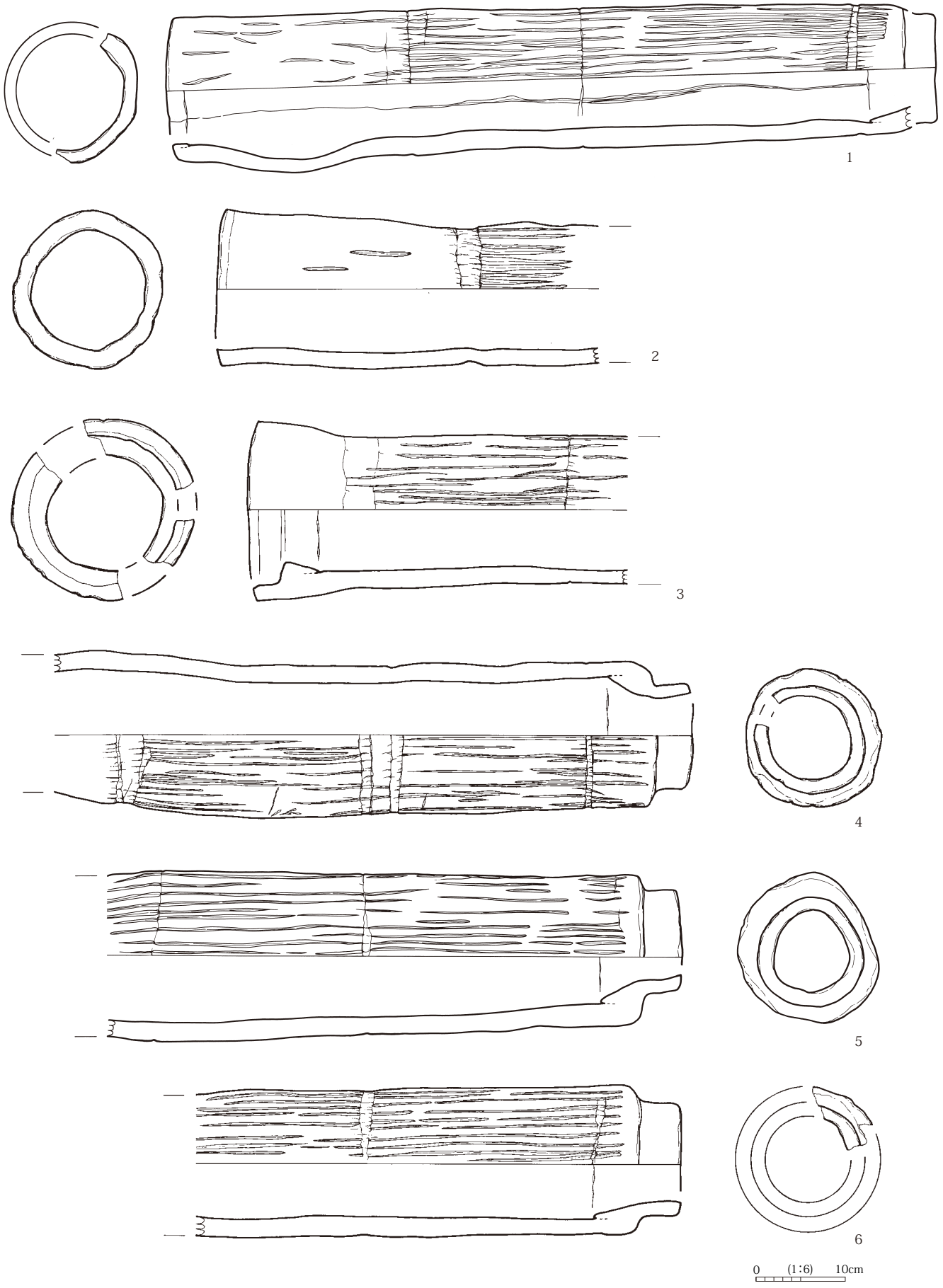

第 82 図　1 号建物跡庭遺物⑤

土管②

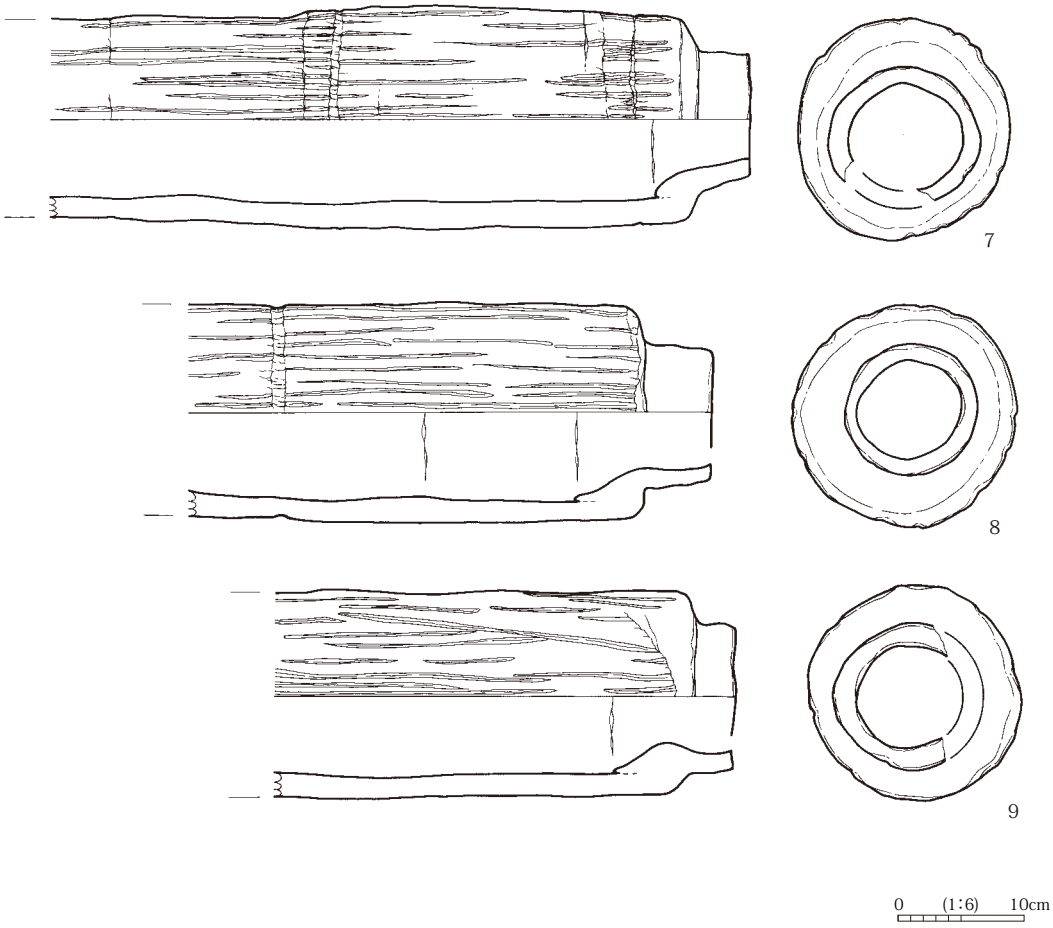

第 83 図　1 号建物跡庭遺物⑥

１号土坑　やきもの

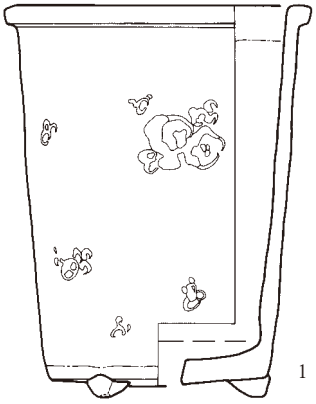

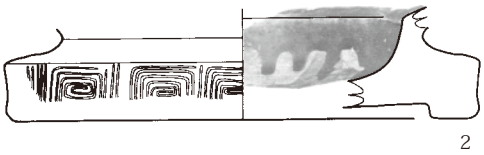

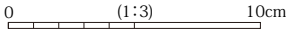

蔵跡　やきもの

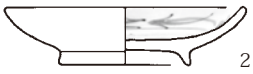

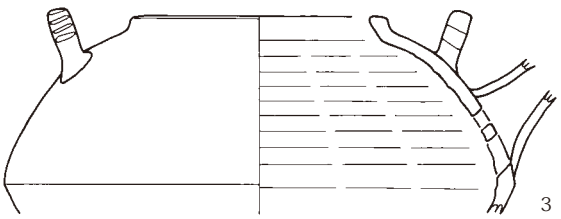

鉄製品他

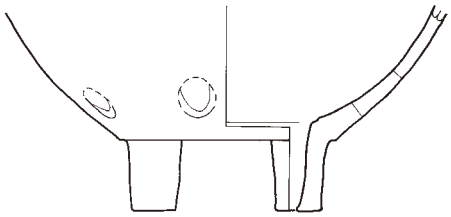

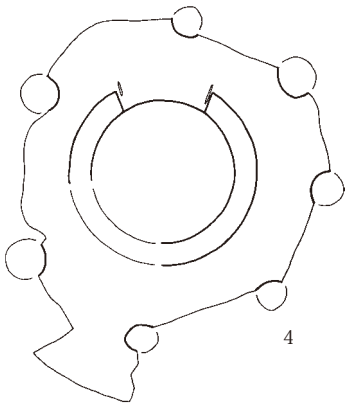

Ⅱ区　やきもの

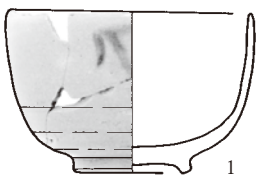

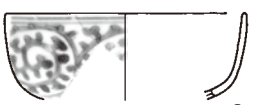

鉄製品他

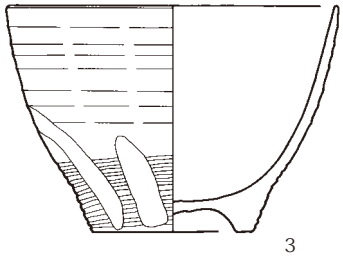

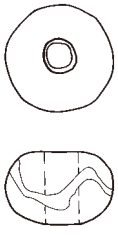

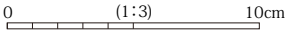

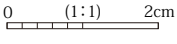

第 84 図　１号土坑・蔵跡・Ⅱ区遺物

やきもの①

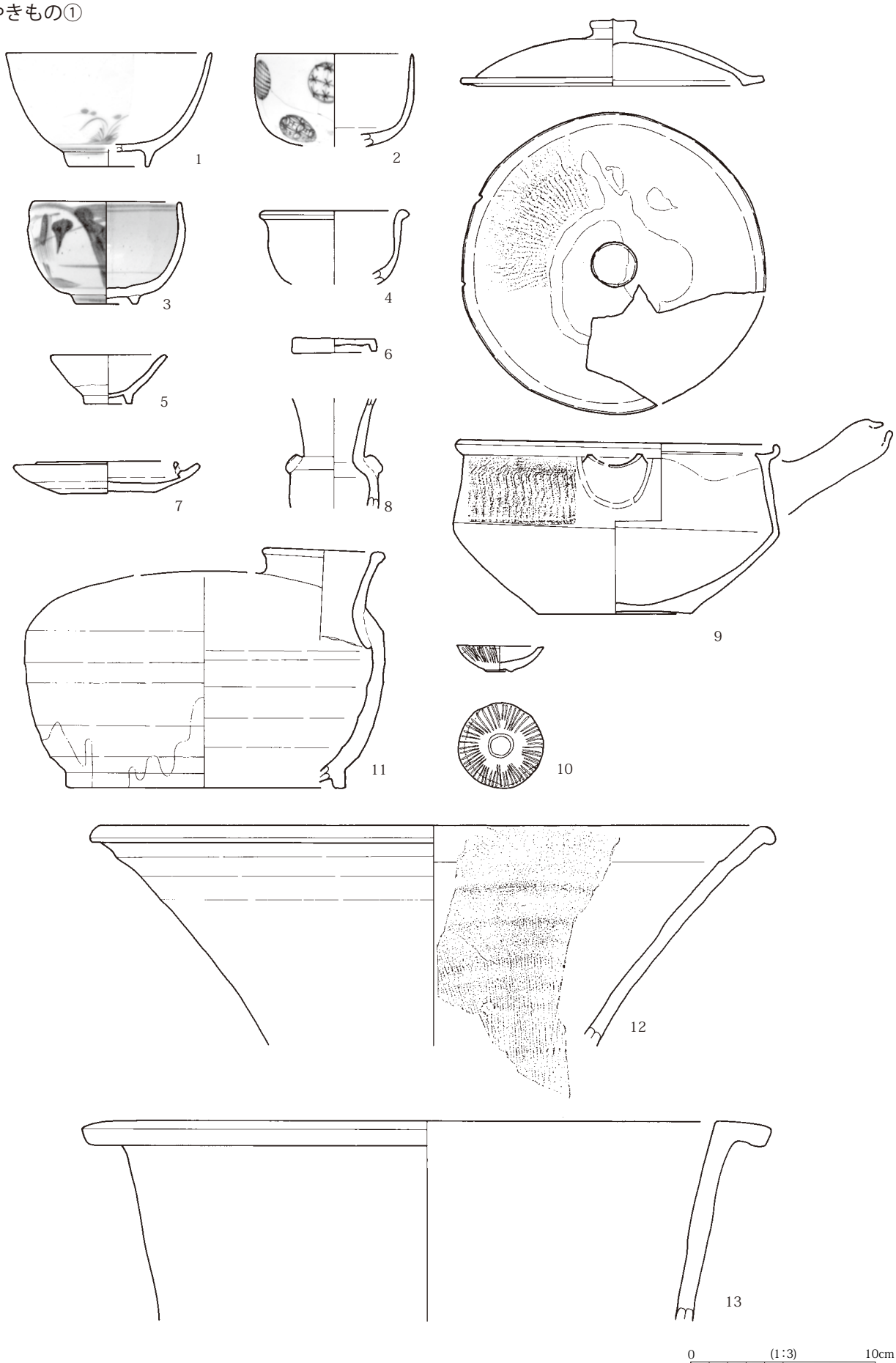

第 85 図　2 号建物跡遺物①

やきもの②

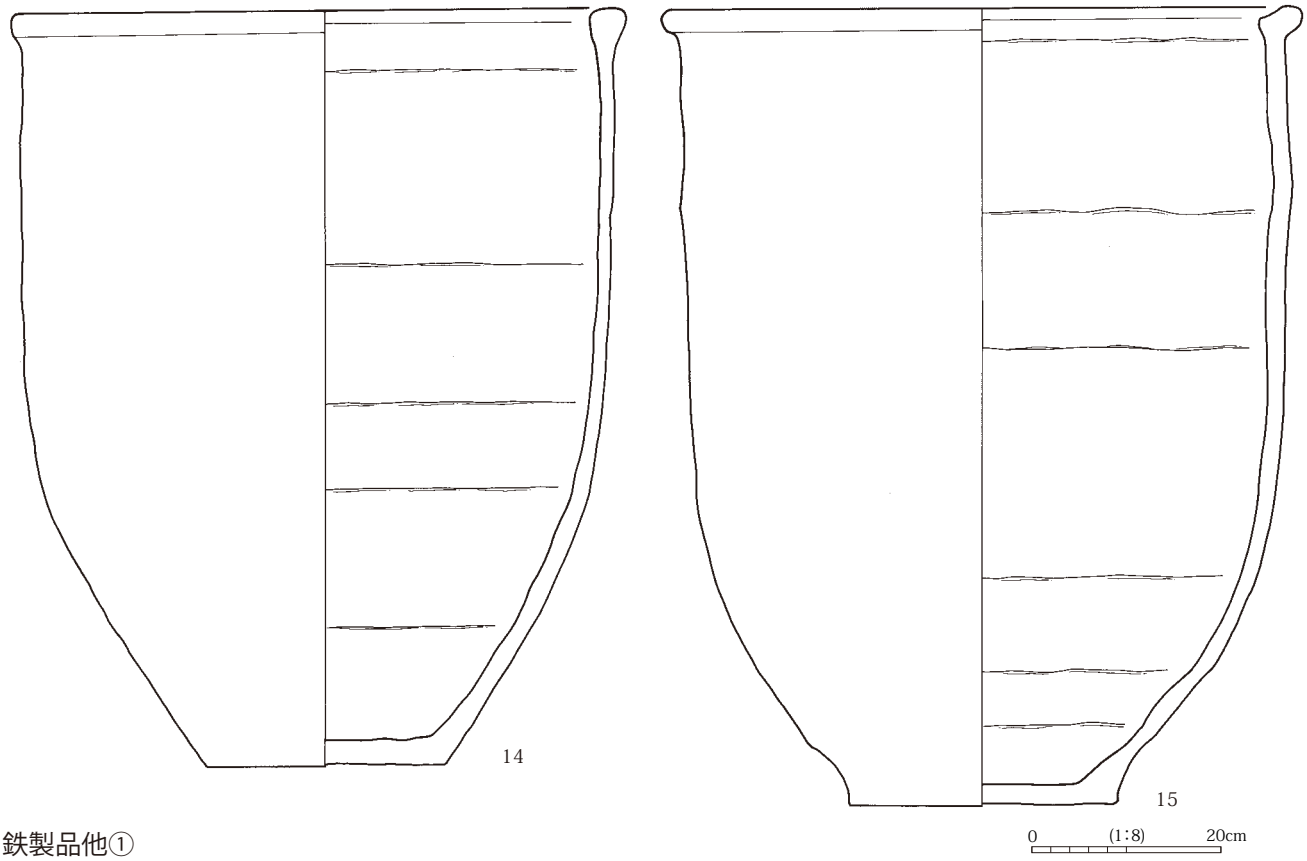

鉄製品他①

第 86 図　2 号建物跡遺物②

鉄製品他②

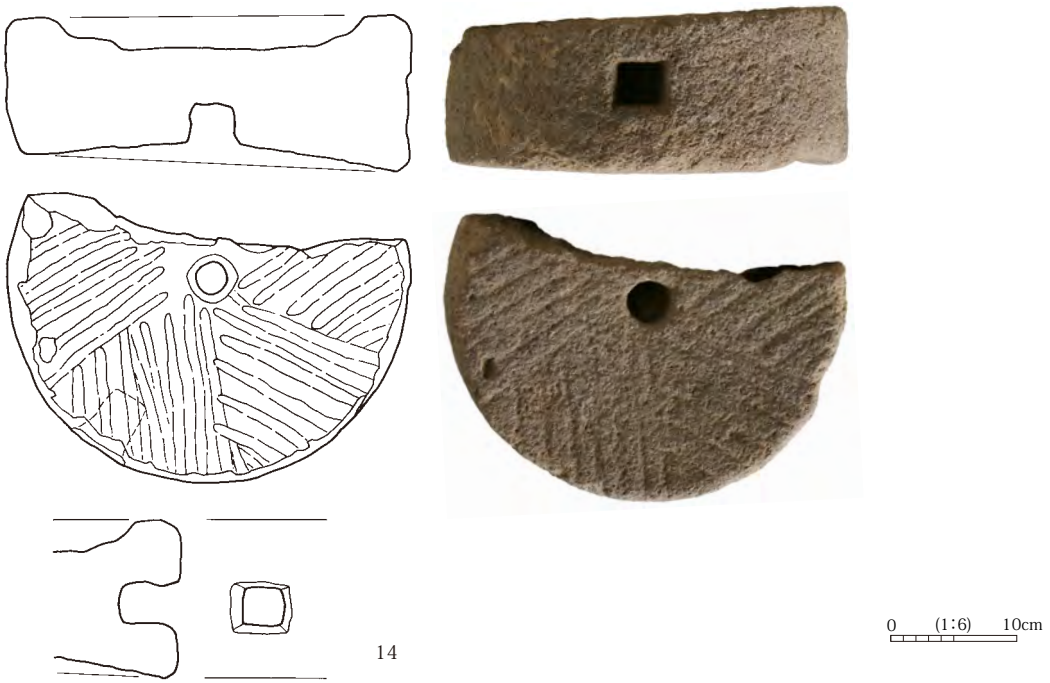

第 87 図　2 号建物跡遺物③

鉄製品他③

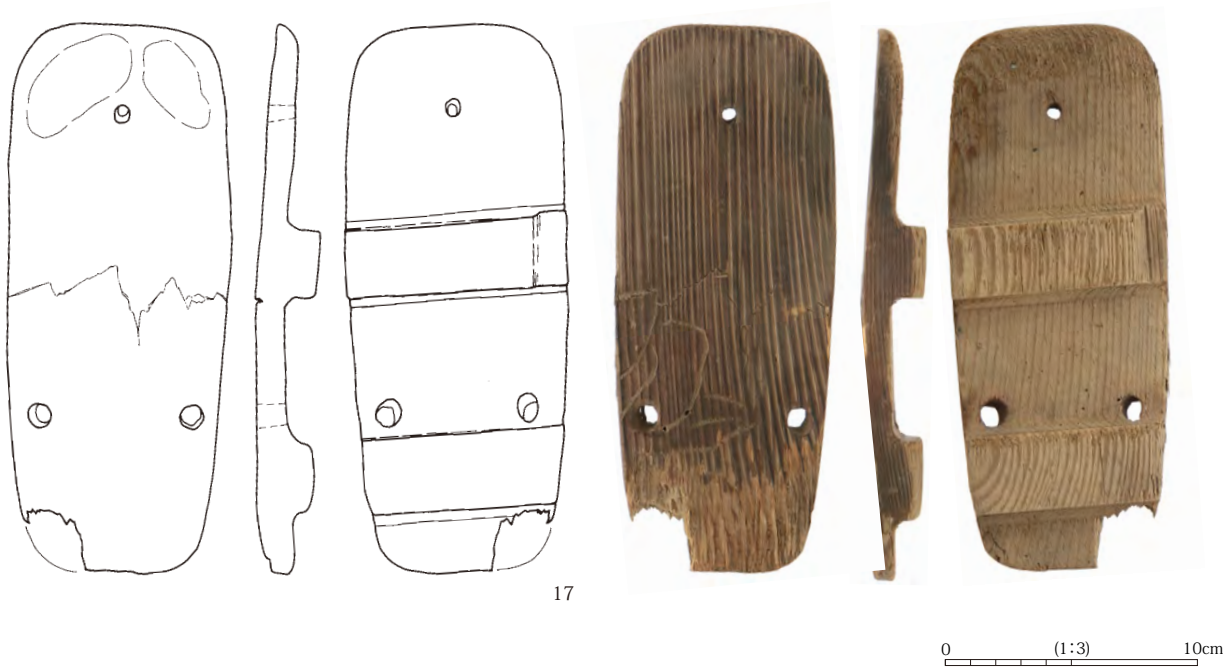

第 88 図　2 号建物跡遺物④

２号建物跡南側石垣裏込内　やきもの

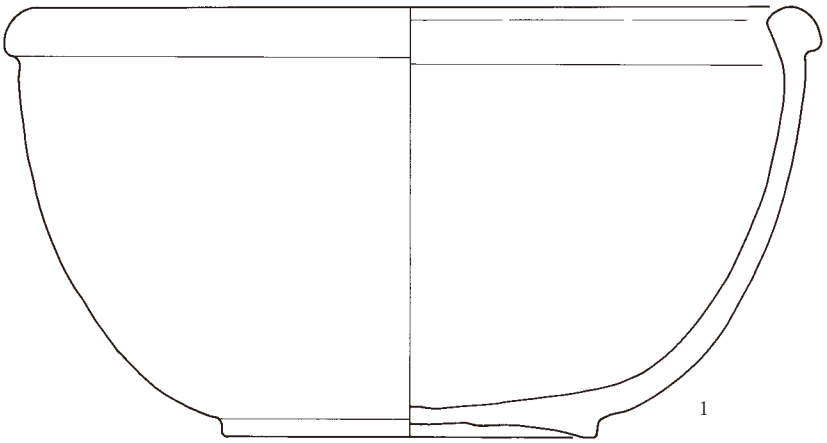

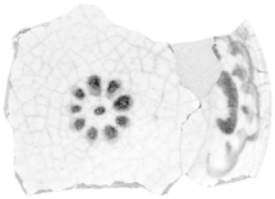

４号建物跡　やきもの

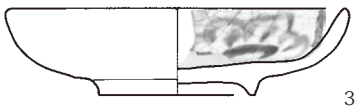

鉄製品他

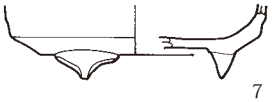

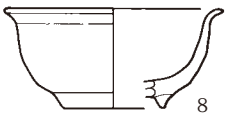

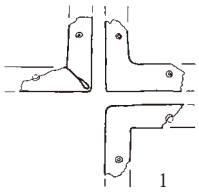

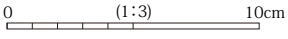

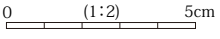

第 89 図　２号建物跡遺物⑤・４号建物跡遺物

やきもの

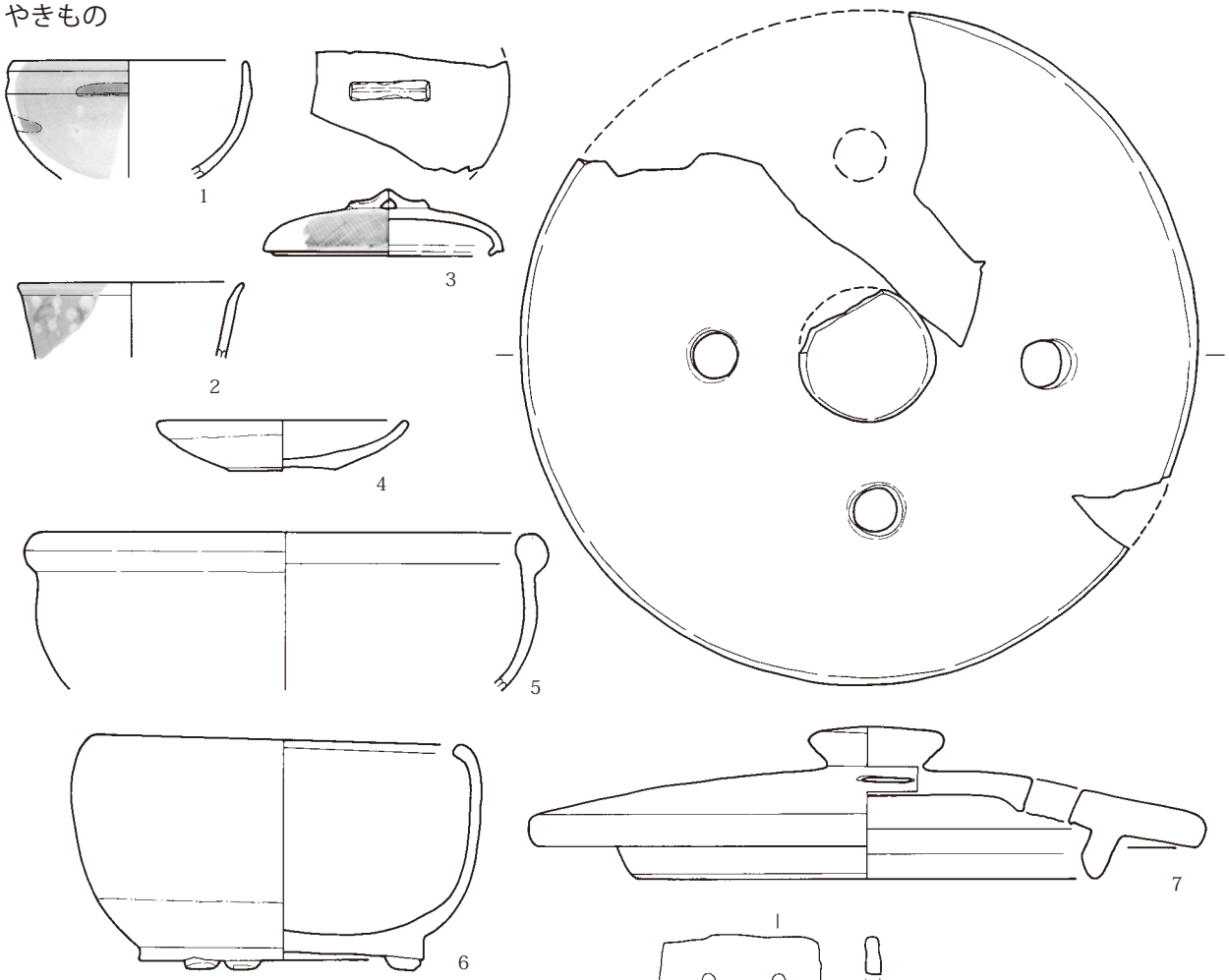

鉄製品他

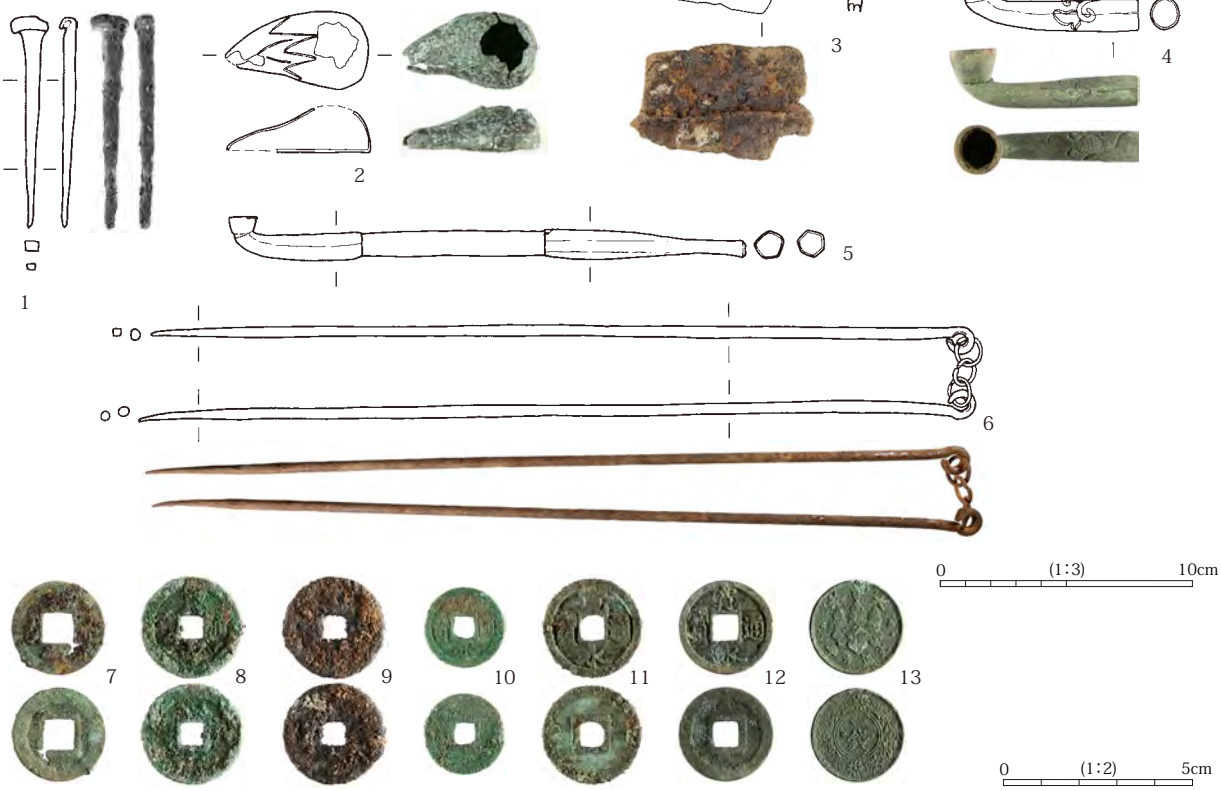

第 90 図　3 号建物跡遺物

5 号建物跡周辺

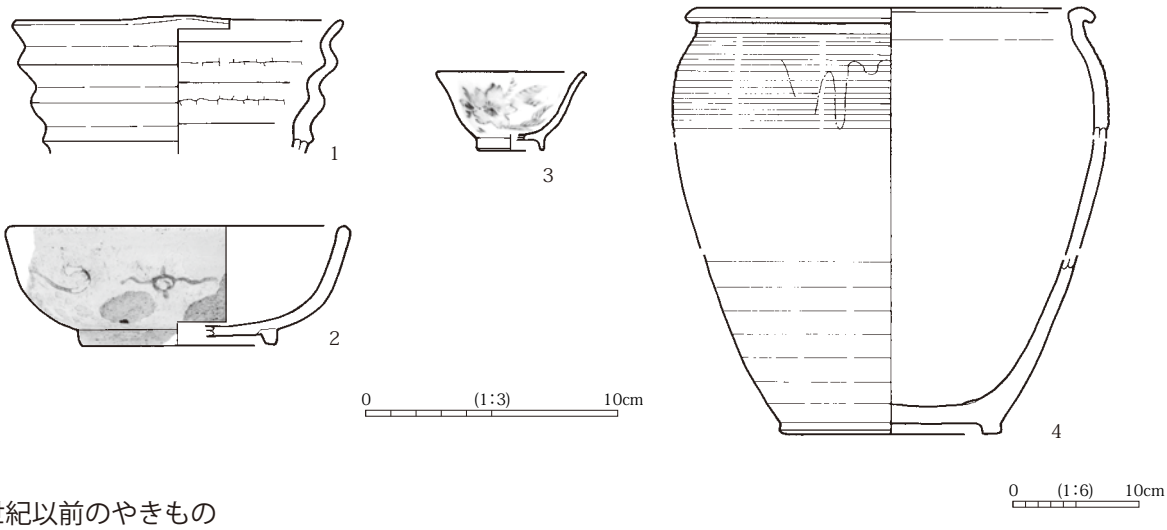

18 世紀以前のやきもの

Ⅰ区

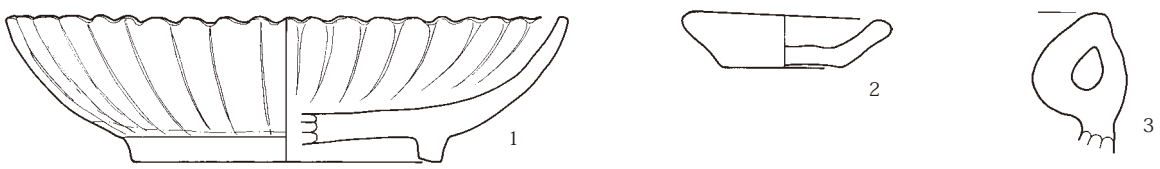

Ⅱ区・Ⅲ区①

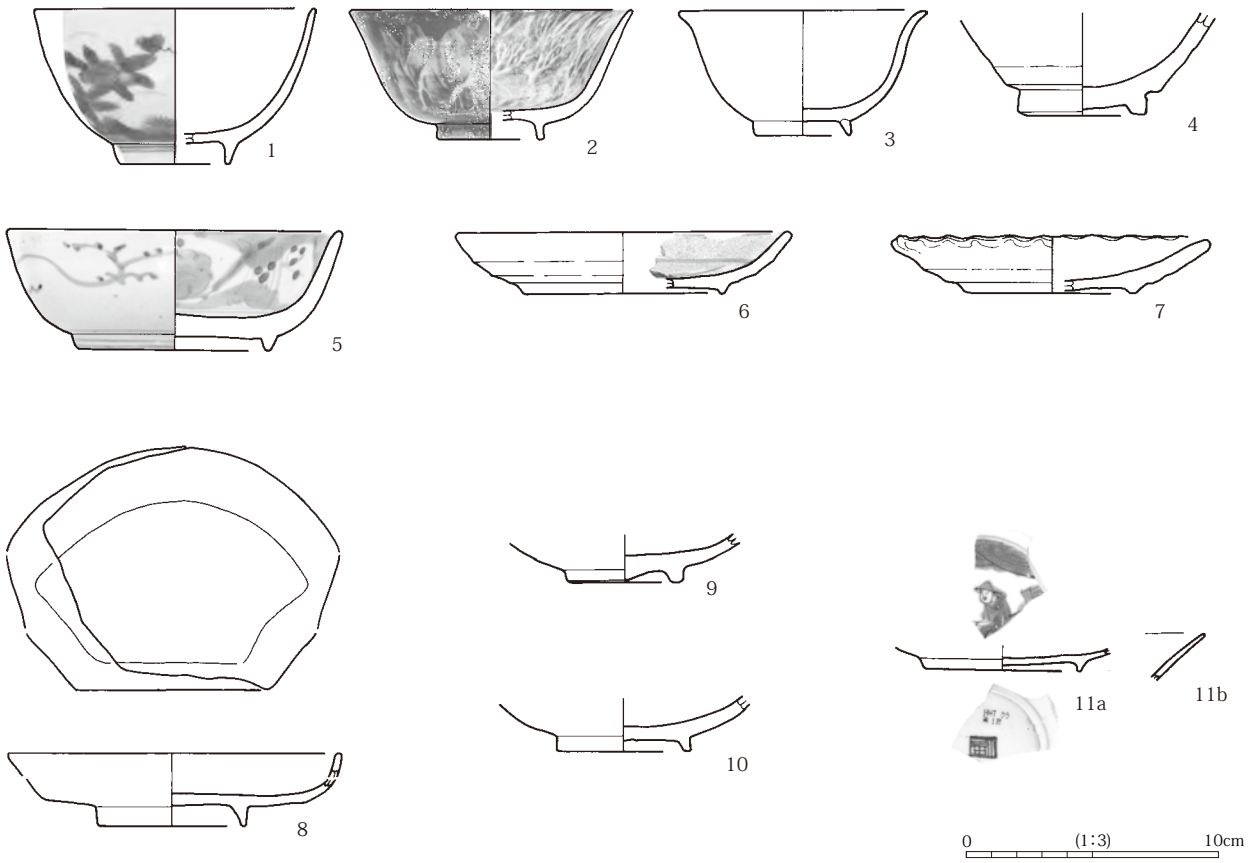

第 91 図　5 号建物跡周辺遺物・18 世紀以前の遺物①

Ⅱ区・Ⅲ区②

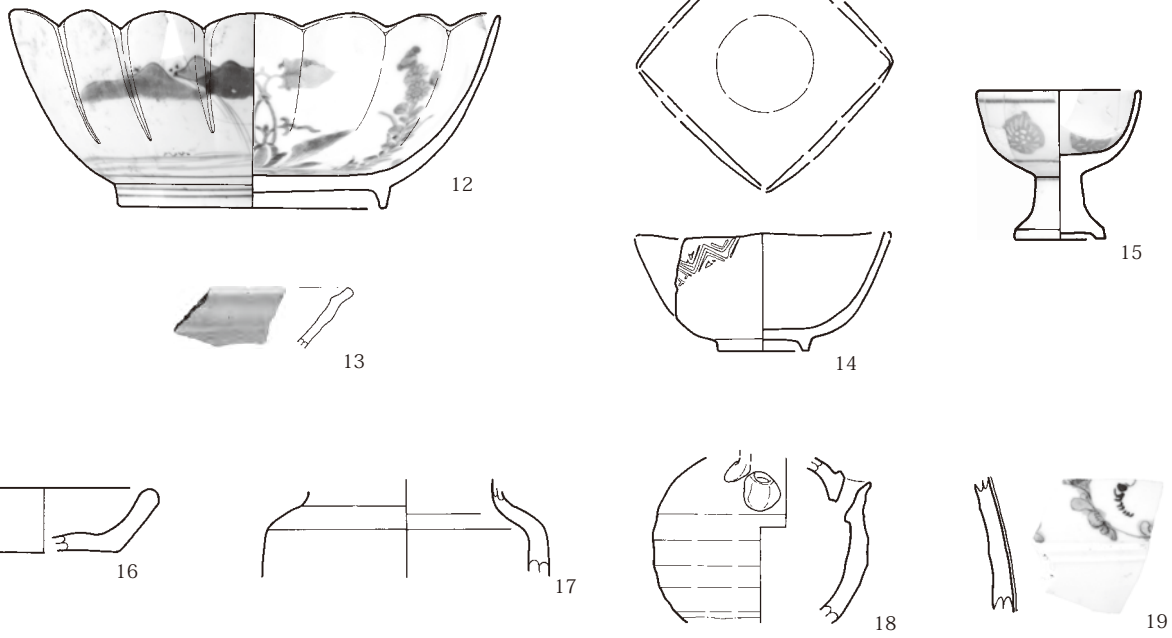

Ⅳ区第１整地層

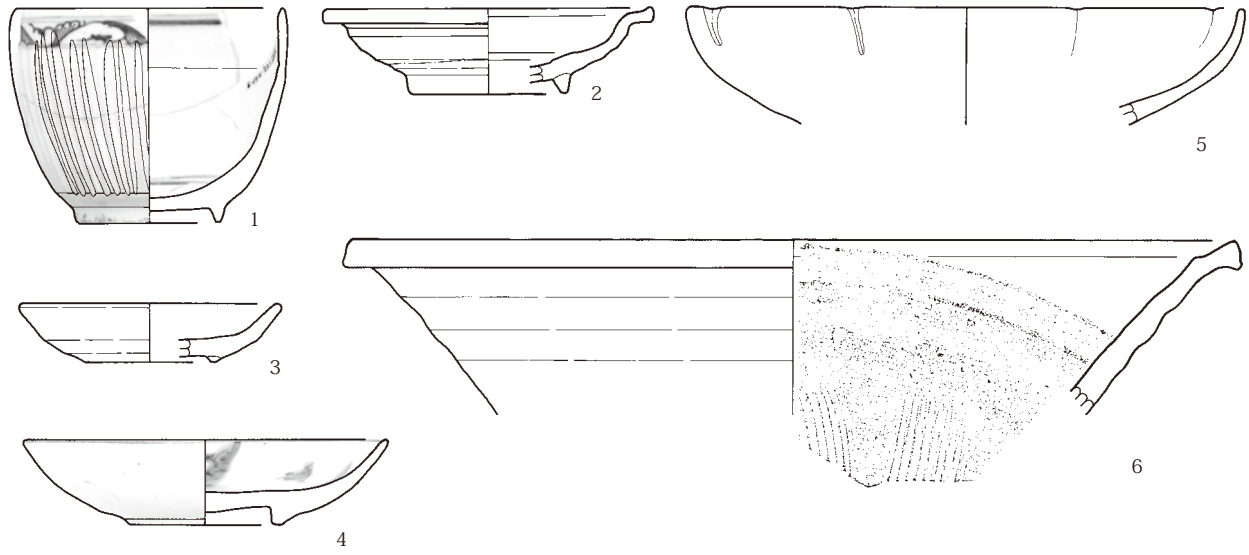

Ⅳ区第２整地層

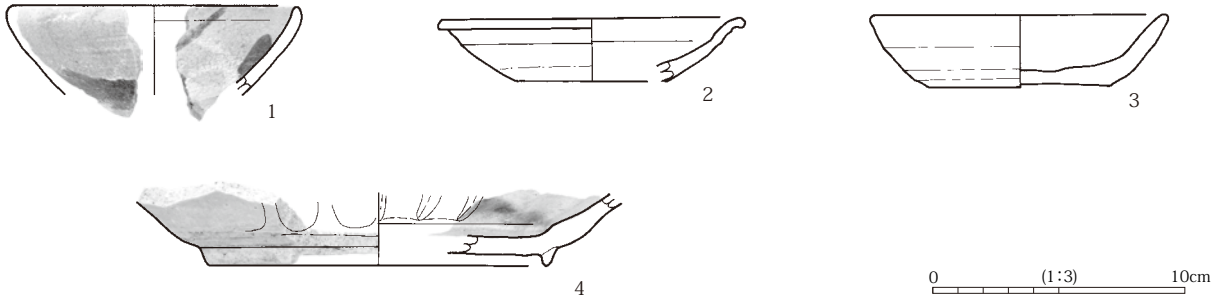

第 92 図　18 世紀以前の遺物②

ガラス製品

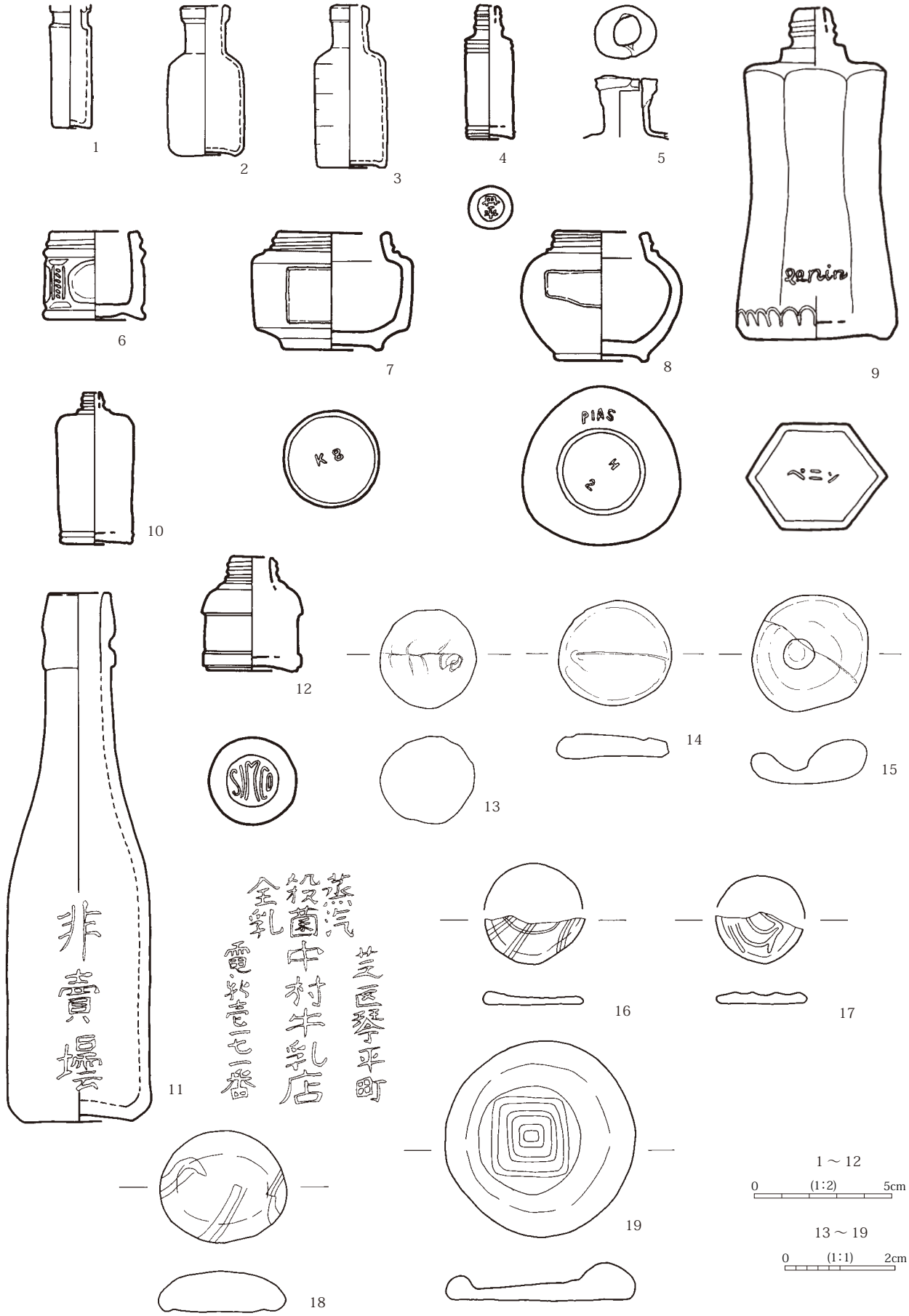

第 93 図　19 世紀後半以降の遺物①

染付草木花文角型便器

20

高遠焼の製糸鍋

21

第 94 図　19 世紀後半以降の遺物②

胴突石

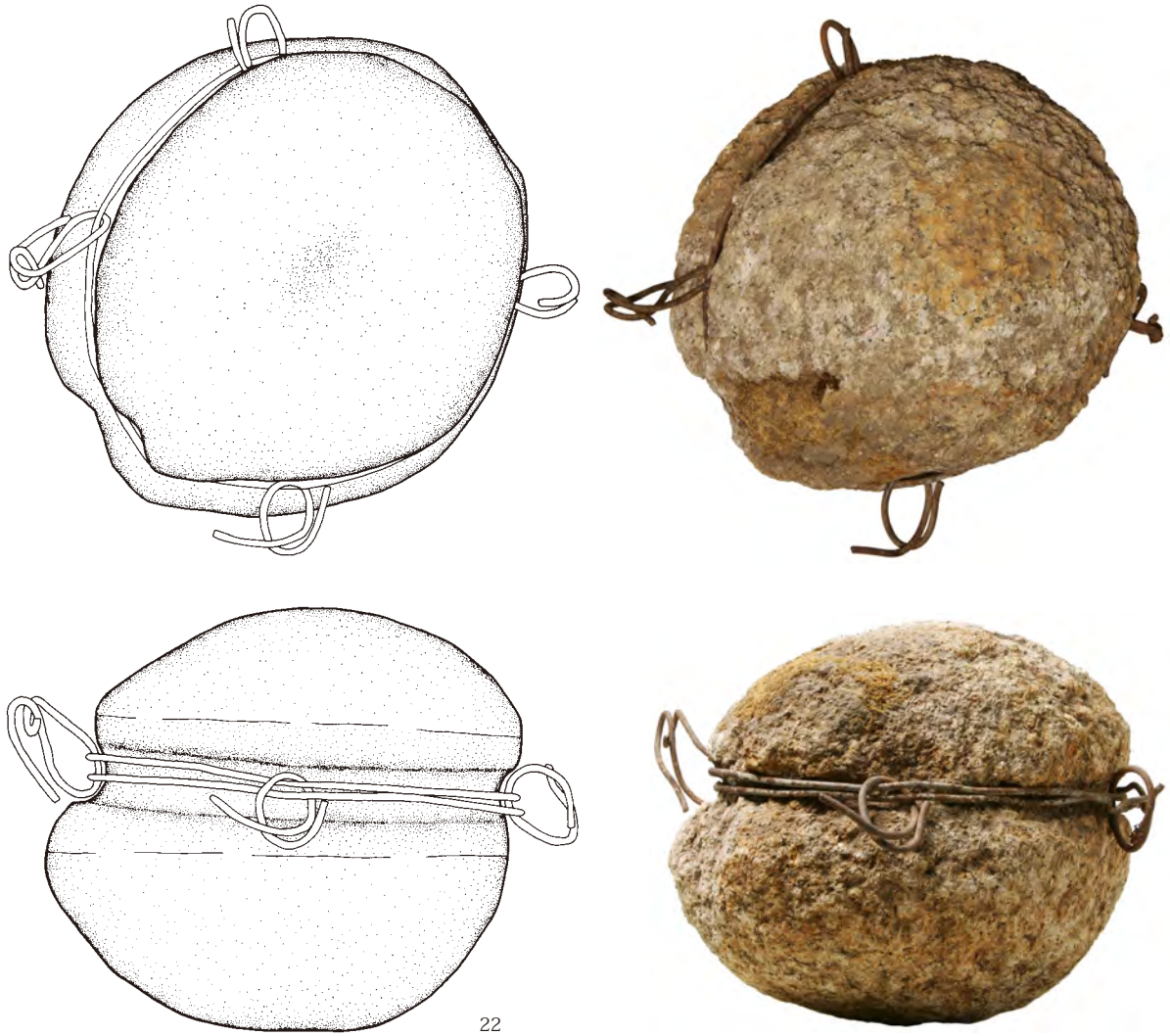

第 95 図　19 世紀後半以降の遺物③

左：Ⅰ区調査前
　　風景
右：Ⅰ区土蔵跡

左：Ⅰ区若宮小路
　　の石垣現況
右：Ⅰ区石列
　　出土状況

左：1 号建物跡
　　曳移転前
　　礎石残存状況
右：1 号建物跡
　　上部硬化面
（白色に反射してい
るのがタタキ部分）

左：1 号建物跡
　　上部硬化面
　　（やりのま付近）
右：1 号建物跡
　　硬化面土層
　　堆積状況
　　（最上部が
　　タタキ）

左：1 号建物跡内
　　1 号ムロ跡
右：1 号建物跡内
　　2 号ムロ跡

左：１号建物跡内
１号埋設容器
（蓋あり）
右：１号建物跡内
１号埋設容器
（蓋なし）

左：１号建物跡内
２・３号埋設
容器出土地点
右：２号埋設容器
上面遺物出土
状況

左：２号埋設容器
右：３号埋設容器

左：１号建物跡庭
全景
右：１号建物跡庭
飛石

左：１号建物跡庭
手洗鉢
右：１号建物跡庭
灯篭

左：１号建物跡庭
　　１号土坑
右：１号建物跡庭
　　スロープ状遺
　　構

左：１号建物跡庭
　　スロープ状遺
　　構側面
右：１号建物跡庭
　　土管列出土状
　　況１

左：１号建物跡庭
　　土管列出土状
　　況２
右：１号建物跡庭
　　若宮小路境の
　　石垣

左：１号建物跡庭
　　蔵跡基礎部
右：Ⅱ区調査前
　　風景

左：１号建物跡庭
　　溝状遺構
右：２号土坑

左：２号建物跡内
　　イロリ
右：２号建物跡内
　　１号コタツ跡

左：２号建物跡内
　　２号コタツ跡
右：２号建物跡内
　　１号便所跡

左：２号建物跡内
　　１号便所跡
　　埋設状況
右：２号建物跡内
　　２号便所跡

左：２号建物跡内
　　３号便所跡
右：２号建物跡内
　　ムロ跡
　　石充填状況

左：２号建物跡内
　　ムロ跡
　　完掘状況
右：２号建物跡内
　　流シ之間内
　　炉跡

左：２号建物跡内
　　被熱面
右：２号建物跡内
　　埋設容器

左：２号建物跡
　　礎石 11
右：２号建物跡
　　礎石 13

左：２号建物跡
　　礎石 17
右：２号建物跡
　　礎石 18

左：２号建物跡
　　礎石 21
右：２号建物跡庭

左：２号建物跡溝
右：２号建物跡
　　石垣

左：Ⅳ区２面
４号建物跡
石列 A
右：Ⅳ区２面
４号建物跡
石列 B

左：Ⅳ区２面
石列 C
右：４号建物跡内
ムロ跡
石充填状況

左：４号建物跡内
ムロ跡
完掘状況
右：Ⅳ区２面
井戸跡

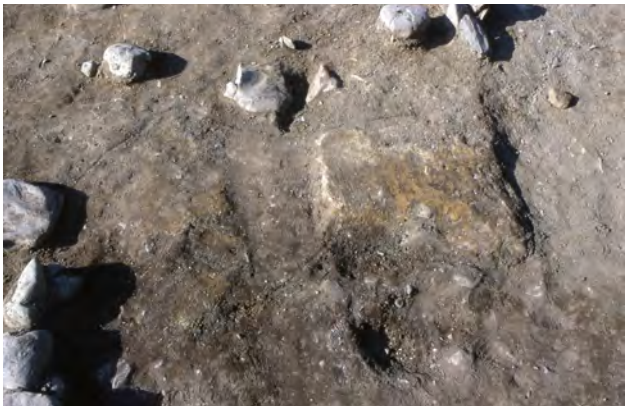

左：Ⅳ区２面
１号被熱面
右：Ⅳ区２面
２号被熱面

左：Ⅳ区２面
敷地境の石列
検出状況
右：Ⅳ区２面
敷地境の石列

左：３号建物跡内
　　土間
右：３号建物跡内
　　土間被熱面

左：３号建物跡内
　　イロリ跡
右：３号建物跡内
　　１号コタツ跡

左：３号建物跡内
　　２号コタツ跡
右：３号建物跡内
　　便所跡

左：３号建物跡内
　　１号ムロ跡
右：３号建物跡内
　　２号ムロ跡

左：３号建物跡内
　　埋設容器
右：３号建物跡庭

左：５号建物跡
　　検出状況
右：５号建物跡内
　　１号ムロ跡

左：５号建物跡内
　　２号ムロ跡
右：５号建物跡内
　　３号ムロ跡

左：若宮小路
　　（Ⅴ区）現況
右：若宮小路
　　調査風景

若宮小路石垣

土管

金属器他

１号便所跡大甕（14）

１号便所跡大甕（15）

金属器他

２号建物跡・銭貨

４号建物跡やきもの

やきもの

金属器他

報告書抄録

ふりがな	こくほどうろかいちくじぎょう　いっぱんこくどう 152 ごう　いなしたかとおバイパスかんれん　けんぽうきゅうましまけじゅうたくあとていえんせいびかんれん　まいぞうぶんかざいはっくつちょうさほうこくしょ　いなしない
書名	国補道路改築事業　一般国道 152 号　伊那市高遠バイパス関連　県宝旧馬島家住宅跡庭園整備関連　埋蔵文化財発掘調査報告書　伊那市内
副書名	東高遠若宮武家屋敷遺跡
シリーズ名	長野県埋蔵文化財センター発掘調査報告書
シリーズ番号	83
編著者名	吉澤政己　大澤佳寿子　廣田和穂
編集機関	（財）長野県文化振興事業団　長野県埋蔵文化財センター
所　在　地	〒 388 － 8007　長野県長野市篠ノ井布施高田 963 － 4　Tel：026 － 293 － 5926
発行年月日	2008 年（平成 20 年）3 月 20 日

所収遺跡名	所在地		市町村コード	北　緯 °　′　″	東　経 °　′　″	調査期間	調査面積	調査原因
	住所	遺跡番号						
ひがしたかとおわかみや 東高遠若宮 ぶけやしきいせき 武家屋敷遺跡	ながのけん 長野県 いなし 伊那市 たかとおまち 高遠町 ひがしたかとお 東高遠 2072-1 他	425	202096	35 度 50 分 10 秒 新測地	138 度 3 分 39 秒 新測地	2004. 10. 25 ～ 12. 13 2005.　9. 20 ～ 12.　7 2006.　8.　1 ～ 11.　9	700 ㎡ 650 ㎡ 1060 ㎡	国道 152 号高遠ﾊﾞｲﾊﾟｽ県宝旧馬島家住宅庭園整備に伴う事前調査

所収遺跡名	立　地	種　別	主な時期	主な遺構	主な遺物	特記事項
東高遠若宮武家屋敷遺跡	藤沢川左岸の河岸段丘上	武家屋敷跡	江戸後期	建物跡 5 棟 庭園跡 3 箇所 井戸　1 箇所	陶器・陶磁器・刀装具・小柄・釘・寛永通寶・文久永寶・戦前のガラス製品	江戸後期の高遠藩家臣の実名が分かる建物跡

要　約：調査対象地は江戸時代の武家屋敷区画であり、絵図面により屋敷割がある程度推測できる場所であった。このため発掘調査で武家屋敷の建物跡や敷地の利用状況が把握できるかが課題となった。発掘により上・下 2 枚の整地面を検出したが、両面とも 18 世紀末～ 19 世紀代前半の陶磁器が出土し、当該期に少なくとも 2 回建物が作られたことが判明した。特に 19 世紀前半代に比定される第 1 整地層は調査区のほぼ全域で確認され、上面で検出された礎石や硬化面は現存建物まで利用されていたことも判明した。

このほか江戸時代の習俗解明に良好な資料も出土した。3 軒の建物跡の土間では、整地面下において胞衣を埋納した可能性のある容器が出土した。また建物の整地面下に籾を入れて合わせ口にした灯明皿が埋設される事例や、便所跡の近くで銭が集中出土する事例なども認められた。

長野県埋蔵文化財センター発掘報告書 83

国補道路改築事業 一般国道152号 伊那市高遠バイパス関連
県宝旧馬島家住宅跡庭園整備関連
埋蔵文化財発掘調査報告書

―伊那市内―

東高遠若宮武家屋敷遺跡

発　行　　平成 20 年（2008）3 月 20 日
発行者　　長野県伊那建設事務所
伊那市教育委員会
（財）長野県文化振興事業団
長野県埋蔵文化財センター
〒 388-8007 長野市篠ノ井布施高田 963-4
Tel 026 - 293 - 5926
Fax 026 - 293 - 8157
E-mail　maibun@grn.janis.or.jp